

議 会 定 例 会 会 議 録

平成 3 0 年 2 月 2 8 日

岩 出 市 議 会

議事日程（第1号）

平成30年2月28日

開 会	午前9時30分
日程第1	会議録署名議員の指名
日程第2	会期の決定
日程第3	諸般の報告
日程第4	市長の施政方針
日程第5	議案第1号 岩出市男女共同参画プラン策定委員会条例の一部改正について
日程第6	議案第2号 岩出市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部改正について
日程第7	議案第3号 岩出市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
日程第8	議案第4号 職員の給与に関する条例の一部改正について
日程第9	議案第5号 岩出市臨時的任用職員の給与等に関する条例の一部改正について
日程第10	議案第6号 岩出市税条例の一部改正について
日程第11	議案第7号 岩出市都市計画税条例の一部改正について
日程第12	議案第8号 岩出市国民健康保険税条例の一部改正について
日程第13	議案第9号 岩出市手数料徴収条例の一部改正について
日程第14	議案第10号 岩出市国民健康保険事業運営基金条例の一部改正について
日程第15	議案第11号 岩出市教育支援委員会条例の一部改正について
日程第16	議案第12号 岩出市立学校通学区域検討協議会条例の制定について
日程第17	議案第13号 岩出市自殺対策連絡協議会条例の制定について
日程第18	議案第14号 岩出市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
日程第19	議案第15号 岩出市国民健康保険条例の一部改正について
日程第20	議案第16号 岩出市介護保険条例の一部改正について
日程第21	議案第17号 岩出市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について
日程第22	議案第18号 岩出市都市公園条例の一部改正について
日程第23	議案第19号 岩出市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
日程第24	議案第20号 平成29年度岩出市一般会計補正予算（第5号）

日程第25	議案第21号	平成29年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
日程第26	議案第22号	平成29年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第4号）
日程第27	議案第23号	平成29年度岩出市下水道事業特別会計補正予算（第3号）
日程第28	議案第24号	平成29年度岩出市水道事業会計補正予算（第2号）
日程第29	議案第25号	市道路線の認定について
日程第30	議案第26号	平成30年度岩出市一般会計予算
日程第31	議案第27号	平成30年度岩出市国民健康保険特別会計予算
日程第32	議案第28号	平成30年度岩出市介護保険特別会計予算
日程第33	議案第29号	平成30年度岩出市後期高齢者医療特別会計予算
日程第34	議案第30号	平成30年度岩出市下水道事業特別会計予算
日程第35	議案第31号	平成30年度岩出市墓園事業特別会計予算
日程第36	議案第32号	平成30年度岩出市水道事業会計予算

開会

(9 時30分)

○吉本議長 おはようございます。

議場内では録音に支障を来すため、携帯電話の電源をお切りください。

ただいまから、平成30年第1回岩出市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議に、上野耕志議員は病気のため欠席の届け出がありましたので、ご報告申し上げます。

本日の会議は、会議録署名議員の指名、会期の決定、諸般の報告、市長の施政方針、議案第1号から議案第32号までの議案32件につきましては、提案理由の説明です。

~~~~~○~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○吉本議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、玉田隆紀議員及び奥田富代子議員の両名を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第2 会期の決定

○吉本議長 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から3月23日までの24日間とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○吉本議長 ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から3月23日までの24日間と決しました。

~~~~~○~~~~~

日程第3 諸般の報告

○吉本議長 日程第3 諸般の報告を行います。

本定例会に説明員としての出席者の職、氏名は、配付の写しのとおりであります。

次に、本定例会に市長から提出のありました議案等は、配付のとおり議案32件と報告1件であります。

次に、平成29年第4回定例会から平成30年第1回定例会までの会務の概要は、配付の議長報告書のとおりであります。

次に、平成29年度市議会議長会関係について、事務局から報告させます。

○事務局 市議会議長会関係について、報告いたします。

平成30年1月24日水曜日、奈良県の橿原ロイヤルホテルで近畿市議会議長会第3回理事会が開催され、議長が出席いたしました。

主な内容は、開会式に引き続き、新任議長等の紹介が行われました。その後、会務報告、会長提出議案の審議、平成30年度近畿市議会議長会及び全国市議会議長会の役員割り当て、第83回近畿市議会議長会定期総会の日程及び今後の本会会議日程について協議を行いました。

最後に、次期理事会開催当番市である城陽市議会議長の挨拶が行われ、近畿市議会議長会第3回理事会が閉会いたしました。

次に、1月29日月曜日、海南市議会で平成29年度和歌山県市議会議長会第3回総会が開催され、正副議長が出席いたしました。主な内容は、開会式に引き続き、平成29年度永年勤続職員1名の表彰が行われ、その後、海南市議会議長の進行で議事が進められました。

最初に、平成29年10月30日から平成30年1月28日までの会務報告があり、その後、平成30年度役員市の内定について協議を行い、和歌山県市議会議長会会長、近畿市議会議長会支部長、全国市議会議長会理事に和歌山市、和歌山県市議会議長会副会長、近畿市議会議長会理事、全国市議会議長会評議員に田辺市と橋本市、和歌山県市議会議長会幹事に新宮市と有田市、全国市議会議長会地方行政委員に岩出市、全国市議会議長会共済会代議員に岩出市と紀の川市、全国広域連携市議会協議会相談役に海南市、全国広域連携市議会協議会理事に御坊市と紀の川市、自治体病院経営都市議会協議会理事に橋本市と田辺市、石油基地防災対策都市議会協議会会長に有田市、全国高速自動車道市議会協議会理事に新宮市の内定を行いました。

その後、和歌山市議会から和歌山県市議会議長会会則の一部改正議案が提案され、全会一致で可決いたしました。

最後に、平成30年度和歌山県市議会議長会第1回総会の開催市と期日について協議を行い、開催市につきましては有田市で、期日は平成30年5月18日金曜日に開催することを決定し、平成29年度和歌山県市議会議長会第3回総会を閉会いたしました。

次に、2月5日月曜日、東京都千代田区の都市センターホテルで、全国高速自動車道市議会協議会第44回定期総会が開催され、議長が出席いたしました。

主な内容は、開会式に引き続き、国土交通省石川道路局長から、「高速道路を取

り巻く最近の情勢について」と題して説明が行われました。

引き続いて、新規加盟市の紹介の後、平成29年2月3日から平成30年2月5日までの事務報告、平成28年度会計決算、平成30年度活動方針案、平成30年度会議要望活動日程案及び平成30年度予算案について協議を行いました。

その後、役員改選及び相談役の委嘱が行われ、最後に、高速道路建設整備促進等に関する決議を採択して、全国高速自動車道市議会協議会第44回定期総会が閉会されました。

次に、2月13日火曜日、東京都千代田区のホテルルポール麹町で、全国市議会議長会第161回建設運輸委員会が開催され、議長が出席いたしました。

主な内容は、開会式に引き続き、国土交通省大臣官房、海谷会計課長から、「平成30年度国土交通省予算の概要について」また、内閣府政策統括官付、黒田参事官から、「平成30年度内閣府防災関係予算の概要について」と題して説明が行われました。

引き続いて、平成29年5月24日から平成30年2月13日までの事務報告がありました。

その後、平成29年度本委員会要望結果の概要及び次年度委員会への申し送り事項並びに今後の運営について協議を行い、原案どおり可決後、全国市議会議長会第161回建設運輸委員会が閉会されました。

次に、2月15日木曜日、東京都千代田区の都市センターホテルで、全国市議会議長会第104回評議員会が開催され、議長が出席いたしました。

主な内容は、開会式に引き続き、安田総務事務次官から、「地方行政の課題」と題して説明が行われました。

引き続いて、平成29年11月8日から平成30年2月15日までの一般事務報告があり、その後、地方行政委員会ほか6委員会から委員長の報告がありました。

その後、平成30年度全国市議会議長会一般会計予算外2予算について協議を行い、原案どおり可決いたしました。

その後、厚生年金への地方議会議員の加入についての現状説明が行われ、全国市議会議長会第104回評議員会が閉会されました。

以上です。

○吉本議長 以上で、諸般の報告を終わります。

~~~~~○~~~~~

日程第4 市長の施政方針

○吉本議長 日程第4 市長の施政方針を行います。

市長。

○中芝市長 皆様、おはようございます。

残寒の候、議員の皆様には、ますますご健勝にてご活躍のこととお喜びを申し上げます。

また、平素は、岩出市発展のため、市行政全般にわたり、種々格別のご支援とご協力を賜り、深く感謝を申し上げます。

本日、平成30年第1回岩出市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては、何かとご多忙のところ、ご出席をいただき、開会できますことに厚くお礼を申し上げます。

本定例会に上程しております平成30年度一般会計当初予算案を初めとする諸案件のご審議をいただくに当たり、市政運営における所信の一端と新年度における主な施策の概要を申し上げます。

我が国の経済は、雇用・所得環境の改善が続く中で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待されているものの、海外経済の不確実性や金融資本市場の変動の影響に留意を要する状況となっています。

また、和歌山県内経済も、持ち直しているというものの、引き続き動向を注視していく必要があります。

このような状況の中、第2次長期総合計画後期基本計画及びまち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、計画的にまちづくりを進めており、地方創生を軌道に乗せるため、さらなる地域の特性を生かした施策により地域の発展と活性化を進めるとともに、引き続き市の将来像である「活力あふれるまち ふれあいのまち」の実現に向け、健全財政の堅持を財政運営の軸として、平成30年度予算の編成に取り組んでまいりました。

歳入においては、公平・平等な課税と徴収率の向上による市税の確保を初め、国・県補助金の活用など、また、歳出においては、徹底したコスト意識を持つとともに、事業の目標・目的の再検証を行い、防災・災害対策、浸水対策、下水道整備、観光振興及び学力向上に重点を置いた予算を計上しており、平成30年度の一般会計予算案は164億9,550万円で、防災・災害対策事業などの普通建設事業で増加要因があったため、対前年度比8.4%増となりましたが、特別会計などを含めた総予算額は305億3,626万5,000円で、対前年度比0.5%の減であります。

なお、現在、国において、平成30年度予算案が審議されているところであり、市

の予算編成時において、国・県の方針が明確でない点もあることから、必要に応じ補正予算の対応も必要かと考えております。

続いて、主な施策の概要について申し上げます。

まず、地方創生関係についてであります。まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、観光分野を軸にさまざまな施策を講じているところでありますが、平成29年度いわでもよいよい推進事業「ねごろ歴史の丘」観光拠点整備事業として、地方創生拠点整備交付金の活用により、道の駅ねごろ歴史の丘に、物品販売所、トイレ、休憩施設等を建設し、昨年12月24日にグランドオープンいたしました。

今後は、岩出市の観光振興の拠点施設として、市内の観光関連事業者と連携を図り、観光まちづくりのために積極的な活用を図るとともに、県外からのツアー客誘導のため、旅行代理店やバス事業者などを中心に、プロモーション活動を積極的に行い、観光振興を通じて、交流人口の増と地域活性化に取り組んでまいります。

次に、第32回全国健康福祉祭和歌山大会についてであります。和歌山県では、平成27年度に開催した紀の国わかやま国体・大会に続く全国規模のイベントとして、平成31年度に第32回全国健康福祉祭和歌山大会（ねんりんピック紀の国わかやま2019）を開催する予定であります。

本市におきましては、ペタンク競技の実施を予定しており、平成30年度はリハール大会を開催するとともに、本大会の準備を進めてまいります。

次に、防災対策についてであります。住民の自助・共助の意識高揚を図るため、毎年開催している地域防災訓練を10月28日に、市内7会場にて実施する計画であります。市民の皆様が多数参加いただけるよう、訓練内容の充実を図ってまいります。

また、船山地区に、非常食等の備蓄倉庫を備えた避難所の建設をするとともに、新たな同報系デジタル防災行政無線設備の整備に着手し、非常事態発生に備えての対応に取り組んでまいります。

また、住宅の耐震化促進事業につきましては、南海トラフを震源地とする大規模地震などの震災に対し、住宅の安全性の向上を図り、地震に強いまちづくりを進めるため、引き続き耐震診断や耐震改修等に対する補助を実施するとともに、住宅耐震化の促進のため、さらなるPRに努めてまいります。

次に、子育て支援施策についてであります。次代を担う子供たちが心身ともに健やかに育つよう、引き続き岩出市子ども・子育て支援事業計画に基づき、子育て支援施策を実施しているところで、今年度は、保育の着実な実施と子育て支援サービスの充実、児童虐待防止対策を重点施策として、待機児童の解消、学童保育事業

や養育訪問指導事業の充実等に取り組んでまいります。

また、平成31年度の子育て世代包括支援センター設置に向け、よりよい子育て支援サービスの提供を目指し、準備をしてまいります。

また、母子保健事業につきましては、安心して子供を産み育てる環境をつくるため、母子の健康保持・増進、病気の予防や早期発見、乳幼児虐待予防など、妊娠・出産期からの切れ目のない継続的な支援を行うとともに、子供を持つことを望む夫婦の不妊治療の経済的負担を軽減し、不妊治療を受けやすくすることを目的に、不妊治療費助成事業も行っておりまいります。

次に、健康づくり施策についてであります。日本人の死亡原因の第1位であるがんについて、その早期発見と早期治療により、がん死亡率を減少させるため、各種がん検診事業を実施しているところで、引き続き受診率向上のために、受診勧奨及び周知・啓発に努めるとともに、精密検査の受診率の向上にも取り組んでまいります。

なお、本市の健康づくりの目指すべき方向を示す岩出市健康づくり計画の見直しも行っておりまいります。

次に、国民健康保険につきましては、現在、市町村がそれぞれ保険者となり運営していますが、平成30年4月から、県と市町村がともに共同保険者となって制度を担うこととなります。

市の主な役割は、引き続き保険税率の決定、賦課・徴収、資格異動の管理、被保険者証の交付、各種届け出や申請の受け付け、保健事業などであります。

この中で、保健事業においては、今年度策定するデータヘルス計画に基づき、特定健診や人間ドック、脳ドック事業などの健診事業等を効率的かつ効果的に推進し、市民の健康意識の向上や疾病予防等に取り組み、国保制度の安定的な運営に努めてまいります。

次に、地域福祉施策及び高齢者福祉施策についてであります。岩出市地域福祉計画の基本理念である「みんなで支え合い安心して暮らせる笑顔のいわで」の実現に向け、住民同士が支え合い、助け合う関係づくりを進めるとともに、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯が増加する中、各種高齢者施策の充実や高齢者を支える地域の支え合いの体制づくりを推進してまいります。

また、今後、増加が見込まれる、認知症高齢者の方とその家族を地域全体で支援する体制の整備は急務であり、本年2月に設置しました認知症初期集中支援チームにおいて、認知症サポート医を初めとした、医療・福祉の専門職がチームを組んで、

認知症の方とその家族を支援し、早期診断等の早期対応に取り組んでまいります。

次に、介護保険についてであります。団塊の世代の方々が、全て後期高齢者となる2025年を見据えた介護サービスの見込み量等について、介護保険事業計画等策定委員会において審議を重ね、平成30年度から平成32年度までを期間とする第7期高齢者福祉計画・介護保険事業計画を策定し、その中に、地域包括ケアシステム構築の推進に向けた施策を盛り込んでいます。

この計画に基づき、必要とする給付費の見込みから、第7期介護保険料を設定し、介護保険条例の一部改正について、今議会に議案を上程しておりますので、ご承認賜りますようお願いをいたします。

次に、生活保護についてであります。適正実施のため、多様化する被保護世帯の状況等を踏まえ、きめ細かなケースワーク活動により、実情に即した援助を行い、稼働能力のある被保護者には適切な就労指導を行うなど自立助長に努めるとともに、自立相談支援事業の実施により、生活保護に至る前の生活困窮者の早期自立につなげてまいります。

人権施策につきましては、岩出市人権施策基本方針に基づき市民一人一人の人権が尊重され、心安らかに、住みよい豊かな生活を市民が享受できる社会の実現に向け、地域に根差した人権教育・啓発活動を推進するとともに、人権相談業務を継続して実施してまいります。

特に、部落差別の解消につきましては、部落差別の解消の推進に関する法律の基本理念に基づき、相談体制の充実や教育啓発をより一層進めてまいります。

次に、障害者施策についてであります。第2期岩出市障害者計画及び現在策定中の第5期岩出市障害福祉計画・第1期岩出市障害児計画に基づき、全ての市民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しながら共生する社会の実現を目指し、充実を図ってまいります。

なお、自殺対策につきましては、自殺対策基本法に基づき、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指し、自殺対策計画を策定するため、（仮称）岩出市自殺対策連絡協議会の設置についての議案を上程しておりますので、ご承認賜りますようお願いをいたします。

次に、ごみの減量化についてであります。ごみの減量と分別の徹底のため、排出された家庭系可燃ごみ袋の実態調査見学会や、小学校への出前授業など、見える啓発を継続して行っていることにより、家庭系可燃ごみの排出量は、一定の減量が図られていますが、さらなる減量化への取り組みが必要であり、新たに食品ロス対

策として、3010運動など食品廃棄の抑制を強化するとともに、集団資源回収事業など、ごみ減量化に取り組む方々への支援を引き続き推進してまいります。

また、リサイクル工房においては、家具類等の取り扱いを新たに行うことにより、粗大ごみの減量化にも引き続き取り組んでまいります。

次に、道路整備についてであります。交通安全対策事業の歩道設置事業として、市道山西国分線、通称農免道路の住吉川渡河部及び川尻地区で設置工事を行い、水栖地区及び西国分地区において用地取得を行います。また、新規箇所として中黒地区、赤垣内・曾屋地区及び水栖交差点付近において、測量設計業務等に取り組んでまいります。

交差点改良事業につきましては、市道相谷中島線と市道山西国分線との交差点及び市道西国分8号線と国道24号との交差点で改良工事を行い、また、市道山西国分線と県道新田広芝岩出停車場線との交差点は、歩道設置事業と並行して改良工事を行うことにより、交通渋滞対策に取り組んでまいります。

また、生活道路の環状化事業についてですが、家屋が多いにもかかわらず円滑に対面通行できる道がなく、日常生活に支障を来している地域において、新設道路の整備を進め、地域の利便性向上だけでなく、災害や緊急時に備えるため、市道金屋荊本線の予備設計を行うとともに、市道西野備前2号線及び市道北大池6号線の用地取得にも取り組んでまいります。

次に、浸水対策についてであります。新たに吉田地区の対策として、市道東山下中島線にかかる新音橋が、六箇井用水路のボトルネックになっていることから、対策事業に取り組んでまいります。

今後も、農林水産省の国営総合農地防災事業や、国土交通省の岩出狭窄部対策事業、また県河川の改修等、国や県の事業と連携を図り、市内の浸水対策事業を効率的、効果的に実施してまいります。

次に、下水道事業についてであります。トイレの水洗化による生活環境の改善、公共用水路の水質保全を図るため、計画的に下水道整備を進めているところであり、平成29年度末の下水道普及率は35.9%となる見込みで、平成30年度は、市内66ヘクタールの整備を進めてまいります。

また、平成32年度の地方公営企業法適用に向け、下水道事業の経営状況を明確にしていく必要があるため、効率的な管路整備を進めるとともに、安定的な事業運営のため、供用開始区域内の皆様に、早期に接続していただくよう啓発活動に努め、より一層の普及促進に努めてまいります。

次に、水道事業についてであります。昨今の節水意識の向上や節水機器の普及により、給水戸数に比べて給水量は減少傾向にあり、今後も給水収益の減少が予測される中、給水コストの削減と有収率の向上を図るための諸施策を講じてまいります。

中でも、市民の皆様に安心・安全な水を今後も安定的に供給していくためには、老朽化した管路・施設の更新に多額の投資が必要となることから、昨年度に策定した中長期的な更新計画に基づき、投資の平準化と更新費用の縮減を図ることにより、今後も引き続き健全経営に取り組んでまいります。

次に、教育委員会関係についてであります。学校教育においては、最重点目標を児童生徒の学力向上と捉え、その根幹となる確かな学力、豊かな心、健やかな体を兼ね備えた児童生徒の育成に努めてまいります。

児童生徒の学力の状況については、全国学力・学習状況調査や岩出市テスト、和歌山県学習到達度調査等により、切れ目なく継続的に把握・分析し、低学力層の底上げを中心に、児童生徒一人一人の学力を保障するよう、徹底して取り組んでまいります。

また、学力の向上には、学校だけでなく児童生徒を取り巻く地域や家庭も含めて、多面的・多角的な取り組みを総合戦略的に実施する必要があります。そのため、地域の方々や学識経験者等が、学校運営に参画するコミュニティスクールを立ち上げ、平成30年度は、先行的に根来小学校と山崎北小学校で実施し、平成31年度からは、全ての小中学校で実施する予定であります。

次に、生涯学習分野では、生涯スポーツの充実と魅力あるスポーツ機会の提供を図るため、市民プール建設事業や高齢者用スポーツ施設整備事業に取り組んでまいります。

まず、市民プール建設事業についてであります。岩出市民総合体育館南側駐車場に、浄水設備などの災害対応機能を有するプールとトレーニングルームを併設した新施設の建設を行います。

また、高齢者用スポーツ施設整備事業については、これまで岩出市行政区域内の紀の川左岸河川敷を占用することで、国土交通省と協議を重ねてまいりましたが、昨年10月の台風21号で予想以上に水位が上昇したこと、また岩出市域の状況も考慮し、整備内容については皆様のご意見をお聞きしながら、実施設計に取り組むこととし、工事時期についても、新岩出橋の完成後、旧橋の撤去時期も含めて国及び県と協議してまいります。

次に、毎年開催している岩出マラソン大会についてであります。この大会は、ねごろ歴史の丘を中心として盛大に開催することから、市の観光振興の一翼を担う大会と位置づけ、参加者と市民の交流が一層深まるよう、創意工夫を重ねてまいります。

次に、歴史・伝統文化の振興につきましては、根来寺を中心とした歴史文化的資産を活用できる地域性を活かし、地域の歴史や文化を伝える貴重な文化遺産の保存、活用を図るとともに和歌山県指定史跡の船戸山古墳群を保存整備し、古墳学習の場を提供できるよう取り組んでまいります。

また、青少年健全育成や文化芸術活動の活性化の取り組みとして、関係団体や地域の方々との連携をさらに強化し、内容の充実に努めてまいります。

次に、岩出図書館についてであります。岩出市の子供たちの読書活動を推進するため、第3次岩出市子ども読書活動推進計画の策定に取り組んでおり、ことし3月に完了することから、今後5年間は、この計画に基づき、子供たちの生涯にわたる生きる力の基礎的な部分を育む、豊かな読書環境の実現に向け、取り組んでまいります。

また、幼児期からの親子読書の習慣化と継続的な図書館利用の促進を図るとともに、学力の基礎づくりにつながるよう、新たに親子読書支援事業を行うこととしております。

以上、市政運営における所信の一端と、新年度における主な施策の概要を申し上げましたが、議員並びに市民の皆様のご理解とご支援を心からお願い申し上げます。私の施政方針とさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

○吉本議長 以上で、市長の施政方針を終わります。

市長の施政方針につきましては、会議終了後、その写しを全議員に配付させていただきます。

~~~~~○~~~~~

日程第5 議案第1号 岩出市男女共同参画プラン策定委員会条例の一部改正について～

日程第36 議案第32号 平成30年度岩出市水道事業会計予算

○吉本議長 日程第5 議案第1号 岩出市男女共同参画プラン策定委員会条例の一部改正についての件から日程第36 議案第32号 平成30年度岩出市水道事業会計予算の件までの議案32件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

○中芝市長　ただいま議題となりました諸議案について、ご説明を申し上げます。

今回、ご審議をお願いする案件につきましては、条例案件が19件、平成29年度補正予算案件が5件、市道路線の認定に関する案件が1件、平成30年度当初予算案件が7件の計32件であります。

まず初めに、条例案件についてご説明をいたします。

議案第1号　岩出市男女共同参画プラン策定委員会条例の一部改正についてであります。岩出市男女共同参画プランの推進に当たり、より一層の推進を図るため、改正するものであります。

次に、議案第2号　岩出市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部改正についてであります。給与に関する人事院勧告に準拠し、議会議員並びに市長、副市長及び教育長の期末手当について改定を行うため、改正するものであります。

次に、議案第3号　岩出市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてであります。高齢者の生活支援体制整備に係る生活支援コーディネーターの報酬額を勤務日数の変更により、改正するものであります。

次に、議案第4号　職員の給与に関する条例の一部改正についてであります。給与に関する人事院勧告の内容を勘案し、職員の給料月額及び勤勉手当について改正するものであります。

次に、議案第5号　岩出市臨時的任用職員の給与等に関する条例の一部改正についてであります。担任を受け持つ保育士の処遇改善のため、改正するものであります。

次に、議案第6号　岩出市税条例の一部改正についてであります。固定資産税の納期の変更について改正するものであります。

次に、議案第7号　岩出市都市計画税条例の一部改正についてであります。都市計画税の納期の変更について改正するものです。

次に、議案第8号　岩出市国民健康保険税条例の一部改正についてであります。国民健康保険の広域化に伴い、和歌山県が決定する国民健康保険事業費納付金を納付するための国民健康保険税の課税等を行うため、改正するものであります。

次に、議案第9号　岩出市手数料徴収条例の一部改正についてであります。地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、改正するものであります。

す。

次に、議案第10号 岩出市国民健康保険事業運営基金条例の一部改正についてありますが、国民健康保険の広域化に伴い、本市国民健康保険事業運営基金の一部を和歌山県に支払うこととなる国民健康保険事業費納付金の財源として処分できるよう、改正するものであります。

次に、議案第11号 岩出市教育支援委員会条例の一部改正についてありますが、児童福祉機関の増設に伴い、改正するものであります。

次に、議案第12号 岩出市立学校通学区域検討協議会条例の制定についてありますが、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく附属機関として、岩出市立学校通学区域検討協議会を設置するため、制定するものであります。

次に、議案第13号 岩出市自殺対策連絡協議会条例の制定についてありますが、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく附属機関として、岩出市自殺対策連絡協議会を設置するため、制定するものです。

次に、議案第14号 岩出市後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてありますが、高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴い、改正するものであります。

次に、議案第15号 岩出市国民健康保険条例の一部改正についてありますが、持続可能な医療保険制度を構築するため、国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行による国民健康保険法の一部改正等に伴い、改正するものであります。

次に、議案第16号 岩出市介護保険条例の一部改正についてありますが、介護保険法による3年に一度の事業計画の見直しに伴う保険料の改定のほか、介護保険法の改正に伴い、改正するものであります。

次に、議案第17号 岩出市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例制定についてありますが、介護保険法の一部改正に伴い、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定めるために制定するものであります。

次に、議案第18号 岩出市都市公園条例の一部改正についてありますが、都市公園法の一部改正に伴い、改正するものであります。

次に、議案第19号 岩出市消防団員等公務災害補償条例の一部改正についてありますが、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、改正するものであります。

続いて、平成29年度補正予算案件についてご説明をいたします。

議案第20号 平成29年度岩出市一般会計補正予算（第5号）についてであります  
が、既決の予算の総額に2,803万7,000円を追加し、補正後の予算の総額を160億  
3,997万5,000円とするほか、繰越明許費などについて補正するものであります。

主な内容は、歳入では、事業進捗等による国県支出金の事業財源のほか、財政調  
整基金繰入金について、また、歳出では、人事院勧告による人件費の補正のほか、  
前年度補助金の精算に伴う返還金、敬老祝金、老人福祉費における工事請負費、重  
度心身障害児者医療扶助費、介護保険特別会計繰出金、障害者総合支援給付費、放  
課後児童健全育成事業委託料、浄化槽設置整備事業補助金、国民健康保険特別会計  
繰出金、養育医療扶助費、農業次世代人材投資金、有害鳥獣捕獲事業等補助金、河  
川管理費における県営事業負担金、下水道事業特別会計繰出金、那賀消防組合負担  
金、教育振興補助金、市民プール建設事業費における設計監理委託料などについて  
補正するものであります。

次に、議案第21号 平成29年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）  
についてであります。既決の予算の総額に27万2,000円を追加し、補正後の予算  
の総額を70億5,683万3,000円とするものであります。

主な内容は、歳入では、平成28年度特定健康診査、保健指導負担金の精算による  
返還金の発生に伴う一般会計繰入金について、また、歳出では、平成28年度特定健  
康診査、保健指導負担金の精算に伴う返還金について補正するものであります。

次に、議案第22号 平成29年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第4号）につ  
いてであります。既決の予算の総額に1,614万7,000円を追加し、補正後の予算の  
総額を30億4,420万4,000円とするものであります。

主な内容は歳入では、介護保険システム改修事業費補助金と介護給付費等に係る  
国県支出金及び支払基金交付金並びに市繰入金のほか、介護給付費準備基金繰入金  
について、また、歳出では、居宅介護サービス給付費、地域密着型介護サービス給  
付費、施設介護サービス給付費、介護予防サービス給付費、通所型サービス事業費  
のほか、介護保険システム改修委託料と人事院勧告等による人件費について補正す  
るものであります。

次に、議案第23号 平成29年度岩出市下水道事業特別会計補正予算（第3号）に  
ついてであります。既決の予算の総額に138万2,000円を追加し、補正後の予算の  
総額を28億1,585万5,000円とするものであります。

主な内容は、歳入では、一般会計繰入金について、また、歳出では、人事院勧告  
等による人件費及び派遣職員給与等交付金について補正するものであります。



次に、議案第24号 平成29年度岩出市水道事業会計補正予算（第2号）についてありますが、既決の予算の総額に143万5,000円を追加し、補正後の予算の総額を19億6,113万8,000円とするものであります。

主な内容は、収益的支出において、人事院勧告等に伴う人件費について補正するものであります。

次に、議案第25号 市道路線の認定についてありますが、新設道路及び開発行為による新設道路及び帰属道路5路線を市道認定するため、道路法第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものであります。

続いて、平成30年度当初予算案件についてご説明をいたします。

議案第26号 平成30年度岩出市一般会計予算についてありますが、当初予算額を164億9,550万円とし、前年度当初予算対比で、率にして8.4%増、金額にして12億8,050万円の増額とするものであります。

次に、議案第27号 平成30年度岩出市国民健康保険特別会計予算についてありますが、当初予算額を54億4,360万7,000円とし、前年度当初予算対比で、率にして21.9%の減、金額にして15億2,716万6,000円の減額とするものであります。

次に、議案第28号 平成30年度岩出市介護保険特別会計予算についてありますが、当初予算額を30億4,119万8,000円とし、前年度当初予算対比で、率にして2.6%の増、金額にして7,579万6,000円の増額とするものであります。

次に、議案第29号 平成30年度岩出市後期高齢者医療特別会計予算についてありますが、当初予算額を8億2,132万3,000円とし、前年度当初予算対比で7.5%の増、金額にして5,721万4,000円の増額とするものであります。

次に、議案第30号 平成30年度岩出市下水道事業特別会計予算についてありますが、当初予算額を29億8,211万5,000円とし、前年度当初予算対比で、率にして7.0%の増、金額にして1億9,457万1,000円の増額とするものであります。

次に、議案第31号 平成30年度岩出市墓園事業特別会計予算についてありますが、当初予算額を3,858万9,000円とし、前年度当初予算対比で、率にして1.5%の減、金額にして60万7,000円の減額とするものであります。

次に、議案第32号 平成30年度岩出市水道事業会計予算についてありますが、当初予算の収益的収入額を9億5,834万2,000円とし、前年度当初予算対比で、率にして8.6%の減、金額にして8,962万2,000円の減額とするものであります。

また、収益的支出額を9億1,567万9,000円とし、前年度当初予算対比で、率にして0.6%の増、金額にして573万2,000円の増額とするものであります。

資本的収入額は2億7,315万5,000円とし、前年度当初予算対比で、率にして22.0%の増、金額にして4,923万6,000円の増額とするものであります。

また、資本的支出額を7億9,825万4,000円とし、前年度当初予算対比で、率にして24.1%の減、金額にして2億5,394万7,000円の減額とするものであります。

以上、各議案についてご説明いたしました。いずれも重要案件でございますので、慎重審議をいただき、ご承認賜りますよう、よろしくお願いをいたします。

○吉本議長 以上で、提案理由の説明は終わりました。

~~~~~○~~~~~

○吉本議長 以上で、本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。

次の会議を3月6日火曜日、午前9時30分から開くことにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○吉本議長 ご異議なしと認めます。

よって、次の会議を3月6日火曜日、午前9時30分から開くことに決しました。

本日は、これにて散会いたします。

どうもご苦労さまでした。

散会

(10時30分)

議 会 定 例 会 会 議 録

平 成 3 0 年 3 月 6 日

岩 出 市 議 会

議事日程（第2号）

平成30年3月6日

| | | |
|-------|---------|--|
| 開 議 | 午前9時30分 | |
| 日程第1 | 諸般の報告 | |
| 日程第2 | 議案第1号 | 岩出市男女共同参画プラン策定委員会条例の一部改正について |
| 日程第3 | 議案第2号 | 岩出市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部改正について |
| 日程第4 | 議案第3号 | 岩出市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について |
| 日程第5 | 議案第4号 | 職員の給与に関する条例の一部改正について |
| 日程第6 | 議案第5号 | 岩出市臨時的任用職員の給与等に関する条例の一部改正について |
| 日程第7 | 議案第6号 | 岩出市税条例の一部改正について |
| 日程第8 | 議案第7号 | 岩出市都市計画税条例の一部改正について |
| 日程第9 | 議案第8号 | 岩出市国民健康保険税条例の一部改正について |
| 日程第10 | 議案第9号 | 岩出市手数料徴収条例の一部改正について |
| 日程第11 | 議案第10号 | 岩出市国民健康保険事業運営基金条例の一部改正について |
| 日程第12 | 議案第11号 | 岩出市教育支援委員会条例の一部改正について |
| 日程第13 | 議案第12号 | 岩出市立学校通学区域検討協議会条例の制定について |
| 日程第14 | 議案第13号 | 岩出市自殺対策連絡協議会条例の制定について |
| 日程第15 | 議案第14号 | 岩出市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について |
| 日程第16 | 議案第15号 | 岩出市国民健康保険条例の一部改正について |
| 日程第17 | 議案第16号 | 岩出市介護保険条例の一部改正について |
| 日程第18 | 議案第17号 | 岩出市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について |
| 日程第19 | 議案第18号 | 岩出市都市公園条例の一部改正について |
| 日程第20 | 議案第19号 | 岩出市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について |
| 日程第21 | 議案第20号 | 平成29年度岩出市一般会計補正予算（第5号） |
| 日程第22 | 議案第21号 | 平成29年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第3号） |
| 日程第23 | 議案第22号 | 平成29年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第4号） |

| | | |
|-------|--------|------------------------------------|
| 日程第24 | 議案第23号 | 平成29年度岩出市下水道事業特別会計補正予算（第3号） |
| 日程第25 | 議案第24号 | 平成29年度岩出市水道事業会計補正予算（第2号） |
| 日程第26 | 議案第25号 | 市道路線の認定について |
| 日程第27 | 議案第26号 | 平成30年度岩出市一般会計予算 |
| 日程第28 | 議案第27号 | 平成30年度岩出市国民健康保険特別会計予算 |
| 日程第29 | 議案第28号 | 平成30年度岩出市介護保険特別会計予算 |
| 日程第30 | 議案第29号 | 平成30年度岩出市後期高齢者医療特別会計予算 |
| 日程第31 | 議案第30号 | 平成30年度岩出市下水道事業特別会計予算 |
| 日程第32 | 議案第31号 | 平成30年度岩出市墓園事業特別会計予算 |
| 日程第33 | 議案第32号 | 平成30年度岩出市水道事業会計予算 |
| 日程第34 | 発議第1号 | 「岩出市の環境をまもる条例」をより活用するための意見書の提出について |
| 日程第35 | 発議第2号 | 2025日本万国博覧会の大阪・関西への誘致に係る決議について |

○吉本議長 おはようございます。

議場内では録音に支障を来すため、携帯電話の電源をお切りください。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議に、上野耕志議員は病気のため欠席の届け出がありましたので、ご報告申し上げます。

本日の会議は、諸般の報告、議案第 1 号から議案第 25 号及び議案第 27 号から議案第 32 号までの議案 31 件につきましては、質疑、常任委員会への付託、議案第 26 号につきましては、質疑、特別委員会の設置、付託及び委員の選任です。発議第 1 号及び発議第 2 号の議員提出議案につきましては、提出者の趣旨説明です。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第 1 諸般の報告

○吉本議長 日程第 1 諸般の報告を行います。

議員から提出のありました議員提出議案は、配付のとおり、発議 2 件であります。

次に、受理した請願第 1 号 核兵器禁止条約に日本が署名、批准することを求める請願書につきましては、配付の請願文書表のとおり総務建設常任委員会へ付託いたします。

以上で、諸般の報告を終わります。

~~~~~○~~~~~

日程第 2 議案第 1 号 岩出市男女共同参画プラン策定委員会条例の一部改正について～

日程第 26 議案第 25 号 市道路線の認定指定について

○吉本議長 日程第 2 議案第 1 号 岩出市男女共同参画プラン策定委員会条例の一部改正についての件から日程第 26 議案第 25 号 市道路線の認定の件までの議案 25 件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑に当たっては、市議会会議規則第 55 条の規定により、発言は簡明に行うとともに、議題外の質疑及び自己の意見を述べることをないようにお願いいたします。

質疑の通告がありますので、発言時間の制限を行った上、順次発言を許します。

質疑は、発言席からお願いいたします。

1 番目、日本共産党議員団、増田浩二議員、質疑時間 40 分以内で、通告した議案を一括して議案ごとに質疑をお願いいたします。

増田浩二議員、議案第3号についてお願いします。

○増田議員 皆さん、おはようございます。

質疑通告に基づいて質疑をさせていただきたいと思います。

まず、議案第3号、特別職の職員で非常勤のものの関係する部分をお聞きしたい
と思います。この点では2点お聞きします。

この条例においては、生活支援コーディネーターの勤務日数、これを12日から15
日にするんだというような条例であります。なぜ、今回、この勤務日数を15日とす
るのかとするこの理由、これをまずお聞きします。

それと、このコーディネーターさんの仕事というのが、人材づくりを岩出市とし
ては行っているという形でお聞きをしました。こういう点では、コーディネーター
さんの人脈づくりという点においては、岩出市としての将来的な部分においては、
勤務体制なんかについては、将来的な部分も含めて、どういうふうにあるべきだど
ういうふうに見ているのかという点、この2点をお聞きしたいと思います。

○吉本議長 答弁願います。

長寿介護課長。

○長倉長寿介護課長 増田議員のご質疑にお答えいたします。

1点目の生活支援コーディネーターの勤務日数を12日から15日にした理由につ
きましては、生活支援コーディネーターは、平成29年6月から配置したところ
です。実際に業務を進めていく中、当初見込んでいたより業務量がふえてきたこと
により、勤務日数をふやすものです。

2点目の人脈づくりという視点から、市としての将来的な勤務体制のあり方
はにつきましては、まだ事業として始まったばかりですが、現在の状況に
対応するべく月12日から15日に見直しを行ったところです。今後につ
きましては、実施状況を見ながら検討していく考えです。

○吉本議長 再質疑ありませんか。

増田浩二議員。

○増田議員 今、事業量がふえてきたんだと、そういう説明でした。この点では、
現在の勤務の状況というのは、平日ということなのか、土日も含めた対応というの
もあるのかどうかという点もお聞きしたいと思います。

それと、実際には、このコーディネーターさんの仕事というのは、人脈づくりを
進めていくという上においては、土曜とか日曜日、こういうところでいろんな事業
というんですか、地域の皆さんが介護なんかを行っていくというようなことなんか

も多々あると思うんです。そういう点では、岩出市として、こういう土日対応の問題とか、また、現在1人ということをお聞きしたんですが、コーディネーターさん自身の事業を進めていくという部分の中での悩みとか、そういう部分も含めて、将来的には、人員、これなんかも今の1人体制から2人体制、3人体制というような形で、人員増というようなことなんかは市としてはどのように見ているのか、この点、改めてちょっとお聞きをしたいと思います。

○吉本議長 答弁願います。

長寿介護課長。

○長倉長寿介護課長 コーディネーターの業務につきましては、人脈づくりということとを土台に、地域において高齢者支援や介護予防の取り組み等の自主的な活動をしている方との関係構築やそれぞれが連携を図っていくための体系づくりを進めているところです。

土日の事業の対応につきましては、基本的には、月曜日から金曜日の勤務ですが、土日、祝日に対応する必要があるれば、勤務日の振りかえにより対応可能としております。

また、今後の考え方につきましては、生活支援体制整備事業につきましては、コーディネーター1人で業務を進めているのではなく、担当職員と共同で業務を行っております。その上で、事業実施状況を見ながら、今後の体制については検討していく考えです。

○吉本議長 再々質疑ありませんか。

(なし)

○吉本議長 続きまして、議案第5号の質疑をお願いいたします。

増田浩二議員。

○増田議員 この議案第5号についても、2点お聞きしたいと思います。

臨時的任用職員さんの給料、これについてかわるものなんですが、現在、この臨時的任用職員、この方で担任ですね、担任業務についておられる方というのは何人なんでしょうか。

また、本来、担任業務という部分については、やはりある種、責任というのがありますからね。そういう点においては、本来、正規の職員として採用して、そして、業務を行っていくということが、私は基本だと思うんですが、この点については、正規職員としての担任業務という部分に関する点でお聞きをしたいと思います。

○吉本議長 答弁願います。

子育て支援課長。

○福田子育て支援課長 増田議員のご質疑にお答えいたします。

1点目、臨時的任用職員で担任業務についている人数は、現在6名です。

2点目、担任は正職員が受け持つ必要があるのではないかと思います。臨時職員とはいえ、保育士資格を有する専門職員であり、保育士業務である担任を受け持つことに何ら問題はないと考えますが、複数クラスを同じ教室で保育する1・2歳児を受け持つていただくことで、正規職員の指導を受けやすい体制、また、そのほか年次主任や副主任、主任、所長と、保育内容や業務について複数のチェックや判断、指導を行うなど、フォロー体制を整えているところです。

以上です。

○吉本議長 再質疑ありませんか。

増田浩二議員。

○増田議員 この担任業務、いろんなことをされていると思うんです。私ごとなんですが、たまたま、今、私の娘が根来の保育所、ここのところに保育所研修というものをこの間、2週間させていただきました。その中では、担任の方がその研修に来た、そういう実習生に対して、細かい点までいろんな形で指導なんかもされているんですね。

だから、やっぱりこういう点でいうと、子供の成長の過程、また親との関係、そして、子供の日常的ないろんな見守りというんですか、そういう点でいうと、担任の方というのは、指導も含めてそうなんです。子供たちに対して本当に温かい、そういう目で見ているんだなというのを改めて、岩出の保育所の職員さんのすごさというのを改めて、私感じたんですが、そういう点でいうと、この担任業務、岩出市では臨時という形で対応されているんですが、正規という部分で、採用されない、採用していないという、この理由はどういうところから正規の職員という形でなく、臨時的職員という形で対応されているのか、この点だけ、改めてちょっとお聞きをしたいと思います。

○吉本議長 答弁願います。

子育て支援課長。

○福田子育て支援課長 増田議員の再質疑にお答えします。

保育士の正規職員採用につきましては、年次計画的に採用を行っているところです。正規職員採用に当たりましては、臨時的任用職員にも受験案内を送っており、臨時的任用職員から正規職員として採用された保育士もいるところです。

以上です。

○吉本議長 再々質疑ありませんか。

(なし)

○吉本議長 続きまして、議案第10号の質疑をお願いいたします。

増田浩二議員。

○増田議員 議案第10号、この条例については、今度、広域化される国民健康保険事業、これに関するものなのですが、ここでは3点お聞きしたいと思います。

1点目は、国民健康保険事業納付金、この額によって国保算定というのが大きく変わってくると思うんですが、岩出市としての将来的な推移額、この点についての見通しというようなものなんかは、市としてどのように考えておられるのかという点をまず1点お聞きしたいと思います。

それと、今回、条例の中には省略されているんですが、現行の条例の中においても、第6条で、この条例で定めるもののほか、基金の管理について必要な事項は市長が別に定めると書かれている規定もあるんですが、岩出市として、市長が別に定めている事項というのはどういう中身のものなのかという点、これをお聞きしたいと思います。

それと、3点目に、2点目で指摘をした市長が別に定めると書かれている、こういう文書については、公文書扱いという形なのかどうかという点、この点をお聞きしたいと思います。

○吉本議長 答弁願います。

保険年金課長。

○井辺保険年金課長 増田議員の質疑にお答えいたします。

1点目の国民健康保険事業費納付金の将来的な推移額の見通しはについてでございますが、平成30年度からの広域化に当たり、この1月に県から納付金が示されたばかりであり、これから始まる段階で、将来的な推移額の見通しについては、現時点でお答えするのは困難であります。

なお、納付金は被保険者数、医療費、所得水準等により決定されるため、今後の納付金額は、これらの状況により増減等とするものと考えております。

続いて、2点目、市長が別に定めている事項とはどういう中身なのかと、3点目、別に定めている事項は公文書扱いなのかについてですが、あわせてお答えいたします。

別に定めている事項とは、規則、告示あるいは訓令などを指しておりますが、基

金条例に関するこれらの規則等は、今のところ必要性がなく定めておりません。また、別に定めている事項は、規則等を指しているため、公文書となります。

○吉本議長 再質疑ありませんか。

増田浩二議員。

○増田議員 この条例は基金関係の運用のあり方、これを定めた条例です。その中で、今、基金の運用関係について、市長が別に定めると書かれていないのであれば、基金の条例の運用、この条例のとおり行わなければいけないというふうに思うんですね。そんな中で、この間、岩出市は一般会計からの繰り入れ、これは当然行ってきたと。ただし、基金運用の中で、規則に定めていないにもかかわらず、本来、基金に積み立てなければならないという運用規定がありながら、一般会計に繰り戻す、こういう対応を行ってきたという点については、規則に定めていない、こういうことを行ってきたという認識はあるのか、ないのか、この点だけお聞きをしたいと思います。

○吉本議長 答弁願います。

保険年金課長。

○井辺保険年金課長 増田議員の再質疑にお答えいたします。

国保会計において繰り戻す措置等について、条例に定めていないのではないかとということでございますが、国保において、剰余金が発生した場合の取り扱いについて、この運営基金条例で規定されているものではございません。積み立てる、積み立てない、また繰り越す、繰り越さない等の判断につきましては、市当局で適切に処置をさせていただくものでございます。

基金についての件について、この基金条例で規定されたものでありますので、今のご指摘は、また違うものであると考えております。

○吉本議長 再々質疑ありませんか。

増田浩二議員。

○増田議員 今のお答えでは、この基金の中には縛られないという、そういう見解でしたけれども、じゃあ、本来であれば基金という部分についての運用の仕方について、この第6条というところに書かれているのではないんですか。

だから、今、規則とか運用の側面で、市としてはそういうものが別に定めるといふものだということをおっしゃられました。だから、そういう点でいうと、当然、そういうところに繰り戻し対応についての仕方がなぜ妥当なのかと、適当なのかと、そういうことはできるのかという点、本来でなかったら書かれていなければいけな

いと思うんですね。

だから、先ほど指摘には当たらないと言われたんだけど、その指摘に当たらないということを証明できる部分というのは、どういうものがあるんでしょうか。本来は、市長が別に定めるという規定で運用しなければいけないのではないのでしょうか。その点だけ改めて、再度、なぜ岩出市が一般会計へ繰り戻すことができるのかという点、私の指摘に当たらないという、どこがそれに当たらないのかという点、証明していただきたいと思います。

○吉本議長 答弁願います。

保険年金課長。

○井辺保険年金課長 増田議員の再々質疑にお答えします。

なぜ繰り戻しできるのかというご質疑でありますけれども、基本的に、借りたものは返す、その原則で国保会計を運営させていただいております。別に定めるという規定の意味につきましては、基金を積み立てるに当たって、細部の規定が必要な場合、そういったことを想定して、別に定めるという条文を設けてございまして、この条文について繰り戻す、繰り戻さない、基金に積む、積まないということを指しているわけではございません。

○吉本議長 続きまして、議案第11号の質疑をお願いいたします。

増田浩二議員。

○増田議員 議案第11号、教育支援委員会の条例について、1点だけお聞きをしたいと思います。

この条例については、現行の教育支援委員会の定数をふやすと。それも5名をふやすというものとなっています。今回どのような方を委嘱、また任命することを考えておられるんでしょうか。

この中では、学識経験者、医師、児童福祉機関の職員、関係教育機関の職員、その他教育委員会が必要と認めるものという規定になっているんですが、この5名という方をどの部署でふやされるのか。現行の部署の人数と、どの部署をふやすのかという点、この点をお聞きしたいと思います。

○吉本議長 答弁願います。

教育総務課長。

○柏木教育総務課長 増田議員の質疑につきまして、通告に従いお答えいたします。

今回の改定は、児童福祉機関が1カ所ふえたことに伴い、改正するもので、同施設の代表者を新たに委員に委嘱するものです。

学識経験者につきましては1名、医師につきましては2名、児童福祉機関の職員につきましては11名、1名ここでふやしております。関係教育機関の職員につきましては10名、その他教育委員会が必要と認めるものにつきましては2名、計26名です。

○吉本議長 再質疑ありませんか。

増田浩二議員。

○増田議員 今の説明ですと、今は25人だと。この条例をつくって、児童福祉機関の職員さんを当面1名をふやすという、そういうことの答弁だったと思うんですが、今回、1名ふやすということなんですが、30名の定員にして、逆に4名の枠があくという形になると思うんですが、この辺のところは30名の定員をつくって運用していくというのが本来の筋かなと思うんですが、なぜ、今回、市のほうでは1名の児童福祉機関の職員さん、事業所数がふえたからという説明だったと思うんですが、全体枠として5名というのをふやしていくんじゃないに、なぜ1名という形になっているのか、その辺の考え方だけ、もう一度、改めてちょっとお聞きしたいと思います。

○吉本議長 答弁願います。

教育総務課長。

○柏木教育総務課長 増田議員の再質疑につきまして、お答えいたします。

現在25人で運用しておりましたが、先ほど申しましたとおり、児童福祉機関が1カ所ふえたということで、今回30名にしたということは、枠組みとして30人としております。その都度その都度、新たな就学前の施設等がふえるごとに、27、28というふうに定員をふやすのではなく、枠組みとして、今回30人というふうにさせていただいております。

○吉本議長 再々質疑ありませんか。

増田浩二議員。

○増田議員 今の説明ですと、児童福祉機関という、事業所ですか、事業所がふえたら、ふえた分だけ、その3番に該当する、その職員さんの枠をふやしていくという、そういう考えだけでいいのか、それとも定数枠30にして、例えば、学識経験とか、医師の方をふやしていくとかという、基本的には、そういう市としての考えというのは持っておられるのか、持っておられないのか。今回の場合は、児童福祉機関の事業所がふえたから1名ふやしますよと。関係教育機関という、そこに該当する部分のところはふえたら、また、そのこのところをふやしていくというのは、そういう形に

なっていくのかなというふうには思うんですが、学識経験者とか、医師の方ですね、そういう方については、ふやしていくという、そういうことなんかは想定されているんでしょうか。

○吉本議長 答弁願います。

教育総務課長。

○柏木教育総務課長 増田議員の再々質疑につきまして、お答えいたします。

今後、就学前の施設や、その他教育委員会が必要と認める者等がふえることも想定したものであります。

○吉本議長 続きまして、議案第12号の質疑をお願いいたします。

増田浩二議員。

○増田議員 12号については、7点お聞きをしたいと思います。

学校通学の区域検討協議会、こういうものの条例なんですけど、そもそもこの協議会というのは、なぜ設置をされるのかと。市として、なぜ設置をする必要があるのかという点、まずお聞きしたいと思います。

それと、学校の通学区域については、これまでどこで検討がされてきたのかという点。

3点目に、今回、規定に基づいて設置をするんだということとされているんですが、岩出市として、現在、問題点、また課題というのがあるのかどうかという点をお聞きしたいと思います。

それと、委員の構成の中では、学校関係者と市立学校の校長という規定もされています。ここにおける2校の2というところにおける学校関係者という方については、どのような方を言われているのか、この点をお聞きしたいと思います。

それと、5点目に、ここの協議会そのもの自身については、20名で構成されると思っています。その中で、構成別の人数、この点について、構成別に何人の方を想定しているのかという点、これをお聞きをしたいと思います。

それと、この条例の中においては、その他教育委員会が必要と認める者という部分なんか書かれているんですが、教育委員会が必要と認める方というのは、どのような方を指しているのかという点、この点をお聞きしたいと思います。

それと、任期については1年という形になっています。この点では、通学区域を検討するという部分については、時期的な部分なんか非常に大事になってくると思うんですね。検討する時期、終わる時期というのが非常に関係してくると思います。その点では、任期の時期というのは、何月を想定しているのか、この点、お

聞きをしたいと思います。

○吉本議長 答弁願います。

教育総務課長。

○柏木教育総務課長 増田議員の質疑につきまして、通告に従いお答えいたします。

まず1点目、この協議会はなぜ設置されるのかにつきましては、本市では17年前に通学区域を検討してから、宅地開発や道路拡張工事等に伴い、児童生徒が交通量の多い幹線道路や新たな通学路を通学するなど、当時の状況から変化してきていますので、従来の通学区域を再検討するための事項を調査、審議し、教育委員会に意見を述べるための協議会を設置するものです。

2点目、学校の通学区域については、これまでどこで検討がされてきたのかにつきましては、教育委員会事務局内です。

3点目、今回、規定に基づき設置するとしていますが、問題点や課題があるのかにつきましては、安全確保や児童数のバランス等の視点から検討していただく予定です。

4点目、委員構成では、学校関係者と市立学校の校長と規定されています。2校の2における学校関係者とはどのような方かにつきましては、岩出市PTA連合会の代表者を考えております。

5点目、協議会は20名で構成されるが、構成別人数はにつきましては、学識経験者2名、学校関係者1名、岩出市立学校の校長8名、その他教育委員会が必要と認める者を五、六名を想定しています。

その他教育委員会が必要と認める者とはどのような方を指しているのかにつきましては、自治会関係者や交通安全にかかわる方を想定しております。

7点目、任期は1年としていますが、任期時期は何月を想定しているのかにつきましては、第1回開催月の5月を現在考えております。

○吉本議長 再質疑ありませんか。

増田浩二議員。

○増田議員 1点だけお伺いをしたいと思います。

今、協議会の構成別の人数なんかも聞かせていただいたんですが、よくいろんな、市としてこういう協議会とか、いろんな部分なんかを進めていくという点については、公募というようなことなんかもやっているとこなんかもたくさんあると思うんですね、岩出市内の中のとこなんかでもね。その点では、この学校区域の検討協議会の中においては、公募という形で、一般の方なんかを公募していくという、そう

いう構想というんですか、考えなんかはないんでしょうか。

○吉本議長 答弁願います。

教育総務課長。

○柏木教育総務課長 増田議員の再質疑についてお答えいたします。

現在のところ考えてはおりません。

○吉本議長 再々質疑ありませんか。

(なし)

○吉本議長 続きまして、議案第13号の質疑をお願いいたします。

増田浩二議員。

○増田議員 議案第13号について、自殺対策の連絡協議会、この部分については、3点お聞きしたいと思います。

自殺対策の市として計画をつくっていくと、策定していくんだということになっています。市としての計画策定というのは、いつをめどに計画を進めるという考えを持っているのかと。

それと、2点目に、先ほども協議会の構成お聞きしたんですが、この協議会においても構成別の人数、これをお聞きしたいと思います。

それと、今回、男女共同参画プラン策定委員会という条例なんかも出てきているんですが、この委員会では、現在ある委員会をさらに発展というんですか、そういう形で継続性を持って検証していくんだという、そういう形になっています。そういう点では、今回提案される自殺対策連絡協議会という形で策定されるこの計画、この計画なんかは男女共同と同じような形で、継続性を持って事業を進めていく、そういうふうに捉えているのか、この3点お聞きしたいと思います。

○吉本議長 答弁願います。

福祉課長。

○寺西福祉課長 増田議員のご質疑につきまして、通告に従いお答えします。

1点目の自殺対策計画の策定はいつをめどに計画を進めるかについては、平成30年度中に策定いたします。

2点目の協議会は20名で構成されますが、構成別人数はについて、国の市町村自殺対策計画の手引では、医療、保健、生活、教育、労働等に関する相談機関等、さまざまな関係機関のネットワークづくりが重要であるとされており、条例制定の後に、それぞれの分野から委員として委嘱し、20人以内で組織したいと考えておりますので、現時点では構成別人数を決めておりません。

3点目の男女共同参画プラン策定委員会では、継続性を持って検証されますが、この協議会は同様の継続性を持って運営されるかについては、計画策定後も本協議会において計画の推進状況を毎年把握・確認することとしていますので、継続性を持って運営いたします。

○吉本議長 再質疑ありませんか。

増田浩二議員。

○増田議員 今、協議会の構成メンバーですね、それについてはまだ考えていないということなのですが、それはなぜ今考えておられないというか、市として、どういうふうにしていこうかという考えが、今の時点でなぜないのかというのが、ちょっと不思議で仕方ないんです。男女共同参画であれ、先ほどの学校の通学区域の協議会なんかであれ、ある一定、市の方向性の考えを持って、やっぱり委員会を構成されているんですね。

国からの方向性というのがあるんだということが言われながら、構成メンバーというのを今の時期として、医師とか、保健関係と言うたのかな、生活面とか、いろいろ労働関係とか、教育関係とか、こういう規定があるんだという、そういう方向を指し示していながら、市として条例をつくっていく部分の中で、市としての基本的な考えというのは、これからだというのが、ちょっと解せないところもあって、基本的には、市としては、少なくとも、こういう方に委嘱していく考えを持っていますというんならまた別なんやけども、人数的にはこういうふうな形で何人ぐらいを考えていますというのであればまた別なんだけども、そういう点も全く今の時点では考えておられないのか。ある一定の方向性があるんならば、市として、今言われた方なんかは何人ぐらいを想定されているのかということぐらいはあると思うんですね。それについて、再度改めてお聞きをしたいと思います。

○吉本議長 答弁願います。

福祉課長。

○寺西福祉課長 増田議員の再質疑にお答えいたします。

国の手引が示す市区の例というのがございます。その中で関係機関、福祉事務所、児童相談所、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、それから地域包括支援センター、保健所、医師会等、社会福祉法人、教育委員会、警察署、消防署、労働基準監督署などと例示されてございます。その中から委嘱をしていきたいと考えてございます。

人数のほう、まだ具体的には決めてございません。

以上です。

○吉本議長 再々質疑ありませんか。

増田浩二議員。

○増田議員 計画の策定自身が30年度ということは、この4月以降から来年の3月までに計画をつくるんだということだと思うんですね。そういう点で、じゃあ、市としてつくっていく上で、第1回目の会合というのは、大体いつぐらいを考慮しておられるのか。実際には、その会合までに委嘱もしていかなあかんという、人選もしていかないといけないという、そういう点もあると思うんですが、少なくとも第1回目の会合というのは、いつぐらいを想定されているのか、この点だけお聞きをしたいと思います。

○吉本議長 答弁願います。

福祉課長。

○寺西福祉課長 増田議員の再々質疑にお答えいたします。

先ほどもお答えしましたが、条例制定後にということでございます。条例制定後、なるべく早い時期に委嘱をしまして、第1回目、30年度中の前半のほうで開催できればなど、そのように考えてございます。

以上です。

○吉本議長 続きまして、議案第15号の質疑をお願いいたします。

増田浩二議員。

○増田議員 この15号については、2点お聞きしたいと思います。

この国民健康保険条例の中で、第5条の規定として、被保険者としなないというものの規定というものが、これまでは貧困家庭というような表現の規定から、今回、児童福祉法関係に変更されるというような条例になっているんですが、このことによって、今の貧困家庭というその規定の人たちが、対象枠ですね、該当する、そういう方の対象範囲というものが、今の現行よりも狭められるということはないのかどうか、この点をまずお聞きしたいと思います。

それと、2点目に、第10条で保健増進のための事業内容というものも大きく変わるということになります。その点においては、これまでこの第10条の規定では、組合立病院とか、衛生教育とか、感染症、寄生虫病、その他疾病の予防とか、いろいろ母性及び乳幼児の保護なんかという、こういう規定なんかも書かれているんですが、こういう部分なんかが全てなくなって、改めて10条での改正規定として、健康教育、健康相談、健康診査とか、その他の必要な事業というような表現になってい

るんですが、この中で、要するに、旧来行ってきた現行の条例の保健事業という部分については、どのような対応をとっていかれるのか、この点をお聞きしたいと思います。

○吉本議長 答弁願います。

保険年金課長。

○井辺保険年金課長 増田議員の質疑にお答えいたします。

今回の改正につきましては、主に広域化に伴う改正及び現状に即した内容に条文の整理等を行っているものでございます。

1点目の被保険者とししない者の規定で、貧困家庭から児童福祉法家庭に変更されるが、該当する者が現行より狭められることはないのかについてであります。そもそも現行第5条の貧困家庭は、生活保護世帯を指しているものでありまして、生活保護世帯は国民健康保険法第6条において、国民健康保険の適用除外とされておりますので、これまでどおり被保険者とししない取り扱いとなります。

続いて、2点目、保健推進事業内容も大きく変更されるが、これまで行ってきた既存事業については、どのような対応がとられるのかにつきましても、現状に即した内容に条文の整理等を行うため改正するものであり、改正により事業内容を変更するものではございません。

○吉本議長 再質疑ありませんか。

(なし)

○吉本議長 続きまして、議案第16号の質疑をお願いいたします。

増田浩二議員。

○増田議員 議案第16号については、介護保険条例に関してです。この点では2点お聞きしたいと思います。

単純に、今回、この介護保険については、基準月額、これを5,590円というふうにすることになっていますが、市として、この基準月額5,590円とするこの理由について、まずお聞きをしたいと思います。

それと、21条というところにおいて、条例の中から第1号被保険者というものが削除される形になっています。これについては、第1号被保険者が削除される理由というのがなぜなのか、このことによって何か変更があるのかどうか、この点だけお聞きをしたいと思います。

○吉本議長 答弁願います。

長寿介護課長。

○長倉長寿介護課長 増田議員のご質疑にお答えします。

1点目の基準月額5,590円となった理由につきましては、被保険者の代表や学識経験者、医療や福祉、サービス事業関係者を委員とする介護保険事業計画等策定委員会において、3年を1期とする介護保険事業計画を策定し、計画に基づき、今後必要とする給付費の見込みや地域支援事業費等から算出しております。

2点目の21条において、条例から第1号被保険者が削除されるが、その理由はにつきましては、介護保険法第202条及び203条の改定により、質問検査権については、第1号被保険者の配偶者もしくは世帯主等から、40歳から64歳までの第2号被保険者の世帯及びその配偶者まで範囲が拡大されたことにより、第1号を削除し、被保険者とするものです。

以上です。

○吉本議長 再質疑ありませんか。

増田浩二議員。

○増田議員 1点だけお聞きしたいと思います。

この基準月額の関係ですね、今、策定委員会の中で、種々議論がされたという部分の中で、決定してきたんだというお話でした。この介護保険の策定委員会の中で出た、主ないろんな意見というのはどのような意見があったんでしょうか。この点だけお聞きしたいと思います。

○吉本議長 答弁願います。

長寿介護課長。

○長倉長寿介護課長 増田議員の再質疑にお答えいたします。

いろんな意見という部分につきましては、この場では簡単に説明しにくい部分ではありますが、30年度からの制度改革を踏まえて、介護保険について、いろいろとご意見、制度改革について市としての考え等についてのご意見いただいたり、今後、地域の支え合い等、介護サービス以外でも対応していく動きはどうかとか、そういったような意見が出ました。

以上です。

○吉本議長 再々質疑ありませんか。

(なし)

○吉本議長 続きまして、議案第17号の質疑をお願いいたします。

増田浩二議員。

○増田議員 この17号については、3点質疑を行わせていただきたいと思います。

まず1点目に、居宅介護事業所、ここにおいて、新たに人権擁護に関する研修規定というものが設けられる条例になっています。

この点において、各事業所において実施している研修内容、その内容について、適切な研修なのかどうかという点なんかについては、市としてどのように判断をするのかという点は、まず1点です。

そして、各事業所で行っている研修の中身に対しての報告、そういう報告義務なんかはあるのかどうかという点。

また、3点目に、この条例において、今、介護担当職員が行っている仕事、この仕事において、新たな仕事、点検業務というものを初めとして、新たな仕事の量がふえるというふうには私は思いますが、この点については、介護担当職員で、どれぐらいの仕事量がふえるというふうに見ているのか、今の時点でね、見ているのか、その点、この3点についてお聞きをしたいと思います。

○吉本議長 答弁願います。

長寿介護課長。

○長倉長寿介護課長 増田議員のご質疑にお答えいたします。

1つ目の人権擁護に関する研修につきましては、介護事業所であることを踏まえ、特に高齢者虐待防止に重点を置いて実施していただくことを想定しておりますが、具体的な内容につきましては、各事業所において個別に検討していただくこととし、必要に応じ助言及び指導・監督を行っていきます。

2つ目の研修の実施に係る報告義務はございませんが、市職員による事業所への実地指導などを通して、研修が適切に実施されているか等の確認をします。

3つ目のこの条例によって、介護担当職員において新たな仕事が生じるかにつきましては、居宅介護支援事業所の指定権限が和歌山県から市に移管となるため、事業所の指定や助言・指導などの事務が増加することとなります。

以上です。

○吉本議長 再質疑ありませんか。

増田浩二議員。

○増田議員 今、1点目の適切な研修かどうかという部分なんかについては、事業所任せというような形なのかなというふうに思いました。その点で、市として、やっぱりしっかりとした事業所で、そこで働く人に対して研修が行われているのかどうかという、この点検というのは非常に大事な問題だと思うんですね。しかも、人権擁護という部分に関することだから、余計に大切なことだと思うんです。

そういう点でいうと、いろんな介護施設において、この間、いろんな問題点というんですか、いろんな事件とか、そういう部分なんか、悲惨なね、そういう部分なんか起きてきている中で、やはりしっかりと、そういう職員に対する研修というのが、改めて求められてきている中で、こういうような条例というのが出てきたのかなというふうにも思うんです。

そんな点では、先ほど報告義務というのはありませんということだったんですが、じゃあ、報告義務がない場合、市としてどのような形で職員の研修を行っていくのかという点を調べていくというのは、やはり非常に苦勞する側面もいろいろあると思うんです。

そういう点で、先ほど確認という部分のことが出ましたしね、助言を行っていく、そういう事務なんか要ってくるという部分については、これはやっぱり職員さんについても、確認とか助言という部分については、非常に仕事量という部分については、私はふえるんじゃないかなというふうに思っている側面もあります。

そういう点でいうと、岩出市の中で事業所数、これに該当する事業所数というのが、大体幾つぐらいあって、それに対して助言とか事務、確認、この辺については定期的にやっぱり行っていくというのが求められてくると思うんですが、その点について、市としてはどういうふうに、この条例ができた中で、対応していく考えを持っているのか。そのために介護担当職員について、新たな仕事量というのが、私は非常にふえるんじゃないかと。そういう部分については、職員体制の問題なんかに絡んでくるぐらいの量になって来はしないのかという懸念も思えるところもあるんですが、その辺について、確認とか助言、事務、新たな仕事量というのは、どれぐらいあると見込んでいるのか、この点だけお聞きをしたいと思います。

○吉本議長 答弁願います。

長寿介護課長。

○長倉長寿介護課長 増田議員の再質疑にお答えいたします。

まず、岩出市には対象とする事業所数は、現時点で19事業所ございます。この事業につきましては、平成29年度までは県の指定権限であったものが、市町村に移譲となったものでありますので、県が実施してきたことを踏まえ、対応を検討していきます。

市職員につきましては、この県の指定権限があったということで、県からも移譲に関して、いろいろと指導、また資料等も引き継ぎを行っております。当初は、初めての事業でありますので多少時間はかかるかとは思いますが、移譲された業務に

については、適切に遂行できるよう対応していく考えであります。

以上です。

○吉本議長 再々質疑ありませんか。

(なし)

○吉本議長 これで、日本共産党議員団、増田浩二議員の質疑を終わります。

しばらく休憩いたします。

午前10時45分から再開いたします。

休憩 (10時30分)

再開 (10時45分)

○吉本議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案審議を続けます。

2番目、尾和弘一議員、質疑時間30分以内で、通告した議案を一括して議案ごとに質疑をお願いいたします。

尾和弘一議員、議案第2号の質疑をお願いいたします。

○尾和議員 おはようございます。

それでは、通告に従いまして質疑をさせていただきます。

第2号議案について、条例改正であります。今回の改正する具体的な理由及び根拠をどのようにお考えなのか。

それから、2番目に、個別、決まったやつの金額、これについて、個別に求めたいと思います。

3番目に、適用及び内払いとみなす附則の内容について、ご答弁をいただきたいと思います。

○吉本議長 答弁願います。

総務課長。

○木村総務課長 尾和議員ご質疑の1点目につきましては、人事院勧告並びに一般職及び特別職の国家公務員の給与改定などを勘案し、改正をするものでございます。議会議員にあっては一般職の、市長、副市長、教育長にあっては特別職の期末手当の支給割合に準じるものでございます。

2点目につきまして、議長、年間226万400円、副議長、年間197万3,399円、議員、年間182万1,600円、市長、年間346万5,000円、副市長、年間286万4,400円、教育長、年間258万7,200円でございます。

3点目につきましては、今回の改定を平成29年12月の期末手当にさかのぼって適

用することとし、平成29年12月に既に支給した期末手当は、今回の改定により算出した額の内払いとみなして、本改正条例の施行後に、その差額を支給しようとするものでございます。

以上です。

○吉本議長 再質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 今、ご答弁いただきました。今回の改正については、人事院勧告に基づいて是正するものであるということでありましたが、あわせて市には特別報酬審議会というものがあると思うんですが、その中における議論をされてきているのか、その答申等についてはどうなっているのか、お聞きをしたいと思います。

それから、期末手当の金額については、今ご答弁をいただきましたが、そうしますと、差額、その分について幾らになるのか、あわせてお聞きをしたいと思います。

最後になりますが、みなしとして、内払いであるのかということなんですが、この条例制定後、いつ支給されるのか、これについてお聞きをしたいと思います。

○吉本議長 答弁願います。

総務課長。

○木村総務課長 尾和議員の再質疑にお答えいたします。

まず、特別職の報酬審議会ではどのようになったのかということでございますが、特別職報酬審議会につきましては、市長、副市長及び教育長の給料並びに議会議員の報酬ということで、この期末手当については、その審議会では特に審議はしてございません。審議の対象とはなってございません。

期末手当の差額につきましては、議長で、年間5万600円の増、副議長で4万4,850円の増、議員で4万1,400円の増、市長で5万2,500円の増、副市長で4万3,400円の増、教育長で3万9,200円の増となっております。

あと、内払いはいつ支給されるのかにつきましては、本施行後、3月中に支払いの予定となっております。

以上です。

○吉本議長 再々質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 この報酬改正について、金額では表示をされましたが、アップ率にしますと幾らになるのか、お聞きをしておきたいと思います。

○吉本議長 答弁願います。

総務課長。

○木村総務課長 尾和議員の再々質疑にお答えいたします。

アップ率につきましては、約2%となっております。

○吉本議長 続きまして、議案第3号の質疑をお願いいたします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 議案第3号について質疑を行いたいと思います。

今回の支援コーディネーター、先ほども市のほうからご答弁がありました。重ねて、日額及び勤務時間について、まず第1点お聞きをしたいと思います。

今、先ほどの答弁では1名ということでありましたが、現在、何人がこの業務に当たっておられるのか、その件についてお聞きをしたいと思います。

○吉本議長 答弁願います。

長寿介護課長。

○長倉長寿介護課長 尾和議員のご質疑にお答えします。

生活支援コーディネーターの報酬は、月額報酬として定めておりますが、日額にしますと1万450円となります。

勤務時間ですけれども、8時45分から17時30分までの7時間45分です。

コーディネーターは、現在1人の配置であります。

正職員の担当職員は2名で、計3人で業務は対応しております。

以上です。

○吉本議長 再質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 正職員は2名で、現在、支援コーディネーターについては1名だということなんですが、この方の雇用形態、これについてはどういう、岩出市との間で雇用形態の契約をされているのか、お聞きをしたいと思います。

○吉本議長 答弁願います。

長寿介護課長。

○長倉長寿介護課長 尾和議員の再質疑にお答えいたします。

雇用形態につきましては、嘱託で雇用しております。

○吉本議長 再々質疑ありませんか。

(なし)

○吉本議長 続きまして、議案第4号の質疑をお願いいたします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 議案第4号について質疑を行います。

今回の職員の賃金改正についてであります。全体として何%のアップになるのか。

それから、この改正に伴って、どの階級を重点的に置いたのか。

それから、再任用職の等級別人員について何人か、及びこのアップ率についてお聞きをしたいと思います。

それから、この職員手当のアップに除外されておると思うんですが、臨時及び非常勤職員の賃上げについては、今回については検討されたのか、されてないのか、これについてお聞きをしたいと思います。

○吉本議長 答弁願います。

総務課長。

○木村総務課長 尾和議員ご質疑の1点目、職員のアップ率についてですが、給料表で平均0.2%引き上げ改定となっております。

次に、質疑2点目のどの階級に重点を置いたのかについてですが、給料表1級、2級の若年層に重点を置いてございます。

次に、質疑3点目の再任用職の等級別人員の何人か、及びアップ率は幾らかについてですが、現在、再任用は2級に10名でございます。アップ率は0.2%です。

次に、質疑4点目、臨時・非常勤の賃上げにつきましては、今回、この条例とは関係ございませんので、必要があれば改定を行っていくという考えでございます。

以上です。

○吉本議長 再質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 今ご答弁いただきました。職員のアップについては2%であるということなんですが、はね返りの部分が生じてくると思うんですよね。それについての試算をされているのか。基本の部分が上がりますと、それに伴って暫定手当なり、その他の手当のアップ率が算出されると思うんですが、それについてお聞きをしたいと思います。

その総金額は幾らと算定されているのか、お聞きをしたいと思います。

○吉本議長 答弁願います。

総務課長。

○木村総務課長 尾和議員の再質疑にお答えをいたします。

まず、はね返し分ですが、はね返し分につきましては、超過勤務手当、これで24

万1,000円、それから、期末手当で48万円となつてございます。

それから、総額で、全体で人勧の給料と、それから共済の負担金等、全て入れまして1,572万7,000円となつてございます。

○吉本議長 再々質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 階級の重点低下についてであります、1・2級、いわゆる若年層の引き上げを図ったということなんですが、その理由についてお聞かせください。

○吉本議長 答弁願います。

総務課長。

○木村総務課長 尾和議員の再々質疑にお答えいたします。

重点ですけれども、これはあくまでも人事院勧告にのっとり改定でございますので、人事院勧告に沿った改定となつてございます。

○吉本議長 続きまして、議案第5号の質疑をお願いいたします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 議案第5号について質疑を行います。

この条例改正についてですが、担任を受け持つ保育士についてであります、各保育所別に、その人員をお聞きをしたいと思います。

それから、日額500円とした理由、これについてお聞きをしたい。

それから、月額、これによりますと、幾らのアップになるのか、お聞きをしておきたいと思います。

○吉本議長 答弁願います。

子育て支援課長。

○福田子育て支援課長 尾和議員のご質疑にお答えいたします。

1点目、臨時的任用職員で、担任業務についている人数は、岩出保育所1人、山崎保育所2人、根来保育所2人、上岩出保育所1人の計6人です。

2点目、500円の根拠は、県内で担任を持つ臨時的任用職員に手当を支給している市町村の手当額を参考に設定しております。

3点目、月額は1万円程度となります。

以上です。

○吉本議長 再々質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 そうしますと、日額500円上げて、月額1万円になるということであり

ますが、正規職員との間の差額、これによって幾ら縮まっていくのか、これについてお聞きをしておきたいと思います。

○吉本議長 答弁願います。

子育て支援課長。

○福田子育て支援課長 尾和議員の再質疑にお答えします。

正職員で担任を受け持つ職員につきましては、その採用年数とか勤務年数等によって、それぞれお給料が違うと思いますので、正職員との差については、こちらで出してはおりませんが、他の臨時職員と担任を受け持つ臨時職員との差は1万円つけているという状況でございます。

○吉本議長 再々質疑ありませんか。

(なし)

○吉本議長 続きまして、議案第6号の質疑をお願いいたします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 議案第6号についてお聞きをいたします。

これにおける明文化によるメリットとデメリットについてお聞きをしたい。

それから、第1期から第4期における納付率及び前納率について、どうなっているのか、過去3年間についての推移をお聞きをしたいと思います。

それから、延滞金及び催促手数料の件数と金額についてお聞きをしたいと思います。

○吉本議長 答弁願います。

税務課長。

○松本税務課長 尾和議員の1点目、明文化によるメリットといたしましては、長年、定着している5月納期を条例に明文化することにより、納税義務者に、よりわかりやすく周知、説明できるということでございます。

なお、明文化のデメリットはないものと考えます。

次に、第1期から第4期における納付率及び前納率はどうなっているかについてでございますが、各納期の納期限までに納められた税金が、市に収納されるまでには日数を要し、各納期限時点では全て反映されていないことから、各納期の1カ月ごとの時点での収納率でお答えいたします。

平成26年度第1期、73.12%、第2期、80.73%、第3期、89.43%、第4期、96.01%、前納率は65.92%でございます。平成27年度第1期、66.14%、第2期、76.44%、第3期、87.92%、第4期、96.6%、前納率は54.9%でございます。平成

28年度第1期、66.19%、第2期、76.26%、第3期、87.76%、第4期、96.62%、前納率は54.96%でございます。

3点目の延滞金及び、通告では催促手数料となつてございましたが、督促手数料の件数と金額につきましては、都市計画税を含む固定資産税の値でお答えいたします。

平成26年度、延滞金のほうは2,103件、1,707万4,155円、平成27年度、2,092件、1,707万3,615円、平成28年度、2,528件、1,816万8,831円でございます。

督促手数料のほうは、平成26年度、7,809件、77万3,072円、平成27年度、7,936件、77万6,886円、平成28年度、7,845件、76万9,951円でございます。

以上です。

○吉本議長 再質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 今回の改正によって、メリットはあるけども、デメリットはないということなんですけども、言うならば、納期限を1カ月延ばすということになりますから、その分、市の歳入については1カ月分延びるということになります。現金がそれだけ入ってこないということになろうと思いますが、それによる市の行政施策に与える影響というのは、少なからず出るのではないかというふうに思うんですが、それについてどのようにお考えなのか。

それから、納期の問題であります。今、ご答弁いただきました。前納率が年々やはり低下傾向にあるなというふうに思うんですけども、前納率を向上させるために、どのような施策、方針をとって、今後いかれようとしているのか、お聞きをしたいと思います。

それから、延滞金及び催促手数料の件であります。これについても、やはり基数については減っていったという状況にあると思うんですね。これについての今後の方針をお聞かせください。

○吉本議長 答弁願います。

税務課長。

○松本税務課長 まず、尾和議員の市の資金面で1カ月おくれることによって、混乱を来すのではないかなというようなことでございますが、今回、納期を4月から5月に変更したのではございません。納期のほうについては、長年ずっと平成6年から5月納期でございます。条例に明文化するということでございます。

それで、1カ月ということでございますが、長年、このように5月納期で資金繰

りに混乱はないと聞いておりますので、問題ないと考えております。

次に、前納率でございますが、前納率が年々減っているとおっしゃられましたが、平成26年が65.92%、平成27年度が54.9%、平成28年度では54.96%に上がってございます。平成26年度が高い理由は、報償金があったということでございます。報償金は、各全市町村、廃止されている傾向にございますので、前納率が高いことにしたことはございませんが、前納率が下がっているということではないと考えております。

次に、延滞金のほうでございますが、延滞金はその納税者の状況によって違ってくるものだと考えております。延滞金は、ちなみに、平成29年度は1,353件で、2月末現在でございますが、755万4,696円と延滞金が下がってきております。これは滞納整理が進んだということであると考えております。

以上でございます。

○吉本議長 再々質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 第1期の納期を手順としては条例化をして、今度明確にしたということなんですが、今まで、条例化に基づいて延滞金なり、手数料なりを取っていたこと自体については違和感があるんですけども、それについてどのような見解をお持ちなのか。すなわち条例に基づかない違約金なり、延滞金の収納を市民に求めてきたんではないかと。条例に基づかないものについて、市がミスリードしているんじゃないかというふうに思うんですが、それについての見解を聞かせてください。

○吉本議長 答弁願います。

税務課長。

○松本税務課長 延滞金督促手数料につきましては、地方税法及び条例に基づいて収納しております。徴収しております。それで、今回、条例改正しましたのは、地方税法362条に、固定資産税の納期は、4月、7月、12月、2月中において、当該市町村の条例で定める。ただし、特別の事情がある場合においては、これと異なる納期が定めることができるというふうにございました。これによって、条例ではないですが、決裁にてきちんと5月ということに定めておりまして、長年定着しておりまして、市の広報紙、ウェブサイト、街頭啓発で周知しており、長年定着しているところでございます。今回は、それをよりわかりやすく説明できるように、条例で明文化したということでございます。

○吉本議長 続きまして、議案第8号の質疑をお願いいたします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 議案第8号について質疑を行います。

この条例改正における、岩出市における該当件数、これはどうなのか。

また、引き下げられた理由については、各市町村全てこういうふうな取り扱いをしておるんですけども、その理由について、どういう理由があったのか、お聞きをしたいと思います。

○吉本議長 答弁願います。

保険年金課長。

○井辺保険年金課長 尾和議員の質疑にお答えいたします。

1点目、岩出市における該当件数はどうかについてであります。平成30年度は、まだ課税をしておりませんので件数はわかりませんが、年税額を納期で割った際に、100円未満の端数が出る全ての世帯が該当するものでございます。

また、2点目の引き下げられた理由につきましては、現在は地方税法の規定に基づき、納期ごとの分割金額に1,000円未満の端数があるとき、あるいは分割金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数等、最初の納期限に係る分割金額に合算しておりますが、端数金額が大きいほど1期と2期以降の金額の差が大きくなるため、平準化を図る目的で、平成30年度の広域化をきっかけに規定したものであります。

○吉本議長 再質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 第1番目の件なんです。今ご答弁では、平成30年度ということの答弁もありましたが、該当件数については、そうしますと、この世帯数でいえば、全てということなんです。正確に何件あるのか、再度お聞きをしたいと思います。

○吉本議長 答弁願います。

保険年金課長。

○井辺保険年金課長 尾和議員の再質疑にお答えいたします。

該当件数につきましてであります。平成29年度の実績で見たところ、98.2%の方が該当するということに、29年度についてはなっております。

以上です。

○吉本議長 再々質疑ありませんか。

(なし)

○吉本議長 続きまして、議案第10号の質疑をお願いいたします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 議案第10号についてですが、この基金の納付金について、処分できる具体的な理由、これについてお聞きをしておきたいと思います。

誰が決めるのかということなんですけども、これについてお聞きをしたいと思います。

○吉本議長 答弁願います。

保険年金課長。

○井辺保険年金課長 尾和議員の質疑にお答えいたします。

1点目、基金を納付金として処分できる具体的な理由はどうかについてであります。が、今までは、財源不足が生じるのは保険給付費の支払いが中心でありましたが、平成30年度からは、保険給付費の財源は全額県の交付金となるため、この部分に財源不足が生じないこととなります。一方、市は国保税等を財源として、県に新たに国民健康保険事業費納付金を納めることになるため、基金を納付金として処分できるものとしたものであります。

次に、2点目の誰が決めるのかにつきましては、基金を処分する際は、補正予算等に計上し、議会の議決により決定されることとなります。

○吉本議長 再質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 今、補正予算等によって議会で議決をしていただくということになるんですが、ということでご答弁をいただきました。恣意的に、これが市民のわからないところで提案されるという一番危惧をしております。というのは、これによって岩出市民の受ける影響を最小限に抑えていくということも求められておると思うんですが、今回の広域化によって、いい面もあれば悪い面もあると。しかし、市民にとっては、それによってマイナスの面が生じるということになれば、検討していく必要性もあると思うんですが、それについてお答えください。

○吉本議長 答弁願います。

保険年金課長。

○井辺保険年金課長 尾和議員の再質疑にお答えいたします。

基金の処分について、恣意的に市民のわからないところでされるのではないかと。いうご指摘でありますけれども、先ほど申し上げましたとおり、議案として、この議会に提出をして、議会の皆様方に議決をいただくということで、市民の皆様には開かれた状態になると考えてございます。

広域化によつてのマイナスについてでございますが、基金について、特にマイナス面等はないというふうに考えてございます。

○吉本議長 再々質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 この広域化の問題についてですが、各市町村の各自治体によって年齢構成も違いますし、少子高齢化の状況の中で、限界集落の状況もあると思うんですが、言うならば、財政的には、岩出市の場合と他の市町村の場合のお互いに助け合わなあかんという一面は理解できるんですけども、それによって、岩出市民が保険料の必要でない部分の引き上げとか、そういうところに結びつけられるということが発生すれば、広域化による岩出市民のマイナスを受けるわけでありますから、そこら辺についての運営の仕方、方法、これらについてどのように考えられておるのか、お聞きをしておきたいと思います。

○吉本議長 答弁願います。

保険年金課長。

○井辺保険年金課長 尾和議員の再々質疑にお答えをいたします。

広域化について、助け合いということになるところから、財政的に、岩出市のほうの負担がふえるのではないかというご指摘でございます。広域化に伴いまして、県の計画では、将来的には、保険税の、あるいは保険料の統一ということを図られておりまして、そのことを危惧されているのかもわかりませんが、今のところ、その行く末がどうなるかについては、市としても注視をしていきたいと思うところがあります。

しかしながら、財政の統一ということにつきましては、県全体としての考え方として、広域化ということが進められているものでございますので、市としては、それに従い、粛々と国保運営をさせていただきたいと考えております。

○吉本議長 続きまして、議案第11号の質疑をお願いいたします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 議案第11号について質疑をさせていただきます。

この福祉機関における業務の増加された部分、これについてどういう部分が増加をしていくのか。

それから、岩出市における対象者数、施設別にご答弁をいただきたいと思います。

○吉本議長 答弁願います。

教育総務課長。

○柏木教育総務課長 尾和議員の質疑につきまして、通告に従い、お答えいたします。

1点目につきましては、岩出市教育支援委員会に係る業務の増加は特段ございません。

2点目、施設によっては個人を特定される場合がありますので、新小学校1年生、小学校在籍児童、新中学校1年生、中学校在席生徒でお答えさせていただきます。

平成29年度、本教育支援委員会の審議対象者数は、新小学校1年生では39名、小学校在籍児童は22名、新中学校1年生は14名、中学校在籍生徒は7名となっております。

○吉本議長 再質疑ありませんか。

(なし)

○吉本議長 続きまして、議案第12号の質疑をお願いいたします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 議案第12号について質疑を行います。

今回の協議会は、設立に当たって、年何回ぐらい開催する程度としているのか。

それと、費用弁償について、報酬及び費用弁償という表現をされているんですけども、費用弁償の定義について、ここでちょっと再確認をさせていただきたいと思います。

○吉本議長 答弁願います。

教育総務課長。

○柏木教育総務課長 尾和議員の質疑につきまして、通告に従いお答えいたします。

1点目につきましては、議事の内容、進行により流動的になりますが、平成30年度予算においては、最大8回分予算計上しております。

2点目につきましては、非常勤の職員がその職務を行うために、旅行したときに支払われる旅費です。

○吉本議長 再質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 今言われた支払うということなのですが、これは報酬なのか、費用弁償なのか。費用弁償という概念が、一般的には、通常、通勤手当に該当するということになれば、非課税の取り扱いになるわけですね。費用弁償と、その条例の中身によって、全部報酬及び費用弁償となっているので、区別をする必要性は、私は一方であるのかなと思って、この表現についてお尋ねをしているわけであります。

今回のこの分については、報酬なのか、費用弁償なのか、どちらなのか、これに

ついて再度お聞きをしたいと思います。

○吉本議長 答弁願います。

教育総務課長。

○柏木教育総務課長 尾和議員の再質疑についてお答えいたします。

今回、報酬につきましては、条例の附則のところに付けておりますその部分となっております。

附則に書いております岩出市学校通学区域検討協議会委員の日額2,500円につきましては、報酬となっております。

○吉本議長 再々質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 字句の問題で、ちょっとここはきちっとしとかなあかん部分ですので、報酬及び費用弁償という表現は、この部分については報酬だというような表現の仕方のほうが一番ベターではないかなと、そのように私自身は考えているんですけども。他の条例の部分についても、それが混合して使用されておって、費用弁償なのか報酬なのか、明確に手当自体がされてないと。

報酬になりますと、課税されるということで、所得税が賦課されるというふうになるわけですが、費用弁償そのものの基本的な考え方は非課税だと言われ、通勤手当の該当になるという見解もありますから、そこら辺について、明確にするべきではないかなということで、質疑をさせていただいております。それについて何かありましたら、ご答弁ください。

○吉本議長 答弁願います。

教育総務課長。

○柏木教育総務課長 尾和議員の再々質疑につきまして、お答えいたします。

岩出市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例に基づいて、報酬を支払わさせていただきます。

○吉本議長 続きまして、議案第13号の質疑をお願いいたします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 議案第13号について質疑を行います。

今回の条例提案については、私は遅きに失したなというように思っておりますが、条例制定の提案がありますので、この条例制定の目的について、どのような目的があるのか。

それから、岩出市における自殺者の実態把握をされてきているのか。過去5年間、

年代別につかんでおられるのであれば、求めたいと思います。

それから、この開催については、定例会として実施されるのか、そこら辺についてご答弁をいただきたいと思います。

○吉本議長 答弁願います。

福祉課長。

○寺西福祉課長 尾和議員の質疑につきまして、通告に従いお答えします。

1点目については、自殺対策の取り組みに関して、関係機関、関係団体等が連携し、本市における自殺対策を総合的かつ効果的に推進することを目的としています。

2点目については、平成24年度、20代2人、30代1人、40代1人、50代2人、60代1人、70代1人、平成25年度、30代4人、40代1人、50代1人、60代3人、平成26年度、20代1人、30代1人、50代4人、60代2人、70代1人、80歳以上1人、平成27年度、20歳未満1人、40代2人、50代2人、70代1人、80歳以上2人、平成28年度、20代1人、40代2人、60代1人、70代1人となっております。

3点目について、自殺対策計画を策定する平成30年度は4回の開催を予定してございます。また、計画策定後は、本協議会において計画の推進状況を毎年把握・確認することとしていますので、定例的に開催いたします。

以上です。

○吉本議長 再質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 自殺対策の基本は、目的に明確にされてないんですけども、国の法律に基づいても出てきておるんですが、自殺対策そのもの、これは非常にシビアな点もありまして、自殺された方の周辺のケア、これが一番大切な取り組みの課題であります。

1人の方が自殺されると、それによって複数の方が被害を受けると言われております。国全体としても、先進国の中で、日本が自殺者が非常に多いと。いわゆる現状において、今、岩出市内の自殺の件数も上げていただきましたが、これはどこの数字かよくわからないんですけども、私が調べた数字とちょっと若干違うんで、警察が発表した数字なのかな。それとも厚生労働省へ上げて集計した数字なのか、そこら辺について、わかれば再度お聞きをしたいと思います。

その2点について、ご答弁ください。

○吉本議長 答弁願います。

福祉課長。

○寺西福祉課長 尾和議員の再質疑にお答えいたします。

周辺のケア、複数が被害を受けていくような状況になるということでございますけども、まず、この連絡協議会ですけども、関係機関、関係団体の連携で、自殺対策を総合的かつ効果的に進めるということで、協議会のメンバーに医療関係、臨床心理士等、それから社会福祉士とか、保健所、精神保健福祉センター、そのような構成メンバーを考えているところでございます。

それから、数字でございますけども、この数字、厚生労働省で全国のデータを取りまとめた自殺統計、地域における自殺の基礎資料、こちらのほうで公表されてございます。

以上です。

○吉本議長 再々質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 これからの諸課題ではあると思うんですが、なかんずく、それに加えて、貧困とか、サラ金の問題とか、いろいろな夫婦間のトラブルとか、そういうもろもろの全ての要因をまとめた上で、理論的に整理整頓して、そういうような対策が求められると。なかんずく、被害者支援に関連して、これとあわせて被害者支援策というものも、並行して取り組みをすべきだというふうに思っておりますので、そこら辺を検討課題に入れていただきたいということを重ねてお願いをしておきます。

○吉本議長 答弁願います。

福祉課長。

○寺西福祉課長 尾和議員の再々質疑にお答えいたします。

本計画ですけども、国の自殺総合対策大綱、それから県で今作業中であります県の計画、これらを見ながら計画策定をと考えてございます。

その中で、自殺死亡率の低減だけでなく、社会情勢等々のそういった諸所の事象を把握、また自殺防止に対する市民の意識高揚、さらにリスクのある人の相談ケア体制を強化できるような計画、そのようなことを今のところ考えてでございます。

以上です。

○吉本議長 続きまして、議案第20号の質疑をお願いいたします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 議案第20号について質疑を行います。

補正予算の中に、繰越明許費となった理由についてお聞きをしたいと思います。

それから、昨年もこの場で質問をさせていただいたんですが、設計案について作成されてきたのか。

それから、場所について、これは市長の施政方針の中でうたわれておりましたが、再度お聞きをしておきたいと思います。

それから、旧プール2カ所についてのあとの利活用についてどうされるのか、関連がありますので、ご答弁をいただきたいと思います。

○吉本議長 答弁願います。

生涯学習課副課長。

○吉末生涯学習課副課長 尾和議員の質疑にお答えいたします。

1点目につきましては、岩出市民プール設計監理業務委託として発注しておりますので、管理業務を工事完成まで実施するために繰り越すものです。

2点目につきましては、設計案として完成しております。

3点目につきましては、施政方針のとおり、総合体育館南側駐車場を予定しております。

4点目につきましては、新プール開場時に閉鎖を予定しております。

○吉本議長 再質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 設計案についても、既に完成しているということで理解してよろしいですね。そうしたら、私たちは常に議会に対して、設計案ができた段階で、議会に提出をして、議員の皆さんにも提出をするというような取り組みがあってもしかるべきじゃないかなと。それに基づいて議論ができるわけで、なぜそういう取り扱いをしないのか、これについては早急に議会並びに市民に公表をしていくという姿勢をとっていただきたいというように思っておりますが、いかがでしょうか。

○吉本議長 答弁願います。

生涯学習課副課長。

○吉末生涯学習課副課長 設計案の議会へのご説明、ご報告でございますけども、現在、設計案ということでございまして、このプール建設に関しては、国の補助金等も活用してまいりますので、補助金等交付決定後、決まり次第、議会のほうへもご説明させていただきたいと考えております。

○吉本議長 再々質疑ありませんか。

(なし)

○吉本議長 続きまして、議案第22号の質疑をお願いいたします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 議案第22号についてお聞きをしたいと思います。

この中で、施設介護サービス並びに介護予防サービスに関してであります、全てマイナス計上になっております。これらの3年間の過去の推移についてお聞きをしたいと思います。

○吉本議長 答弁願います。

長寿介護課長。

○長倉長寿介護課長 尾和議員のご質疑にお答えいたします。

1点目の施設介護サービスの減額補正につきましては、平成29年度実績見込みが、当初予算において見込んでいたほど伸びなかったことによるものです。

施設介護サービス費とは、特別養護老人ホーム、老人保健施設など、介護保険制度に基づく施設のサービスを利用したときの費用ですが、このサービスに該当しない民間施設がふえてきたことによる影響が主な要因と考えています。

過去3年間の推移としましては、平成28年度、7億7,606万5,741円、平成27年度、7億6,878万4,149円、平成26年度、7億8,687万6,262円でありました。

2点目の介護予防サービス給付費の減額につきましては、制度改正により、平成29年4月から開始した介護予防日常生活支援総合事業の影響により見込んでいたより伸びなかったことによるものです。

過去3年間の推移としましては、平成28年度、1億6,688万1,747円、平成27年度、1億6,092万7,255円、平成26年度、1億6,455万9,107円でありました。

以上です。

○吉本議長 再質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 このサービスに関して、市のほうでサービスの枠を縮めたり、低下をさせたりというようなことは、現実的にされてないと思うんですが、そういうことが1つの要因になるということもありますので、そこら辺について、当初からのサービスについて、より厳しくしたとか、そういうような点がなかったかどうか、確認をさせてください。

○吉本議長 答弁願います。

長寿介護課長。

○長倉長寿介護課長 尾和議員の再質疑にお答えいたします。

このサービスにつきましては、介護保険制度に基づいて適正な対応をしております。

す。適正なサービスの利用については、必要な給付の適正化という形で対応はしておりますが、特にサービスを制限するようなことはございません。

以上です。

○吉本議長 再々質疑ありませんか。

(なし)

○吉本議長 以上で、尾和弘一議員の質疑を終わります。

以上で、議案第1号から議案第25号までの議案25件に対する質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第1号から議案第25号までの議案25件は、お手元に配付の議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

しばらく休憩いたします。

午後1時から再開いたします。

休憩 (11時45分)

再開 (13時00分)

○吉本議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案審議を続けます。

~~~~~○~~~~~

日程第27 議案第26号 平成30年度岩出市一般会計予算～

日程第33 議案第32号 平成30年度岩出市水道事業会計予算

○吉本議長 日程第27 議案第26号 平成30年度岩出市一般会計予算の件から日程第33 議案第32号 平成30年度岩出市水道事業会計予算の件までの議案7件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑に当たっては、市議会会議規則第55条の規定により、発言は簡明に行うとともに、議題外の質疑及び自己の意見を述べることのないようお願いいたします。

質疑は、発言席からお願いいたします。

1番目、日本共産党議員団、増田浩二議員、質疑時間30分以内で、通告した議案を一括して、議案ごとに質疑をお願いいたします。

増田浩二議員、議案第26号について質疑をお願いいたします。

○増田議員 議案第26号、平成30年度の一般会計予算について、8つの点から来年度の予算について質疑を行いたいと思います。

まず1点目に、今回のこの予算編成に当たって、岩出市が直面する点において、



人口減少を初めとする諸課題という文言も書かれています。この点からは、岩出市として、人口減少に歯止めをかけるためには、どのような視点の行政が求められていると認識をしているのか。そしてまた、30年度においては、この人口減少関係においてはどのような対応をとろうとしているのかという点をお聞きしたいと思います。

2点目に、岩出駅のバリアフリー化、長年、改善策が求められてきていたものなのですが、今回のこの岩出駅のバリアフリー化、岩出駅自体がどのように変わろうという中身になっているのか。今回予算化されたバリアフリー化を含めた全体構想というのがどのようなものなのかという点、お聞きをしたいと思います。

3点目に、防災無線のデジタル化というものも予算に計上されています。災害対策、非常に大切な問題だと思います。この点では、今回のこの防災無線のデジタル化、このことによって住民に対しての改善対策、また、災害対策面でどのような効果が上がるようになると市は認識しているのかをお聞きしたいと思います。

4点目に、市民プールの建設、この点について、完成予定図面、また、今後、市としてどのような内容にしていくのか。また、これに関係して市が取り組んでいく内容などについて、市民にどのような形で情報の公開をしていくのか。先ほど尾和議員のところでも若干ありましたけれども、そこでは内容が決まり次第報告をするんだというようなことも言われていましたけれども、こうした内容なんかについては、今後どのような対応をとっていくのかという点、お聞きしたいと思います。

5点目に、昨年度もありましたけれども、中高一貫校、この問題についても、今回、調査研究費、調査研究経費というものも計上されています。この点においては、昨年度もそうですが、昨年度までにおいて、調査の研究結果、これはどうだったのか。そして、またそれをどう捉えて、今年度はどういう点を調査するのかという点、この点をお聞きしたいと思います。

6点目に、子ども・子育て支援事業計画、この策定が、今進められています。この点において、子育て家庭の生活実態調査、こういうものも30年度行っていくというふうにされていますが、対象家庭、これがどのような家庭を対象にしているのか。また、このアンケート調査、生活実態調査ですね、設問の中身など、この点についてはどのようなことを考えているのかという点、お聞きをしたいと思います。

7点目には、敬老会について、事前説明で参加する対象者の年齢などの説明なんかもありました。この敬老会については、今後どのように進めようと市は考えているのかという点、この点をお聞きしたいと思います。

最後に、今、私たちの住む岩出市、ここでも今、国の政治の影響、これは大きな形としてかかわってまいります。その点においては、今、国の政治が安倍内閣のもとで、社会保障の切り捨て、こういう施策が、今、年々続けられてきています。社会保障費なんかにおいても1,300億円、自然増、必要にもかかわらず、こういう点なんかが削減されてくる。これ以外にも、国民生活の大きな影響を与えようと、今してきています。

こんな中で、地方自治体として果たさなければならない役割、まさにこういう国の悪政に対して、防波堤の役割を果たす行政の取り組みが進められていると思います。こういう点で、30年度、福祉施策や教育施策面において、また、これ以外でも各種制度が岩出市でも取り組まれていますけれども、こうした制度の改善策、市民の暮らしをよくする、そういう点においては、今年度どのような点が改善をされてきているのかという点、この点について、8つの視点から質疑を行いたいと思います。

○吉本議長 答弁願います。

市長公室長。

○湯川市長公室長 1点目にお答えいたします。

人口問題を考える場合、基準となるのは社会増減と自然増減でございます。社会増減につきましては、転入者数が転出者数を上回る状況をつくっていくことでありまして、対応としまして、そのためには道路や下水道などの都市基盤の充実を初め、安全・安心対策等魅力ある住みよいまちづくりが求められるものと考えております。

自然増減につきましては、出生者数が死亡者数を上回る状況をつくることであり、そのためには出生率を向上させ、高齢者の方々にはいつまでも元気で長生きしていくことであります。

現状、人口増加が続いている岩出市ではありますが、団塊世代の高齢化が進むなど、人口減少の波は避けられないものと想定しておりまして、人口減少という現実を受け入れて、社会や経済の構造を変えていくのではなく、人口が減少しないように努力するという地方創生の趣旨にのっとり、引き続き社会増減、資源増減という視点から、さまざまな施策を講じてまいります。

○吉本議長 総務課長。

○木村総務課長 増田議員ご質疑の2点目、岩出駅のバリアフリー化につきましては、高齢者、障害者等の円滑化の促進に関する法律、いわゆるバリアフリー法に基づき、西日本旅客鉄道株式会社が岩出駅にエレベーターやスロープ等を設置し、バリアフ

リー化を図るものとなっております。

続いて、３点目、防災行政無線のデジタル化についてですが、防災行政無線は、地域住民に迅速かつ的確な災害情報を提供し、市民の生命、身体、財産の安全を確保する上で欠かすことのできない情報伝達手段でございます。デジタル化した場合の代表的な効果といたしましては、高品質でクリアな音声放送が可能となる。文字入力による音声放送が可能となり、正確かつ均一の内容での放送が可能となる。操作卓から屋外スピーカーの音量調節が可能になり、難聴等への迅速な対応が可能となります。

以上のことなど、現在のアナログ式無線と比較し、情報伝達性や災害時における迅速な対応が可能となります。

以上です。

○吉本議長 福祉課長。

○寺西福祉課長 増田議員のご質疑の８点目、福祉施策についてお答えします。

高齢化の進展等に伴い、医療や介護に関する費用は、ますます増大していく状況下にあります。本市においては、子供を始め高齢者や障害者など、行政の支援を必要とする方々に対して、おのこの状況に応じ、各種制度にのっとった適切な対応を担当部署において行っているところです。

また、さまざまな要因により生活困窮を余儀なくされている方には、生活保護制度による適切な支援を実施するとともに、生活困窮者自立支援制度の活用等により早期の自立を図ることとしております。

今後も各部署における相談支援体制のより一層の充実に努めてまいります。

以上です。

○吉本議長 子育て支援課長。

○福田子育て支援課長 増田議員ご質問６点目にお答えいたします。

対象世帯数につきましては、就学前児童世帯１,０００世帯、就学児世帯１,０００世帯の合計２,０００世帯を対象に実施を予定しております。

生活実態調査の設問内容につきましては、来年度、和歌山県が県内全市町村の生活実態調査を小学５年生、中学２年生世帯を対象に実施することが予定されており、県の設問内容及び岩出市子ども・子育て会議の意見等を参考に進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○吉本議長 長寿介護課長。

○長倉長寿介護課長 増田議員のご質疑7点目について、通告に従いお答えいたします。

敬老会は、多年にわたり地域の発展に寄与してきた高齢者の方々へ敬愛の気持ちを高め、長寿をお祝いすることを目的に開催しておりますが、平成26年度より対象者の見直しを行い、毎年1歳ずつ引き上げ、平成30年度より数え75歳以上の方を対象として開催いたします。

今後も長寿をお祝いすることを目的に、高齢化の状況等を勘案しながら、敬老会の主旨に沿った事業を実施していきたいと考えております。

以上です。

○吉本議長 教育部長。

○秦野教育部長 増田議員ご質疑の4点目、市民プールについてでございます。

建設予定地につきましては、埋蔵文化財の事前調査が必要となりまして、アスファルトをめくったりという工事が入りますので、建設予定地周辺、区自治会長及び隣接地にお住まいの方、隣接農地所有者へ説明しています。なお、現計画につきましては、スポーツ施設環境整備事業補助金の交付決定後、確定してまいります。そして、議会へも説明をさせていただきます。

それから、5点目の中高一貫校の調査研究につきまして、平成29年12月1日に指導主事が京都市立西京高等学校附属中学校の中高一貫教育研究大会へ調査研究に行っておりましました。平成30年度は、新学習指導要領改定を見据えた教育課程の内容等について、調査研究していきたいと考えてございます。

8点目のご質疑の教育施策面について、お答えをいたします。

教育部では、児童生徒の学力向上を再重要課題と捉え、さまざまな施策に取り組んでいるところでございます。そのため、教育総務課中心の取り組みから、教育総務課を中心としつつも、生涯学習課、岩出図書館、民俗資料館との連携をより強化し、教育部全体で学力向上に取り組んでまいります。

○吉本議長 再質疑ありませんか。

増田浩二議員。

○増田議員 今るるお答えをいただきました。人口減少という点においては、出生率の向上というような点なんかも説明をいただきました。そういう点でいうと、まさに子育て支援策、これを充実していく、そういう考えなのかなというふうに認識をするものです。

しかし、この間、一般質問などを通じて、本当に岩出市、人口減少に対して施

策を進めよう、こういう姿勢は本当にあるのかどうか疑わしい視点があります。例えば、保育料の問題なんかにおいても、市長みずから人口減少に対しての保育料の引き下げは考えない、こういうような答弁なんかもされてきています。

そういう点においては、この人口減少、歯どめを本当にかけていくつもりなのか。言葉では、そういう言葉を使っても、本当に市の姿勢がそういう視点の行政、これが求められているのではないのかなと感じるところがあります。

こういう点においては、岩出市として、今言われた出生率の向上なんかについては、今後どのような形で子育て支援策、制度面、これを進めようとしているのかという点、改めてお聞きをしたいと思います。

2点目に、岩出駅のバリアフリー化、簡単にお答えをいただきました。私、全体構想という部分なんかもお聞きしたんです。岩出駅のエレベーターをつけるという形であるとすれば、岩出駅の駅の庁舎、駅舎そのもの自身は、これは変わると思うんですね。そういう部分でいうと、今の既存の岩出駅の駅舎、これは全体的に大幅な改造、こういう計画があるのかどうか、こういう点について改めて、全体的に岩出の駅、今の岩出の駅がどのように変わろうとしているのか、そういう計画の中身、もう少し詳しくお聞かせさせていただきたいと思います。

それと、市民プールの建設ですが、議会にも報告をする、こういうようなことを言われましたけれども、大体いつごろ、そういう報告というものができる形になるのか、時期的にはどのような形で報告できるのかという点、こういう点をお聞きをしたいと思います。

それと、6点目の子ども・子育て支援計画についても、2,000世帯の方が対象だという形になっています。その点では、貧困の実態なんかも含めて、多分、調査なんかはされると思うんですね。だから、そういう点でいうと、設問そのもの自身は30から40ぐらいあるのか、それとも50問ぐらいの設問があるのか、そういう設問の中身という部分、わかっている範囲で結構ですので、大体この設問というのがどのような形の大きな項目だけでも、こういうことを聞きますよと、こういうことを調査するんですよというのを、もしわかっていれば、ちょっとお答えいただけたらなというふうに思います。

それと、敬老会です。敬老会の点については、今年度まで行われてきました。敬老会、ご存じのように、駐車場、今度、市民プールが建てられる、そういうあの場所、車がいっぱいですね。この前も人権学習か何かのときには車が入り切れないぐらいの、そういうような駐車場の利用がされました。そこに市民プールを建てる。

敬老会を初めとした駐車場問題、こういう点については、市としてどのような対応を考えておられるのか。特に、敬老会なんかも、実際には来られる駐車場の確保、そういう部分についてはどのように考えておられるのか、この点についてお聞きをしたいというふうに思います。

それと、抜けましたけれども、中高一貫校、この調査研究、この点については、今後、中高一貫校についてのこういう調査研究、いつまで続けるつもりなのか、いつ結論を出すのか、市として、この中高一貫校の問題について、結論はいつ出すつもりでいてるのか、この点についても再度お聞きをしたいと思います。

○吉本議長 答弁願います。

市長公室長。

○湯川市長公室長 1点目の再質疑にお答えいたします。

人が住む場所を考えるに当たりましては、人それぞれの価値観や判断基準があるのかなと思います。増田議員のご指摘は、増田議員の価値観に基づくものでありまして、全ての人がそうであるとは限りません。

人口ビジョンの策定のときに、定住・移住アンケート調査というアンケート調査を行っております。これは対象者は、平成25年、26年度の2カ年の転入・転出者2,000人を対象としたものでございまして、岩出市に住んでよい点、悪い点を聞いております。よいと感じる点につきましては、買い物などの利便性、これがいい。それから、住環境がいい。また、道路環境がいい。こういった意見が多いということで、都市基盤の充実というものを上げられております。

子育て支援面ということで、今、ご指摘ございましたが、子育て支援だけがまちづくりではございません。本市としましては、先ほど申しましたように、社会増減、自然増減、こういった視点を持って、福祉面においては、高齢者福祉も含めて、あらゆる世代のバランスを考えた福祉施策に取り組んでまいります。

○吉本議長 総務課長。

○木村総務課長 増田議員の再質疑にお答えいたします。

2番目の岩出駅バリアフリー化ですけれども、西日本旅客鉄道の計画によりますと、エレベーターの設置、現在の跨線橋を撤去し、ホームの北のほうにエレベーターを設置し、跨線橋を新たに設ける。それから多機能トイレの新設、それからスロープの整備等、あとはホームのかさ上げ、それをする計画と聞いてございます。

以上です。

○吉本議長 教育部長。

○秦野教育部長 増田議員再質疑のプールについての説明の時期ということでございますが、現在、国会のほうで予算審議が行われてございます。国の予算成立後、県を通じて、岩出市のほうに補助金の交付決定が届くことになるかと思います。繰り返しになりますが、補助金の交付決定後、議会へも説明をさせていただきたいと考えてございます。

○吉本議長 子育て支援課長。

○福田子育て支援課長 増田議員ご質疑の6点目、お答えいたします。

先ほども答弁させていただきましたが、具体的な設問内容等につきましては、まだ決まっておりません。来年度、県が実施いたします実態調査の設問内容を参考に、岩出市子ども・子育て会議の意見等も参考にしながら進めてまいりたいと考えております。

○吉本議長 長寿介護課長。

○長倉長寿介護課長 敬老会の駐車スペースにつきましては、昨年度に駐車場の見直しを行ったことにより、ことは大きな問題はなかったと認識しております。今後もプールの状況を見ながら、必要時には近隣公共施設の駐車場を活用することで、混雑の解消を図ってまいります。

○吉本議長 教育総務課長。

○柏木教育総務課長 増田議員の再質疑についてお答えいたします。

中高一貫校につきましては、あくまでも、県立中学校設置は県教育委員会でありま  
す。ただ、市政懇談会では、以前から那賀高校への県立中学校設置を望む声が多数  
寄せられ、市民の中にも引き続き県立中学校設置を望む声が多数あることから、今  
後も県教育委員会に情報提供や共有、連携していきたいと考えております。

○吉本議長 再々質疑ありませんか。

増田浩二議員。

○増田議員 岩出駅のバリアフリー化の点です。今、説明では、エレベーターそのものについては、駅舎ですか、それは多分さわらないという中で、北のほうにつくるとい  
うようなことを言われました。このエレベーターの位置ですね、北のほうにつく  
ると言われるんだけど、大体ホームのどの辺ぐらい、中心ぐらいのところにな  
るのでしょうか。やっぱりエレベーターそのもの自身、北のほうと言われても、  
やはり利用される方というのは、やっぱり社会的弱者の方だと思うんですね。

そういう点で、市として、駅のほうにつくるとい、こういう構想に対して、市  
としてどのような意見とか、そういうものというんですか、JRに対して提言とい

うような形で声を上げられてきたのか。

そして、駅の北のほうですか、北のほうにつくるんだというんだけれども、先ほども言ったけれども、駅の大体ホームのどの辺の場所につくられる予定になっているのかという点、この点を改めてお聞きをしたいというふうに思います。

それと、中高一貫校の調査研究については、今のお話だったら、結論出さないと。結論を出さないで研究ばかりすると。あくまでも、これについては県の問題だというような認識だと思うんですが、それじゃあ、私だめだと思うんですね。やはり岩出市として、一定の結果ですか、結論というの、やはりこれは出すべきだと思うんです。そういう点では、結論はもう一切出さないと。今後も、ずっと5年も10年も続けていくというそういう考えなのか、この点を改めてお聞きをしたいというふうに思います。

それと、総体の絡みの事業に関しての駐車場問題ですね。この点については、いろんな、敬老会だけじゃなしに、やはり既存の今の駐車場を利用してつくるということなので、教育委員会として、少なくなった駐車場、この点については、将来的に拡幅していく、駐車場を広めていく、減った分だけ、少なくとも確保していく、そういうような対応なんかは、現時点で、市としてはどのように考えておられるのかという点、この点、改めてお聞きをしたいというふうに思います。

以上です。

○吉本議長 答弁願います。

総務課長。

○木村総務課長 増田議員の再々質疑にお答えいたします。

エレベーター設置ですけれども、これにつきましては、現在の跨線橋が使えないということで、それよりも北になるということで聞いてございます。

○増田議員 大体の場所はわからへんの。

○木村総務課長 場所的には北ということで聞いておるだけで、詳しくは。

失礼いたしました。市の意見としましては、あくまでも、これは西日本旅客鉄道の事業となつてございますので、市としての意見というのは、今のところは出してございません。

○吉本議長 教育総務課長。

○柏木教育総務課長 増田議員の再々質疑についてお答えいたします。

繰り返しになりますが、市民の中に、那賀高校への県立中学校設置を望む声が多い数あることと、平成26年度にこの市議会の皆様から、県教育委員会へ要望書が提出



されております。そういうふうな応援していただいているということもあり、引き続き県教育委員会のほうに県立中学校設置を要望してまいりたいと思っております。

○吉本議長 教育部長。

○秦野教育部長 再々質疑の駐車場の件でございますが、駐車場拡張につきましては、現時点では考えてございません。先ほど長寿介護課長が答弁したとおり、混雑時には周辺公共施設の利用により、解消できるものと考えてございます。

○吉本議長 続きまして、議案第27号の質疑をお願いいたします。

増田浩二議員。

○増田議員 議案第27号、国民健康保険税の予算です。今年度の予算については、広域化ということと絡んで、大きな変化が出てきているという状況だと思います。そんな中で、今年度の国保加入者数、これをどう見込んでいるのか。前年比との増減、説明では若干世帯数の減というようなことなんかもありましたけれども、一般被保険者数、退職被保険者数、改めて見込み人数、これをお聞きをしたいと思います。

2点目に、国保税算定、ここにおいては前年比、21%以上もの減、金額にして2億7,000万円以上もの減額予算というふうになっています。この理由、この点についてお聞きをしたいというふうに思います。

3点目には、国保の運営協議会資料、請求をしていただきましたけれども、その中には最高限度額の引き上げというものも、この運営協議会の中では議論もされています。そういう状況のもとで、2点目とも絡むわけなんです、今年度における国保利用者の税率、この点についてはどのようなになっているのか、変わっているのか変わっていないのか、この点お聞きをしたいと思います。

4点目として、延滞金収入、この点については、前年度、この金額が大幅に引き上げられて、前年度3,000万円という予算が組まれました。今年度も同じように3,000万円を見込んでいます。そんな中でこの間の徴収、そういう部分については、数十万円一括して払いなさいと。中には100万円は、はるかに超える、まさに100万円単位の一括的な取り立て、こういう部分なんかも見られてきています。この点では、この3,000万円見込んでいるわけなんです、徴収対応、こういう点については、市としてのどのような対応をとっていくという考えなのか、この点をお聞きしたいと思います。

○吉本議長 答弁願います。

保険年金課長。

○井辺保険年金課長 増田議員の質疑にお答えいたします。

1点目の今年度の国保加入者の見込みについてですが、平成30年度当初の一般被保険者数は1万2,680人、前年比で268人の減少を見込んでおります。また、退職被保険者数は173人、前年比で105人の減少を見込んでおります。

次に、2点目の国保税算定において、前年比21%減、2億7,000万円以上もの減額予算となっている理由についてですが、これまでは各市町村において、保険給付費の伸びを見込み、それに見合う国保税額を算定しておりましたが、平成30年度からの国保広域化に伴い、保険給付費全額が交付金により措置される一方、徴収した国保税は、納付金として県に納付する納付金方式に変更となります。

また、県に納付する国保事業納付金には、平成30年度以降、国から財政支援される1,700億円が反映されており、市町村の財政負担の緩和が図られていることなどから、前年度予算額と比較しますと、大幅な減額予算となっております。

次に、3点目の今年度の国保利用者の税率についてですが、国保広域化に伴い、各市町村は県から提示された国保事業費納付金を納めるために必要な標準保険料率を参考に、市町村が国保税率を決定することになります。市としましては、制度の移行の期間であることや、県による過去データからの推計値に基づく標準保険料率の提示であることなど、総合的に勘案し、平成30年度国保税率は、現行税率から改定せず、据え置きとして進めてまいりたいと考えております。

次に、4点目の延滞金の徴収対応についてですが、延滞金は納期内納税者との公平性を確保するための制度であることから、平成30年度も引き続き国保税同様、適切に徴収業務を進めてまいりたいと考えております。

○吉本議長 再質疑ありませんか。

増田浩二議員。

○増田議員 今、国保税そのもの自身の税率、これについては変わっていないという説明でした。ところが、国保加入者数、この点については、一般被保険者数268人の減、退職被保険者数105名減、373名減ただけなんですね、総数で。ところが、2億7,000万円以上も国保税そのもの自身下がっている。言うならば、見方によると、わずか370人減ただけで2億7,000万円、税率が変わらなくて、なぜ国保算定で2億7,000万円が下がるのか、ここが私わからないんです。

税率は変えていない。世帯なんかもほとんど変わらない。そんな中で、この2億7,000万円下がるというのが、なぜ、この2億7,000万円、国保税収入が下がるのか、ここがわからないので、改めて、なぜそういう形になるのかという点、ちょっと改めてお聞きをしたいというふうに思うんです。

そして、国保税算定で、5分の1以上減った中で、例えば、1人当たりの国保税、この点については、国保税が下がると思うんですが、この点について、1人当たりの国保税、この辺についてはどれぐらい下がるような形になるのか、この点ちょっとお聞きをしたいと思います。

以上です。

○吉本議長 答弁願います。

保険年金課長。

○井辺保険年金課長 増田議員の再質疑にお答えをいたします。

最初、300人減でありながら、なぜ国保税が下がるのかというお尋ねでありますけれども、あくまで、先ほど申し上げましたとおり、予算組みの編成の方式が、今までの保険給付に対するものから納付金に対する納付金方式に変更した、そのことが影響しております。その方式の変更によりまして、直接的に比較をされましても、それはちょっと筋の違う、性質の違う数字ということになってございます。

1人当たりの保険税額についてであります。1人当たりにつきましては10万4,202円と。30年度に至りましても税率改正がございませんので、1人当たりについては変わらないということで想定をしております。

以上です。

○吉本議長 再々質疑ありませんか。

増田浩二議員。

○増田議員 今の説明聞いても、私、やっぱり理解できないんですね。例えば、改定しないということであれば、去年と同じ形の、所得なんかで若干変わってるんだけど、税率そのもの自身を変えないというのであれば、やはり国保の家庭、人数も変わらないと。所得もそんなに、言うほど、今上がってきていないという中で、所得なんかもほとんど変わらないと。人数も変わらないと。税率も変わらないと。そういう部分だとしたら、国保税の税収そのもの自身は、去年とほとんど差はないというふうになるんじゃないかなと、税収で言うたらね。

ところが、しかも、人数で言うても、そんなに言うほど保険者数なんかも変わっていないという中で、税収そのもの自身が、ほとんど去年と変わらない人が大半であるにもかかわらず、なぜ、税収が下がるのかと、この点がどう考えても、私、理解がちょっとしにくいんです。そういう点で、なぜ税率も変わっていないにもかかわらず、2億7,000万円下がるのか。この点だけ、ちょっと改めて説明いただきたいと思います。

○吉本議長 答弁願います。

保険年金課長。

○井辺保険年金課長 増田議員の再々質疑にお答えいたします。

所得、人数等、変わらないのにもかかわらず、なぜ保険税全体が下がるのかというご指摘でありますけれども、先ほど申し上げましたとおり、交付金方式による予算組みということで、こういう数字になってございます。

差額につきましては、今までの財政方式から県による広域化の財政方式に変更される結果、また、平成30年度から国の財政支援が1,700億円、その財政支援の分が、今まででしたら直接市に入ってた分が、県を通じて、これからは入ってくることになってまいります。その効果もございまして、2億7,000万円以上の差ということが出ているかと考えております。

以上です。

○吉本議長 これで、日本共産党議員団、増田浩二議員の質疑を終わります。

2番目、尾和弘一議員、質疑時間30分以内で、通告した議案を一括して議案ごとに質疑をお願いいたします。

尾和弘一議員、議案第26号の質疑をお願いいたします。

○尾和議員 議案第26号、新年度予算について質疑を行います。

市税の増加する要因についてであります。個人、法人、軽自動車、都計に関して。

次に、寄附金に対する取り組みについてですが、これについての方針をお聞かせください。

それから、超過勤務手当の増減について、全体として、どのような予算組みをしてきたのか。昨年比として、どのように減少した予算になっているのか、お聞きをしたいと思います。

それから、訪問理美容サービス委託料の件数についてお聞きします。

それから、子ども医療扶助費の積算根拠、これについてお聞きをいたしたいと思います。

それから、国保特別会計繰出金の根拠について、お聞きをしたいと思います。

それから、養護老人ホーム措置費の対象者はどうなっているのか、お聞きをしたい。

それから、公共施設の下水道設備に関して、現在完了しているところと、今年度接続するところ、未接続施設名についてお聞きをしたいと思います。

それから、あいあいセンター外灯交換工事の内容について。

それから、A型・B型就労支援の人数について、過去3年間の推移についてお聞きをしたい。

それから、私立保育園、認定こども園、地域型保育の各人数について、どのようになっているのか。

それから、山崎保育所駐車場の増設に関して、何台分、駐車場が増設されるのか。

保育所等整備交付金の内訳についてお聞きをしたい。

それから、生活保護、生活扶助、葬祭扶助の対象者数、過去3年間の推移について。

那賀病院の分担金について、根拠をお聞きをしたいと思います。

それから、妊婦健診の委託料、これについては初回から数回にわたって実施をされると思うんですが、詳細にその内訳、その内容について求めたいと思います。

火葬場委託料の詳細を求めます。

それから、自転車等委託料の内容について。

防犯灯ポール設置・撤去工事の内訳、これについてお聞きをします。

那賀衛生組合負担金の積算根拠を求めたいと思います。

それから、LED防犯灯設置の予定件数についてお聞きをします。

岩出クリーンセンター委託料の積算根拠、これについてお聞きをいたします。

それから、農業次世代資金、これは何人を予定しているのか。

紀泉台の調整池工事に関して、これについてお聞きをしたい。

県営ため池負担金に関して。

水路改修工事に関して。

それから、ふるさと岩出市委託料、これは何件を想定して予算組みをされているのか。

それから、岩出市商工会補助金の積算根拠について。

中小企業補助金に関して、過去3年間の件数と推移。

安全対策工事について、これはどこをするのか。

それから、耐震診断改修事業の件数予定はどうなのか。

高齢者用スポーツ施設整備に関して。

それから、デジタル無線についてであります、これは先ほども増田議員がご質疑されましたが、工事、設備、ここら辺について、市民生活の上でどのように改善されるのか、これらについてお聞きをしたいと思います。

それから、那賀消防組合の負担金の内訳とその根拠について。

それから、那賀地方教科別負担金について。

スポーツ安全協会傷害保険について。

それから、外国青年語学賃金について、小学校にも配備するということですが、この内訳についてお聞きをしたいと。

簡易専用水道検査料という項目があるんですが、これは何カ所あるのか。

それから、各小学校トイレについて、改造計画。

私立幼稚園奨励費の具体的内容について。

地域活動連絡助成金の使途先はどこか。

それから、船戸山古墳についてですが、今後、柵を設置するということですが、今後の活動方針についてお聞きをしたい。

それから、各種教室講師謝金の内容について。

プール建設工事については、たびたび質疑をしておりますが、その内容、それから完成見通し、こちら辺について重ねてお聞きをしたいと思います。

それから、岩出駅のバリアフリー化負担金、今も議論になりましたが、先ほどの答弁ではJRがすることなんだということなんですが、市の財源で2分の1、約4,000万を支出しているわけですから、岩出市としての意見を申し述べるべきであると思うんですが、これらについてどのようなお考えなのか。

それから、マラソン参加者の推移について、過去5年間ですね。

それから、この30年度予算に込められた全体としての思いと特徴について、お聞きをいたします。

○吉本議長 答弁願います。

総務部長。

○藤平総務部長 尾和議員の質疑について答弁をいたします。

一番最後に、尾和議員が聞かれた30年度予算に込められた思いと特徴は何かについてですが、第2次岩出市長期総合計画及びまち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、まちづくりを進めるとともに、地方創生を軌道に乗せるため、引き続き市の将来像である「活力あふれるまち ふれあいのまち」の実現に向け、健全財政の堅持を財政運営の軸として予算編成に取り組みました。

予算編成に際しては、防災・災害対策、浸水対策、下水道整備、観光振興及び学力向上に重点を置いた予算を計上しています。

それから、寄附金に対する取り組みについてですが、ふるさと納税制度を活用し

た寄附をいただいた方を対象に、地元特産品等のPR、販路拡大等による地元事業者の活性化を図るため、地元特産品を返礼品として贈呈する取り組みを行っています。

以上です。

○吉本議長 総務課長。

○木村総務課長 尾和議員のご質疑にお答えいたします。

まず、超過勤務手当の増減についてですが、当初予算ベースで、平成30年度が7,538万5,000円、平成29年度が7,301万円であり、237万5,000円の増額となっております。

続いて、デジタル無線の整備工事に関してですが、市民への影響につきましては、まず、防災行政無線は地域住民に迅速かつ的確な災害情報を提供し、市民の生命、身体、財産の安全を確保する上で欠かすことのできない情報伝達手段でございます。

直接的な効果については、先ほどの増田議員のご質疑に答弁したとおり、高品質でクリアな音声放送が可能、文字入力による音声放送が可能となり、正確かつ均一の内容での放送が可能、操作卓から屋外スピーカーの音量調節が可能になり、難聴等への迅速な対応が可能となるものでございます。

続きまして、那賀消防組合負担金につきましては、内訳につきましては、消防費負担金12億2,004万9,000円、これを那賀消防組合規約第13条に基づき、紀の川市と均等割20%、人口割30%、利用割50%で負担しており、岩出市の分担割合は44.48%となっております。

続きまして、岩出駅のバリアフリー化ですが、岩出駅のバリアフリー化につきましては、高齢者、障害者等の円滑化の促進に関する法律、いわゆるバリアフリー法に基づき、西日本旅客鉄道株式会社が岩出駅にエレベーターやスロープ等を設置し、バリアフリー化を図るもので、市が負担すべきものは負担し、市が行うべき事業も勘案しながら進めるものでございます。

以上です。

○吉本議長 税務課長。

○松本税務課長 1点目の市税の増加する主な要因といたしましては、個人市民税につきましては納税義務者の増、法人市民税につきましては企業業績は堅調であると考えておりますが、平成29年度と比べ、わずかに減少しております。

軽自動車税につきましては課税台数の増、都市計画税につきましては宅地開発及

び新築・増築家屋の増によるものでございます。

○吉本議長 福祉課長。

○寺西福祉課長 ご質疑のA型、B型就労支援の人数はどうか。過去3年間の推移についてお答えします。

各事業について、1人1カ月を1件として、年度別の実績を述べ件数で申し上げますと、就労継続支援A型は、平成26年度、393件、平成27年度、386件、平成28年度、416件となっております。

次に、就労継続支援B型は、平成26年度、851件、平成27年度、927件、平成28年度、926件となっております。

続きまして、生活保護費、生活扶助費から葬祭扶助費の対象者数はどうか。過去3年間の推移について、お答えします。

各扶助の人員について、1人1カ月を1件として、年度別の実績を述べ人数で申し上げます。なお、葬祭扶助費のみ実人員となります。平成26年度、生活扶助費3,439人、住宅扶助費3,091人、教育扶助費350人、介護扶助費752人、医療扶助費3,143人、生業扶助費102人、葬祭扶助費6人。次に、平成27年度、生活扶助費3,710人、住宅扶助費3,310人、教育扶助費319人、介護扶助費871人、医療扶助費3,485人、生業扶助費78人、葬祭扶助費6人。続きまして、平成28年度です。生活扶助費4,069人、住宅扶助費3,652人、教育扶助費282人、介護扶助費1,074人、医療扶助費3,832人、生業扶助費111人、葬祭扶助費11人となっております。

以上です。

○吉本議長 子育て支援課長。

○福田子育て支援課長 お答えします。

1点目、私立保育園は2施設で318人、認定こども園は2施設で392人、地域型保育施設は2施設で42人を見込んでおります。

2点目、山崎保育所の駐車場増設につきましては、60台程度確保を予定しております。

3点目、予算計上している保育所等整備交付金の内訳については、私立しらゆり保育園のトイレ等改修工事及び下水道排水切替工事になります。

4点目、私立幼稚園就園奨励費は、私立幼稚園に就園する園児の保護者負担の軽減を図るため、保育料の一部を幼稚園を通じ、申請のあった保護者に返還する制度となっております。

以上です。



○吉本議長 生活環境課長。

○牧野生活環境課長 火葬場委託料の詳細を求めるについて、人件費など、火葬場の運営に要する経費708万2,460円、光熱水費や修繕など施設の維持管理に要する経費589万920円、合わせて1,297万4,000円となっております。

次に、自転車等委託料の内容はどうかについて、自転車等整理業務委託料については、岩出駅前、駅前ライブラリー、岩出地区公民館、船戸駅前の4カ所の駐輪場の自転車等の整理を行うものです。内容といたしましては、利用者数が多い時間帯である午前7時15分から午前8時45分を作業時間として、4人体制で、年間206日の自転車等の整理を行うものです。

次に、防犯灯ポール設置・撤去工事の内容を求めるについて。防犯灯ポール設置・撤去工事については、防犯灯設置工事が20カ所、70万2,000円、防犯灯ポール設置工事が10カ所、64万8,000円、防犯灯ポール撤去工事が5カ所、10万8,000円となっており、合わせまして145万8,000円となっております。

次に、那賀衛生環境整備組合負担金の根拠につきましては、那賀衛生環境整備組合同規約第13条の規定に基づき、均等割20%、人口割30%、利用割50%の割合で算出した額を負担金として支出しております。

なお、負担金全体に対する本市の負担割合は45.01%となっております。

次に、LED防犯灯設置の予定件数につきましては、予定件数200基に対する補助金でございます。

○吉本議長 クリーンセンター所長。

○山本クリーンセンター所長 岩出クリーンセンター運転管理委託料につきましては、運転員22名の人件費として1億1,280万円、点検補修費として3億2,597万6,000円、ガス・水道・電気料金として1億2,555万円、薬剤費として3,599万9,200円、その他保険費用として450万円、総額6億482万5,200円に消費税を加え6億5,321万1,216円となります。

○吉本議長 保健推進課長。

○広岡保健推進課長 総合保健福祉センター（あいあいセンター）駐車場屋外灯照明器具交換工事につきましては、老朽化した外灯をLED照明に交換していくものです。

次に、那賀病院の分担金につきましては、公立那賀病院経営事務組合同規約第14条において、均等割20%、人口割30%、利用割50%で、紀の川市と分担して負担しております。岩出市は、全体の39.8%の負担となっております。

次に、妊婦健診につきましては、妊婦さんの健康状態や赤ちゃんの育ちぐあいを見るために、身体測定や血液、血圧、尿などの検査をするものですが、この委託料につきましては、平成28年度の1人当たり実績平均単価8万1,570円に、想定人数500人を乗じて算出しております。

○吉本議長 保険年金課長。

○井辺保険年金課長 子ども医療扶助費の積算根拠はどうかについてですが、未就学児及び小学生入院扶助費につきましては、過去3年間の扶助費に基づき、中学生入院については、拡充後の実績をもとに算出しております。

また、小中学生外来に係る扶助費につきましては、国民健康保険の小中学生の平成26年度から平成29年度上半期までの外来の医療費の実績をもとに、社会保険の推計値を加えて算出しております。

次に、国保特別会計繰出金の根拠についてですが、法定内の繰り出しにつきましては、保険基盤安定負担金は、国民健康保険法に基づき、また地方財政計画に基づく市町村の地方財政措置である財政安定化支援事業や出産育児一時金、事務費などは、国の繰出基準に基づき、繰出金として予算計上しております。また、法定外の繰り出しにつきましては、地方単独事業の医療給付費波及相当分として、県の基準に沿って一般会計から繰り出しております。

○吉本議長 長寿介護課長。

○長倉長寿介護課長 ご質疑、訪問理美容サービス委託料の件数については4件分です。

次に、養護老人ホーム入所措置費の対象者につきましては、4施設、8人分です。

○吉本議長 土木課長。

○田村土木課長 紀泉台調整池しゅんせつ工事についてですが、紀泉台自治会南側、富田病院西側に設置している調整池内に堆積した土砂をしゅんせつする工事です。

次に、県営ため池負担金に関してですが、県事業で実施する根来地区の住持池と山地区の大池の改修事業による負担金です。

水路改修工事についてですが、岡田大門水路改修工事420万円、波分村東水路改修工事111万円、北大池荒間水路改修工事205万円、根来小田水路改修工事119万円、西安上荒神水路改修工事56万円、中迫水道水路改修工事229万円、波分村東用排水路改修工事300万円、波分川管理道草刈り工事60万円、土地改良区管理施設合流河川しゅんせつ工事267万7,000円です。

なお、以上の金額は概略設計によるもので、今後、詳細設計においては、工事費

削減に努めてまいります。

次に、交通安全施設費の安全対策工事についてですが、市道において、危険な箇所カーブミラー及びガードレール等の設置工事や道路区画線等の設置工事を実施するもので、特定の箇所は設けてございません。

また、道路照明灯につきましては、歩道設置工事を施工している市道山西国分線等道路照明灯設置基準に適合している箇所に設置するものです。

次に、高齢者用スポーツ施設整備についてですが、市長の施政方針のとおり、岩出市行政区域内の紀の川左岸河川敷を占用することで、国土交通省と協議を重ねてきましたが、昨年10月の台風21号で、予想以上に水位が上昇したこと、また、岩出市域の状況を考慮し、整備内容につきましては、住民の皆さんのご意見をお聞きしながら実施設計に取り組んでまいります。

○吉本議長 都市計画課長。

○松見都市計画課長 耐震診断、改修事業の件数はどうかについて、木造の耐震診断28件、非木造の耐震診断2件、耐震設計12件、設計審査12件、耐震改修12件、耐震ベッド・シェルター2件を予定しています。

○吉本議長 産業振興課長。

○今井産業振興課長 農業次世代人材投資資金については、新規候補対象者1人を予定しています。

ふるさと岩出市応援寄附金返礼事業委託料につきましては、件数での積算はしてございません。

岩出市商工会補助金につきましては、岩出市商工会補助金交付要綱に基づき、事業計画、収支予算書等を厳正に精査し、予算の範囲内で必要な経費についての補助金額を算出してございます。

申しわけございません。

中小企業利子補給金につきまして、平成26年度、134件、平成27年度、139件、平成28年度、140件となっております。失礼しました。

○吉本議長 上下水道業務課長。

○梅田上下水道業務課長 公共施設の下水道接続に関して、完了及び未接続施設についてでございますが、市の排水設備のある公共施設の接続実績につきましては、供用開始している19施設のうち、サンホール、さぎのせ公園、紀泉台公民館、上岩出児童館、市民総合体育館、岩出中学校、市立体育館、中央公民館、紀泉台配水池、岩出市役所、山崎保育所、大池児童館、山崎公民館、水栖大池公園の14施設が接続

しています。

なお、未接続の山崎小学校は平成30年度に接続、学校給食共同調理場、中央小学校、岩出第二中学校は平成30年度に設計業務を行い、平成31年度に接続する計画です。また、社会福祉法人ようすい会山崎北保育園も平成31年度に接続すると伺っております。

以上です。

○吉本議長 教育総務課長。

○柏木教育総務課長 那賀地方教科別研究会負担金については、児童生徒の学力向上等に資するため、各教科別研究会への補助金です。

スポーツ安全協会傷害保険料については、岩出アスリートクラブの児童及び指導者の傷害保険料です。

外国青年語学賃金につきましては、小学校につきましては新規採用者ということで月額28万円、現在、中学校へ行っている者につきましては、再任用2年目から月額30万円となります。

簡易専用水道検査料につきましては、何カ所かということですが、全小中学校全てにございます。

各小学校トイレについて、改造計画はにつきましては、小学校のトイレは男女別であり、個別は和式と洋式、両方あります。今後は、改修等の際には生活スタイルの変化に合わせて、随時洋式化も検討してまいります。

○吉本議長 教育部長。

○秦野教育部長 地域活動連絡助成金の使途につきましては、青少年の健全育成を図るために活動する岩出市地域活動連絡協議会への助成金でございます。

次に、船戸山古墳につきましては、船戸山古墳は、和歌山市との2市に所在していることもありまして、今後の活用方針は、県指定でございますので、和歌山県が関係機関と調整して検討していくこととなります。

次に、各種教室講師謝金についてですが、文化教室、パソコン教室、子ども講座、成人講座、ふれあい学級、家庭教育学級の講師謝金でございます。

次に、市民プールに関してですが、内容につきましては、現計画では、災害時に避難施設となる岩出中学校や総合体育館への避難者に対して、約1カ月分の飲料水等を供給できる屋外型浄水機能を有するプールの建設となります。なお、工期は6カ月程度必要と考えてございます。

次に、マラソン大会についてですが、参加申し込み者数でございますが、平成25

年度、3,166人、平成26年度、3,085人、平成27年度、3,008人、平成28年度、3,234人、平成29年度、2,974人となつてございます。

以上です。

○吉本議長　しばらく休憩いたします。

午後2時35分から再開いたします。

休憩 (14時20分)

再開 (14時35分)

○吉本議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

議案審議を続けます。

再質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員　ご答弁いただいた順番には質疑をすることが、ちょっと順番がわからないんで行いませんが、まず、一番最後のところから、30年度の予算に込められた思いと特徴についてでご答弁をいただきました。

今、岩出市の一番の課題は、やはり他の地方自治体にも特に強調されているのが、少子高齢化に向けた子育て支援、この点が一番重要な課題になっております。中でも、国の予算等でも、保育所、幼稚園については、無料化の問題が議論されておりますし、子ども医療の問題でもしかりであります。

その点から言いますと、岩出市がなぜ中学校まで医療費の無償化を予算の中に組まないのか、この点が、私としては理解ができません。再度、その予算組みをしなかった理由について、ご答弁をいただきたいと思います。

それから、岩出駅のバリアフリー化の問題で、総務課長が、JRのやることやから、市としてはその件について意見が言えないんだというニュアンスのような発言をされました。しかし、この財源、8,000万余りの財源で、国が4,000万、市の財源でその2分の1を使うわけですから、当然、JRと岩出市とは密接な岩出駅のバリアフリー化に向けた点については意見も言えるし、こういう市民の要望に応じて、忠告なり、こういうようにやってくれということは、当然言うべきだと私は思うんですが、その点について、再度、岩出市の考え方をお聞かせいただきたいと思います。

それから、市税の増加の問題であります。一方で、岩出市民の人口減少の中と言われる一方、今回の予算組みでは、個人、法人、軽自動車税、都計、いわゆる土地開発に伴う収税は増加をしていると。市の言われる答弁と、予算組みの中での答弁

と、実態の数字というのは乖離しているのではないかと思わざるを得ないんですけども、この整合性について、岩出市はどのように、この予算組みの中で反映をしてきたのかということを再度お聞きをしたいと思います。

それから、寄附金に対する取り組みですが、振興課長も税務課長も答弁されましたが、ふるさと納税のこの取り組みについては、岩出市もホームページで掲載をして、多くの方が岩出市へのふるさと納税、寄附金というのを取り組みをやっとされておりますが、岩出市から他の市町村に寄附をしますと、住民税の2,000円、それ以外については住民税の関係でマイナスになっているというのが実態ではないかと思うんですね。

そういう意味では、それをプラスマイナスゼロぐらいに持っていくためには、岩出市に多くふるさと納税への寄附金を誘導的に勧誘していくという取り組みが大切ではないかと。振興課長は、件数は考えてないと言いながら、この予算組みの中で、約100万余りを岩出市寄附金に充てるということで、普通二、三千円の物を返すとすると、50件ぐらい予算組みをされたんたかなというふうに思って質問したんですが、件数については、ただ漠然と、100万を組んだというような意味合いのことしか言われてませんので、その点について、再度お聞きをしたい。

それから、超過勤務手当については、典型的に、過年度別に、どういう傾向になるのかということで、私はこの増減はどうなっているのかということはこの予算組みの中でただしたんですけども、担当課長は270万ぐらいの増額予算をしたということをおっしゃいました。いかんせん、超過勤務をいかに減らしていくのかということが求められると思うんですけども、逆に、超過勤務手当を増額していると。

そうしますと、36協定の締結をして、また新年度も締結されて、届け出をされると思うんですが、その超過勤務による職員の過労を、それからストレス、そういうものを考えますと、いかにして超過勤務を減らしていくのかと。全体的な流れとして取り組みをすべきだと。超過勤務を減らせないんであれば、仕事が多いんであれば、職員数を増加をさせていくという取り組みも一方ではしなければならないと思うわけであります。

そういう意味で、なぜ今年度、こういうような超過勤務増額をしていくのかと。目標値をどのように定めて取り組みをされたのか、再度お聞きをしたいと思っております。

それから、順不同になりますが、公共施設の下水道接続についてであります。これは公共下水道が開始をされまして、その当時から、公共施設の施設については、

供用開始ができる施設については早期に接続をするというのが、岩出市の方針にしてほしいということをたびたび求めてきたわけであります。

今、課長のほうからありましたが、そうすると、岩出市の公共施設下水道接続については、完了予定は何年度で達成していくのか、その点を再度お聞きをしておきたいと思っております。

それから、生活保護の問題であります。生活保護の問題は、今切り下げられて、非常に厳しい状況の中で生活保護を受給されている皆さんが現におられるわけで、その一方で、生活保護から脱却して、就労していくと、そういう取り組みが並行して岩出市の中で確立しない限り、生活保護費が増大をするというイタチごっこの関係になるわけですから、その両面の対策をどのようにしていくのか。生活保護費を減らすためには、一方で就労支援の取り組みを強化をしていくということがあってしかるべきではないかと考えておりますが、その取り組みをどのようにしていくのか、岩出市の方針を聞かせてください。

それから、那賀病院の分担金の件であります。昨年比べて、また増額をして、今年度の予算では3億8,900万余りの予算計上がされております。私は、必要なものは、当然、那賀病院でありますから、紀の川市と岩出市で拠出をするということとは否定をしないんですけども、12月の議会でも私はこの問題について指摘をしました。那賀病院における労働管理の問題については、やはりこれだけの金を拠出しているわけですから、第三者の立場で傍観するということは、決して許されないと思っております。

この問題について、那賀病院の各職員の勤務実態というものをもっと岩出市においても責任を持って対応するという姿勢がなければならないと思いますが、岩出市の考えをお聞かせください。

それから、外国青年の語学賃金の問題で、小学校に配置をするということですが、各小学校1名でありますと、1週間に全部回りますと1日程度になると思うわけですが、どういうローテーションでこの外国青年の語学指導をしていくのか、ここら辺についてどのような考え方があるのか、お示しをしていただきたいと思います。

それから、船戸山古墳の問題であります。これはあそこに古墳があるということは、我々も先人から聞いておりますが、この船戸山古墳について、県の管轄とはいえ、岩出市がどういうように、これからコミットしていくのか。そして、船戸山古墳の過去の歴史を市民がそこに行けば見れるような状態になるのか、ここら辺につ

いて年度別にどういう方針で取り組まれようとするのか、これについてお聞きをしたいと思います。

それから、妊婦健診の委託料について、詳細を求めるということで、私はこの質疑の中に書いております。妊婦健診については、妊娠と同時に健診がスタートするわけでありますが、県の担当課に問い合わせたところ、実施母体は岩出市なんで、その詳細については市のほうで聞いてくれというお話でありました。

妊婦健診の初回が1万5,000円から始まりまして、それから各段階で3,000円とか5,000円とか、そういう内容であります。その内訳について、ワクチンとか打つわけですから、そのときの金額、これについて詳細に、再度お聞きをしたいと思います。

この予算が4,000万から支出をしているわけでありますが、先ほどの答弁では、1人8万何ぼで、500人を想定しているということで、500人の方が出産をされるという想定のもと、組まれたということでもありますから、その内訳を求めておきたいと思います。

それから、LEDの防犯灯設置件数については、200基をするということですが、これは防犯灯、いわゆるこの防犯灯というのは、市道並びにそういうところに設置をされる件数かなと思うんですが、各自治体におけるLEDの防犯灯設置件数について、この中に含まれるのか、交換時のLED化についてどうなのか、それについてお聞きをしたいと思います。

それから、岩出クリーンセンターの委託料の問題であります。委託業者、それとこれは委託業者がそのまま毎年毎年入札、公募じゃなくして、指定業者みたいにそこに業者がいてということは好ましいことではないかと。公募入札をして、その維持管理の業者選定をする必要性が、私はあると思うんです。

そして、委託料の件については、なるべく抑えていくという努力もしていないと、膨れる一方ですから、今年度予算案6億5,000万余り組まれておりますが、そこら辺に関する考え方についてお聞きをしたいと思います。

それから、農業次世代資金について、これ1名予算を組んでいると。しかし、補正予算では1名組んでいたけども、実質的にはゼロだったということで、今年度の予算で、1名をどのようにして、次世代に農業をしていただく人を公募して、求めていくのか、その取り組みが求められると思うんですが、これについてお聞きをしたいと。

それから、紀泉台の調整池のしゅんせつについてであります。これについては



350万余り組まれておりますが、この調整池について、私、ちょっと疑問なんですが、この調整池の所有者、これはどこなのか。岩出市なのか、岩出市であれば、当然、調整池のそういう工事については持ち出しでやっていいと思うんですが、そこら辺についてお聞きをしておきたいと思います。

それから、水路改修工事に関してであります。この予算の中に、1点、私は市民の方から要望を聞いておりました高瀬団地内のミレニアオークワから排水して、高瀬団地、この前の21号のときにオーバーフローして、団地内の道路が約10センチぐらい冠水したということを聞いております。

高瀬団地のミレニアオークワとの取り次ぎの点、ここについては、この予算の中に入っていないと思うんですが、これについて、予算組み、なぜしなかったのか、お聞きをしておきたいと思います。

それから、訪問理美容のサービスの件ですが、これは4件しか予算組んでないよということなんですが、女性にとっては、男性もそうなんですが、私が担当している高齢者の皆さんと話をしますと、女性はいつまでも美しくありたいという願望があるわけで、件数として4件というのは、非常に少ないんじゃないかなと。訪問して、各特養とか、そういう施設で必要な方にサービスを提供していくために、もっと積極的に理美容の支援を酌み上げていく必要があるんじゃないか、取り組む必要があるんじゃないかと強く感じているところであります。これについて、再度質疑をさせていただきたいと思います。

○吉本議長 答弁願います。

総務課長。

○木村総務課長 尾和議員の再質疑にお答えいたします。

まず、J R岩出駅のバリアフリー化ですけども、先ほど質疑の中で、J Rの工事で意見が言えないという答弁したとおっしゃいましたが、ちょっとそういう答弁をしてごさいませんので、申し上げます。当然、大切な税を使うものでございます。当然のことながら、市が負担すべきかどうか、十分精査して、今後進めてまいります。

次に、超過勤務についてですが、まず、30年度当初予算に関しましては、3%を削減目標としておりましたが、小中学校の通学区域見直しや、観光事業の強化、まちづくりとしての市民プールや避難所の建築、システムのクラウド事業など、新たな事業に対応するため増加したものでございます。

議員おっしゃるように、職員の健康の管理の観点からも、ノー残業デイの実施や

事務の効率化を図り、超過勤務の削減に努めてまいります。

以上です。

○吉本議長 税務課長。

○松本税務課長 市税の予算組みに乖離があるのではということですが、人口減とはいいまして、課税人口のほうはまだ減少していないと考えております。個人の市民税の納税義務者数が増と言いましたが、年々、平成26年度、2万3,690人、平成27年度、2万4,041人、平成28年度、2万4,612人、平成29年度は2万5,040人と見込んでおり、平成30年も2万5,470人と、まだ増加すると見込んでおります。

これにつきまして、市税の算出方法は、実際には、平成29年度の調定見込み額に国が示します地方財政計画の伸び率掛ける見込み徴収率を掛けて算出しております。私どもが独自で試算した結果も、これにほぼ一致しておりますので、乖離はないと考えております。

以上でございます。

○吉本議長 福祉課長。

○寺西福祉課長 尾和議員の再質疑、生活保護受給者の就労支援をどうしていくのかについて、お答えいたします。

生活保護受給者につきまして、65歳までの稼働年齢層で疾病等問題ない方については、就労指導を今も行っているところです。

具体的に申し上げますと、保護開始時にそういった方については自立計画書を提出していただいて、就労指導してございます。また、福祉事務所で独自に自立助長選定ケースを選定して、ケースワーカーごとに指導をしているところです。その際には、ハローワークと連携しながら進めてございます。

なお、なかなか就労に至らない原因が、いわゆる懈怠によるものに対しては、生活保護法第27条による文書指導を行うなど、厳しい指導も行っております。

また、生活保護法ではございませんが、生活困窮者自立支援制度の積極的な活用によって、生活保護に陥らないようなそういった制度もございまして、そちらのほうも活用してまいりたいと思います。

今後も生活保護の適正実施に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○吉本議長 生活環境課長。

○牧野生活環境課長 L E D防犯灯の区自治会も含まれるのかについてでございます。

このＬＥＤの防犯灯設置補助につきましては、区自治会管理の防犯灯、蛍光灯の防犯灯をＬＥＤに交換、切りかえる場合の費用に対して一部負担するものでございますので、全て区自治会に充てられるものでございます。

○吉本議長　クリーンセンター所長。

○山本クリーンセンター所長　クリーンセンターの委託料についてでございます。先ほど、委託会社と言われましたので、これは神鋼環境ソリューション、神鋼環境メンテナンスの関連子会社である岩出環境メンテナンスが運転委託を行っております。それは先に言っておきます。

続きまして、クリーンセンターは環境負荷低減をコンセプトに建設をしています。和歌山県では、唯一ごみからスラグをつくり、有効利用を行っているところであります。また、公害防止協定では、ダイオキシン類、硫黄酸化物、窒素酸化物、ばいじん等、排出基準を国の基準値の数倍から100倍まで、厳しく管理しています。この基準を厳守するためには、運転状況を常に厳しく管理するとともに、メーカーによる正しい点検整備を行わなければプラントの正常な能力を発揮できないことから、市では随意契約等行っております。

以上です。

○吉本議長　保健推進課長。

○広岡保健推進課長　まず、那賀病院の負担金につきましては、議員、増額とおっしゃっていただいたんですけども、去年よりも1,167万1,000円減っておりますので、減額となっております。

それから、那賀病院の労働環境について、岩出市でも責任を持って対応しなければならないのではないかというご質疑ですけども、那賀病院も1つの一部事務組合として、自治体でございますので、その中に議会もございますし、そこで対応していただくべきかなと思っております。

次に、妊婦健診につきましてはですけども、議員おっしゃられるように、県のほうで一括して契約を取りまとめていただいておりますけども、今回、ご質疑は平成30年度の予算についてということです。30年度につきましては、県からまだその金額等示されておられません。契約もまだ行っておりませんので、委託料の詳細はわかりません。

○吉本議長　保険年金課長。

○井辺保険年金課長　尾和議員の再質疑で、子ども医療の無料化をなぜ行わないのかについて、お答えをいたします。

子ども医療費の無料化につきましては、第一義的には、国が対応すべきものと考えてございます。近年の少子高齢化の進行で、医療費が上昇し、社会保障費が増大する傾向が強くなってきております。その中で、医療費は相互扶助の精神で、応分の負担をもって支え合うことが必要と考えます。子育て中の保護者の皆様に、そのお子様に対する注意、関心、配慮をもって接していただくということが求められるのではないかと考えております。

そこで、市としましては、1割負担をお願いするという事で検討した結果でございます。

以上です。

○吉本議長 長寿介護課長。

○長倉長寿介護課長 訪問理美容につきましては、対象を市内に住所を有する65歳以上の在宅高齢者であって、単身世帯、高齢者のみ世帯に属する寝たきり等の理由により、一般の理美容サービスをすることが困難な方を対象に実施してきておりましたが、介護保険制度の充実に伴い、サービスの利用実績が減少しまして、平成26年度から利用実績がない状態であります。

そういった状況において、市としましては、この事業を廃止とし、経過措置として、過去に利用実績のあった方のみの適用とし、最終、その方が終了となった時点で、このサービスを廃止とする考えであります。

ですので、今回の4件分というのは、過去に利用実績のあった方、お一人、4回分の費用として経過措置として計上しております。

○吉本議長 土木課長。

○田村土木課長 紀泉台調整池の所有権は岩出市です。

それと、高瀬団地とミレニアシティの間の浸水の件なんですけども、現在実施しています大町排水路浸水対策事業に一部取りかかっているところもございます。それと、この事業が完成しましたら解消できるものと考えてございます。

○吉本議長 産業振興課長。

○今井産業振興課長 農業次世代人材投資資金につきまして、こちらは新規交付対象者1名を申し込みがありましたときのために計上しているものでございまして、これにより県の補助金を要求しております。

また、議員ご指摘のように、29年度補正におきましては、実施額がゼロでございましたので、減額補正をさせていただくようになっております。

国・県ともに、農業次世代人材投資ということでPRをいたしておりますが、年

間、数件の問い合わせはあるものの、実際の農業運営、農業を運営する、経営するという点につきましては、なかなかハードルが高いようで、実際の申し込みに至っていないところです。今後とも国・県とともに努力してまいります。

次に、ふるさと岩出市応援寄附金返礼事業の委託料、こちらの委託料の予算の計上につきましてお答えさせていただきます。

寄附金を見込み額200万円、これを想定して、それに対する返礼事業委託料50%の100万円、それから、商品の交換サイト、これの月額支援業務、これが年間で4万9,000円、これをあわせて計上させていただいております。

○吉本議長 上下水道業務課長。

○梅田上下水道業務課長 公共施設の早期供用開始、また完了予定ということでございますが、下水道事業につきましては、計画的に事業認可を取得し、整備をしております。また、工事の完了につきましては、平成42年を予定しております。

供用開始につきましては、工事完了後、速やかに行っており、今後も速やかに行っております。

○吉本議長 教育総務課長。

○柏木教育総務課長 外国青年の小学校へどのようなローテーションでということにつきましては、小学校への外国青年の配置は2学期からとなります。今後、各校のカリキュラムや学級数等を考慮し、より有効に活用できるよう検討してまいりたいと考えております。

○吉本議長 教育部長。

○秦野教育部長 船戸山古墳の整備についてお答えをいたします。

この整備につきましては、2つの観点がございます。1つは、全体の整備、もう1つは所有者の管理ということでございます。市では所有者の管理の責務から、古墳の保護と安全面の確保のため、立入防止柵の設置を実施してまいります。

なお、全体の整備につきましては、先ほどの答弁と重複しますが、船戸山古墳は、岩出市と和歌山市の2市にまたがっております。さらには、県指定であるということ、この2つの観点から、和歌山県が関係機関と調整して検討していくことになります。

○吉本議長 再々質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 今、ご答弁をいただきました。私は、今、理美容についても、ふるさと納税についても、次世代農業の取り組みについても、やはり岩出市の積極的な市民

サービス向上に向けての取り組みが欠けているのではないかなと。

やはり積極的に、こちらから求めていくと、そういうサービス提供していくということが大切であるということを常々、私、兵庫のほうへ理美容のことで訪問して、その方と接触したんですけども、特養とか、そういう施設へ行けば、女性の方が髪の毛が坊主のまま療養されているということをお聞きして、こちらから訪問して、そのところで美容をしてあげると。その補助制度を利用して、活用していくと。そういうような取り組みをしていく必要がある。

受け身で、市民の皆さんが言うてきたから、それに対してやってあげようという、こういう岩出市の行政じゃなくして、市みずからこういう取り組みがありますよと、それを多く宣伝をしていって、活用してもらおうと。そういう基本姿勢が欠けているのではないかなと強く思うところであります。そういう点については、この本年度予算について、もっと岩出市のほうでも考えていただきたいな、そのことを思っております。

その他あるんですけども、一応それだけ苦言を申して、30年度の予算案については、質疑を終わりたいと思います。

○吉本議長 長寿介護課長。

○長倉長寿介護課長 尾和議員の再々質疑にお答えいたします。

先ほどの理美容につきましては、利用者さんのことを考えてということですが、先ほども申しましたように、介護保険制度の充実ということで、デイサービス等で、実際にそこに行って理美容を受ける方がふえてきております。また、自宅にも訪問して受けるサービスも充実してきております。ここに市としてやっているのは、寝たきりの方で、どうしても在宅、理美容ができない方ということですが、やはりカットした後に、そのまま頭を洗ってきれいにしたいとかというような家族さんのお気持ちもありまして、実際にデイサービス等で理美容を受けて、そのまま入浴して、洗髪してということで、そういった希望の方がふえてきたということで、実際に希望者がなく、実績もなかったという状況でありますので、市としたら、そういう取り組み、必要な方への市民サービスの取り組みを低下しているというわけではありませんが、必要性の高いものと、これについては利用者さんの希望によってというものでは、この分については希望がないということで廃止と考えております。

○吉本議長 総務部長。

○藤平総務部長 尾和議員の再々質疑でございます。

今、理美容のことについて、代表して、長寿介護課長が申しましたけれども、総務部長として申し上げさせていただきます。

先ほどの答弁とダブるところでございますけれども、予算組みにつきましては、引き続き市の将来像である「活力あふれるまち ふれあいのまち」の実現に向けて、健全財政の堅持をこの軸として予算編成に取り組んでまいりました。

その中で市民サービスの話も尾和議員されておりましたけれども、予算編成に際しましては、防災・災害対策、それから浸水対策、下水道整備、観光振興及び学力向上、これに重点を置いた予算計上をしてございます。ご理解よろしく願います。

○吉本議長 産業振興課長。

○今井産業振興課長 農業次世代人材投資事業につきまして、お答えさせていただきます。

積極的な姿勢ということでございますが、一応、こちらのほう、国の定めた補助事業でございまして、この要件、45歳未満で独立自営就農する認定新規農業者、その他農地法の制限等もございます。こういった枠組みの中でしていきますので、積極的に取り組んでまいりますが、やはり就農していただく若い世代の方の意識、それを盛り上げていくというのは大変だと思いますので、それにつきましては、国・県と一緒に取り組んでまいります。

○吉本議長 続きまして、議案第32号の質疑をお願いいたします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 議案第32号について、水道予算についてお聞きをしておきます。

営業費用の縮減方針についてどうか。

それから、給水減の取り組みについてはどうか。

このところについては、大衆食堂の地下水利用についての課税というのかな、それについてはどうなのか。

それから、耐震関連への取り組みはどうか。残率を求めたいと思います。

それから、毎日当番委託料に関して、業者名と何人体制でしているのか。

負担金の件数及び各金額、これについてご答弁をいただきたいと思います。

○吉本議長 答弁願います。

上下水道業務課長。

○梅田上下水道業務課長 まず、水道予算についての1点目でございますが、営業費用の縮減方法といたしましては、効率的な施設の運転と維持管理に努め、コストの

縮減を図ってございます。

続きまして、２点目の給水減への取り組みということでございますが、給水減への取り組みにつきましては、給水戸数は増加しているものの、節水機器の普及や核家族化により、１件当たりの使用水量が減少し、給水収益についても減少してございます。健全な経営を維持するよう維持管理コストの削減等に取り組んでございます。また、今後も給水減による使用量の減少が進んでいくと予測される中、できる限りのコスト縮減に取り組んでまいりますが、安全な水道水の安定供給を図っていく上で、料金体系も含めて検討していく必要があると考えております。

負担金の件数及び各金額についてでございますが、加入負担金につきましては、口径13ミリが215件で4,644万円、口径20ミリが11件で831万6,000円、合計226件、5,475万6,000円でございます。

施設分担金につきましては、開発面積による過去の実績を勘案して3,000万円を計上してございます。

以上です。

○吉本議長 上水道工務課長。

○福山上水道工務課長 尾和議員のご質疑の耐震管路への取り組みはどうか、残率を求めるについて、ご回答いたします。

水道管の耐震化については、現在の耐震基準に適合した管材において整備を行っております。未耐震化率については、平成28年度末において、63.7%となっております。

続きまして、毎日当番の委託料に関して、業者名と何人体制かについてであります。

委託先については、岩出市管工事業協同組合に委託しております。平成29年度実績では、10業者と連絡体制を構築いたしております。平成30年度においても、岩出市管工事業協同組合での委託を想定しております。

続きまして、負担金の件数及び各金額についてでございます。

資本的支出の工事負担金の件数は２件で、県道和歌山打田線、ＪＲ和歌山線高塚踏切上水道管布設工事に伴うＪＲ西日本への委託工事負担金として6,000万円と、県道岩出野上線ＪＲ跨線橋水道管添架負担金として、和歌山県への負担金17万3,000円でございます。

以上です。

○吉本議長 再質疑ありませんか。



尾和弘一議員。

○尾和議員 営業費用の縮減方針についてですが、一昨年、動力費については取り組みをされて大幅な削減をされたという理解しておりますが、やはり動力費をいかに減らしていくのか、ここら辺についての目標設定、再度お聞きをしたいと思います。

それから、給水減に伴ってということなんですが、水道関係でいうなら、個人名を上げて申しわけないんですが、川辺の湯と幸の湯が地下水を利用して、フルに利用しているということがあります。これは一方で、関係ないよという側面もあるのかと思うんですが、やはり上水道を使っていただくということになれば、ありがたいなと思いながら、地下水をくみ上げて使用しているわけで、ここら辺についての何らかの課税というんかね、そこら辺はやっぱり考える必要があるんじゃないなというふうに思っておるんですが、これについてお聞かせください。

それから、耐震管路については、まだ63.7%だということなんですが、100%に向けて取り組む計画をお聞かせください。

それから、毎日当番の件なんですが、これ紀の川市で、皆さんもご存じのように、汚職が発生しております。こういうことのないように、岩出市においても襟を正していただきたいことを最後に質疑の中でつけ加えておきます。ご答弁ください。

○吉本議長 質疑時間30分を経過いたしましたので、質疑を終了いたします。

質疑の途中ですが、答弁願います。

○吉本議長 上水道工務課長。

○福山上水道工務課長 まず、動力費の削減の取り組みなんですけども、できる限り、深夜の電気料金の安い時間帯に送水を送るように取り組んでおります。

続きまして、耐震化100%に向けての取り組みについてでございます。水道局では、アセットマネジメント計画を策定しておりまして、管路の更新計画においても、財政収支を見据えながら、50年計画の更新計画を立てているところでございます。

続きまして、紀の川市であったような事件に対しての取り組みについてでございますけども、岩出市においては、緊急を要する修繕等が発生した場合は、その事案を受けた担当者が、局長まで決裁報告をするように定めておりまして、その間において、係長であるとか、課長であるとか、多数の者が報告をチェックできる体制を整えていますので、紀の川市のようなことはないと考えております。

○吉本議長 上下水道業務課長。

○梅田上下水道業務課長 給水減への取り組みについてでございますが、個別に名前も出たんでございますけども、幸の湯さんにつきましては、水道のほうも引いてご

ざいまして、井戸も引いておるんですけども、井戸が少ないときには水道を利用し  
ていただいたりとか、そういうふうな形で使ってございます。

給水減の取り組みにつきましては、水道局だけでどうこうできるという問題だけ  
ではございませんでして、岩出市全体としてのまちづくりの中で、道路であるとか、  
下水道の整備であるとか、住みよいまちづくりをつくっていく。そして、人口減少  
をできるだけ緩やかにしていくということが、給水減への１つの取り組みであると  
考えてございます。

それから、井戸水についての課税でございますけども、井戸水についての課税と  
いうのはございませんので。

○吉本議長　これで、尾和弘一議員の質疑を終わります。

以上で、議案第26号から議案第32号までの議案7件に対する質疑を終結いたしま  
す。

ただいま議題となっております議案第27号から議案第32号までの議案6件は、お  
手元に配付の議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第26号につきましては、委員会条例第6条第  
1項及び第2項の規定により、8人の委員をもって構成する予算審査特別委員会を  
設置し、これに付託の上、審査することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○吉本議長　ご異議なしと認めます。

よって、議案第26号につきましては、委員会条例第6条第1項及び第2項の規定  
により、8人の委員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の  
上、審査することに決しました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任につきましては、委員  
会条例第8条第1項の規定により、議長が指名することになっていきますので、議長  
において指名いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○吉本議長　ご異議なしと認めます。

それでは、委員会条例第8条第1項の規定により、予算審査特別委員に、井神慶  
久議員、福山晴美議員、梅田哲也議員、田中宏幸議員、松下　元議員、三栖慎太郎

議員、奥田富代子議員、増田浩二議員、以上8名を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま予算審査特別委員会に付託いたしました議案第26号の審査につきましては、3月15日木曜日までに審査が終わるよう期限をつけることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○吉本議長 ご異議なしと認めます。

よって、予算審査特別委員会に付託いたしました議案第26号の審査につきましては、3月15日木曜日までに審査が終わるよう期限をつけることに決しました。

ただいま選任いたしました委員の皆様へ通知いたします。

本日、本会議終了後、予算審査特別委員会を招集いたしますので、委員会室において正副委員長の互選をお願いいたします。

なお、予算審査特別委員会の正副委員長の互選結果につきましては、選出され次第、文書にて報告いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第34 発議第1号 「岩出市の環境をまもる条例」をより活用するための意見書の提出について

日程第35 発議第2号 2025日本万国博覧会の大阪・関西への誘致に係る決議について

○吉本議長 日程第34 発議第1号 「岩出市の環境をまもる条例」をより活用するための意見書の件及び日程第35 発議第2号 2025日本万国博覧会の大阪・関西への誘致に係る決議の件までの発議2件を一括議題といたします。

発議第1号に対する趣旨説明を求めます。

松下 元議員、演壇でお願いいたします。

○松下議員 発議第1号 「岩出市の環境をまもる条例」をより活用するための意見書の提出について

上記の議案を、別紙のとおり岩出市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成30年3月6日提出

提出者 岩出市議会議員 松下 元

賛成者 岩出市議会議員 玉田 隆紀

賛成者 岩出市議会議員 増田 浩二

賛成者 岩出市議会議員 福山 晴美

賛成者 岩出市議会議員 田中 宏幸

賛成者 岩出市議会議員 尾和 弘一

(提出先) 岩出市長

本文の朗読は省略させていただき、提案理由の趣旨説明を申し上げます。

「岩出市の環境をまもる条例」は、自然を大切に、緑豊かで良好な環境を守り、かつ快適で住みよいまちをつくるため制定されており、今後とも快適な市民の暮らしを十分に守るべく、この条例をいま一步踏み込んで取り組んでいただくためにも、この意見書を提出するものであります。

各議員におかれましては、ご賛同のほど、よろしくお願いいたします。

○吉本議長 ご苦労さまでした。

次に、発議第2号に対する趣旨説明を求めます。

山本重信副議長、演壇でお願いいたします。

○山本副議長 発議第2号 2025日本万国博覧会の大阪・関西への誘致に係る決議について

上記の議案を、別紙のとおり岩出市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成30年3月6日提出

提出者 岩出市議会議員 山本 重信

賛成者 岩出市議会議員 玉田 隆紀

賛成者 岩出市議会議員 福山 晴美

賛成者 岩出市議会議員 田中 宏幸

本文の朗読は省略させていただきまして、提案理由の趣旨説明を申し上げます。

国際万国博を大阪・関西が一丸となって開催することは、新たな産業のイノベーションや観光振興が期待できる等、広域にわたって大きな経済効果をもたらすとともに、世界に向けて、当岩出市の存在感を示す機会となり、極めて大きな意義があるため、決議するものであります。

各議員におかれましては、趣旨をよく理解いただきまして、ご賛同のほど、よろしくお願いいたします。

○吉本議長 ご苦労さまでした。

これで、提出者の趣旨説明は終わりました。

~~~~~○~~~~~

○吉本議長 以上で、本日の日程は終了いたします。

お諮りいたします。

次の会議を３月19日月曜日、午前９時30分から開くことにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○吉本議長 ご異議なしと認めます。

よって、次の会議は３月19日月曜日、午前９時30分から開くことに決しました。

本日は、これにて散会いたします。

どうもご苦労さまでした。

散会

（15時35分）

# 議 会 定 例 会 会 議 録

平成 3 0 年 3 月 1 9 日

岩 出 市 議 会

## 議事日程（第3号）

平成30年3月19日

|       |         |                                            |
|-------|---------|--------------------------------------------|
| 開 議   | 午前9時30分 |                                            |
| 日程第1  | 議案第1号   | 岩出市男女共同参画プラン策定委員会条例の一部改正について               |
| 日程第2  | 議案第2号   | 岩出市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部改正について    |
| 日程第3  | 議案第3号   | 岩出市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について   |
| 日程第4  | 議案第4号   | 職員の給与に関する条例の一部改正について                       |
| 日程第5  | 議案第5号   | 岩出市臨時的任用職員の給与等に関する条例の一部改正について              |
| 日程第6  | 議案第6号   | 岩出市税条例の一部改正について                            |
| 日程第7  | 議案第7号   | 岩出市都市計画税条例の一部改正について                        |
| 日程第8  | 議案第8号   | 岩出市国民健康保険税条例の一部改正について                      |
| 日程第9  | 議案第9号   | 岩出市手数料徴収条例の一部改正について                        |
| 日程第10 | 議案第10号  | 岩出市国民健康保険事業運営基金条例の一部改正について                 |
| 日程第11 | 議案第11号  | 岩出市教育支援委員会条例の一部改正について                      |
| 日程第12 | 議案第12号  | 岩出市立学校通学区域検討協議会条例の制定について                   |
| 日程第13 | 議案第13号  | 岩出市自殺対策連絡協議会条例の制定について                      |
| 日程第14 | 議案第14号  | 岩出市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について                  |
| 日程第15 | 議案第15号  | 岩出市国民健康保険条例の一部改正について                       |
| 日程第16 | 議案第16号  | 岩出市介護保険条例の一部改正について                         |
| 日程第17 | 議案第17号  | 岩出市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について |
| 日程第18 | 議案第18号  | 岩出市都市公園条例の一部改正について                         |
| 日程第19 | 議案第19号  | 岩出市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について                  |
| 日程第20 | 議案第20号  | 平成29年度岩出市一般会計補正予算（第5号）                     |
| 日程第21 | 議案第21号  | 平成29年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）               |
| 日程第22 | 議案第22号  | 平成29年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第4号）                 |
| 日程第23 | 議案第23号  | 平成29年度岩出市下水道事業特別会計補正予算（第3号）                |

|       |                    |                                    |
|-------|--------------------|------------------------------------|
| 日程第24 | 議案第24号             | 平成29年度岩出市水道事業会計補正予算（第2号）           |
| 日程第25 | 議案第25号             | 市道路線の認定について                        |
| 日程第26 | 議案第26号             | 平成30年度岩出市一般会計予算                    |
| 日程第27 | 議案第27号             | 平成30年度岩出市国民健康保険特別会計予算              |
| 日程第28 | 議案第28号             | 平成30年度岩出市介護保険特別会計予算                |
| 日程第29 | 議案第29号             | 平成30年度岩出市後期高齢者医療特別会計予算             |
| 日程第30 | 議案第30号             | 平成30年度岩出市下水道事業特別会計予算               |
| 日程第31 | 議案第31号             | 平成30年度岩出市墓園事業特別会計予算                |
| 日程第32 | 議案第32号             | 平成30年度岩出市水道事業会計予算                  |
| 日程第33 | 請願第1号              | 「核兵器禁止条約」に日本政府が署名・批准することを求める請願書    |
| 日程第34 | 発議第1号              | 「岩出市の環境をまもる条例」をより活用するための意見書の提出について |
| 日程第35 | 発議第2号              | 2025日本万国博覧会の大阪・関西への誘致に係る決議について     |
| 日程第36 | 議員派遣について           |                                    |
| 日程第37 | 委員会の閉会中の継続調査申出について |                                    |



○吉本議長 おはようございます。

議場内では録音に支障を来すため、携帯電話の電源をお切りください。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議は、議案第 1 号から議案第 32 号までの議案 32 件につきましては、各常任委員会及び予算審査特別委員会の委員長報告、報告に対する質疑、討論、採決、請願第 1 号につきましては、総務建設常任委員会の請願審査報告、報告に対する質疑、討論、採決、発議第 1 号及び発議第 2 号の議員提出議案につきましては、質疑、討論、採決、それと議員派遣の件及び委員会の閉会中の継続調査申出の件です。

~~~~~○~~~~~

日程第 1 議案第 1 号 岩出市男女共同参画プラン策定委員会条例の一部改正について～

日程第 32 議案第 32 号 平成 30 年度岩出市水道事業会計予算

○吉本議長 日程第 1 議案第 1 号 岩出市男女共同参画プラン策定委員会条例の一部改正の件から日程第 32 議案第 32 号 平成 30 年度岩出市水道事業会計予算の件までの議案 32 件を一括議題といたします。

ただいま議題となりました議案 32 件に関し、各常任委員会及び予算審査特別委員会の審査の経過と結果につきまして、各委員長の報告を求めます。

総務建設常任委員会委員長、田中宏幸議員、演壇でお願いいたします。

○田中議員 おはようございます。

総務建設常任委員会での審査の経過と結果を報告いたします。

3 月 6 日の会議において、当委員会に付託された議案は、議案第 1 号 岩出市男女共同参画プラン策定委員会条例の一部改正についての外議案 14 件です。

当委員会は、3 月 9 日金曜日、午前 9 時 30 分から開催し、総務部門、建設部門の付託議案について審査を行いました。

また、市道路線関係の議案がありましたので、現地調査を行うため、議長に対して委員派遣承認要求を行い、現地調査を行いました。

議案第 1 号 岩出市男女共同参画プラン策定委員会条例の一部改正について、議案第 4 号 職員の給与に関する条例の一部改正について、議案第 6 号 岩出市税条例の一部改正について、議案第 7 号 岩出市都市計画税条例の一部改正について、議案第 9 号 岩出市手数料徴収条例の一部改正について、議案第 18 号 岩出市都市公園条例の一部改正について、議案第 19 号 岩出市消防団員等公務災害補償条例の

一部改正について、議案第20号 平成29年度岩出市一般会計補正予算（第5号）所管部分、議案第23号 平成29年度岩出市下水道事業特別会計補正予算（第3号）、議案第24号 平成29年度岩出市水道事業会計補正予算（第2号）、議案第25号 市道路線の認定について、議案第30号 平成30年度岩出市下水道事業特別会計予算、議案第31号 平成30年度岩出市墓園事業特別会計予算、以上13議案、いずれも討論はなく、全会一致で、議案第1号、議案第4号、議案第6号、議案第7号、議案第9号、議案第18号、議案第19号、議案第20号、議案第23号、議案第24号、議案第30号及び議案第31号は可決、議案第25号は認定しました。

議案第2号 岩出市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部改正について、議案第32号 平成30年度岩出市水道事業会計予算、以上2議案は、討論の後、賛成者多数で可決しました。

以上が、委員会での審査の経過と結果です。

次に、審査の中の主な質疑を報告いたします。

議案第1号 岩出市男女共同参画プラン策定委員会条例の一部改正についてでは、改正によってよい点は。第3条中、労働に関する機関の関係者とは、どういう方を考えているのか。について。

議案第2号 岩出市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部改正についてでは、特別職報酬等審議会での議論はどうなっているのか。また、特別職の手当については、審議に当たらないという規定はあるのか。について。

議案第4号 職員の給与に関する条例の一部改正についてでは、全体的に平均率で2%ということだが、金額ではどうか。また、月額では幾らか。について。

議案第6号 岩出市税条例の一部改正について、質疑はありませんでした。

議案第7号 岩出市都市計画税条例の一部改正について、質疑はありませんでした。

議案第9号、岩出市手数料徴収条例の一部改正についてでは、砂利採取法の改正した理由は。また、岩出市でこの条例に関する場所は何件あるのか。について。

議案第18号 岩出市都市公園条例の一部改正について、質疑はありませんでした。

議案第19号 岩出市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について、質疑はありませんでした。

議案第20号 平成29年度岩出市一般会計補正予算（第5号）の所管部分では、5款農林業費、農業次世代人材投資資金について、対象者がなかった理由は。また、農業法人の代表者は対象になるのか。8款消防費、那賀消防組合負担金の増額の理

由は。について。

議案第23号、平成29年度岩出市下水道事業特別会計補正予算（第3号）について、質疑はありませんでした。

議案第24号 平成29年度岩出市水道事業会計補正予算（第2号）について、質疑はありませんでした。

議案第25号 市道路線の認定では、備前2号線の延長、幅員及び完成時期は。北大池6号線の幅員は。について。

議案第30号 平成30年度岩出市下水道事業特別会計予算では、公営企業会計システムの導入時期は。紀の川中流流域下水道維持管理負担金の算出方法は。平成30年度の事業計画の区域はどこか。下水道工事の埋め戻し工事について。消費税還付金は何年分か。について。

議案第31号 平成30年度岩出市墓園事業特別会計予算では、新聞折り込みの効果は。また、他の宣伝方法は考えていないのか。について。

議案第32号 平成30年度岩出市下水道事業特別会計予算では、新たな水源地の確保の計画はあるのか。低所得者に対する負担軽減策は考えているのか。について。

以上が、総務建設常任委員会の審査の中で交わされた、主な質疑であります。

これで総務建設常任委員会の報告を終わります。

○吉本議長 ご苦労さまでした。

厚生文教常任委員会委員長、三栖慎太郎議員、演壇でお願いいたします。

○三栖議員 厚生文教常任委員会での審査の経過と結果を報告いたします。

3月6日の会議において、当委員会に付託された議案は、議案第3号 岩出市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についての外議案16件です。

当委員会は、3月12日月曜日、午前9時30分から開催し、厚生部門、文教部門の付託議案について審査を行いました。

議案第3号 岩出市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、議案第8号 岩出市国民健康保険税条例の一部改正について、議案第10号 岩出市国民健康保険事業運営基金条例の一部改正について、議案第11号 岩出市教育支援委員会条例の一部改正について、議案第12号 岩出市立学校通学区域検討協議会条例の制定について、議案第13号 岩出市自殺対策連絡協議会条例の制定について、議案第14号 岩出市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について、議案第15号 岩出市国民健康保険条例の一部改正について、議案第17

号 岩出市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について、議案第20号 平成29年度岩出市一般会計補正予算（第5号）所管部分、議案第21号 平成29年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、議案第22号 平成29年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第4号）、以上12議案、いずれも討論はなく、全会一致で可決しました。

議案第5号 岩出市臨時的任用職員の給与等に関する条例の一部改正について、議案第16号 岩出市介護保険条例の一部改正について、議案第27号 平成30年度岩出市国民健康保険特別会計予算、議案第28号 平成30年度岩出市介護保険特別会計予算、議案第29号 平成30年度岩出市後期高齢者医療特別会計予算については、討論の後、賛成者多数で可決しました。

以上が、委員会での審査の経過と結果です。

次に、審査の中の主な質疑を報告いたします。

議案第3号 岩出市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、質疑はありませんでした。

議案第5号 岩出市臨時的任用職員の給与等に関する条例の一部改正についてでは、臨時職員に担任を受け持ちさせることについて、どのように考えているのか。また、正職員で雇用するのがよいと考えるが、どうか。1日500円の金額は適正か。について。

議案第8号 岩出市国民健康保険税条例の一部改正についてでは、改正の詳細について。また、収納できていない部分について、県に納める納付金はどうなるのか。県が全部支出することになるが、負担はなくなると理解してよいのか。について。

議案第10号 岩出市国民健康保険事業運営基金条例の一部改正について、質疑はありませんでした。

議案第11号 岩出市教育支援委員会条例の一部改正についてでは、現在の課題等、情報の共有はできているのか。委員会で情報を得るために、どのようにしているのか。について。

議案第12号 岩出市立学校通学区域検討協議会条例の制定についてでは、協議会を設置する理由は。また、なぜ区域を検討しなければならないのか。平成30年度で通学区域を変更する予定があるのか。について。

議案第13号 岩出市自殺対策連絡協議会条例の制定についてでは、協議会の目的は。また、第3条の委員は、専門知識を持つ医療関係者を想定しているのか。について。作業部会について詳細は。について。

議案第14号 岩出市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について、質疑はありませんでした。

議案第15号 岩出市国民健康保険条例の一部改正について、質疑はありませんでした。

議案第16号 岩出市介護保険条例の一部改正についてでは、保険料が上がっていることについて、どのように考えているのか。減免制度を拡充する考えはないのか。について。

議案第17号 岩出市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について、質疑はありませんでした。

議案第20号 平成29年度岩出市一般会計補正予算（第5号）の所管部分については、衛生費国庫補助金、循環型社会形成推進交付金の減額理由は。について。

議案第21号 平成29年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）では、質疑はありませんでした。

議案第22号 平成29年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第4号）では、質疑はありませんでした。

議案第27号 平成30年度岩出市国民健康保険特別会計予算では、保険料について、税率は同様で世帯数が減っているのか、見込み違いにならないのか。また、金額の算出方法について。

議案第28号 平成30年度岩出市介護保険特別会計予算では、平成30年度予算についてどのように考えているのか。市民からの意見等はあるのか。また、施設に入れない等、市民からの意見等はないのか。予防について対策をとっているのか。

議案第29号 平成30年度岩出市後期高齢者医療特別会計予算では、保険料について、普通徴収になっている理由は。また、滞納はどれぐらいあるのか。資格証明書は発行しているのか。について。

以上が、厚生文教常任委員会の審査の中で交わされた、主な質疑であります。

これで厚生文教常任委員会の報告を終わります。

○吉本議長 ご苦労さまでした。

予算審査特別委員会委員長、三栖慎太郎議員、演壇でお願いいたします。

○三栖議員 予算審査特別委員会での審査の経過と結果を報告いたします。

3月6日の会議において、当委員会に付託されました議案は、議案第26号 平成30年度岩出市一般会計予算、1件です。

3月6日、本会議終了後、正副委員長の互選を行い、引き続いて、総務部長に対

して議案第26号の議案説明を求めました。

議案説明に引き続きまして、議案の審査方法について協議を行い、総務部門、建設部門、議会部門、厚生部門、文教部門の順に審査を行うことに決定しました。

3月13日火曜日、総務部門、建設部門、議会部門、3月14日水曜日、厚生部門、文教部門の順で、延べ2日間にわたり特別委員会を開催し、歳入歳出に対する質疑を行い、市当局から詳細な説明を求め、慎重な審査を行いました。

文教部門の審査終了後、議案第26号 平成30年度岩出市一般会計予算に対する討論の後、賛成者多数で可決しました。

以上が、委員会での審査の経過と結果です。

委員会での審査の質疑、答弁の内容につきましては、後日、委員会の記録が作成され次第、配付させていただきます。

これで予算審査特別委員会の報告を終わります。

○吉本議長 ご苦労さまでした。

以上で、各常任委員会及び予算審査特別委員会の委員長報告は終わりました。

これより各常任委員会及び予算審査特別委員会の報告に対する質疑に入ります。

委員会報告に対する質疑の通告はありません。

これをもって、委員会報告に対する質疑を終結いたします。

これより討論、採決を行います。

まず、討論の通告のない議案につきまして、採決を行います。

議案第1号 岩出市男女共同参画プラン策定委員会条例の一部改正の件、議案第3号 岩出市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正の件、議案第6号 岩出市税条例の一部改正の件、議案第7号 岩出市都市計画税条例の一部改正の件、議案第8号 岩出市国民健康保険税条例の一部改正の件、議案第9号 岩出市手数料徴収条例の一部改正の件、議案第10号 岩出市国民健康保険事業運営基金条例の一部改正の件、議案第11号 岩出市教育支援委員会条例の一部改正の件、議案第12号 岩出市立学校通学区域検討協議会条例の制定の件、議案第13号 岩出市自殺対策連絡協議会条例の制定の件、議案第14号 岩出市後期高齢者医療に関する条例の一部改正の件、議案第15号 岩出市国民健康保険条例の一部改正の件、議案第17号 岩出市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定の件、議案第18号 岩出市都市公園条例の一部改正の件、議案第19号 岩出市消防団員等公務災害補償条例の一部改正の件、議案第20号 平成29年度岩出市一般会計補正予算（第5号）の件、議案第21号 平成29年度岩出市国民健康保険特別会

計予算（第3号）の件、議案第22号 平成29年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第4号）の件、議案第23号 平成29年度岩出市下水道事業特別会計補正予算（第3号）の件、議案第24号 平成29年度岩出市水道事業会計補正予算（第2号）の件、議案第25号 市道路線の認定の件、議案第30号 平成30年度岩出市下水道事業特別会計予算の件、議案第31号 平成30年度岩出市墓園事業特別会計予算の件、以上議案23件に対する討論の通告はありません。

これをもって、議案23件に対する討論を終結いたします。

議案第1号、議案第3号、議案第6号から議案第15号、議案第17号から議案第25号、議案第30号及び議案第31号の議案23件を一括して採決いたします。

この議案23件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○吉本議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号、議案第3号、議案第6号から議案第15号、議案第17号から議案第24号、議案第30号及び議案第31号の議案22件は、原案のとおり可決、議案第25号は、原案のとおり認定されました。

次に、討論の通告のある議案につきまして、議案ごとに討論、採決を行います。

議案第2号 岩出市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部改正の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、本案に対する反対の発言を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 議案第2号について、反対をしたいと思います。

今回の議案は、国の人事院勧告によるものですが、今、岩出市民は、安倍政権のもとで貧困の拡大と社会保障削減に押し潰されようとしています。財政を預かり、市政運営する市長を初めとする特別職、私たち議会の議員としても、財政面において、市民のためにこの財源を還元する誠意ある政策や政治判断で据え置きとすることもできます。市民の皆さんは日々の暮らしに苦心されておられる今日、特別職、議員の期末手当を増額することは市民の理解を得られないと考えますので、反対いたします。

○吉本議長 次に、本案に対する賛成の発言を許します。

田畑昭二議員。

○田畑議員 議案第2号 岩出市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部改正について、賛成の立場で討論いたします。

まず、人事院は、国家公務員法に定められた中央人事行政機関であり、中立の第三者機関である人事院が給与、その他の勤務条件の改善等の人事院勧告を政府に求める制度であり、官民格差の解消を最大の目的とし、世の中の景況感等を客観的に判断して、勧告するものであります。

給与水準については、人事院勧告に沿って、国と同様の扱いが望ましいとされており、従前から本市の議会議員及び特別職の期末手当については、人事院勧告に準じた条例改正を行っております。

また、このたびの条例改正は、人事院勧告では給与制度の総合的見直し等もされていますが、議員、特別職において、月々の報酬は固定しており、期末手当のみを対象とした条例改正であります。

なお、人事院勧告が世の中の景況感と連動しているものと考え、過去には人事院勧告の引き下げ時、それに準じた条例改正を行っており、これまでどおり、人事院勧告に準じた条例改正を行うことで、市民の理解が得られるものと考えます。

よって、私は本議案について賛成といたします。

○吉本議長 ほかに討論ありませんか。

(なし)

○吉本議長 以上で、議案第2号に対する討論を終結いたします。

議案第2号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立多数)

○吉本議長 起立多数であります。

よって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

議案第4号 職員の給与に関する条例の一部改正の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、本案に対する反対の発言を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 議案第4号 職員の給与に関する条例の一部改正について、私は反対討論を行います。

今回の職員給与に関して、人事院勧告を勘案して、給料月額及び勤勉手当を引き上げるとしております。その額は、率にして2%、平均月額656円と、質疑に対して答弁をした。この金額は正しいのか疑問である。また、今回の賃上げは、1級か

ら2級に重点を置いたものと強弁をしております。

人事院勧告と言いながら、正規職員の引き上げは否定するものではありませんが、仕事の内容も同じであり、隣の席で一生懸命に働いておられる非常勤職員や臨時職員は、年間200万円前後で働いておられます。

さらに、夏・冬の一時金や退職金も支給されてない状況であり、市行政みずから雇用形態名で差別をしており、官製ワーキングプアをしているのであります。今、国会で議論されている地公法改正案のポイントは、同じ事務職員でも、臨時職員、特別職非常勤職員、一般職非常勤職員というように、自治体ごとにばらばらで、制度の主旨に合わない不適正な雇用形態だったものを会計年度任用職員という採用類型を新設し、これに統一するという動きがあります。

そして、自治法改正案では、会計年度任用職員に支払う給与、手当などを整理、規定した。しかし、この改正によって、地方自治体で働く職員の3分の1、総務省調査では、64万人までなった非正規公務員の処遇が改善すると考えるのは早計であります。

地公法改正案では、22条の2を新設し、会計年度任用職員とした。ところが、処遇に関しては規定額となっております。1週間当たりの通常の勤務時間に比べ、短い職員であるパートタイム会計年度任用職員には、生活保障的な要素を含まない報酬と費用弁償に分けて、期末手当を支払うことに対し、1週間当たりの通常の勤務時間と同一の時間でもあり、フルタイム会計年度任用職員でも勤務に対する反対給付で、生活給としての給料、扶養手当、退職手当等を支払うとしています。

パートとフルの処遇が異なるという考え方は、常勤職員と同様に、給与及び手当の支給対象とするような給付体系を見直すことによって、立法的な対応を検討すべきであると明記されております。

ところが、その後、閣議決定した成案では、フルには給与と手当、パートには報酬、費用弁償と期末手当を支払えるとしたものであり、報告書以降の一連の経過からも、この間の裁判例からも大きく逸脱をしております。

例えば、枚方市非常勤職員一時金等支給事件、大阪高裁判例では、常勤職員の通勤時間の4分の3に相当する時間以上勤務している非常勤職員について、常勤の職員と判定し、給料手当が支給される対象としたものであります。

また、東村山市事件、東京高裁判例では、嘱託職員は勤務時間のみならず、その職務内容も常勤職員と同様であり、勤務実態から見て、常勤職員に該当するとして、常勤職員と同じ仕事をしていれば、常勤職員と判定をしております。

今回の法改正は、施政方針として、同一労働、同一賃金原則に基づき、正規・非正規間の格差を是正することであると言っております。民間労働者の正規・非正規格差は、賃金水準では正規の 6 割程度と言われている。これに対して、地方公務員の正規・非正規間の格差は事務職員の倍、正規職員の年収が 630 万程度に対し、非正規公務員は 170 万程度と試算され、正規の 4 分の 1 の水準にすぎないのです。

このような絶望的な格差は、期末手当の支給を 3 年後に認めるということだけでは、到底是正することはできません。地方公務員における正規・非正規格差には正面から向き合い、持続可能な公共サービスを展開するために、格差是正につながる非正規公務員の処遇改善方策こそ求められております。これは労働基本権についても同様であります。

一般職地方公務員は、正規・非正規を問わず、労働基本権を奪われてきた。今回の措置は、これまで一応の労働基本権を保障されていた特別職の多くを同様の条件に組み込むことになりかねず、その間では、改悪と言わざるを得ません。

現行の非正規公務員の労働条件や、その改善のための法環境は、民間に比べて大きくおけております。地方自治体の使用者にも義務づけること、そのことによって初めてスタートラインに立てると私は考えております。

岩出市においても抜本的に改善すべきであり、今回の改正には、その点ありません。よって、この議案については反対といたします。

○吉本議長 次に、本案に対する賛成の発言を許します。

松下 元議員。

○松下議員 議案第 4 号 職員の給与に関する条例の一部改正について、賛成の立場で討論いたします。

本議案は、職員の給与に関する条例の一部改正であり、人事院において、官民給与比較調査が行われた結果、月例給及びボーナスについて、民間の給与が公務員を上回っており、勧告が出されたものであり、市においても、一般職員の月例給及び勤勉手当において、民間給与を反映させた給与改定が必要であり、民間と公務員との給与格差を解消することが均衡の原則にもかなうものであると考えます。

このように市民の理解を得られる適正な給与額とするためにも、人事院の勧告を勘案した条例改正が必要であると考えます。

以上述べました理由により、私は本議案について賛成といたします。

○吉本議長 ほかに討論ありませんか。

(な し)

○吉本議長 以上で、議案第４号に対する討論を終結いたします。

議案第４号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立多数)

○吉本議長 起立多数であります。

よって、議案第４号は、原案のとおり可決されました。

議案第５号 岩出市臨時的任用職員の給与等に関する条例の一部改正の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、本案に対する反対の発言を許します。

市來利恵議員。

○市來議員 議案第５号 岩出市臨時的任用職員の給与等に関する条例の一部改正について、反対の立場で討論を行います。

この条例改正は、保育所の担任業務に従事した臨時的任用職員に、１日５００円を特別賃金として支給することができるものとなっております。改善を図るということとは大事ではありますが、保育士の労働条件の改善、保育の質の確保のためにも、非正規職員の正規化を進めることが最も重要であると考えます。

全国で、今、保育士不足の問題が出ていますが、公立も民間も非正規での職員がふえ、責任が重くのしかかっている現場なのに、経済的にも、また働き続けられる身分保障がなく、保育士という職を諦める方々がいます。保育士不足の原因にもつながっているのではないのでしょうか。

保育士は、その人の一生の土台を築く最も大事な乳幼児期の子供の成長をつくるとともに、大事な命を預かる、責任が大変重く、専門性が問われる仕事だと考えます。だからこそ、保育士自身が経済的にも不安から解放されて、安心して働き続けられる身分、条件であることが重要です。

自治体職場、公務職場である公立保育所から非正規から正規への流れをつくり、民間を引っ張るような、保育士全体を引っ張るような、そんな努力を地方自治体としてつくり出していくことが求められると考えます。

よって、この議案には反対いたします。

○吉本議長 次に、本案に対する賛成の発言を許します。

奥田富代子議員。

○奥田議員 議案第５号 岩出市臨時的任用職員の給与等に関する条例の一部改正に

ついて、賛成の立場で討論いたします。

本議案は、保育所において、担任を受け持つ臨時的任用職員の処遇改善を目的としています。担任を受け持つ臨時保育士と受け持たない臨時保育士にあつては、その責任や保護者対応、事務量等、業務内容が異なるため、現行の給与に担任業務1日500円を上乗せするものであります。

また、待機児童解消のための対策として、保育士確保の問題は大きく、今回、担任を受け持つ臨時的任用職員の処遇改善を行うことで、保育士確保にもつながると考えられます。

よって、私は本議案について賛成といたします。

○吉本議長 ほかに討論ありませんか。

(なし)

○吉本議長 以上で、議案第5号に対する討論を終結いたします。

議案第5号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立多数)

○吉本議長 起立多数であります。

よって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

議案第16号 岩出市介護保険条例の一部改正の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、本案に対する反対の発言を許します。

市來利恵議員。

○市來議員 議案第16号 岩出市介護保険条例の一部改正について、反対の立場で討論を行います。

介護保険料は、3年に一度の改定年度となり、今回、第7期の介護保険料の改定を行うものです。介護保険は、家族の介護から社会的介護へのうたい文句で始まりましたが、現状は、保険あつて介護なしの状態が進んできています。3年ごとの見直しで、今後も値上げが続けば市民の暮らしを圧迫します。今回、保険料率、段階の基準所得金額の見直しもありますが、私たちは、保険料率、段階の細分化を行うことが必要だと考えます。

年金の減少が進み、生活が厳しくなっている中、低所得者に配慮した保険料にしていくためには、何より健康づくりの推進を図り、結果として保険給付を抑えてい

くことが大切です。また、減免制度についても不十分であると考えます。

値上げについて、市民から納得を得られないと考えますので、反対いたします。

○吉本議長 次に、本案に対する賛成の発言を許します。

井神慶久議員。

○井神議員 議案第16号 岩出市介護保険条例の一部改正について、賛成の立場で討論いたします。

日本の少子高齢化の問題は大変深刻であり、当岩出市においても高齢化率が22%と高くなっております。要介護認定者数やサービス利用者数は年々増加しております。そうした状況の中で、平成30年度当初予算では、対前年度比2.5%増の30億4,119万8,000円となっております。

今回の条例改正に伴う第1号被保険者の介護保険料は、新たに基準年額6万7,100円と設定され、前回より4,300円の値上げとなっておりますが、保険料につきましては、必要なサービス量を見積もり、それに応じた負担額を決めることになっているのです。施設やサービスを充実させるほど、上がり幅がふえることとなります。しかし、サービスの充実と保険料をできるだけ抑制すること、その両者のバランスを検討した結果が今回の基準額設定となっているものと考えます。

なお、この金額につきましては、和歌山県下9市で最も低い設定額であると聞いております。

また、平成27年3月の介護保険条例の一部改正により、第1号被保険者65歳以上の負担能力に応じた保険料設定がされ、保険料の段階について、国は標準9段階を示しているものの、本市は11段階に区分され、国よりさらに細かく所得に応じた保険料設定ができているとともに、低所得者に対しての措置ができているものと認識しております。

今後も介護保険制度を維持させるため、当市には実施事業の検証、保険料収納率の向上、低所得者への配慮に努めていくことと期待しております。

以上をもって、私は賛成いたします。

○吉本議長 ほかに討論ありませんか。

(なし)

○吉本議長 以上で、議案第16号に対する討論を終結いたします。

議案第16号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立多数)

○吉本議長 起立多数であります。

よって、議案第16号は、原案のとおり可決されました。

議案第26号 平成30年度岩出市一般会計予算の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、本案に対する反対の発言を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 議案第26号 平成30年度岩出市一般会計歳入歳出予算に反対の討論を行います。

安倍内閣のもと、年金や医療、介護など社会保障制度が次々に切り下げられています。一握りの大企業のもうけを優先する政治、大企業による中小零細企業への下請いじめ、リストラなどが進められる中で、働き方改革と称し、さらなる労働強化すら強行しようとしています。

また、憲法を変え、自衛隊の海外派兵すら正当化しようとしています。アベノミクスによる経済効果は成果も伴わず、さらに貧困と格差拡大が進み、年金生活者、中小企業を初めとした労働者など、あらゆる階層の人たちの暮らしが将来にわたって希望すら見出せない不安や危機に見舞われている状況です。このような中で、地方自治体の果たす役割として、市民の命と暮らしを守るためにどう予算対応してきたのが問われています。

岩出市は、和歌山県内で、少子高齢化、人口減少の自治体がふえる中、岩出市では依然として人口の増加が続き、宅地の開発化、企業の進出も進んでおり、固定資産税や市民税の課税対象者も年々ふえています。市の行政執行の市政という面では、税回収の面においては、税回収機構への移管を行い、低所得者が数多く加入する国民健康保険税などの依頼も見込んでいます。

国保においては、今年度も滞納改修面においては3,000万円を見込んでいますが、突然の競売の通告を初め強制的な期限付きの取り立ての回収、対応面などにより100万円に近い単位での一括返済が求められるなど、これでは生活できないと、住民からの切実な納税相談も寄せられています。やむにやまれず滞納している人たちの相談体制の改善と、悪質な滞納者に対する回収体制など、対応施策における改善と整理が必要だと考えます。

各種の事業支出面においては、市道の整備促進、災害時に対応する耐震化促進のベッドやシェルター、老朽化に対応する市民プール建設予算など、住民の要望や要

求に応えている事業もあります。しかしながら、子育て支援や教育面、福祉施策では、近隣市町村と大きな違いを生じていることを行政自身、しっかり認識した視点での予算ではないと考えます。今年度予算を見ても、市民の願いや改善策を求めている点に背を向けていると考えます。

教育環境改善面では、県下1位、2位のマンモス校の実態が長年続く中で、大規模校解消への手だてを含め、計画性を持って第三中学校建設を行っていくという姿勢は、今年度も見せていません。

また、小学校、中学校における暑さ対策としても、学力向上の一助となる冷暖房設置も必要性が求められますが、講じられてきていません。

入学準備金、就学援助制度面でも、前倒し支給などの点でも改善面が進む他市と比べ、おくれた状況は改善されていません。

子ども医療費においては、少子化社会となる中で、子育て世代の支援策として、保護者負担のないさらなる改善策が必要だと考えますが、保護者負担をしなければ、親が子供に注意を払わないという市の認識は時代おくれも甚だしいものと考えます。

保健福祉面においても、高齢者、障害者だけでなく、市民が買い物や病院への移動手段として役立つ乗り合いタクシーなど、移動手段改善のための調査や研究、検討面も全く見えていません。

また、福祉タクシー券制度では、施設入所者にも申請用紙が送られ、実質的に利用できない改善点などを含め、障害者の社会参加の促進を図る上でも、ガソリン券など、利用しやすい制度面に改善している自治体がふえる中で、岩出市は、今年度においても改善はされてきていません。

保健福祉センター業務体制面でも、乳児や子供たちの健全な発達対応、市民の健康予防体操の各地域への促進面を初め、市民の健康を守る上で、現場の体制面として、年間行事における職務量の増大を含め、市民の安全や健康に応え切れない職員体制の状況ではないかと考えます。

職員体制面では、他の部署においても3万人当時とほとんど変わらない職員体制であり、労働強化による健康不安につながり、市民サービス向上のための各種施策の調査研究を行うことに弊害すら生まれているのではないかという面も見受けられます。

また、農家や観光客誘致のための特産化や特産品の新規開発、農業所得の向上対策等では、観光行政、農業施策との関連面を含め、岩出市をアピールする取り組みや農業所得向上、地場産業推進の施策、観光行政推進面からも積極的に他市に学び、

調査研究する必要性や予算化も求められていると考えます。

経済不況克服、中小企業支援面では、利子補給に対する補助や商品券における支援はされていますが、直接市内の中小業者の懐を暖めて、仕事の確保や市民生活向上にもつながる住宅リフォーム制度の導入も取り入れられていません。不況に苦しむ中小業者の生活を守り育てるという視点が、今年度も欠けていると言わざるを得ません。

クリーンセンターの維持管理面では、今年度、新たに1億円もの補修や改善費用も積み上げられていますが、ごみの減量化面では、有料化すれば、市民はごみを減らすという考えのもと、その後におけるごみ減量目標に対する有効的手だてと改善対応面でも大幅な進展は見られず、平成32年の目標にどう近づけていくのかの課題に対して、さらなる解決の糸口の追求が求められていると考えます。

岩出市は、決算においても、昨年度、一昨年度と実質収支が約4億3,000万円の黒字でした。また、基金には、昨年は5億円が積み上げられてきました。起債の状況面においても、普通債はわずか18億円という状況であり、この実態から見ても、住民要望が山積みしている中で、住民生活向上のために、積極的に基金を活用することや、起債の有効活用で、各種施策の予算化は図れたのではないかと考えます。

以上の理由をもって、平成30年度一般会計予算については反対といたします。

○吉本議長 次に、本案に対する賛成の発言を許します。

福山晴美議員。

○福山議員 議案第26号 平成30年度岩出市一般会計予算につきまして、私は賛成の立場で討論いたします。

最初に、今議会の施政方針において、第2次長期総合計画後期基本計画及びまち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、計画的にまちづくりを進めており、地方創生を軌道に乗せるため、さらなる地域の特性を生かした施策により、地域の発展と活性化を進めるとともに、引き続き、市の将来像である「活力あふれるまち ふれあいのまち」の実現に向けて取り組むと表明されていきました。こうした方針により編成された当初予算につきましては、目標の実現に向けて、着実に取り組む内容となっており、その成果が大いに期待されるものであります。

市では、予算編成に当たっては、補填財源に依存することなく、収入の範囲内で予算を組むことを原則としつつ、また、将来世代への着実な投資をも視野に入れながら、真摯に予算編成されたものと考えます。

今後、社会の少子化や高齢化などが進展し、人口が減少するであろうことも確実

に予測される中、本市の流入人口は増加基調にあるとはいえ、将来的にも厳しい財政状況に置かれ続けるであろうことを認識していく必要があると考えます。

そういう状況の中、一部の意見として、市債返済に備えた基金として蓄積している減債基金を取り崩せば市民サービスを拡充できるのではないかとの意見もありますが、まずもって、財政規律の堅持が重要であることは言うまでもありません。

将来世代に対する投資の実行もしっかり積み重ねていく。そして、市債残高を着実に減らしつつ、住民サービスや成長への投資を実現することが、市民生活の将来に向けた大変重要で貴重な取り組みであると考えます。

そのような厳しい財政状況の中、めり張りをつけた施策及び事業計画をもとに予算編成をされ、義務的経費や物件費の増加等を見込みながら、また、教育環境の充実、市民の健康づくり支援、災害に強いまちづくり、地域資源の活用、地域産業の活性化等、多くの事業の予算化に努力されるとともに、市民の命と生活の向上を守る事業や市民要望が随所に盛り込まれた予算となっております。

以上の理由により、私は賛成といたします。

○吉本議長 次に、本案に対する反対の発言を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 2018年3月19日、議案第26号 平成30年度岩出市一般会計予算に対して、私は反対討論を行います。

まず、第1の理由として、新年度の重点事業として、まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、観光分野を軸にさまざまな施策を講じている。歳出は、健全財政の堅持を財政運営の柱としている取り組みとうたっております。今やるべき一番重要な課題は、将来の少子高齢化に向けての子育てへの実践であると考えております。

岩出市の最大のやるべきことは、市民の命と暮らしを守るためにどのような政策を構築するのかわかり、政の基本であります。

中でも、中学校を卒業するまでの医療費の無料化であります。紀の川筋で、ただ岩出市だけが実施していないのであります。さらに、人間が子々孫々にわたり、生きていくためには、破壊されつつある地球環境を守るために、今、何をやるべきか、具体性が全くありません。

さらには、公共性、効率性、費用対効果を考えて、今まで行ってきた施策によって総括を行い、評価や分析、検証を加えるなど、新年度予算に反映すべきであります。評価までは実施していますが、その後がされておらず、尻切れトンボの状態です。

また、市民に、事業に対して総合的にまとめたものではなく、情報公開もありません。今、岩出市民は何を求めているのか。それに応えるためにどう予算に反映するのか。総合的な立場から、正し、広く市民によって、より有効な施策とするようにすることが極めて重要であります。

また、マンモス中学校の解消等には取り組む意思が全くありません。創造性のある市民が感動する予算になっていないのが現実であります。夢あるものではなく、今までの惰性で予算編成したとしか言えません。観光振興とうたいながら、岩出市での宿泊施設はほとんどなく、民泊への取り組みも全く皆無であります。

具体的に指摘しておきたいと思いますが、市税の増加する要因については外部の要素が多くあり、自然増が主なものであります。みずから進んで取り組んだ施策ではありません。

2番目に、過去、贈収賄公金の着服事件等々、岩出市民を裏切っており、清潔で公平な行政が最大の課題であります。これについては一言も触れておりません。議員として、毎年警鐘を鳴らし続けていきたいと思っております。常に改善し、二度と起きないような、日ごろから常に改革し、実行すべきであります。

ゼロベースで経営の見直しを行い、費用対効果の検証、事務事業の見直し、優先順位を決め、簡素化に努めるとともに、義務的経費を含む歳出抑制に努められたものなのか疑問であります。ふるさと納税に向けて、やっとな取り組みをすることになっておりますが、余りにも遅過ぎます。

市有財産の有効活用等により歳入確保に努め、新たな収入の獲得に知恵を出し合い、積極的に取り組むとともに、収納目標値が明確でなく、曖昧であります。信頼される行政の基本は行政の透明化であり、いかに情報を公開するかにかかっております。市民への説明責任を果たしていく。その過程及び結果の情報を全て公開すべきであります。公文書の管理は公正に対する検証すべき事項であり、改ざんすることのないよう強く求めておきます。

市民サービス向上には、職員の健康と安全・安心がなければなりません。しかし、現行の予算では、人材の活用及び活性化のためのスキルアップを全庁挙げて取り組み、職員間の自由闊達な意見を尊重し、市民サービスの向上につながる予算になっておりません。

また、職員の賃金については、正職員は賃上げされましたが、市行政の業務を支えている非常勤職員は、低賃金、低労働条件であり、官製ワーキングプアの固定化をするものであり、改善がされております。

さらに、過労死自殺が増加している中、超過勤務の削減、有給休暇等々の消化向上に取り組むことも不明確であり、質疑して、最後に目標値を明らかにせず、昨年で増加をした予算になっております。このことは時代の流れに逆行していると言わざるを得ません。

住基カードからマイナンバーに切りかえられて、ますます税金の無駄使いになっております。この施行は個人情報漏えいにつながり、市民には役に立たないものであります。全国民の普及率は、いまだに8%程度であると言われております。岩出市においても、さらなる徹底した管理が求められるとともに、税金の無駄使いをこの際やめるべきであります。

光熱水費について、市長を初めとする公共施設に関して、節電効果ができるLED化計画は積極的ではありません。一昨年の4月から電力の自由化を実施されておりますが、何をか言わんや、理屈をこね回して具体的な実施計画はありません。

同時に、福島原発の事故により、いまだに7万人から避難し、ふるさとに帰還できない現状があります。未曾有の放射能により被害を受けていることを真剣に考えるならば、脱原発への取り組みを進め、再生可能エネルギー普及に取り組むべきであります。太陽光発電設置への補助金創設は岩出にはありません。

工事請負に関して、積算根拠を明確に組まず、予算との乖離を最小限度にすることをたびたび求めてきております。予算と決算の乖離があり、いまだに精度は向上しているとは考えづらく、つまみ予算であると言わざるを得ません。

さらに、決算時の入札の差額であると言ひ、当たり前のように発言するこの姿勢は許すことができません。

また、ワクチンの同時同日接種で、毎年約1,000万円から無駄な支出をしているにもかかわらず、改善する意思がないこと。

将来を担う子供たちの教育環境は、和歌山県下一マンモス中学校の解消に向けての取り組む意思がないこと。

さらに市民サービスの一環として、新庁舎の建設は立案されておらず、継ぎ足しばかりの現状であり、かえって費用が加算していると言えませんが。

市民サービス向上のため不安定な臨時職員、非常勤職員から正規職員への登用は最も重要な課題であります。5万3,000人の人口が増加しているにもかかわらず、職員数の見直しもしていません。この点について具体的方針がありません。

防災マニュアル作成事業では、土砂災害危険箇所への看板設置する予算はなく、市民への啓発予算となっていないこと。

また、自主防災組織についても、開店休業の組織が多くあることも、私たちはこの問題について、具体的に支援をしていくべきだと考えております。

予算書、説明書、欄等の表記に関して、行政みずから障害者の人権を守るべきでありながら、「障がい」の「がい」と平仮名表示に改める意思がないこと。

公民館使用制限をしながら、勤労者が使える施設等の設置計画がないこと。

若者広場、大門池駐車場に関して、賃貸契約の不当性を主張し、返還を求めると発言をして、いまだに市民の税金である約4,700万円を請求せず、弁護士と相談しているとしながら、行動に移そうしていないこと。大門新池訴訟裁判について、いまだに継続しており、早期に解決するよう求めています。

他にも指摘すべき事項は多くあります。最後に、強調すべき指摘事項を上げておきます。最高提案者である市長が、そのトップである市長が、各常任委員会に欠席して開催をしていることは、余りにも無責任であります。執行機関がない中、補助機関、補助行政職員のみで審議すること自体異常であり、到底理解できません。二元代表制の中で、チェック機能を高めていかなければならないのに、岩出市議会が行政のこの態度に対して是認すること自体問題であります。

さらに、1人会派として不利益な扱いを強要し、予算特別委員会から排除して、議事が進められていくことは許されません。パワハラの暴挙と言わざるを得ません。

よって、私は30年度新予算に反対をいたします。

○吉本議長 ほかに討論ありませんか。

(なし)

○吉本議長 以上で、議案第26号に対する討論を終結いたします。

議案第26号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立多数)

○吉本議長 起立多数であります。

よって、議案第26号は、原案のとおり可決されました。

しばらく休憩いたします。

午前10時45分から再開いたします。

休憩 (10時30分)

再開 (10時45分)

○吉本議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案審議を続けます。

議案第27号 平成30年度岩出市国民健康保険特別会計予算の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、本案に対する反対の発言を許します。

市来利恵議員。

○市来議員 議案第27号 岩出市国民健康保険特別会計、反対の立場で討論を行います。

国民健康保険が都道府県化されるもとの最初の予算であり、反対です。

新制度スタート後、保険料の決定、徴収は市町村が担い、市町村ごとの保険料格差は残ります。同時に新制度のもとで、国保の財政は都道府県が一括管理し、都道府県が各市町村に納付金を割り当て、市町村が住民から集めた保険料を都道府県に納付する形で、国保財政は賄われることになります。

この納付金は100%完納が原則で、市町村には保険料の徴収強化の圧力がかけられます。また、納付金の割り当てに際し、都道府県は市町村ごとに医療給付費の水準、標準的な収納率、標準保険料率などの指標を提示します。これにより給付費の水準の高い自治体、収納率が低い自治体、一般会計の繰り入れ、独自繰り入れで、保険料を下げている自治体などが一目瞭然となり、市町村には、給付抑制、収納率向上、繰り入れ解消への圧力が加えられます。

都道府県を国保財政の管理者、市町村国保の監督役とすることで、住民いじめの国保財政を一層強化する、これが国が狙いです。市町村の独自繰り入れの解消で、国保料、国保税がさらに引き上がり、保険証の取り上げや差し押さえなど、無慈悲な滞納制裁が一層強化されるのでは、住民の苦難は増すばかりです。そこに強引な給付抑制策や病床削減が結びつければ、地域の医療基盤が壊れかねません。こんな都道府県化は、住民にとって何のメリット也没有ありません。

医療保険改悪法による国保の都道府県化は市町村の一般会計繰り入れをやめさせる圧力を強化するものですが、地方自治を規定した憲法のもと、市町村独自の公費繰り入れを法令で禁止はできないというのが政府の説明です。法案審議でも、政府、厚労省は新制度スタート後も市町村の独自繰り入れは制限されず、自治体の判断で行えると答弁せざるを得ませんでした。今後の市の対応が求められます。

都道府県化の狙いは、医療費の削減です。今日の国保の危機を招いたのは、国庫負担金の削減にあります。国庫負担金を増額し、誰もが払える保険料にすべきと考え、この議案には反対といたします。

○吉本議長 次に、本案に対する賛成の発言を許します。

山本重信議員。

○山本議員 議案第27号 平成30年度岩出市国民健康保険特別会計予算につきまして、賛成討論をいたします。

国民健康保険につきましては、平成27年5月に設立した持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険等の一部を改正する法律により、平成30年度からは、県が財政運営の確保などにおいて中心的な役割を担うこととなり、また、市は国保の資格や保険給付の管理のほか、保険税の還付徴収や保健事業の実施など、地域におけるきめ細かな事業を引き続き行うこととされています。

このため今回の予算案は、国民健康保険等の一部を改正する法律により、広域化が実施されるため、岩出市では、何と昨年の予算規模から21.9%、額で15億2,700万円が縮小されております。

歳入では、国や県からの負担金や財政調整交付金などの項目がなくなり、新たに県支出金として保険給付費等交付金が予算計上されております。

一方、歳出では、新制度において、県が財政運営を行うことから、市が県に納める国民健康保険事業費納付金が予算計上され、広域化に対応した予算となっております。

また、特定健診や人間ドック、脳ドック等の保健事業が効率的かつ効果的に実施されるものであり、予算も増額されております。

以上の点から、国保特別会計の安定に寄与する適正な予算と認め、賛成といたします。

○吉本議長 ほかに討論ありませんか。

(なし)

○吉本議長 以上で、議案第27号に対する討論を終結いたします。

議案第27号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立多数)

○吉本議長 起立多数であります。

よって、議案第27号は、原案のとおり可決されました。

議案第28号 平成30年度岩出市介護保険特別会計予算の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、本案に対する反対の発言を許します。

市来利恵議員。

○市来議員 議案第28号 岩出市介護保険特別会計予算について、反対の立場で討論を行います。

安倍首相は、これまでの介護は、お世話することが中心と断じ、介護が要らない状態イコール自立支援に軸足を置くとして、介護保険制度の転換を求めています。介護は一人一人が違う条件のもとで、その人らしい生活が実現するよう尊重し、支援すべきものです。

本来、自立とは、公的制度、支援を使い、尊厳を持って生きることです。保険あって介護なし、制度を発足のときから言われた実態は、一層深刻化しています。必要な介護が受けられなかったり、介護従事者の劣悪な労働条件が放置され、必要な人材確保を守らないというのでは、公的介護制度とは言えません。介護を受ける人の生活と権利を守るとともに、支える人も安心できる制度に改めることが必要だと考えます。また、先ほどの議案第16号でも言いましたが、今回、保険料が改正され、値上げは市民にも納得できるものではないと考えます。

保険料の細分化と減免制度の充実が必要であることを申し上げ、この議案には反対といたします。

○吉本議長 次に、本案に対する賛成の発言を許します。

井神慶久議員。

○井神議員 議案第28号 平成30年度岩出市介護保険特別会計予算について、賛成の立場で討論いたします。

介護保険は、高齢者の介護を社会全体で支える制度として広く周知が図られ、市民に定着しております。全国同様、岩出市においても高齢化が進んでおり、今後、深刻になると考えられることから、介護保険制度の維持可能性の確保、高齢者が住みなれた地域で安心して自分らしく生活できるような体制整備は喫緊の課題であります。

そのような中、本市の新年度予算の介護サービスの保険給付費は、平成29年度に比較して1,059万8,000円増額の27億9,165万5,000円が計上され、適正な予算額が確保されていると考えます。

また、高齢期を健康で過ごすことができるよう、高齢者が地域で自主的に集まり、介護予防に取り組もうとする団体を支援する岩出げんき体操応援講座の実施や、在宅医療と介護の連携体制を整備する事業として、在宅医療・介護連携推進事業の実

施、生活支援コーディネーターによる生活支援体制の整備を進めている事業に係る経費など、介護保険事業の運営に資する取り組みを進めていくために必要な計上がされていると考えますので、本案に賛成といたします。

○吉本議長 ほかに討論ありませんか。

(なし)

○吉本議長 以上で、議案第28号に対する討論を終結いたします。

議案第28号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立多数)

○吉本議長 起立多数であります。

よって、議案第28号は、原案のとおり可決されました。

議案第29号 平成30年度岩出市後期高齢者医療特別会計予算の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、本案に対する反対の発言を許します。

市来利恵議員。

○市来議員 議案第29号 岩出市後期高齢者医療特別会計予算に反対の立場で討論を行います。

後期高齢者医療制度そのものに反対の立場です。差別と負担増の制度を廃止し、もとの老人保健制度に、私たちはこの考えです。老人保健制度は、高齢者が国保や健保に加入したまま、現役世代より低い窓口負担で医療を受けられるようにする財政調整の仕組みです。老人保健制度に戻せば、保険料の際限ない値上げや劣悪の診療報酬による差別医療はなくなります。

高齢者が75歳になった途端に家族の医療保険から切り離されることもなくなり、65歳から74歳の障害者も国保や健保に入ったまま低負担で医療を受けられます。差別制度を廃止した上で、減らされてきた高齢者医療に対する国庫負担を抜本的に増額し、保険料窓口負担の軽減を推進する立場からこの議案には反対といたします。

○吉本議長 次に、本案に対する賛成の発言を許します。

山本重信議員。

○山本議員 議案第29号 平成30年度岩出市後期高齢者医療特別会計につきまして、賛成討論をいたします。

ただいまの反対討論を聞いていますと、議案には関係なく、制度に反対という反

対をされていましたが、後期高齢者医療制度につきましては、和歌山県後期高齢者医療広域連合が保険者となり運営されています。

今回の歳出予算のうち99.2%の8億1,488万円がこの広域連合への納付金であり、被保険者が納付した保険料や療養給付費に係る市の負担金、保険基盤安定負担金等として納められています。

さらに、人間ドック等保健事業費も計上されており、後期高齢者医療の制度運営に必要な費用が含まれた内容となっていますので、私は賛成いたします。

○吉本議長 ほかに討論ありませんか。

(なし)

○吉本議長 以上で、議案第29号に対する討論を終結いたします。

議案第29号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立多数)

○吉本議長 起立多数であります。

よって、議案第29号は、原案のとおり可決されました。

議案第32号 平成30年度岩出市水道事業会計予算の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、本案に対する反対の発言を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 議案第32号 平成30年度水道事業会計の反対討論を行います。

水道事業においては、28年度決算実績、ここでは給水人口5万3,799人、給水戸数においては2万2,755戸という状況となっています。この間、宅地開発面はさらに進む状況が見られます。30年度においても、和歌山県内で、数少ない人口増加の実態があらわれていると考えます。

決算における監査委員の審査意見では、岩出市の経営状況は純利益が1億6,568万円も計上しており、安定した経営状況で推移している。安全で良質な飲料水を安定供給し、市民生活の向上と福祉の増進に寄与されるよう要望するとされてきていました。

現在、基本水量20立方メートルまで使用していない家庭が3,800戸となっており、使ってもいない市民から水道料金を取り過ぎていると言わざるを得ない実態があります。この間の黒字会計が続く中で、内部留保金は30億円をはるかに大きく

超すまでに膨らんできています。

これまでは新たな水源地の確保に対して、必要な財源が要るからと言いつけてきました。委員会では、今後、新たな水源地の必要性はない。維持管理のための財源のみが必要だとされてきています。

監査委員も指摘しているように、莫大な黒字は、市民生活の向上、福祉の増進に寄与するよう市民生活に還元すべき必要性があるという面では、30年度においても、低所得者や基本水量に満たない使用者に対しての改善策や利用料金引き下げなどの支援策は見えません。

この水道会計予算は、住民に理解が得られないと考えるので、反対いたします。

○吉本議長 次に、本案に対する賛成の発言を許します。

上野耕志議員。

○上野議員 議案第32号 平成30年度岩出市水道事業会計予算について、賛成の立場で討論いたします。

平成30年度岩出市水道事業会計予算については、給水収益が前年度と比較しますと、1,150万9,000円も減少しており、年々、水需要が減少傾向にあり、経営状況は厳しくなっている中で、営業費用については前年度と比較しますと、1,323万1,000円が減少しており、収入に見合う給水コストを削減し、水道事業の健全な経営に努めていることがうかがえます。

また、建設改良費については、前年度と比較してみますと2億5,596万4,000円少ないのですが、7億3,499万1,000円を計上しており、老朽化している水道施設の改築更新や、あるいは水道管の布設替え、移設工事による管路の耐震化にも取り組んでおり、市民に安全で安定した水の供給を図れるよう経営基盤の強化を図っているものと考えます。

水道事業は、市民生活や都市機能に欠かせない重要なライフラインであり、今後とも適切な管理運営のもと、効率的な事業を推進することで、災害に強いまちづくりを進めていっていただきたいと考えております。

以上のことから、私は賛成いたします。

○吉本議長 次に、本案に対する反対の発言を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 2018年3月19日、議案第32号 平成30年度水道事業会計予算について、私は反対討論を行います。

水道会計の予算については、従来から多額の金額を剰余金として計上しております。その一方で、不条理とも言える、20立方メートル以下の使用料を全て切り上げて、一律に徴収をしております。この制度そのものについて、公共良俗に反し、不合理性をただすべくして提訴し、最高裁において上告しましたが、棄却されました。しかし、大阪高裁の判断は、第一義的には、住民自治による条例の改正によって解決されるべき課題であると述べております。

すなわち市民が疑問を感じ、また、議会はそれに応えるべき課題でもあります。今後もあらゆる機会を設けて、手段を講じて闘いをし、改善をさせていきたいと思っております。

さらに、消費税のアップによる、ますます岩出市民の生活に負担を求めるものになることでしょう。

来年には消費税が10%を考えられておりますが、この消費税は国税ですが、国に納めることはなく、地方自治体の財布に収まっており、いわゆる脱税していると言っても過言ではありません。

水道接続においても、加入施設分担金は、他市に比べて高額であると市当局が認識しながら、引き下げる意思がないことであります。この硬直した考えであり、市民の立場に立ったものとは言えません。

地方自治体が独占で行う水道事業の会計が、営利団体化していると言っても過言ではありません。しかし、国においては、水道事業を企業参入し、民営化に払い下げをするという動きも相まって起きております。

私たちは、他市に比べて、生活保護者や障害者等への減免措置はなく、生活困窮者への温かい支援制度を求めてまいっておりますが、それも実現をしております。

よって、私はこの30年度水道予算に対して、反対といたします。

○吉本議長 ほかに討論ありませんか。

(なし)

○吉本議長 以上で、議案第32号に対する討論を終結いたします。

議案第32号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立多数)

○吉本議長 起立多数であります。

よって、議案第32号は、原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～○～～～～～～～～

日程第33 請願第1号 「核兵器禁止条約」に日本政府が署名・批准することを求める請願書

○吉本議長 日程第33 請願第1号 「核兵器禁止条約」に日本政府が署名・批准することを求める請願書の件を議題といたします。

ただいま議題となりました請願書に関し、請願審査報告書が提出されていますので、総務建設常任委員会委員長から報告を求めます。

総務建設常任委員会委員長、田中宏幸議員、演壇でお願いいたします。

○田中議員 総務建設常任委員会での請願書の審査の経過と結果を報告いたします。

3月6日の会議において、当委員会に付託された請願は、請願第1号 「核兵器禁止条約」に日本政府が署名・批准することを求める請願書です。

当委員会は、3月9日金曜日、午前9時30分から開催し、付託議案の審査に引き続いて請願書の審査を行いました。

紹介議員から請願の主旨及び請願理由について説明を受け、請願書に対する質疑を行い、討論の後、賛成者少数により請願第1号は不採択となりました。

以上が、委員会での請願書の審査の経過と結果です。

次に、審査の中の主な質疑を報告いたします。

国連における賛成、反対、棄権等について。また、国連で採択された内容は。地方議会において意見書を採択している現状はどうか。世界の中で被爆国・日本としての今後の取り組みはどうか。核拡散防止条約での日本の行動はどのように考えているのか。核保有国が核兵器禁止条約に参加していない中、日本が署名した場合、核兵器のない世界の実現に向けたものとなると考えているのか。核兵器禁止条約では、違反行為を行う国が出現した場合、有効な手だてがなされていないが、それについてどのように考えているのか。について。

以上が、総務建設常任委員会での請願書の審査の中で交わされた主な質疑であります。

これで総務建設常任委員会の報告を終わります。

○吉本議長 ご苦労さまでした。

以上で、総務建設常任委員会委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

委員長報告に対する質疑の通告はありません。

これをもって、委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これより討論、採決を行います。

請願第1号 「核兵器禁止条約」に日本政府が署名・批准することを求める請願書の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、本案に対する反対の発言を許します。

梅田哲也議員。

○梅田議員 「核兵器禁止条約」に日本政府が署名・批准することを求める請願書に反対の立場で討論いたします。

核兵器は、一旦使われると、広い範囲で多大な惨禍をもたらします。核兵器の使用に人道的なものはありません。唯一の被爆国として、それを知る我が国が核兵器の廃絶を目指すのは当然です。

一方で、核兵器の脅威がいまだ現実に存在する状況において、あらゆる手段を講じて、国民の生命・財産を守ることは政府の責務であります。

核軍縮に取り組む上では、この人道と安全保障の2つの観点が重要です。残念ながら、この条約では、それができないと考える。この条約には、アメリカ、ロシア、中国、フランス、イギリスといった核保有国が反対しております。

また、現実の安全保障の観点を踏まえていないことから、日本や韓国、ドイツを初めとしたNATO諸国といった核兵器の脅威にさらされている非核保有国からの支持も得られていません。

核兵器禁止条約の交渉会議に参加し、条約の採択に賛成した国は、中南米、大洋州やアフリカなど、核兵器の直接の脅威にさらされていない国がほとんどです。安全保障の観点でいうと、北朝鮮の核ミサイル計画の進展は、我が国を含め、東アジアと国際社会全体の平和と安全にとって、これまでにない重大かつ差し迫った驚異と言えると考えます。

このような状況下、国民の生命・財産を守るため、日米同盟のもと、核兵器を有する米国の抑止力に頼る以外にはないのは現実だと思います。

核兵器禁止条約は、こうした厳しい安全保障環境を十分考慮することなく、核兵器の存在自体を直ちに違法化するものです。

これらの理由により、請願提出に反対といたします。

○吉本議長 次に、本案に対する賛成の発言を許します。

市来利恵議員。

○市来議員 請願第1号 「核兵器禁止条約」に日本政府が署名・批准することを求める請願書に賛成の立場で討論を行います。

広島、長崎にアメリカの原子爆弾が投下されてから72年を経て、昨年7月7日に国連会議で採択された核兵器禁止条約には、国連加盟国の約3分の2に当たる122カ国が賛成しました。

人類史上初の核兵器禁止条約の採択は、日本の被爆者の皆さんの長年にわたる核兵器のない世界を求める運動を初めて世界各国と市民参加の悲願であり、共同の取り組みが結実した、文字どおり歴史的な壮举です。

法的拘束力のある国際協力としては、初めて核兵器を違法化し、禁止しました。そして、昨年10月には核兵器廃絶国際キャンペーン、ICANがノーベル平和賞を受賞しています。

核兵器禁止条約の内容ですが、核兵器禁止条約は、核兵器の廃絶と根絶を目的として起草された国際条約で、核兵器の開発、実験、製造、備蓄、移譲、使用及び威嚇としての使用の禁止並びにその廃絶を求めています。

今、日本政府に求められているのは、広島、長崎の体験に立って、核保有国に核兵器廃絶の決断と行動を訴えること、そして、アメリカの核の傘に頼らない道を真剣に探求することです。

しかし、核兵器禁止条約に反対する安倍政権は、さきの国連総会で核兵器廃絶を未来に先送りする核保有国寄りの決議案を提出して、各国から批判を受けました。

日本政府に唯一の戦争被爆国としての国際的な責務を果たさせるためにも、核兵器禁止条約に署名し、批准せよと迫る世論と運動の発展が強く求められています。

核兵器完全廃絶には、核保有国とその同盟国の条約参加がもとより不可欠ですが、条約はそれに門戸を広く開いています。

条約批准が核兵器廃絶へのスタートです。日本政府が唯一の戦争被爆国の政府であるにもかかわらず、アメリカなどの核保有国に追随し、歴史的な核兵器禁止条約に背を向ける態度をとっていることは、内外の強い失望と批判を招いています。

核の惨禍を体験し、戦争放棄を定めた憲法を持つ日本は、核兵器の禁止に賛同し、批准の先頭に立つことが求められているのではないのでしょうか。核兵器禁止条約の調印・批准を求める意見書の決議は、2018年1月29日現在で175自治体と広がりを見せてきています。岩出市は核兵器廃絶のまち宣言をしています。核兵器廃絶は、岩出市民の願いでもあります。核兵器禁止条約に署名するよう、国、政府、国会に対し、岩出市議会が先頭に立つことが求められています。

ぜひ請願者の意向を酌み取り賛同して、賛成をしていただきたい、この願いを持って討論といたします。

○吉本議長 次に、本案に対する反対の発言を許します。

福岡進二議員。

○福岡議員 請願第1号 「核兵器禁止条約」に日本政府が署名・批准することを求める請願書に対し、反対の立場から討論いたします。

日本は、唯一の戦争被爆国として、核兵器のない世界の実現に向けた歩みを着実に進めなければなりません。また、岩出市では、平成元年12月に核兵器廃絶のまち宣言が可決され、全国的にも本市と同様、恒久平和を願っているわけであります。そうしたことから、国においては現実的・実践的な取り組みを行い、その責務を果たすべきだと考えます。

核兵器禁止条約は、昨年7月7日に国連本部で開催された条約交渉会議で、122カ国の賛成多数により採択されました。

核兵器を違法化する初めての規範であり、核兵器のない世界への大きな一歩となっております。そうした中、日本は、もともと核保有国と非保有国との間の溝を深めるという理由から、この条約に反対の姿勢をとってきました。

また、条約採択の過程において、核兵器のない世界に向けた具体的アプローチの違いから、核保有国であるアメリカ、ロシア、イギリス、フランス、中国などは全て欠席し、オランダは反対、シンガポールは棄権しました。結果、核保有国と非保有国との間で溝が深まり、分断が大きくなったとの指摘もあります。

もとより核兵器のない世界の実現は、全ての人々が望んでいることであり、核兵器禁止条約の採択などをめぐって深まった核保有国と非保有国の溝を埋める対話、橋渡しこそに唯一の戦争被爆国である日本が行う極めて重要な責務だと考えます。

また、日本にとって、国をどのように守るのかという高度な国際政治問題でもあり、地方議会としてかかわることが難しい問題であると私は考えますので、現時点において、この請願書を採択すべきではないと申し上げ、反対討論といたします。

○吉本議長 ほかに討論ありませんか。

(なし)

○吉本議長 以上で、請願第1号に対する討論を終結いたします。

請願第1号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、不採択であります。

本案は、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立少数)

○吉本議長 起立少数であります。

よって、請願第1号は、不採択と決しました。

~~~~~○~~~~~

日程第34 発議第1号 「岩出市の環境をまもる条例」をより活用するための  
意見書の提出について

○吉本議長 日程第34 発議第1号 「岩出市の環境をまもる条例」をより活用する  
ための意見書の提出の件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

発議第1号に対する質疑の通告はありません。

これをもって、発議第1号に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております発議第1号につきましては、会議規則第37条第3  
項の規定により、委員会の付託を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○吉本議長 ご異議なしと認めます。

よって、発議第1号は、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論、採決を行います。

発議第1号 「岩出市の環境をまもる条例」をより活用するための意見書の提出  
の件に対する討論の通告はありません。

これをもって、発議第1号に対する討論を終結いたします。

発議第1号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○吉本議長 ご異議なしと認めます。

よって、発議第1号は、原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました議員提出議案は、議長において、岩出市長に提出してお  
きます。

~~~~~○~~~~~

日程第35 発議第2号 2025日本万国博覧会の大阪・関西への誘致に係る決議
について

○吉本議長 日程第35 発議第2号 2025日本万国博覧会の大阪・関西への誘致に係
る決議の件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑に当たっては、市議会会議規則第55条の規定により、発言は簡明に行うとともに、議題外の質疑及び自己の意見を述べることのないようお願いいたします。

質疑の通告がありますので、発言を許します。

質疑は、自席からお願いいたします。

尾和弘一議員、発議第2号に対する質疑をお願いいたします。

○尾和議員 発議第2号について質疑を行います。

大阪万博への誘致決議に関して、健康に関する課題を克服し、人類の未来に向けて貢献できるとありますが、健康の課題についてどのようなことなのか、認識についてお聞きをしたいと思います。

2番目に、投下費用は幾らかかると見込んでいるのか。

3番目に、関西の経済効果は幾らあると想定されているのか。

4番目に、今まで知事や市長は外遊しておりますが、幾ら使ってきているのか。

5番目に、今回の万博については、既にパリ博が撤退をしました。どういう理由で撤退をしたのか。

6番目に、岩出市を初め、和歌山県下自治体の負担があるのかどうか。

最後に、閉館後のカジノ賭博、I Rと連動するのではないか。

この点について、ご答弁をいただきたいと思います。

○吉本議長 答弁願います。演壇でお願いいたします。

山本重信副議長。

○山本副議長 尾和議員の質疑にお答えをいたします。

通告順でお答えをいたします。

第1点目、健康に係る課題を克服し、人類の未来に向けて貢献するとあるが、健康の課題は、どんなことがあるのかについて。

日本は高齢化が世界一のスピードで進んでおり、国内的には、関西圏は首都圏や中京圏と比べても高齢化が進んでいます。さらに、2025年日本万博開催都市には、団塊の世代が後期高齢者になることから、高齢化が大きな課題になると考えられます。

また、厚生労働省などの統計や調査によれば、関西の各府県は全国と比べて平均寿命、健康寿命ともに低い。2点目に、平均寿命と健康寿命との差が大きい。3点目に、特定健診、がん検診の受診率が低いなどの課題があると考えられます。

次に、2点目、投下費用は幾らかかるのかについて。

平成29年9月に経済産業省が作成したビッド・ドシエ（立候補申請文書）では、

会場建設費として、約1,250億円程度とされております。

参考ですが、1,250億円の会場建設費の中には、地下鉄の延伸や道路の拡幅などの関連事業費は含まれておりません。これらは夢洲のまちづくりに必要な経費であることから、万博に対する投下費用には該当しないと考えております。

3点目、関西の経済効果は幾らあると推定しているのか。

関西の経済効果は、幾らあると想定しているのについては、関西での経済効果は試算されておられません。しかし、平成29年9月に経済産業省が作成したビッド・ドシエでは、全国の経済効果額として約2兆円が試算されております。

4点目、今まで外遊で幾ら使っているのかについては、外国での万博誘致活動としては、国・経済界等がそれぞれの立場で行っており、総額は不明であります。

なお、誘致委員会の平成29年度の予算のうち海外プロモーション費は、旅費に加えプレゼンテーション資料の作成や外国語のパンフレットなどの作成経費として、約1億7,000万円となっております。

次に、5点目、パリ博はなぜ撤退したのかについて。

報道によりますと、フランスのフィリップ首相が財政的な理由から、立候補を取り下げる旨の書簡を誘致関係者に送付したと聞いております。

参考までに、フランスの開催地はパリではなく、パリ近郊のサクレーです。

6点目、岩出市を初め、和歌山県下自治体の負担があるのかについて。

夢洲を会場とする国際博覧会については、会場建設費は、国、大阪府、大阪市、経済界で負担し、運営費はチケット収入などで賄うこととされているため、和歌山県下の自治体の負担はありません。

参考までに、万博に関連するイベントを市の事業として実施される場合は、これとは別の費用となります。

最後に7点目、閉館後、カジノ賭博と連動するのではないのかについては、万博とカジノは別のプロジェクトであり、連動するものではありません。

なお、万博の閉会后、パビリオンなどは、原則として取り壊される予定です。

参考までに、万博とカジノとの関連について、基本的なスタンスを申し上げますと、万博とIRは独立した企業であり、相互の依存性はないものです。IR地区の認定を目指すエリアは万博予定地の北側に位置し、それぞれの立地場所は完全に分離されております。

万博は、博覧会協会が会場設備、運営を行う一方、カジノは政府によって認められた民間事業者が一体的に整備運営を行うものであり、事業主体が異なります。

以上、質疑に対して誠意を持ってお答えしました。どうぞ賛成をお願いしたいと思います。

以上で終わります。

○吉本議長 再質疑ありませんか。

(なし)

○吉本議長 これで、尾和弘一議員の質疑を終わります。

以上で、発議第２号に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております発議第２号につきましては、会議規則第37条第３項の規定により、委員会の付託を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○吉本議長 ご異議なしと認めます。

よって、発議第２号は、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論、採決を行います。

発議第２号 2025日本万国博覧会の大阪・関西への誘致に係る決議の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

○吉本議長 まず、本案に対する反対の発言を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 発議第２号について、反対討論を行います。

決議案に賛成できない理由は、今回の大阪夢洲を会場とする万博誘致は、ＩＲ、カジノをセットにした誘致だからであります。カジノは日本の刑法が禁じているばくちであり、他人の不幸の上に成り立つビジネス、カジノによって万博のテーマに掲げる「いのち輝く未来社会のデザイン」など、描かれるはずがありません。

万博とＩＲの関係については、大阪府が万博の基本構想案の中で、万博会場の隣接地にカジノを含むＩＲを誘致するとし、松井知事は、成長の起爆剤として万博とＩＲの相乗効果を狙うとし、また、大阪市のホームページでは、夢洲にＩＲと大阪万博の両方を誘致し、それらを連動、運命共同体とするとしております。万博誘致の狙いが、まさにここにあります。

今、カジノばくちと連動するのではないかというところでは、依存性はない、こう言われました。依存性はないどころか、一番の誘致目標となっています。

今、大阪府、大阪市では、財政難を口実に、住吉市民病院の廃止や特別養護老人ホームの補助金削減、敬老パスの有料化、赤バスの廃止、学校警備員の廃止、文楽

の補助金打ち切りなどを進めながら、万博推進には多額の予算を大盤振る舞いされようとしています。

この間、大阪府と大阪市は、1月31日にカジノを中心とする統合型リゾート、I R、こういう業者に一部負担を求める方針を示しました。これは府と市がI R推進法の成立を受け、早ければ平成24年にも夢洲にカジノを含むI R整備計画として、地下鉄中央線を夢洲まで延伸する費用です。直近計算で540億円とされています。

夢洲までの地下鉄延伸は、I R業者にも利益が大きいと判断し、負担を求めることになったものですが、万博の誘致を口実に、カジノを中心とする統合型リゾート、I Rに突き進んでいくことには反対です。

2014の年厚生労働省発表に、国内でギャンブル依存症の疑いのある人、536万人、日本がギャンブル依存症国家と言われるほど、ギャンブル依存症の疑いのある人の率が成人の5%と高く、アメリカの1.6%、オーストラリアの1%に比べても高い数字です。ここにカジノが参入すれば、ギャンブル依存の傾向はさらに進みます。

五輪や万博などの誘致への幻想を市民に振りまき、御用学者たちが、とらぬタヌキの経済効果を吹聴して進められます。

首長や議員が、公費で調査研究名目の欧州の外遊などを堪能することも批判がされてきています。1970年の大阪万博は高度成長期に開催がされましたが、今は高度成長期ではありません。

夢をもう一度と、ギャンブル依存を拡大させる大阪万博は推進させるべきではありません。

地域振興、産業振興、観光文化交流、経済活性化に期待できるとしていますが、岩出市にとって、カジノ万博は悪い側面を与える点が多いと考えます。

そもそも決議は、全会一致を踏まえた上で行われる性格のものという点も表明して、この決議に反対といたします。

○吉本議長 次に、本案に対する賛成の発言を許します。

玉田隆紀議員。

○玉田議員 発議第2号 2025日本万国博覧会の大阪・関西への誘致に係る決議について、私は賛成の立場から討論をいたします。

日本万国博覧会は、「いのち輝く未来社会のデザイン」をテーマとして、日本が新しい時代を生きる知恵を広く世界へ発信することにより、世界の平和的发展に大きく寄与するものと考えております。

また、平成29年4月11日、国においては博覧会の立候補及び開催申請について閣

議了解が行われたと、いわば国を挙げて取り組む一大イベントとなっており、今月7日には博覧会国際事務局が大阪市を現地調査のため訪れる等、機運が高まっております。

こうした万博は、日本のみならず世界各国から多くの人が訪れ、開催国都市を世界中にアピールする絶好の機会であります。

本議決の内容にもありますが、当市は関西国際空港や大阪方面からの交通利便がよく、また、平成29年3月には京奈和自動車道紀北西道路の開通により、格段にアクセスも向上したところであり、このような万博の開催は、本市にとってこの上のない絶好の機会であり、今後、本市のみならず和歌山県における産業振興や観光文化交流等を促進するとともに、県内各地域の振興や市民生活の向上にも寄与することが期待できるものであります。

この決議につきましては、2025日本万国博覧会誘致委員会から岩出市議会に決議の採択、誘致成功に向けた協力依頼が出されており、また、万博誘致実現に向けては、多くの政党、自治体、経済界やさまざまな分野の著名人等、さまざまな方が誘致を支持し、積極的に本万博のPRを実施するとともに、インターネット調査によると、80%を超える市民が本万博開催に賛成しているとのことであります。

したがいまして、岩出市議会としましては、大阪での日本万国博覧会の開催の意義に賛同し、万博の誘致実現に向け、議員の皆様方には、ぜひとも議決にご賛同お願いいたしまして、私の賛成討論といたします。

○吉本議長 ほかに討論ありませんか。

本案に対する反対の発言を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 私は、発議第2号 2025日本万国博覧会の大阪・関西への誘致に係る決議に反対の立場から討論をいたします。

決議案には、大阪での開催は、文化・産業の両面から、国内外をリードしてきた大阪から、世界中の人々の健康に係る課題を克服し、人類の未来に向けて、よりよい生活を送ることができるとして、大きな意義があるとしています。

しかし、東京電力福島原発事故の終息に何百年かかるかわからない。甲状腺がんの多発など、子供の健康被害の広がりや連日放射能の汚染水が流れ込んでいる実態を放置し、大飯、高浜原発など再稼働を推進する政府を見ると、健康に係る課題解決には違和感を覚えるものであります。

さらに加えて、万博推進者の多くがイコール、カジノ賭博の推進者で、今だけ、

金だけ、自分だけの風潮をあおっている姿を見ると、美辞麗句を用い、大ぼら吹きを演じているにすぎません。

以上は、決議案に対する私の印象ですが、大阪万博をどうしても誘致しなければならないのか。幾つかの懸念と反対の意見を申し上げたいと思います。

その第1点目は、朝日新聞に掲載されていましたが、一般の人々の興味が減退し、盛り上がり欠けている点であります。

同市には、過去5回の万博で、日本館をプロデュースした現代芸術研究所の平野暁臣主幹は、万博は死にかけている。現場の活気の衰退はすごい。70年万博では、岡本太郎や横尾忠則など、何をやるかわからない人たちに任せ、社会にも気概と志があった。しかし、70年の成功で、万博はビジネスになり、その後の国内の万博は大阪万博の変形でしかないと警鐘を鳴らしているところでもあります。

また、大阪万博では、アポロ11号が持ち帰った月の石は大人気で、展示されたアメリカ館は、簡単には入れなかったのが、愛知万博では、今や国内の常設展示でも見られる月の石を展示する新鮮味のなさ、大阪府は25年万博のコンテンツとして、健康、長寿、和食、スポーツ、サブカルチャー、大阪流のお笑いなどを掲げているが、ごった煮感があるのは否めないと指摘されています。

想定入場者3,000万人、経済効果は6兆4,000億円ともくろんでいます。絵に描いた餅にならないか心配するものであります。

安倍首相は、経済の起爆剤となると述べ、20年東京五輪後の景気浮揚策として、期待感を示していますが、経済効果を狙った誘致は、万博の理念にそぐわないと指摘するものです。

2点目は、財政面の不安です。

基本構想で、会場建設費は当初約1,300億円、現在は約1,250億円で進められ、政府、大阪市、経済界が、昨年3者の等分負担で大筋合意したと報道されています。2005年の愛知万博でも、今回同様、会場建設費1,350億円を政府、愛知県、名古屋市経済界の3者で450億円ずつ等分負担することで同意していました。

しかし、経済界から集まった寄附金は234億円にとどまり、競輪、競艇など公営競技の収益から199億円を集めた経緯があります。関西の経済界は、当初巨額の費用がかかることに難色を示しており、経済界の応分の負担は大丈夫かと指摘するものであります。

また、2020年東京オリンピック・パラリンピックも、オリンピック誘致の際は7,340億円の予算だったものが、どんどん膨れ上がり2兆円となり、今では3兆円

と4倍にはね上がっております。会場建設費用が、結果として1,250億円にとどまるのか、政府、大阪府、市経済界の3者等分負担でうまくいくのか、不透明だと思っております。

次に、国や自治体が巨額な費用を負担することです。東北や熊本への震災復興が道半ばの段階で、政府は、やれ東京オリンピックだ、やれ大阪万博だと浮かれていることに怒りに近い違和感があります。巨額の税金を市民生活向上に回すべきであります。大阪府、大阪市に対しても同様です。

財政難を口実に、住吉市民病院の廃止や特別養護老人ホームの補助金を削減、敬老パスの有料化、赤バスの廃止、学校警備員の廃止、文楽の補助金の打ち切りを進めながら、万博推進だけは多額の予算の大盤振る舞いでは、誰のための自治体運営かと言わざるを得ません。

次に、地下鉄中央線を延伸する費用です。当初の700億円が、直近では540億円とされています。これについて、大阪府と大阪市は、1月31日にカジノを中心とする総合型リゾート（IR）業者に一部負担を求める方針を示しました。これは府と市がIR推進法の成立を受け、早ければ24年にも夢洲にカジノを含むIRを整備する計画で、夢洲までの地下鉄延伸はIR業者にも利益は大きいと判断し、負担を求めることになったものです。しかし、540億円で済むのか疑問に加え、カジノ絡みであることは否定できません。

3点目は、カジノを中心とする総合型リゾートとセットであることでもあります。

今、答弁者は別のものだという答弁がありましたが、大阪府と大阪市が地下鉄延伸の費用負担を求める以上、これまで以上にカジノを中心とする総合型リゾート（IR）に突き進んでいることは火を見るより明らかであります。

2014年、厚生労働省発表によれば、国内でギャンブル依存症の疑いのある人は536万人、日本はギャンブル依存症国家と言われるほどに、ギャンブル依存症の疑いのある人の率が成人の5%と高く、米国の1.6%、オーストラリアの1%に比べても高い数字です。ここにカジノが参入すれば、ギャンブル依存の傾向はさらに進みます。

NHKのクローズアップ現代がギャンブル依存症を明らかにする病の実態では、家族を巻き込む悲惨な実態とともに、依存症患者の脳機能のバランスが崩れてしまうと紹介されていました。

また、カジノギャンブルといのち輝く未来社会は、相反するものと指摘しているものです。安倍首相がいうカジノは、経済成長の目玉とする発想は、根本的に間違

っております。この点では、安倍新聞と言われる読売新聞でさえ、社説で、そもそもカジノは賭博の負け分が収益の柱となる。ギャンブルに全く、人や外国人観光客らの散財に期待し、他人の不幸や不運を踏み台にするような成長戦略は極めて不健全であると書いております。

カジノへの批判を避けるために、万博を抱き合わせてイメージアップを図りたいとの思惑も感じ、地道な行政を怠り、イベントでごまかすことばかりの姿勢を認めるわけにはいきません。

4点目に、果たして大阪に決定するのかということであります。

当初、大阪以外にフランス、ロシア、アゼルバイジャンが名乗りを上げていましたが、フランスは開催市をパリ、そして、テーマは地球温暖化対策を初めとする環境、そして健康、教育、文化と決めており、最大のライバルとされていましたが、費用と効果に疑問を感じ、早々に撤退をしました。

舞洲は、大阪市が誘致し、失敗した2008年の五輪会場用に埋め立て開発されたものが、2001年7月、モスクワでのI O C総会第1回投票で、得票数がたった6票で惨敗をしました。当時の関助役は、ほとんど市議会にも出ず、誘致名目で年がら年中職員らを連れて外遊していました。無残な結果に終わっても、磯村市長、関助役以下市幹部は何の責任もとっていません。

万博や五輪などの誘致は、うまくやれば誘致できるかもしれないという幻想を市民に振りまき、御用学者がはじき出す、とらぬタヌキの経済効果を吹聴して進められます。市長以下役人や議員らは、公費で欧州外遊などを堪能する。記者たちも海外出張できるから反対しない。財団法人の形をとって、大阪五輪の誘致委員会にはほぼ全ての大手マスコミの大阪支社長など、幹部が名を連ねていたと言われております。

既に昨年のミラノ万博を視察した松井知事は、パリもうでで、としています。今後も府や市の職員、議員らが視察名目で欧州旅行を予定しているものと思われます。しかし、欧州旅行をたっぷり楽しんだあげく、誘致には失敗して、膨大な税金をつぎ込むことで終わらせることは許されません。

最後になりますが、本市並びに和歌山県にも市民生活に寄与するが期待するとしていますが、開催期間は6カ月余りであり、一過性の何物でもありません。高度成長期の1970年代の大阪万博は、私の記憶にも強く残っていますが、今や高度成長期ではありません。夢をもう一度と無責任に大阪万博を推進すべきでないと思います。

議員諸氏の決議反対の立場をとるようお願いしまして、私の討論を終わりたいと

思います。

○吉本議長 ほかに討論ありませんか。

本案に対する賛成の発言を許します。

山本重信議員。

○山本議員 2025日本万国博覧会の大阪・関西への誘致に係る決議について、賛成討論をいたします。

大阪万博初代事務総長の新井真一さんの著書によりますと、万国博覧会と見本市と間違っているところが多いと。万博博覧会は、人間社会がもたらすさまざまな問題を解決するために開催されるもので、100年、200年の先を見て、さまざまな問題解決するために開催主旨である、人類が抱える地球的規模の課題に対し、世界中からの知恵を一堂に集め、解決方法を見つけ出し、新しい時代を生き抜く知恵を広く発信し、世界の平和的発展に寄与するものと認識しています。

今回の万博では、日本の自治体の80%以上の自治体が誘致支持をしています。そのほか公式参加国150カ国以上、国際機関5以上等々がございます。和歌山県にも多くの皆さんの来訪が見込まれています。先日、県議会でも住宅宿泊事業法実施条例が可決されております。今回の万博で1日約36万5,000人の宿泊が見込まれています。県下の観光客誘致、発展のためにも必要です。

以上の理由により賛成といたします。

○吉本議長 ほかに討論ありませんか。

(なし)

○吉本議長 以上で、発議第2号に対する討論を終結いたします。

発議第2号を採決いたします。

この採決は起立採決といたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立多数)

○吉本議長 起立多数であります。

よって、発議第2号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第36 議員派遣について

○吉本議長 日程第36 議員派遣の件を議題といたします。

本件につきましては、お手元に配付の写しのとおり、派遣されたい旨の申し出があります。

お諮りいたします。

本件は、申し出のとおり議員派遣することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○吉本議長 ご異議なしと認めます。

よって、申し出のとおり議員派遣することに決しました。

お諮りいたします。

ただいま議決されました議員派遣の派遣場所、派遣期間等に変更があった場合、その決定につきましては、議長に委任することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○吉本議長 ご異議なしと認めます。

よって、議員派遣の派遣場所、派遣期間等に変更があった場合、その決定につきましては、議長に委任することに決しました。

~~~~~○~~~~~

日程第37 委員会の閉会中の継続調査申出について

○吉本議長 日程第37 委員会の閉会中の継続調査申出の件を議題といたします。

本件につきましては、お手元に配付いたしました申出書の写しのとおり総務建設常任委員会委員長、厚生文教常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から、会議規則第104条の規定により、閉会中の継続調査申し出があります。

お諮りいたします。

申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○吉本議長 ご異議なしと認めます。

よって、申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

~~~~~○~~~~~

○吉本議長 以上で、本日の日程は、終了いたしました。

お諮りいたします。

次の会議を3月22日木曜日、午前9時30分から開くことにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○吉本議長 ご異議なしと認めます。

よって、次の会議を3月22日木曜日、午前9時30分から開くことに決しました。

本日は、これにて散会いたします。

どうもご苦労さまでした。

散会

(11時55分)

# 議 会 定 例 会 会 議 録

平成 3 0 年 3 月 2 2 日

岩 出 市 議 会

## 議事日程（第4号）

平成30年3月22日

|      |       |
|------|-------|
| 開　　議 | 9時30分 |
| 日程第1 | 一般質問  |

○吉本議長 おはようございます。

議場内では録音に支障を来すため、携帯電話の電源をお切りください。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議は、一般質問です。

~~~~~○~~~~~

日程第 1 一般質問

○吉本議長 日程第 1 一般質問を行います。

一般質問は、13番、奥田富代子議員、12番、玉田隆紀議員、15番、増田浩二議員、6番、田畑昭二議員、14番、市來利恵議員、16番、尾和弘一議員、以上6名の方から通告を受けております。

質問時間60分以内で、通告に従い発言席から順次質問を許可いたします。

通告1番目、13番、奥田富代子議員、一問一答方式で質問願います。

奥田富代子議員。

○奥田議員 おはようございます。

13番、奥田富代子でございます。ただいま議長の許可を得ましたので、一問一答方式で、特別支援教育の充実について、学校給食の残渣について、2点で質問させていただきます。

1点目、特別支援教育の充実について、今会議で、岩出市教育支援委員会条例の一部改正が議案として提出されていまして、同条例の改正理由として、児童福祉機関の増設に伴い、委員数がふえるという説明をされていまして、児童福祉機関が増設されるということは、支援を必要としている子供がふえてきているということだと思われまして、そうであるとすれば、一人一人の健やかな成長を保障するという観点から、ますます特別支援教育を充実させる必要が高まってきているということだと考えられます。

そこで、まず市では特別支援学級に在席している児童生徒は、増加してきているのかということ、過年度の状況も含めて、その推移をお聞かせください。

また、それらの児童生徒に対する市の施策には、どのようなものがあるのか、お伺いいたします。

次に、文部科学省の調査では、公立小中学校の通常学級に在席する児童生徒のうち発達障害の可能性がある子供が約6%に上ることが発表されています。本市の児童生徒数は4,700名なので、単純に計算しても280名が該当し、1学級当たりでは2

名前後いると考えられます。

特別支援学級に入っていないこれらの児童生徒への対応も非常に重要であると考えますが、どのような対応をしているのか、お聞かせください。

○吉本議長　ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○秦野教育部長　おはようございます。

奥田議員のご質問の1番目、特別支援教育についてお答えをいたします。

まず初めに、特別支援学級に在席している児童生徒数ということでありますが、いずれも5月1日現在で、平成27年度、100名、平成28年度、122名、平成29年度、127名となっております。平成30年度は151名に上る見込みでございます。年々、特別支援学級に在席する児童生徒は増加傾向にあると言えます。

特別支援学級に在席する児童生徒に対する市の施策としましては、市費によります介助員を合計21名採用し、一人一人の障害特性に応じたきめ細かな対応ができるようにしております。

また、児童生徒の障害の程度や困り感はそれぞれに異なり、それに伴う支援の仕方も当然異なるため、学校では保護者や医療機関などの意見を参考にしながら、個別の教育支援計画、個別の指導計画などを作成し、きめ細かな指導と支援に努めてございます。

続きまして、2点目、発達障害のある子供への対応についてでございますが、特別支援学級に在席はしていない発達障害のある児童生徒への対応については、本市では中央小学校と根来小学校に通級指導教育を開設し、通級してくる児童の混乱さを克服する支援やソーシャルスキルトレーニングなどを実施してございます。

通級指導教室とは、発達障害のある児童が通常の学級で学習しながら、週に何時間かその教室へ通い、当該児童の困難さや不得意分野などの克服並びに対人関係がスムーズにできるようになるトレーニングを受けたりする教室です。

この教室は、中央小学校や根来小学校以外の学校からも通うことができ、特別支援教育に関し、専門的な知識を持った教員に担当してもらっております。

しかし、通級している児童も大半は通常の学級で学習しているため、発達障害のある児童生徒への対応の仕方を初めとする教員研修も実施しているところでございます。

以上です。

○吉本議長　再質問を許します。

奥田富代子議員。

○奥田議員 発達障害のある児童生徒のため、通級指導教室を中央小学校と根来小学校に設置しているということですが、その子その子に適した指導をしてもらえるので、大変よいことだと思います。しかし、設置校以外の児童は、中央小学校や根来小学校まで行かなくてはならないので、なかなか通級指導教室の恩恵を受けにくいと思います。

さらに、こうして小学校で手厚い支援を受けてきた児童が、中学校へ進学したとき、同様の支援を受けられない状況にあると思います。発達障害のある子供が中学校に入学後、うまく適応できず、不登校になったという事例も聞いたことがあります。そこで、ぜひ小学校での設置校をふやすとともに、中学校にも設置していただきたいと考えますが、市教委の方針をお聞かせください。

○吉本議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○秦野教育部長 奥田議員の再質問にお答えをいたします。

通級指導教室の増設に考えはどうかということかと思えます。根来小学校も中央小学校も岩出第二中学校区に当たります。岩出中学校区の小学校にも設置したいと考えておりましたが、県教育委員会から、このたび加配教員をいただけることとなり、平成30年度から岩出中学校区の小学校にも新たに設置すべく、現在、準備を進めているところでございます。

なお、中学校への設置をとということではありますが、その必要性は十分認識しており、担当者を育成するため、中学校の教員を1年間、和歌山大学へ国内留学させた後、開設してまいりたいと考えてございます。

以上です。

○吉本議長 再々質問を許します。

(な し)

○吉本議長 これで、奥田富代子議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問を願います。

奥田富代子議員。

○奥田議員 2番目、学校給食の残渣についてお伺いいたします。

食べられる状態なのに、捨てられる食品ロス、家庭やスーパー、ホテルやレストランなど、あらゆるところで見受けられます。農林水産省によると、日本では、年間2,797万トンの食品廃棄物が発生しており、このうち632万トンが食品ロスと推

定されています。

食品ロス対策として、3010運動、乾杯後の30分間は席を立たず、料理を楽しむ、お開きの前10分間は自分の席で食事を楽しむは、広く知られてきています。これからの時期は歓送迎会があちこちで催されますが、ぜひとも、この3010運動を実行していただきたいと思います。

国連は、2030年までに世界全体の1人当たりの食品廃棄物を半減させる目標を採択しています。岩出市においても、まずは小中学校における学校給食や食育、環境教育など、それを通して食品ロス削減のための啓発を進めるべきであると思います。

そこで、2点お聞かせください。

1点目、食品残渣の状況と処理状況について、2点目、食べ残しを減らす対策について、以上2点お伺いいたします。

○吉本議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○秦野教育部長 続きまして、ご質問の2番目、学校給食の残渣についての1点目、小中学校における給食残渣の状況と処理状況についてお答えをいたします。

学校給食残渣につきましては、現在、御飯は米飯加工業者にそのまま回収していただいておりますので、給食センターで回収しているのは副食のみでございます。

本市では、事業系ごみの削減や食品リサイクルの観点から、給食残渣などについては養豚業者に引き取っていただいております。残渣の引取量につきましては、過去3年間で申し上げますと、平成27年度、4万5,300リットル、平成28年度、4万5,000リットル、平成29年度2月末現在で4万350リットルとなっております。

次に2点目、食べ残しを減らす対策につきましては、まずは子供たちが今日の給食もおいしかったと思えるような味つけや献立を工夫しているところです。各学校においては、本日の献立について、例えば、食材や栄養、調理の工夫について、給食センターからの資料を給食の時間に校内放送で読み上げたり、各学校の給食委員会が月目標を設定し、啓発を行うなど、完食に向けて取り組んでいるところでございます。

○吉本議長 再質問を許します。

奥田富代子議員。

○奥田議員 残渣については、養豚業者に引き取ってもらったり、それから、食べ残しを減らす対策としては、味つけに工夫をしたり、給食委員会の方がいろいろ発表されたりとかということで取り組まれているということですが、ここで平成28年度、

学校給食の実施に伴い発生する廃棄物の３Ｒ促進モデル事業の２例についてお知らせしたいと思います。

まず１例目、千葉県の木更津市では、平成２８年度、小学校、中学校に外部講師を招いての特別授業を実施し、平成２９年１月に農場体験授業を実施したところ、食育効果として４６％、食べ残し量が減りました。また、児童生徒の行動、意識の調査を行ったところ、嫌いな食べ物が入っていたからという理由で給食を残す児童は、小学校ではゼロになったという効果が報告されています。

２例目、京都府宇治市では、Ａ小学校の高学年に市職員が環境教育を行い、環境教育を受けた児童が全校集会で発表を行ったところ、５年生では７２．２％、食べ残し量が減りました。また、家庭の波及効果を調査したところ、約５０％の家庭で子供が環境教育の内容を話したと報告されています。

このような取り組みを参考にされ、小中学校における食品ロス削減のための啓発を進めてはと思いますが、市教委の今後の取り組みについての考えをお聞かせください。

○吉本議長　ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○秦野教育部長　奥田議員の再質問にお答えをいたします。

２例、外部講師を招いて、いわゆる出前授業の効果についてご説明をいただきました。本市の状況についてお答えをさせていただきたいと思います。

本市では、栄養教諭による食育の授業を各学級の給食の時間に入って、食材や献立、調理の仕方など、クイズ形式で楽しく給食について学んだり、小学校３年生を対象に、特別活動の時間に郷土料理を学ぼうというテーマで、出前事業を行ったりしています。そのほかＪＡ紀の里さんから、いなりずしやコンニャクづくりの出前授業をしていただいております。

さらに、若干食育とは離れますが、平成２９年度は、生活環境課の職員が小学校４年生を対象に、ごみ減量の出前授業を実施しました。この出前授業は、子供たちに大変好評であったと聞いています。

また、子供が家に帰って話すことにより、家庭への波及効果も期待できるものがあります。

今後は、食品ロスの観点も含め、ほかの課や関係機関などと連携した取り組みを実施していきたいと考えてございます。

以上です。

○吉本議長 再々質問を許します。

(な し)

○吉本議長 これで、奥田富代子議員の2番目の質問を終わります。

以上で、奥田富代子議員の一般質問を終わります。

通告2番目、12番、玉田隆紀議員、一問一答方式で質問願います。

玉田隆紀議員。

○玉田議員 12番、玉田隆紀です。議長の許可を得ましたので、通告に従い一般質問をいたします。今回は、マイナポータルについて3点、健康づくり事業について3点、そして、スポーツ施設整備事業について1点、質問をいたします。

初めに、1番目のマイナポータルについてですが、マイナンバー社会保障・税番号制度がスタートされました。マイナンバー制度には3つの目的があり、1、公平・公正な社会の実現、2、国民の利便性の向上、3、行政の効率化が掲げられています。平成29年11月からは国民の利便性の向上、また行政の効率化に向けたマイナポータル事業が始まりました。

そこで、1点目に、マイナポータルの事業内容についてお聞きいたします。

2点目に、平成30年度予算の地方分権改革時代の行財政運営の1、開かれた市政にある子育てワンストップサービス事業についてお伺いいたします。

3点目に、和歌山市では、スマホを利用した子育てアプリ「つれもて子育て応援ナビ」をスタート、さらにオンラインで子育てに関する申請ができるマイナポータルを活用したサービスがスタートしました。そこで、岩出市でのスマートフォンなどのタブレットの活用についてお聞きいたします。

○吉本議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○藤平総務部長 マイナポータルについての1点目について、お答えをいたします。

マイナポータルは、平成29年11月13日から本格運用が開始された政府が運営するオンラインサービスです。サービス内容としましては、子育てワンストップサービスとして、子育てに関するサービスの検索や申請書のダウンロードだけでなく、オンライン申請が行えます。また、情報提供等記録表示のサービスでは、行政機関等が情報提供ネットワークシステムの情報連携により、自分の特定個人情報を取り扱われた場合の記録を確認することができます。また、自己情報表示のサービスでは、行政機関などが持っている自分の特定個人情報を確認することができます。

なお、マイナポータルを利用するためには、セキュリティー面を配慮して、本人

確認のために利用者証明用電子証明書を登載したマイナンバーカードが必要となっております。

1 点目につきましては、以上でございます。

○吉本議長 生活福祉部長。

○山本生活福祉部長 続きまして、2 点目の子育てワンストップサービス事業、それから、3 点目のスマホなどのタブレットの活用について、一括してお答えをいたします。

マイナポータル機能の中で、子育てに関連するサービスについて、検索や比較ができるほか、申請手続に活用できるサービスを子育てワンストップサービスといいます。ワンストップサービスを活用することで、児童手当、保育関係、ひとり親支援、母子保健の4つの子育てに関する行政手続がワンストップででき、また、市からのお知らせを市民が直接受け取ることができるようになります。

具体的には、児童手当の申請、現況届、児童扶養手当の現況届、保育所の入所申請、妊娠の届け出時の行政手続に関して必要となる書類の確認や様式を印刷することができるほか、マイナンバーカードを使って、手続に必要なデータを市役所に出向かなくても自宅からパソコンや携帯電話、タブレットを利用して送信することができるオンライン申請のサービスが用意されております。

岩出市の状況につきましては、現在、子育てに関する各種サービスの検索や手続に必要な書類の情報や様式の掲載を行っており、自宅等での申請情報入力と印刷を行うことは可能であり、パソコンやスマートフォン、タブレットも活用していただけます。

オンライン申請につきましては、オンラインで完結する手続とオンライン申請後、添付書類の関係で窓口にお越しいただく必要のある手続があり、必ずしもワンストップで完結するものではないため、現在は実施しておりませんが、オンラインサービスは24時間利用可能であり、新たな行政手続の提供により、市民の利便性が向上することから、平成30年度途中に実施できるよう周知啓発も含め、準備を進めているところです。

以上です。

○吉本議長 再質問を許します。

(な し)

○吉本議長 これで、玉田隆紀議員の1 番目の質問を終わります。

引き続きまして、2 番目の質問を願います。

玉田隆紀議員。

○玉田議員 2番目の健康づくり事業について質問いたします。

岩出市や各自治体でさまざまな健康づくりの取り組みがなされております。運動不足は生活習慣病の原因と考えられています。健康維持には、持続した運動習慣が大切で、しかし、毎日続けるのは非常に難しく、和歌山市では楽しみながら運動を維持することができるように、毎日の歩数のカウントや実施した運動のポイント化など、一目で頑張り度がわかるアプリを使った健康づくり運動ポイント事業が平成30年1月からスタート、各自治会や個人で登録し、獲得したポイントのランキングを毎月公表し、年間ランキング上位者には表彰を実施するそうであります。

そこで、1点目に、岩出市健康づくり事業と今後の計画についてお聞きいたします。

2点目に、県の健康づくり運動ポイント事業の考えについてお聞きいたします。

3点目に、県からの協力依頼についてお聞きいたします。

○吉本議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○山本生活福祉部長 玉田議員ご質問の2番目、健康づくり事業についてお答えいたします。

1点目、岩出市の健康づくり事業についてですが、市では、今後、高齢化が進展していく状況の中、健康寿命の延伸を重要な課題であると考えており、市民の健康づくりを推進することとしております。

具体的には、県の健康増進事業補助金を活用した元気アップ教室や健康講座の開催、歯科検診や健康相談などを行っております。また、毎年行っているふれあい祭りでは、各種の健康ブースを設置し、健康についての啓発をしております。さらに、文化教室におきましても、健康体操や健康料理教室あるいはスポーツ教室でエアロビクスやヨガ、親子体操などがございます。

今後の計画につきましては、平成30年度に岩出市健康づくり計画を改定することとしており、改正後は、本計画に基づき、引き続き健康づくり事業を進めてまいりたいと考えております。

次に、2点目と3点目の県の健康づくり運動ポイント事業であります。これは地域コミュニティに密着した健康づくりの取り組みで、自治会や仲間うちのグループあるいは個人で楽しみながら運動を継続してできるよう、ポイント制により運動習慣の定着を図り、健康長寿日本一和歌山を目指すものです。

市におきましては、自治会長へ案内チラシを個別に送付したり、市広報への掲載を行い、事業の周知に努めております。岩出市では、平成30年2月末現在で47名の方が参加しておられます。

以上です。

○吉本議長 再質問を許します。

(な し)

○吉本議長 これで、玉田隆紀議員の2番目の質問を終わります。

引き続きまして、3番目の質問を願います。

玉田隆紀議員。

○玉田議員 3番目のスポーツ施設整備事業ですが、多くの市民が大宮緑地総合運動公園を利用し、野球、サッカー、テニス等が行われ、夏にはいわで夏まつりが開催、秋には岩出市市民運動会が毎年開催されるなど、とても岩出市民にとって大切な施設となっております。

先日、サッカー場を楽しむ児童の保護者から人工芝生の劣化の現状を聞き、現場に視察に行っていました。現場の人工芝には、約1メートルから2メートルの亀裂が10カ所以上、そして、また直径15センチから20センチぐらいの穴が2カ所確認できました。

スポーツ振興くじの助成制度を利用し、岩出市民が安全に安心してグラウンドを使用でき、さらに安全な岩出市市民運動会が開催されるためにも整備が必要だと考えますが、1点、大宮緑地総合運動公園の整備の考えについてお聞きいたします。

○吉本議長 ただいまの3番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○秦野教育部長 玉田議員ご質問の3番目、大宮緑地総合運動公園の整備の考えについて、お答えをいたします。

平成8年度から使用してございます大宮緑地総合運動公園も老朽化が進んでおり、特にグラウンド内の人工芝については、一部傷んでいる箇所があることは確認しております。業者に確認しましたところ、人工芝の一部張りかえが難しいということから、全面改修が必要となると聞いてございます。

今後、スポーツ振興くじ補助事業の活用など財源確保に努めながら、ほかの体育施設も含め、優先順位を考慮した整備計画を立て対応していくとともに、大宮グラウンドの人工芝については、部分補修などの方法がないか、研究してまいります。

○吉本議長 再質問を許します。

玉田隆紀議員。

○玉田議員　また、今後、補修等も考えながら事業を進めていくというご答弁で、また助成金制度にも活用していくということなんですが、t o t oの助成制度であれば、新設なら4,800万、また改修なら3,000万円が支給ということになっております。これ以外に、国から何か補助金等が、そういった形があるのかどうか、お聞かせください。

○吉本議長　ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○秦野教育部長　玉田議員の再質問にお答えをいたします。

いわゆるt o t o、スポーツ振興くじ補助事業以外の補助事業はないかというご質問かと思いますが、県教育委員会のスポーツ課に確認しましたところ、グラウンドの人工芝を張りかえるに当たっては、このt o t oについては活用可能であるという返事をいただいておりますが、今、県で把握している範囲では、これ以外の補助事業は見当たらないという回答でございました。

○吉本議長　再々質問を許します。

(な　　し)

○吉本議長　これで、玉田隆紀議員の3番目の質問を終わります。

以上で、玉田隆紀議員の一般質問を終わります。

通告3番目、15番、増田浩二議員、一問一答方式で質問願います。

増田浩二議員。

○増田議員　15番、議長の許可を得ましたので一般質問を行います。

今議会では、岩出市の特産品化と地域経済活性化について、住持池について、岩出市の職員体制について取り上げます。当局の誠意ある答弁を求めるものです。

まず、岩出市の特産品化と地域経済活性化について質問をします。

この間、岩出市は、ねごろ歴史の丘を観光の起爆剤にするとされてきました。観光行政推進が図られてきたと思いますが、この間の実態状況、これはどのようになってきたのかをまずお聞きします。

2点目として、ことしの区・自治会長会議の総会で、市民の方から厳しい意見も出ました。歴史の丘を売り出しているが、地元産品がほとんど売られていないではないかと。県内の他の地域の品物を売るのもいいけれども、岩出市として売り出す地域の特産品開発にもっと力を入れるべきではないか。二度と行きたくないと思うと、こういう声もありましたが、このような市民の声に対して、市として今後どの

ように特産品化を目指していこうと考えているのか、市の見解をお聞きをします。

3点目として、この間、岩出市の特産品となる新商品を開発したいと、意欲ある方々もふえてきています。新聞などでも報道されていますが、アワビタケ栽培、あられ商品の開発などを初めとして、昔からの酒造会社、こういうものもあります。これ以外にもあるんですが、この方たちは、岩出市の魅力を発信したり、地域を活性化したいと意欲を持って商品開発を進めておられます。

市としても、支援をしていくべきと私は考えるものです。地域産業活性化につながる取り組みの一環として、このような方を初め、商工会、JA、住民をも巻き込んだ岩出市の特産品化を調査や研究、また、支援する組織なんかを立ち上げるべきではないでしょうか。市の考えをお聞きをしたいと思います。

4点目として、岩出市の特産品化を目指している方たちには、市としてどのような支援策を考えているのでしょうか。観光面、地域経済面を考える上でも力を合わせていく、そういうべきだと考えますが、市の見解をお聞きをしたいと思います。

○吉本議長　ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○船戸事業部長　増田議員のご質問1番目、岩出市の特産品化と地域経済活性化についての1点目、ねごろ歴史の丘を観光の起爆剤につきまして、お答えいたします。

旧和歌山県議会議事堂（一乗閣）の移築に合わせ、平成26年度から根来寺周辺観光促進事業の一環として、ねごろ歴史資料館やねごろ歴史の丘物販情報施設の整備等を行ってまいりました。また、平成28年6月19日には、岩出市観光協会や岩出市商工会、岩出市飲食業生活衛生同業組合など7つの団体が協力の上、ねごろ歴史の丘観光推進協議会を設立し、ねごろ歴史の丘において、各種イベント等を行うなど、観光地域づくりにご尽力いただいているところであり、観光地として認識されつつあるものと考えています。そのあらわれとして、岩出市への訪問客数は、平成27年、103万896人に対しまして、平成28年では126万7,106人と増加の傾向にあります。

次に2点目、地域の特産品開発に力を入れるべきではにつきまして、市内には道の駅が2カ所あり、そのうちの1つ、根来さくらの里では、地場産農産物を中心に取り扱っています。

一方で、今回ご質問のねごろ歴史の丘では、和歌山県の玄関口として、県内のお土産物や地域の特産品を中心に取りそろえており、クロアワビタケ、地酒の日本酒、焼酎、リキュール、紀州あまぎけ初音、フルーツ甘酒、備長炭山椒カレー、高砂アラレ、地酒を使ったフィナンシェ、クレソンマドレーヌ、オレンジパウンドケーキ、

巻きずし、焼き餅、また伝統工芸品では根来塗、オリジナルグッズとして、そうへいちゃんキーホルダー、道の駅記念切符ほか、道の駅グッズなどを販売しているところですよ。

もともと特産品が少ないところではありますが、市内には積極的に商品開発に取り組んでいただける事業者もありますので、引き続き商工業者、関係団体等と連携を図り、順次、岩出市産品の導入を進めてまいりたいと考えています。

次に３点目、岩出市の特産品化を調査研究、支援する組織を立ち上げるべきではにつきまして、現時点で、ねごろ歴史の丘観光推進協議会を軸として、商工業者、観光関連事業者、飲食業者、農業関係者などと連携し、特産品開発等に鋭意取り組んでいるところでございますので、新たな組織等を立ち上げる予定はございません。

次に４点目、特産品化を目指している方たちへの市としてのどのような支援策を考えているのかにつきまして、市では、現在、ふるさと岩出市応援寄附金返礼事業やそうへいちゃんブランド認証事業を行っており、岩出市の産品のＰＲや販売促進に取り組んでいます。

ふるさと納税返礼品事業では、専用サイト等において、全国に向け商品のＰＲを行っていると同時に、そうへいちゃんブランド認証事業では、市が奨励する商品として、パンフレットの作成や道の駅等で特設コーナーの設置のほか、県外イベントでの紹介、販売など商品のＰＲをさせていただき、販路拡大につなげてまいります。

また、事業者の支援いたしましては、借入金利子の一部を補給する岩出市中小企業資金利子補給金や、新たに創業を目指される方には創業セミナー開催など、支援を引き続き行ってまいります。

以上です。

○吉本議長 再質問を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 今お答えをいただきました。

産品開発については、今、連携を図っていくんだということなんかも言われました。じゃあ、その産品開発で、部長はお言葉では連携を図ると言うんだけど、じゃあ、どのような連携を図っていくのか、その中身について、再度お聞かせいただきたいというふうに思います。

それと、市長にこれはお伺いをしたいと思うんですが、市長自身、岩出の観光行政、この促進のためには、今後、市長としてどのような考えを持っているのか、お聞きをしたいと思います。

同時に、最初にも言いましたけれども、自治会長会議でのああいう声、こういう声に対して、市長としてはどう応えていく考えを持っておられるのか、この点もお聞きをしたいと思います。

そして、最後にもう1点、市長にこれもお伺いをします。部長のほうからは、連携を図るという形で、今後対応していくということが言われましたけれども、市長自身は、こういう産品開発、これに取り組もうとしている方たちについては、どのような認識を持って、そして、どのような支援をしていきたいというふうに考えておられるのか、この点をお聞きしたいと思います。

○吉本議長　ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長。

○中芝市長　増田議員の再質問にお答えいたします。

まず冒頭、断っておきます。一個人のことにそう対応するつもりはございません。

商工業者、観光関連事業者、飲食業者、農業関係などと連携してと、先ほど部長が答弁したとおり、今の施策を進めてまいります。

それから、新たな業者への支援等についても、これも先ほど部長が申し上げましたとおり、事業を継続してまいります。

○吉本議長　事業部長。

○船戸事業部長　産品開発でどのような連携をしていくのか、その中身にという質問だったと思うのですが、その成果としまして、まず、道の駅ねごろ歴史の丘の名物とするべくミルクセーキとソフトクリームをあわせた新商品などの軽食を開発して提供しております。

また、近年、マスコミ等で取り上げられている岩出市産のクロアワビタケも人気商品となっております、これらも活用して、引き続き名物商品の開発に努めます。

同時に、現在、営業中のお食事どころやお弁当など、よりよいものとなるように改良を重ねる必要もあると認識しております。

それらのことをやって、今後も魅力ある観光地づくりに取り組んでまいりたいと、そう考えております。

以上です。

○吉本議長　再々質問を許します。

増田浩二議員。

○増田議員　今、市長のほうからお答えもいただきました。一個人の考え方については答えられないんだという、そういう答弁でした。

あの区自治会長会議のときに出たのは、そういう一個人の考え方というんではないんですね、聞かれたのは。内容については、岩出市として、商品開発にもっとやっぱり力を入れるべきではないかと。市として、どういうふうにされるんですかという、そういう質疑だったんですね。

だから、私も、こういった市民がこういうふうに思われているし、市として市長に対して、市長としての考え方、産品開発事業についてもそうだし、商工関係についても、少なくともどういうふうに市長として感じておられて、今後どう進めていこうとされるんですかと、私は再質問で聞いたんですね。改めて、市長としてどういうふうに考えておられるのか、再度お聞きをしたいと思います。

それと、事業部長が来られて3年になろうとしてきています。この間、私はいろんな提案をしてきました。根来寺周辺の整備や五百仏山整備、住持池方面の整備、観光行政活性化などにつながる遊歩道の整備、遊休地となっている公園の有効活用、木の温かみを活用した木育活動推進、住宅リフォーム制度など、市の活性化施策など、提案してきました。残念ながら、この3年間で、前向きの答弁は1つもありませんでした。返ってくるのは、調査しません、研究しません、取り組みません、考えていません、実施する考えはありません、この5つです。本当に残念です。

今も答弁の中では、協議会というものなんかがつくっていると。だから、市として、そういういろんな調査や研究する組織、考えませんと。やっぱり同じ考えなんですね。本当に残念です。

このような答弁は事業部だけではありません。生活福祉部、教育委員会部局でもそうなんです。今より、どのようにすれば岩出市が活性化できるのか。少なくとも調査や研究をしなければ前には進みません。少なくとも調査研究する体制や組織が求められているのではないのでしょうか。改めて、この点についてお聞きをしたいと思います。

もう1点、市長にも、これはお聞きをしたいと思うんです。職員が調査研究しないのか。この後、職員体制というものも、私、質問しますが、この職員体制も影響している面があるのではないかという認識を私は持っているんですが、市長については、こういう調査や研究、こういう点がなぜできないのか。そしてまた、職員そのもの自身が、こういう調査研究できないのは、どういう点があるのかという点なんかも含めて、市の職員体制ということなんかも、どう考えておられるのかという点、調査研究、研究面、職員にどういうふうに伝えていこうという考え方を持っておられるのかということをお聞きをしたいと思います。

○吉本議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長。

○中芝市長 増田議員の再々質問にお応えいたします。

調査研究、あらゆる面で、職員、非常に頑張っていると思います。それから、岩出市では、地方創生の基幹事業として、平成26年度から根来寺周辺観光促進事業を進めてきてございます。もともと、岩出市は特産品が少ないところではありますが、市内には積極的に商品開発に取り組んでいただける事業者もありますので、引き続き商工業者、関係団体等と連携を図り、順次、岩出市産品の導入を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○吉本議長 事業部長。

○船戸事業部長 再々質問にお答えします。

先ほど、新たな組織について前向きな答弁ではなかったということやったと思うんですが、先ほどもお答えしましたとおり、観光推進協議会というのを設立しておりますし、今でも新たな商品の開発は進めておりますし、これからも進めてまいりますというお答えをさせていただいたつもりです。

それから、過去のことも言われてましたけども、私は、今までも誠意を持って答弁させていただいていたつもりでございます。

以上です。

○吉本議長 これで、増田浩二議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問を願います。

増田浩二議員。

○増田議員 次に、住持池について質問をしたいと思います。

まず1点目は、和歌山の民話の1つに、岩出市の伝説として語られる住持池の伝説、現在、この住持池は堤防の傷みがひどくなり、改修工事も進められてきていますが、市として住持池についての民俗的認識はどのような見解を持っているのか、お聞きをしたいと思います。

ちなみに、当局の方もよくご存じとは思いますが、改めて岩出町誌に書かれている住持池伝説の中身を紹介したいと思います。

こう書かれています。康和のころ、根来山の麓、西坂本に室家右兵衛尉忠家という豪家があった。彼は豪華な生活をし、裕福に暮らすことのできる身でありながら、子供のないために寂しく過ごしていた。ある日、小野小町の墓に詣れば子供がで

きるということを聞いた。忠家の妻は、21日間絶食して彼女の墓に祈願を込めた。やがて忠家の妻は妊娠した。忠家夫婦の喜びは言うまでもない。幾日かが過ぎて、そこに産み落としたのは桂姫。桂姫は不思議にも小野小町そっくりな非常な美人だった。だんだん成長していく桂姫は、住持池の水をつけなければ髪はすけなかった。それで、いつも住持池の水を汲んできてはすいていた。

桂姫が年ごろになったころ、どこから忍び入るのか、毎夜毎夜うし三つ時に彼女の枕元へ美男があらわれ、そして、どこへ行くともなく消えていくのだった。

ちょうどそのころ、和泉国尾崎の大原源蔵高広という武士に嫁ぐ約束になった。いよいよ嫁ぎ行く日がきた。空はがらりと晴れてスズメまでうれしそうにさえずっていた。めでためめでたで室家を出た。たんす・長持・はさみ箱・豪華な嫁入行列を付近の人々は珍しそうに見物していた。やがて行列は住持池の場に差しかった。折しも一天にわかにかき曇って、池には大波が立った。ところが驚くなかれ、岸に押し寄せる波にはあの不思議な大蛇が乗っていた。人々はあれよあれよという間に、大蛇は桂姫をさらって再び池の中に入ってしまった。人々はただ夢見るように池の水を眺めていた。母の悲しみ、堤に立って泣き明かす母の姿、それは見ても哀れであった。同情する村人とともに、近くの遠上藪に灯りをたいて三日三晩祈祷した。

四日目の朝もまた母は堤に立って桂姫を慕っていた「蛇に召された娘ならもう諦めて差し上げます。どうか一度娘の顔を見せてやってくださいませ。」静かな水面でただ母のすすり泣く声のみ哀れに響いていた。やがて鏡のような水面が小波を立て始めた。だんだん大きくなってそこにあらわれたのは大蛇と桂姫の半身、「おお桂姫」母は我が身を投げて娘に抱きつこうとした。人々の走り寄ったときには、もはや桂姫の姿ではなく2匹の大蛇が仲よく遊泳していた。深草少将の望みも、幾十年かを経て、ついになかったのである。

さんさ坂本室家の娘嫁にいたとは住蛇池よ。

子守唄にまで唄われるくらいのこの事件以後、住持池は住蛇池とも呼ばれるようになった。そして、百姓たちはこの蛇を見たことも少なくなかった。

住持池の伝説は、概略的にはこのようなものです。

根来の子守唄は、この伝説が使われているのです。まさに、こういう点においては、この民俗的な認識も含めて、市というこの物語に関する見解、これについて、まずお聞きをしたいと思います。

2点目の質問は、観光面の視点では、以前、坂本神社や住持池方面については、整備は図らないとの答弁がされました。このような地域の遺産を活用すべきではな

いのか。中芝市政は、なぜこのような、岩出が誇れる地域の遺産を活用しないのか、この点をお聞きをしたいと思います。

3点目に、住持池には、このような地域遺産として活用できる要素もありながら、以前から伝説にかかわる説明看板などありませんでした。現在、工事のため水は抜かれています。景観においてもすばらしいものがあります。堤防の改修を機会に、きれいな景観を知っていただくことも含めて、新たな看板などを設置して、観光の一助となる対応を考えてはどうなのか。当局の対応をお聞きしたいと思います。

4点目に、地域のまちおこし、経済の活性化につながるようなこの住持池伝説に関連した地元産品の開発なども研究してはどうなのか。最後に、この点を質問したいと思います。

○吉本議長　ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○船戸事業部長　増田議員のご質問、住持池についての1点目、住持池についての民俗的認識、2点目、地域の遺産を活用すべきではにつきまして、あわせてお答えいたします。

現在、市では、平成26年度から根来寺周辺観光促進事業を実施してきたところであり、道の駅ねごろ歴史の丘を拠点として、旧県議会議事堂（一乗閣）、ねごろ歴史資料館、根来S L公園などを観光資源として活用を図り、観光振興を通じた岩出市の地方創生を目指しているところでございます。

住持池は、灌漑用のため池であるとともに、池にちなんだ伝説や民話が今日まで伝承されていることから、古くから郷土の人々に親しまれてきた池であり、坂本神社を含め、地域の文化遺産として引き続き伝承していく必要があると考えます。

しかしながら、さきに申しましたとおり、現在、根来寺を中心した観光施策に取り組んでいるところであり、現時点では住持池周辺を観光に活用することは考えておりませんが、将来的に、根来寺周辺観光促進事業が実を結び、さらなる観光施策を計画するに当たっては、住持池の伝説だけでなく、市内各地の伝承や文化遺産も含め、観光活用の対象としてまいりたいと考えます。

次に3点目、新たな看板などを設置して、観光の一助となる対応を考えてはどうかと、4点目、住持池伝説に関連した地元産品なども研究してはどうかにつきまして、あわせてお答えいたします。

さきの答弁でも述べましたとおり、現時点では住持池における観光での活用は考えていませんので、今のところ、新たな看板の設置や産品の開発に取り組む予定は

ございません。

以上です。

○吉本議長 再質問を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 今、坂本神社やこの住持池、文化的遺産の必要性があると、こういうような、伝承していく必要がある、こういう認識だけは確認できました。そして、今は考えていないけれども、将来的にというようなお答えでした。じゃあ、市の考えている将来的というその将来、これはいつごろを想定しているのでしょうか。将来といっても近い将来、遠い将来とあります。

今、工事が終われば、また水なんかも、あそこ張られると思うんですね。すると、非常にきれいな景観あらわれるんです。看板の設置、または将来的な有効活用、これについては、今の時点でどのような、将来という漠としたもんだ、でしたけれども、いつごろを想定しているのかという点、お聞きをしたいというふうに思います。

これは、また市長にもお聞きをしたいと思うんです。市長自身、岩出の地域遺産、こういうものについてはどのようなものがあるというふうに認識をされておられるのか。そして、この坂本神社、住持池、市長にとっては、市長の考えの中にはどのような位置づけとして考えておられるのでしょうか。

この地域遺産という点では、民俗的遺産という観点からも、教育委員会部局にもお聞きをしたいと思うんです。教育長も、昨年、岩出に来られて約1年たちました。教育長としても、岩出市の地域遺産、いろんなことを勉強されてきたというふうにも思っていますし、実際によく実情もわかられてきたというふうに思います。こういう点では、教育長として、根来のこういう坂本神社、また住持池以外にもいろんな地域遺産あると思うんですね。教育長として、こういう地域遺産についてはどういうふうに活用していく、また活用していきなきゃいけないというふうに考えておられるのか、この点をお聞きをしたいと思います。

○吉本議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長。

○中芝市長 増田議員の再質問にお答えいたします。

先ほどからお答えをしているように、将来的に根来寺周辺観光促進事業がだんだん実を結んでいく、順番を追ってということであります。それは将来的に、近い将来か、それが順番にやってまいります。住持池の順番はかなり遅いほうになると思

います。

それから、市内の遺産については、いろいろあるのは、これ認識しています。まず、私ども船戸のほうにも古墳があるし、今回は、それ事業費をつけていますしね、いろいろこれからもぼつぼつとそれもやっていきます。それも順番です。

○吉本議長 教育部長。

○秦野教育部長 増田議員から教育委員会としての見解をとということであったかと思っています。ただいま市長が答弁したとおり、ほかにも船戸山古墳などがありまして、その整備については、30年度にも予算を計上させていただいたところでございます。

そのほか何よりも根来寺という、本市の全国的に有名な遺産があるわけでありまして、根来寺を中心として、教育委員会も文化文教ゾーンというのを設けております。新たに、ねごろ歴史の丘に加えて、図書館、それから民俗資料館、近畿大学生物理工学部、緑化センター、げんきの森、それらを含めた文化文教ゾーンという組織を一旦活動は休止しておったんですが、再度立ち上げて、教育的な側面から、また活動を開始することとしてございます。

教育委員会としては、さまざまな文化資源について、引き続き大切にしていきたいと考えてございます。

○吉本議長 再々質問を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 答弁いただきました。教育長にお聞きをしたんですが、できれば教育長にも一言お考えを聞かせていただければなというふうに思ったんですが、できればまたお答えをいただけないでしょうか。

それと、先ほど市長のほうから、この住持池、その方面は遠い将来だという認識で、かなり遅くなるんだというようなことを言われました。そういう点では、やはり、もっとやっぱりきっちりとその地域遺産を活用していく。そういう点では、やはりもっと目を向けていくべきだと私は思うんですね。

いろんなところで、私たち議員も視察に行きます。そこでは必ず、まちおこし、まちおこしを成功するにはどういうふうな形がいいんですかと。返ってくる答えは、地域にある遺産、資産、文学的遺産などを活用してこそ成功します。これは成功に導いた専門家の言葉です。また、そういった地域に行っても、やっぱり担当の人たちなんかもしっかりと自分たちの資産を活用している、こういうことが返ってくるわけなんです。

今、そういう点では、調査や研究する、そういう部門については協議会があるん

だということを言われました。その協議会では、今後どのような形で、この資産、運用していく、事業計画、この協議会で考えられておられるのでしょうか。

そしてまた、その協議会そのもの自体に、そういう方向性や計画、出せる組織なのか、あくまでも市長に対して提言をする、そういうだけの組織なのか。この点について、今縷々お答えを1回目、2回目されているこの協議会、その協議会としては、どのような役割と、そして活用、働き、される、そういう組織なのか、改めて最後にお聞きをしたいと思います。

○吉本議長　ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○船戸事業部長　再々質問にお答えします。

まず、地域遺産の活用についてですが、私どもも、もちろん地域遺産についてはどんどん活用していくべきだと考えておりますが、先ほど市長もおっしゃったとおり、今は根来寺周辺観光促進事業に力を注いでおりますので、その他については、将来的に考えていくと、こういうことでございます。

住持池が優先順位がどうこうというのは、人それぞれ見識の違いがあると思いますので、遅くなると、こういうことでございます。

それと、ねごろ歴史の丘観光推進協議会についてなんですが、これあくまでも、ねごろ歴史の丘についての協議会ですので、それについての観光の計画を立てるということでありまして、地域遺産の活用については、特に関係はございません。もちろん根来寺周辺についての提言は、できる組織となっております。

以上です。

○吉本議長　教育長。

○塩崎教育長　住持池の小野小町と桂姫の伝説、これについて、私も存じておりまして、昨年の12月10日に、これ教育委員会が実施したんですけれども、ふるさと感動物語と、総合体育館の小ホールで実施しまして、この伝説をオペラで上演したという事例がありました。非常に市民の皆様方からも好評を博しまして、ふるさと岩出についての理解を深めるということができたと思っております。これも1つの岩出市の地域の宝だと思っております。

そのほか、今、ただいま教育部長のほうからも答弁しましたとおり、船戸山古墳、そして何よりも、やはり日本でも有数の根来寺周辺という非常に重要な宝があります。そういうものについては、十分に大切に活用していきたいと思っております。

以上です。

○吉本議長　これで、増田浩二議員の２番目の質問を終わります。

しばらく休憩いたします。

午前11時から再開いたします。

休憩 (10時45分)

再開 (11時00分)

○吉本議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

続きまして、３番目の質問をお願いいたします。

増田浩二議員。

○増田議員　次に、職員体制について質問したいと思います。

岩出市は、少子高齢化、人口減少が起きてきている和歌山県下でも人口の増加が進み、今後においても宅地開発が続いていくと予想されます。今、人口は５万3,000人を超える自治体となってきましたが、住民サービスの向上、各種施策の充実を図っていく上では、どのような職員体制が望ましいと考えているのかをまずお聞きをします。

２点目に、人口３万人の時点と５万3,000人の現在でも職員体制はほとんど変わらないものとなっています。職員の仕事量という面では、人口増だけを見ても、職員の事務量はふえているわけであり、労働強化となっていると考えますが、市の見解はどうか、お聞きをします。

３点目に、国・県から新たに岩出市に移管されてきた仕事もある中で、３万人当時と比べ、職員はどれほどの業務量がふえたと考えているのか、これもお聞きをします。

４点目には、住民サービス向上や経済活性化など、各種施策の提案を一般質問を初め委員会などで提案しても、改善を図ることを行おうとしない状況もあります。その一環として、職員が日常業務に追われて、調査や研究、これを行えない状況もあるのではないかと。結果的に、住民サービスなどの施策の硬直化、これにつながっている点があるのではないかと考えますが、この点における市の見解をお聞きをしたいと思います。

５点目は、職員の権利である年休についてお聞きをします。岩出市の職員の年休取得率はどのような実態なのか。職員全体の中で、どのような年休の消化日、こういうふうな消化日数になっているのかという点、これをお聞きしたいと思います。

6 点目には、職員の健康実態はどのように見ているのか。病休・病欠の実態はどのような現状となっているのかという点、これもお聞きをしたいと思います。

7 点目には、この間、早期退職をする職員が数多く出た時期もありますが、仕事に対して意欲をなくして、やめた方も多々見られます。市として、この点はどのように見て、どうとらまえてきているのでしょうか。

8 点目、最後には、このような状況の中でも、職員定数の適正化計画では、職員をふやさないというものとなっています。少数精鋭で取り組みたいとしていますが、考え方を見直すべきではないのでしょうか。住民サービス向上のためにも、職員をふやすことこそ適正化と言えるのではないかと考えるものです。

以上の点をまずお聞きをしたいと思います。

○吉本議長　ただいまの3番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長。

○中芝市長　増田議員、職員体制についての一般質問に一括してお答えをいたします。

職員定数については、地方自治法の規定に従い、岩出市職員定数条例に定めており、議会の同意をいただいているものであるということをまず申し上げておきます。

また、同条例3条に定める職員の定数配分については、岩出市を取り巻く環境の変化に柔軟に対応しているところであります。地方公務員法第30条では、サービスの根本基準が規定されており、職員はそれぞれの担当業務において目的を達成するため、常にコスト感覚を養い、事業効果等の検証、国・県の動きや状況の変化等に敏感に対応できるよう、能力の向上に努めていくということが、全体の奉仕者として、市民の皆様方から託された使命であります。

行政の運営も民間会社の運営も同じことであり、必要な人員を確保することは当然のことではありますが、自主自立の行政運営を進めていくには、健全財政を堅持して、後年度負担をできるだけ少なくすることが必要であり、経常経費の抑制、住民サービスに低下を来さないよう事務事業費等の見直し、投資的経費のコスト削減など、不断の行財政改革に努めなければなりません。

問題は数ではなく、いかに効率的かつ効果的に、それぞれの能力を向上させ、発揮させられるかであり、仕事は個人ではなく、組織で行うものであるという認識が大事であります。

ボーダレス、オーバークロスが私の方針であります。部・課といった縦割りを全てとせず、部局間、部局内での相互協力をいかに進めていけるか。そのためには部長、課長など管理職のマネジメント能力が問われるものであり、職員だけではな

く、私も含めて、日々勉強であります。

さまざまな要因により、行政課題は多種多様化、高度化していることは認識しておりますが、今申し上げた理由により、現状の職員定数を見直す考えはなく、引き続き量より質の向上を前提として、縦割り行政からボーダレス、オーバークロスの行政を目標に、岩出市政の運営に努めてまいります。

そのほか詳細については、担当部長から答弁させます。

○吉本議長 総務部長。

○藤平総務部長 通告に従い、増田議員の職員体制についてのご質問の1点目から4点目を一括してお答えいたします。

職員体制については、人口や職員数に関係なく、住んでよかったと思っていただける住民サービスを行える体制が最も望ましいと考えます。

現在、効率的な行政運営を図るため、定員適正化計画に基づき、適正な職員配置を行っているところであり、住民ニーズの変化や権限移譲等への対応もありますが、組織の見直しや有資格者等の人員確保により、業務に取り組んでいるところです。

なお、全国の地方公共団体の職員数については、平成6年度をピークに減少しており、平成29年度は、対平成6年度比で約54万人減少、割合では16%の減少となり、そのような状況下、岩出市は、人口3万人時代である平成6年の職員数は286人であり、平成29年4月の職員数は330人であることから、44人ふえていることとなります。

また、施策面については、平成29年度岩出市地方創生幕あけの年と位置づけ、地域の特性を生かした施策に取り組んでいるところであり、住民サービスの向上につながっています。

次に、5点目の年休取得率につきましては、順次申し上げます。

市長公室は、取得率は6%、取得の状況は、ゼロから2日は4人、3日から5日は3人です。

総務部は、取得率20.5%、ゼロから2日は9人、3から5日は21人、6から10日は10人、11日以上は19人です。

生活福祉部は、取得率15.6%、ゼロから2日は20人、3から5日は67人、6日から10日は44人、11日以上は22人です。

事業部は、取得率19.1%、ゼロから2日は5人、3から5日は9人、6から10日は16人、11日以上は7人です。

教育部は、取得率17.6%、ゼロから2日は9人、3から5日は7人、6から10日

は10人、11日以上は11人です。

上下水道局は、取得率24.6%、ゼロから2日は2人、3から5日は6人、6から10日は10人、11日以上は13人です。

次に、6点目の職員の健康状態についてですが、毎年、健康診断を実施するとともに、平成28年度からストレスチェックを実施し、高ストレス者に対しては、産業医の面談勧奨を行い、健康状態に把握に努めております。

なお、現在の休職者は3人であります。

次に、7点目の早期退職者に対する市の考えにつきましては、市としては定年まで勤めていただきたいと考えていますが、個人の考えもあり、いたし方ないと考えます。

次に、8点目につきましては、先ほど市長が答弁させていただきましたとおりでございます。

○吉本議長 再質問を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 今、安倍内閣のもとで、残業代ゼロ法案、これが今審議もされています。裁量労働で幾ら働いても賃金を出さないというものです。岩出市でも、これと同じようなことが、もう既に行われてきています。管理職手当のあり方です。副課長、課長補佐がこれに該当いたします。この点では、実際には、副課長、課長補佐、こういう方たちの勤務実態、これはどのような状況なのか、どう把握をしているのかという点、これをまずお聞きをしたいと思います。

そして、以前には1カ月近く、毎日のように12時近くまで残って仕事していたと、そういう職員がいたり、40日間休みをとっていないんですよという職員もおられました。今、過労死ライン80時間超え、これが今問題になっていますが、岩出市において、このような過労死ラインに近い、そういう職員はいないのか。職員の勤務実態、この点について、2番目にお伺いしたいと思います。

そして、今、年休の取得率、これも今お答えいただきました。ゼロから2日と、9人、20人、5人、9人、最後ちょっと聞き逃してしまったんですが、この部分だけ見ても、最後の部分って何人だかわかりませんが、この部分以外を見ても、40人をはるかに超えているんですね。最後の部局で入れると何人ぐらいになるのか、ちょっと忘れてしまいましたけれども、ゼロから2日だけでこれだけなんですよ。3日から5日、これを合わせると、もう大変な数字じゃないんでしょうか。まさに年休すらとれない、こういう実態があらわれている、そういうふうに私は思います。

そういう点では、この年休取得、どのようにすればとっていきやすいのかと、市として考えておられる点、お聞きをしたいと思います。

3点目に、体制面について、どう考えているのかという点をお聞きをしたいと思います。

まず、議会からです。全国の市議会議長会の資料では、人口5万人以上の議会の事務局人数は5.9人となっています。県下の議会を見ても、海南市で6名、橋本市5名、御坊市5名、田辺市6名、新宮市5名、紀の川市6名なんです。しかし、岩出市は3名なんです。他市では庶務係も配置されていますが、岩出市には独自の担当はありません。議長の出張を初め、場合によっては議会を閉めなければならないこともあり、誰もいなくなる場合は、電話や訪問、こういうものがあれば総務に頼む、こういうようなことさえあるんです。

事業部を見ても、産業振興、まちづくり推進関係では11人いますが、担当する仕事は、観光行政を初め商工関係、農業委員会を除く農地関係、林業関係、漁業関係、墓園関係、ふるさと納税関係、さらに、まちづくり推進室の関係までかかわっています。今年度の予算では、商工観光行政の予算項目で8名の人件費が計上されているんです。残りの3人で、あとの仕事を受け持っているということになります。

肩を持つものではありませんが、これだけの幅広い内容の仕事、よっぽど仕事内容を精査しないと、対応できないのではないかと危惧をします。少なくとも大きなしわ寄せが来ていると考えます。

これ以外にも、多くの部署で人口増や委任事務の増加で仕事量がふえているのです。この間、歴代の助役、副市長、何人もおられました。誰とは言いませんが、助役と呼ばれる時代でも、20人は少ないと感じているという方や、副市長の中には、あと40人は要るのではないかと感じている、こういう方もおられました。本会議以外の場では、こんな認識を持っているんです。少ないと感じているんです。

現副市長はどのように感じているかはわかりませんが、いずれにしても、市長、副市長は、現場職員の状況をもっと認識すべきです。少数精鋭で弊害が出ているという認識はあるのか、この認識についてお聞きをしたい。

4点目として、委任事務の増大、人口増加との関係でも職員の仕事量はふえているにもかかわらず、少数精鋭で仕事を行わなければならない理由はどうしてなのか、この点をお聞きしたいと思います。

先ほど、年休取得、こういう点では、先ほどもとりにくい状況もあるんじゃないかということも聞きましたけれども、最後に、職員のこういう権利である年休、こ

れをとれる職場環境づくり、これをつくる必要もあると考えるんですが、市長は、この点においてはどのように感じているのか、この点について再度質問をしたいと思います。

○吉本議長　ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○藤平総務部長　増田議員の再質問にお答えをいたします。

幾つかおっしゃっていただいて、私もメモをとってあったんですけども、答弁をさせていただきます。

管理職の勤務実態あるいは毎日のように残業しておる。40日間続けて休みをとっていないというふうな職員がおるという勤務実態の件ですけれども、それぞれの勤務実態につきましては、それぞれの所属長がその内容を十分把握した上で、超勤であれば残業の命令を出しているというような状況でございます。勤務実態については、それぞれの所属長が把握した上で、我々総務部門についてもその状況は報告をいただいております、そういうことでございます。

それから、年休の取得率ですけれども、どうすればとっていただけるのかということですが、先ほど、市長が答弁をさせていただいたとおり、お互い助け合い、ボーダレス、オーバークロス、これをしていくことによって年休の取得率は上がっていくと、このように考えてございます。

それから、体制面で、議会事務局の例を出して、3人だということですが、先ほど市長の答弁のとおり、職員定数条例において、議会事務局は3人というふうに定数になってございます。それ以上、私、答弁することはございません。

それから、現職員で事務を行っていかねばならない理由ということですが、これも最初の市長の答弁のとおり、我々は、将来の健全財政の堅持、これを考えた上で、今の職員数というのが適正であると考えてございます。

以上でございます。

○吉本議長　副市長。

○佐伯副市長　増田議員の再質問にお答えいたします。

増田議員のご質疑の内容は、少数で事務をすることに対して弊害は出ているのではないのか、こういう認識はどうかというご質問かと思えます。

先ほど市長がご答弁させていただいたように、我々それぞれ事務に当たっては、不断の見直し、これは必要不可欠で、それを指示しているところでございます。ま

た、これについては行財政改革、その中にもうたっております。結論といたしましては、いわゆる数を少ないと、こういうご指摘かと思えますけども、いわゆる数でなくて、いかに効率的に業務を進めるかというのが大事なことでと考えておりますので、したがって、個人のそれぞれ能力、これをいかに発揮させるかというのが大事である、こういうふうに考えておりますので、その点もあわせて、個人を動かす組織力、これが非常に重要であるという認識の中で、先ほど、総務部長の答弁させていただいたように、今後、そういう方針で進めていきたいと、このように考えています。

○吉本議長 再々質問を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 最初に、市長は、この職員体制については組織で行うことが大事だと。当たり前だと思うんですね。しかし、岩出市の職員の体制の中で、じゃあ、その組織で行う、そうしなければいけないのに、現実的にそれじゃあできているのかと、ここが問われていると思うんですね。

少数精鋭で頑張るんだと。個人の能力で頑張るんだと。現実には、少数だからこそ複数体制で事務処理ができない。だから、休めばその分だけ仕事が残るんです。複数体制でなかなかできないから、結局は自分が仕事しなきゃいけない。仕事がどんどんどんどん積み上がっていく。だから、年休もとれないんです。

私、休みの日に、議会関係の資料、こういうものなんかをとりに来ることなんかもちょうくちょうくあるんですね。そのときに、あれ、休みの日やのに職場に来ている。何でやろう。こういう見受けられる職員、やっぱりあるんですね。言わずもがなだと思います。

そしてまた、いろんな私たちが市民要求、こういうものなんかも要求しても、新たな事業、こういうものに取り組みば取り組むほど、今以上に、自分の新たな仕事が増える。だから、仕事に対しても消極的になります。そうでなくても、人口増を初めとした今の職員体制、複数体制で仕事ができないから、ますます仕事に意欲が出なくなる、こういう状況が生まれているんじゃないんでしょうか。

最後に、また市長の見解を伺いたいと思うんですよ。市長、今の岩出市の職員、私は、職員の犠牲的精神の上に、今の岩出行政、これが成り立っているんじゃないかと、こういうふうに思うところがあります。

現実には、年休すらまともにとれない。これ改めて、また、ゼロから2日とっているのが何%なのか。3日から5日までとっている職員が330人のうち何割に当た

るのか。これ、改めてまたきちんと精査もしていかなきゃいけないという面もあるかと思うんですけれども、しっかりと、そういう部分においては、職員が本当に健康で明るく、市長がよく言う、安心・安全でしたか、安全・安心か、そういう行政、これやっぱり市の職員においても、安全・安心、そういう職場環境づくりが必要だと思うんです。

そういう点においては、先ほどから定数は変えないというふうに言っていますけれども、市として、じゃあ、今のこの現状、将来にわたっても変えるつもりはないのか、この点、お聞きをしたいと思います。

もう1点は、職員をふやす、これを行ってこそ、私は岩出市の行政がさらに住民サービス向上、市民生活がよくなっていく。そのために働ける。また、生きがいのある、働きがいのある、そういう岩出市の職員になっていけるという状況が生まれるんじゃないかなというふうに思います。

職員をふやす、こういうことはないのか、これを聞いて、今回のこの質問、終わりたいと思います。

○吉本議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長公室長。

○湯川市長公室長 増田議員の再々質問にお答えいたします。

公務員の身分、スタンスにつきましては、地方公務員法に定められたとおりでございます。これは昔も今も変わっておりません。しかし、一番変わったのは、公務員に対する世間の目、市民の目ではないでしょうか。

時代とともに、公務員に対する視線、より厳しいものになってございます。議員が言う、休みたいときに休める環境、そんな状況が普通ではあるわけではなく、世間の目から見て理解を得られるものではございません。

このことは職員みずからが自覚しなければならず、健康管理や業務のあり方についてもみずから考えるとともに、組織でやっていくことです。しっかりと組織で管理すべきことと考えてございます。

このことをしっかりと職員の皆さんに自覚をしていただいて、能力の向上に努めるとともに、持っている力を精いっぱい発揮することが、岩出市職員としての務めであると考えてございます。

○吉本議長 副市長。

○佐伯副市長 増田議員の再々質問にお答えいたします。

先ほど、私のほうで答弁させていただいた中で、組織で行うという話の中の質問

で、どういうことかということかと思えます。

私どもの考えておる組織力というのは、従前から述べておりますように、量より質、これを前提とした中で、いわゆる縦割りの行政からボーダレス、横の広がりですね、こういうことを目的にしていると。この横の広がりというのは、部、課といった縦割りだけでなく、部の間、各部局間、この相互連携、これを指しております。したがって、そういうふうなボーダレス、オーバークロスの行政を目標に、これからの市政運営をしていくということでございます。

それによって、我々、この定数条例の見直しは、今のところ、考えを見直す予定はないということでございます。

それから、正規職員については、先ほどから議論になっておりますけれども、非正規、臨時職員でも多数職員として採用し、業務サービスの低下を招かないように対応しておりますので、そのことは申し添えておきます。

○吉本議長 市長。

○中芝市長 増田議員の再々質問にお答えをいたします。

冒頭で全て申し上げております。

○吉本議長 これで、増田浩二議員の3番目の質問を終わります。

以上で、増田浩二議員の一般質問を終わります。

通告4番目、6番、田畑昭二議員、総括方式で質問願います。

田畑昭二議員。

○田畑議員 6番、田畑昭二です。議長の許可を得ましたので、さきの通告に従いまして、総括方式で3点質問いたします。

まず1点目は、音響設備の整った音楽ホールの設置についてであります。

明年度より新市民プールのオープンに伴い、旧市民プールの2カ所が廃止となります。その跡地利用については、現在のところ、白紙と聞いておりますが、かねてより音楽家の方や市民の方々から音響設備の整った音楽ホールを当市にも設置してほしいという要望が寄せられておりましたが、この跡地に建設してはどうか提案をいたします。市としてのお考えをお聞かせください。

2点目につきまして、動物愛護管理法改正後についてお尋ねいたします。

全国的に、犬・猫殺処分ゼロの機運が高まっておりますが、私も、以前、平成26年6月議会で質問いたしましたが、その後の市及び県の取り組みは進んでいるのでしょうか。和歌山県下の収容数、殺処分数の経緯は、過去3年間でどのような推移を示しているのか。また、以前の質問の際、殺処分の80%が飼い犬の迷子や飼育放

棄であることから、迷子にならないよう連絡ホルダーを配布してはとの提案に対して、市のほうで対応していただき、感謝しております。

また、命の大切さ等を小学生に教える和歌山県の事業として、わうくらすを学校へ紹介すると答弁していただきましたが、どのような実績があるのでしょうか。また、今後どのように推進がなされるのでしょうか、お答え願います。

そして、広島県の神石高原町というところでは、平成26年度からふるさと納税指定先をNPOや自治振興会に指定ができるように条例改正し、犬の殺処分ゼロのために、ふるさと納税を活用する取り組みがなされ、平成26年11月から開始されております。

寄附金の95%はNPOへ、5%が町に、お礼の品はNPOが送るシステムになっており、数億円の納税がなされているようであります。こういった自治体の活動もぜひとも研究していただき、当市も何らかのアクションが起こせないか、提案をいたします。ご見解をお聞かせください。

最後に、昨年、岩出まちづくり協議会として、那賀建築士会の女性部会の協力を得まして、避難所運営ゲーム、HUGゲームの研修会を実施していただきました。HUGゲームとは、静岡県の職員によって考案されたもので、一般住民向けシミュレーション型訓練で、避難所で起きる状況の理解と適切な対応を学ぶものであり、市の避難所運営を任された状況のもとに、次々にやってくる避難者、例えば、乳幼児、妊産婦、高齢者、障害者、外国人、疾病者、遺児、ペット等々、その状況や要望を考慮しながら、迅速かつ適切に対応するすべを学ぶゲーム様式の教材であります。

そこでお尋ねいたします。このHUGゲームをできるだけ多くの方々にも知っていただくのに、広く市民の各種団体などの皆さんに紹介、普及してはどうか、お尋ねいたします。

次に、このゲームの終了時に皆さんが言われていたのは、大災害時には市の職員の方もいなくなり、リーダーとなる人もいない場合が想定され、現場では避難所の現場では収拾がつかないのではないかと。そのときには条例等で明文化されたマニュアルとして、リーダーとなるべき人を決めておく必要があるのではないかとという疑問が上がりました。この点について、市としてのお考えをお尋ねいたします。

以上3点について、よろしく願いいたします。

○吉本議長　ただいまの質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育長。

○塩崎教育長 田畑議員、一般質問1番の音響設備の整った音楽ホールの設置をについてお答えします。

現在のプールにつきましては、新プール開場後に閉場し、プール施設を取り壊す計画をしておりますが、堀口プールに併設する交通公園には遊具を設置し、公園としての利用や小さい子供さんの自転車の練習などにも利用いただいております。東公園は都市公園に指定されており、建築物の建設には制限もございます。跡地利用については、そういったことを勘案し、プール閉場後に検討してまいります。

また、音楽ホールについては、市民総合体育館は文化的機能も有する施設として建設したものであり、平成13年10月には、小ホールをコンサートなどの文化芸術活動に利用していただくため、ステージの拡張、音響機材の入れかえ、側壁の吸音・拡散板の新設、照明設備の増設など、全面改装し、音楽コンサート、芸能発表会などに使用されておりますので、ご活用いただきたいと考えております。ほかにも教育委員会では、旧和歌山県議会議事堂でコンサートを開催したこともございます。本市の観光拠点であり、観光に寄与するものであれば、ご利用も可能ですので、ご活用もご検討ください。

次に、質問2番の2、わうくらすについてお答えします。

わうくらすとは、県内に通学する小学生を対象に、動物を通して、命の大切さや他者とのかかわりを学ぶことによって、子供たちの豊かな心を育むことを目的に、和歌山県動物愛護センターが平成14年度から実施している事業です。平成21年度に、動物愛護センターの方から、本事業についての説明と実施依頼があり、岩出小学校と中央小学校で実施しております。

また、田畑議員から、平成26年6月議会の一般質問で、本事業についてご質問いただき、その直後の校長会で再度紹介をいたしました。このことを受け、根来小学校3・4年生では出張型の授業を、2年生では来館型の授業を実施しておりますが、その後は市内の学校での実施はありません。

実施していない理由を各学校で聞いたところ、本授業は、動物と直接触れ合うことができるよい授業であるが、どの学校にも動物アレルギーの児童がいて、そのことが障壁となっているとのことでした。

しかし、各学校では、動物愛護に関する取り組みをしていないわけではなく、わうくらすにかわる取り組みとして、県環境生活総務課の環境学習アドバイザー派遣事業を活用し、市内全小学校で県動物愛護推進員を講師に招き、動物の誕生を中心に、動物愛護の学習を実施しています。加えて、一部の学校では、さくらペットク

リニックの院長を講師に招き、命の大切について学習しています。

今後も学校教育において、あらゆる機会を通じて命の大切さを指導するとともに、特に道德の時間では、命の大切さや動植物を大切にすることについて学習を深めてまいります。

以上です。

○吉本議長 生活福祉部長。

○山本生活福祉部長 田畑議員ご質問の２番目の１点目と３点目について、お答えをいたします。

県内の犬・猫の過去３年間の引き取り件数と殺処分数の推移につきましては、県に確認しましたところ、県内全体での引き取り件数は、平成26年度、3,233頭、平成27年度、3,099頭、平成28年度、2,738頭、殺処分数は、平成26年度、2,960頭、平成27年度、2,750頭、平成28年度、2,402頭となっており、いずれも年々減少傾向にあります。

特に、犬の殺処分につきましては、譲渡件数の増加や狂犬病予防法に基づく野犬の保護が徹底されたこと、また、小型犬種の屋内飼養が多くなったことにより、保護収容数が減少しております。

次に、３点目のふるさと納税を活用している自治体を参考にしてはどうかについて、本市では、動物の保護や収容など、殺処分を未然に防止する取り組みとして、広報いわでや市ウェブサイトによる啓発、また、狂犬病集合予防注射などの会場において、飼い主に対し、迷い犬ホルダーの配布や犬の正しい飼い方などのチラシ配布などの啓発を行い、殺処分ゼロにつながる取り組みを行っているところです。

議員提案のふるさと納税の活用につきましては、犬・猫の譲渡、適正飼育の啓発、不妊・去勢手術、餌代などに活用している自治体もありますが、本市といたしましては、現時点では考えてございません。

なお、他市町村の取り組み状況などにつきましては、今後も情報収集に努めてまいります。

以上です。

○吉本議長 総務部長。

○藤平総務部長 ご質問の避難所運営ゲームについての１点目、HUGゲームを広く市民団体に普及してはどうかについて、お答えいたします。

避難所運営ゲーム（HUG）につきましては、今までも自主防災組織や自治会等の団体から要望があった場合、貸し出しや実施に当たってのサポートを行ってきた

ところでは、避難所運営ゲームは、避難所で起こり得るさまざまな出来事にどう対応していくか疑似体験でき、避難所運営の知識普及に当たり、非常に有効なものと考えておりますので、これからも広く普及に努めてまいります。

次に２点目、大災害時の避難所マニュアルは、また、そのときの中心者は誰かを条例等で決めておく必要はないかについて、お答えいたします。

避難所運営マニュアルにつきましては、要配慮者への対応や避難状況に応じたプライバシーへの確保、男女のニーズの違いへの配慮など、避難所環境の向上に資するため、平成25年３月に策定し、現在、市のウェブサイトにおいても公開しているところです。

避難所運営の中心者につきましては、市の地域防災計画及び避難所運営マニュアルにおいて、災害発生時の初動期は、市の職員や施設管理者等が応急的に避難所を運営いたします。発災から３日以降の展開期は自主防災組織や自治会等を中心とした避難所自治組織を立ち上げていただき、避難者、ボランティア、職員等が連携し、避難所運営を行うこととしております。

また、市の地域防災計画において、避難所には男女双方の避難所管理者を置くことと定めておりますので、現在のところ、条例化する予定はございません。

避難所の運営は、市職員やボランティアだけでなく、避難者自身も携わっていくこととなるため、今後も地域防災訓練や避難所運営ゲームの活用などを通じ、自主防災組織や自治会だけでなく、広く市民の皆様への普及啓発に努めてまいります。

以上でございます。

○吉本議長 再質問を許します。

田畑昭二議員。

○田畑議員 まず、２点目の動物愛護の件なのですが、ご答弁いただきまして、教育委員会のほうでもいろいろな手を打っていただいて、いろんな命の大切さ等々の教育を推進していただいていると、本当に感謝申し上げます。

今現在、いろんな凶悪な犯罪もたくさんございまして、その底流には生命の軽視というものがどうしてもあるんじゃないかなと。そして、動物をいじめたり、また、動物の命をもてあそぶような、そういう事件も多くなっております。ということで、今、教育委員会が推進していただいているそのような命の大切さを小さいときから教育していくというのはものすごく大切なことだと、私も実感しております。今後とも推進のほう、よろしく願いしたいと思います。

そして、殺処分の方でございまして、年々、徐々に少なくなっております。

和歌山県も力を入れていただいていると思いますし、また、そういう機運も高くなってきております。また、私どもでできることがあれば、しっかりまた対応していきたい、頑張っていきたいと考えております。

そういうことで、ふるさと納税については、今現在のところ、当然考えておらないということなのですが、結局、ふるさと納税ということは、今回、私、いろいろ調べましたら、日本全国からそういったものにお金を使ってもらいたいという、そういう方がものすごく多いということがわかりました。

神石高原町というところは、東京に本部のあるNPOを移転してもらって、この高原町へ来てもらって、それでNPOの援助をしていると。そのNPOは、年間予算20億で運営しているということを聞いております。そして、従業員も二十代の従業員が全国から20名以上の方がここに来て、そして頑張っていると、そういうことで、いろいろな面でメリットが大きいということで、非常に喜ばれているということ、広島県も、当然、殺処分ゼロで対応できるようになったということでございます。

そういうことで、いろんな角度から、ふるさと納税というのは、これに限らず、全国からやっぱり脚光を浴びて、そして、その使い道を明確にしたときには、対応していきたいという方もたくさんいらっしゃるということで、そういう面の研究も市として、今、商品の返礼も始まりまして、徐々に徐々に、今、ふるさと納税も上がってきているようにお伺いしておりますけども、そういう使い方もあるということも研究課題の1つに入れていただけたらなということで、提案をした次第でございます。

そして、3点目でございますが、避難所の件で、HUGのゲームが終わった後、皆さんが言われたのは、当然、市の職員の方、また危機管理の職員の方が来ていただいて、そして運営をしていくのに一番理想的で、一般住民の方も職員の方が言われているんだから従いましょうということで、話は当然まとまるわけですが、仮にですが、大災害が起こった場合に、市内全域が被害を受けて、職員の方も自分の家も大変になり、当然、約50カ所ほどある公的な避難所に行けないというケースがもし仮にあった場合に、そういったときに、第1次の住民の方々が集まってきたときに、そのときに誰が中心者となって運営していくのかというところが明確でないと、なかなか収拾つかないんじゃないかなという、そういう懸念がありまして、最初の答弁では、当然、職員の方が来ていただいて、そして、2日か3日後には、当然、日本全国からボランティアの方が入っていただいて、そして運営を当然プロとして

していただくような方がどんどん入っていただいて、交通整理は当然できていくわけですが、初日及び次の日ぐらまでは、なかなか自分らで全て対応、どういうふうにしていくかというのは不安だという、そういう意見がたくさん出ましたので、それでマニュアルとして、どういうふうになっているのかなということを1回お聞きしたいなと思った次第でございます。

それと、関連で、通告はしてなかったんですが、そういう大震災のときに、例えば、避難所の鍵が管理者が持っておるとか、誰かが、市の職員が持っているというケースの場合、なかなか現場に行けない場合想定しましたら、入れないということも考えられるわけですね。

そして、ある自治体では、そういったことも想定して、安全ボックスというのをつくって、そこへ鍵を入れておきまして、ある一定以上の震度がありますと、自動的にその鍵のボックスがあきまして、誰が行ってもすぐに鍵が使えて、中に入れるという、そういうシステムを使っているところ、結構多くなっている聞いております。当市もそういうようなものを置いたらどうかなと提案をしたいんですが、そのお考えはどうでしょうか。

以上です。

○吉本議長　ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○秦野教育部長　田畑議員の再質問について、動物愛護にかかわって、命の大切さを引き続き学校でも教えていくようにというご質問をいただきました。現在、学校教育の中で、特に道徳の内容項目として、生命尊重とか、動物を大切にする、自然を大切にする、あるいは自然に対する畏敬の念を育てる、そういった内容項目が必修項目として盛り込まれており、道徳の授業を行っているところでございます。

さらに、動物をいじめるといったこと、それから、子供同士のいじめ、こういう部分も関連があり、いじめ対応については、学校も全力を挙げて、今取り組んでいるところでございます。

さらに、保健推進課の保健師が学校へ出向きまして、性に関する指導とあわせて、命の誕生の瞬間から、いかに子供たちが大事に育てられてきているか、命の大切さと絡めるような指導もしていただいているところです。

今後も引き続き、学校教育全体、あらゆる教育活動を通じて、命の大切さの教育を進めてまいりたいと考えてございます。

○吉本議長　生活福祉部長。

○山本生活福祉部長 田畑議員の再質問にお答えいたします。

まず、動物愛護に関しまして、市行政の取り組みについてであります。先ほど一定の評価をしていただいたのかなとは感じております。

今後も殺処分を減らすには、譲渡の増加あるいは野良犬・野良猫をふやさないことが重要であるということから、引き続き和歌山県動物愛護管理推進計画、これに沿いまして、県や関係機関、団体と協力し、殺処分ゼロに向け取り組んでまいりたいと考えております。

それから、ふるさと納税の関係でございます。現在、岩出市におきましては、ふるさと納税制度によるふるさと岩出市応援寄附金、これをしていただくに当たりましては、住んでよかったと思えるまちづくり、こういうのを初め5つのメニューから選んでいただくということになっております。

議員ご紹介いただきました広島県の神石高原町、こちらのほうでは、同じくメニューが9つございまして、このうち1つに寄附を希望する団体の指定という項目がありまして、その団体が7つ指定されておる。その中の1つに、動物愛護活動を行っている団体があるというふうにお聞きをしております。

こちらの町では、そういう連携をすることで、町内のみならず、広島県内の殺処分ゼロを目指しておるというふうに聞いております。

我々としましては、先ほど申しましたように、他市町村のこういう取り組み、これにつきましては、今後も情報収集に努めてまいりたいと、このように考えております。

以上です。

○吉本議長 総務部長。

○藤平総務部長 田畑議員の再質問の中で、避難所の鍵があかない場合、どうするかということで、その対応についてですけれども、大規模な災害が発生した場合には、職員あるいは施設の管理者が被災を受けてしまってまして、すぐに避難所に向かえないと、こういうことも想定されます。我々もそのことはずっと考えておりました。こういうようなことで、対応としましては、平成30年度の予算におきまして、感震キーボックスの設置ということで予算を計上してございます。このキーボックスの内容につきましては、先ほど田畑議員が話されたとおり、自動的に鍵があくというようなことになってございますので、担当しておる職員が被災した場合にあっても、別の職員が避難所の開設をできるということになってございます。30年度以降、年次的に計画を立てて、市内の各避難施設に設置を予定してまいります。

それから、避難所運営の中心者として、市職員が大規模災害のときにはすぐには来れないんじゃないかということでありましたけれども、先ほども答弁させていただきましたが、市の地域防災計画あるいは避難所運営マニュアルにおいて、ともかく市の職員が避難所のほうに向かいます。もし、あらかじめ決めておる者が被災した場合であっても、別の者が必ず避難所のほうに向かいに行きますので、ご安心いただきたいと思います。

以上でございます。

○吉本議長 再々質問を許します。

(なし)

○吉本議長 以上で、田畑昭二議員の一般質問を終わります。

しばらく休憩いたします。

午後1時15分から再開いたします。

休憩 (11時45分)

再開 (13時15分)

○吉本議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

通告5番目、14番、市来利恵議員、一問一答方式で質問願います。

市来利恵議員。

○市来議員 14番、市来利恵です。学童保育について、そして、ごみ問題について、就学援助の充実をについて、3点にわたって、一問一答方式にて、議長の許可を得ましたので、質問を行いたいと思います。

まず初めに、学童保育についてです。

現在は、急速な少子高齢化及び核家族化が進展する中で、子供たちの取り巻く環境は大きく変化してきています。中でも、社会情勢を反映して、共働きの世帯や女性の働く家庭などがふえ、学童保育の要望が年々高まっています。

小学生の放課後の生活と安全を守る取り組みが急務になっており、安心できる学童保育、放課後児童クラブをどうやって充実させるか、課題も多いと思います。

私は、次代を担う子供たちが安心して育つことができ、家庭や子育てに夢や希望が持てる社会の実現を目指すためにも、そして、働きながら安心して子育てができる環境を整備することは大変重要なことと考えています。

岩出市での環境の整備という点では、これまで保護者から要望が寄せられていた山崎北小学校区の学童保育、場所をあいあいセンターから学校敷地内に変更される

ということもあり、やっとかという気持ちではありますが、課題を一つ一つクリアする市の姿勢は評価できるものであると思います。

さて、学童保育は、子供にとって、遊び、食事し、くつろぐ、生活の場でもあります。そして、何より子供との信頼関係を築くことができる環境が不可欠となってきました。

また、専門家などの意見で、学童のあり方などでは、指導員の力量を高めていく必要があることや、保育内容の充実とあわせ、質の向上が重要であるとも指摘をされてきています。現在、学童の運営にはシルバー人材センターへ委託し、岩出市は実施しています。

豊かな人生経験を生かしていただき、また、研修会なども設けていただき、参加も行いながら、日々、子供たちと接しています。子供たちの健康や成長を見守り、運営を行っていると思いますが、4月から新年度が始まり、新たな児童が保育されることになります。安心・安全に子供たちを保育をするためには、基本・基礎となる部分が運営方針やマニュアルに当たります。

そこで、委託先指導員へのこの運営方針、また、マニュアルなど、周知徹底はどうか、お聞きをいたします。

2つ目は、4月から新年度が始まり、新児童などの情報共有はどのように行っているかであります。例えば、小学校に入学するに当たっては、児童についての情報や、また、発達障害を抱える子供たち、そうした児童などの情報等をあらかじめ関係機関が入った場を設けて、共有をしていると思います。今後の対応などが話されていると思いますが、気になる生徒、また発達障害児等などが学童へ入る場合の情報の共有、そうした対応など、どのように行われているのか、お聞きをいたします。

○吉本議長　ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○山本生活福祉部長　市来議員ご質問の1番目、学童保育について、まず1点目、運営方針やマニュアルがあるが、指導員への周知徹底はどうかについてでございますが、国が定めている放課後児童クラブ運営指針及び委託事業所が作成している学童保育指導員の手引、これをもとに、年3回行われる全体研修において、指導員の意思統一ができるよう周知徹底を図っていただいております。

また、市から委託先への連絡相談体制につきましては、毎月、市委託先であるシルバー人材センターの事務局、それから、学童保育施設のリーダーで構成する学童保育指導員リーダー会議におきまして、利用者の意見を初め、さまざまな情報共有

を行うなど、連携に努めているところです。

次に２点目、新児童などの情報共有はどのように行っているかについてでございますが、平成30年度、新入所児童につきましては、１次募集者の入所決定をしている段階であり、入所決定者の情報につきましては、保護者同意のもと、委託先に情報提供を行っておるところです。

特に発達に課題があるなど、配慮が必要と思われる児童につきましては、指導員と保護者が面談する際に、児童の特性や必要な支援などの確認及び情報共有を行っております。

また、指導員に専門的知識を身につけていただくため、委託先において、和歌山児童家庭支援センターきずなとアドバイザー契約を締結し、専門的な研修を実施しているほか、同センターの専門職の方に定期的に全施設を巡回していただき、個々に応じた支援方法について助言をいただいております。今後も指導員の質の向上に努めてまいります。

以上です。

○吉本議長 再質問を許します。

市来利恵議員。

○市来議員 運営方針やマニュアルについての周知徹底などについて、お答えいただきました。学童保育指導員に至っては、適宜いろんな小学校に配置がえというのもございます。そこで、長期休み、また夏休みや冬休み、春休み、また、学校のない土曜日など、子供たちは宿題や持っていってもよいとされている、例えば、ゲームであったり、おもちゃなど、持ち込む場合もございます。

ゲームやおもちゃなど、良し悪しはさておき、これまで良しとされていたものが、例えば、指導員の配置が行われて、その指導員の方がゲームは禁止だというような形で、指導員がかわった途端、ゲームなどに対し禁止になったという声を児童のほうから聞きました。また、保護者のほうからも、そのことによって子供が戸惑っているというようなこともお聞きしたことがございます。

最近までできていたのに、何であかんのか、また、先生がかわったからできなくなったなど、例えば、低学年などの児童が多く利用する学童では、理解ができなければ大変戸惑いが生じてくるというのはあると思います。方針が変わってそうなったのか、それとも先生がかわったからそうなったのか。この場合でも、やはり運営の指針だったり、マニュアルだったり、これが基本となつてまいります。

やはり児童や保護者と接する点であったり、安全面での気づきだったり、保育す

る上の注意であったり、いろいろな問題にあったときに、適宜マニュアルの見直しなど、必要となっていてまいります。その点については、どのように、先ほど3回会議を行いながらやっているということ、意思統一ですね、やっておられるとお聞きしていますが、やはり適宜マニュアルが、例えば、この辺については改善していかなあかんということになれば、早急に開くなり、そういった視点ではどのような形を行っているのか、お聞きします。

2つ目は、新児童の情報の共有についてお聞きしました。今現在、先ほどの午前中の質問の中にもあったように、発達障害の児童も大変多くなってきていると。指導員の方々も、日々、学習を通して、また、研修会などを通して、いろんな今までの子供の見方が、そういう研修を通することによって変化が生まれたと。すごく、この研修は学童の指導員をやるに当たっては大変ありがたく思っているという指導員の方の話を聞いています。

そうしながら、日々、子供たち一人一人の特徴に合わせた指導というのが大切になってくるんですが、当然、必要な場合に応じては、指導員の増員ということも考えられるわけですが、その辺について、例えば、必要であった場合は、どのような対応をしているのか。また、一人一人の個性を持った子供たちにどのような対応を行っていくような指導をされているのか、この辺についてをお聞きしたいと思います。

○吉本議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○山本生活福祉部長 市来議員の再質問にお答えいたします。

まず、1点目のほうでございます。マニュアル等については、常に見直し等されておるのかというところです。

最初の答弁で申し上げました。国の指針については、我々変えることはできないというところがございますけども、委託先事業所において定めている、いわゆるマニュアルにつきましては、利用者とか、それから指導員、それから、あるいは我々定期的に開催しております岩出市子ども・子育て会議、この会議の場で、委員さん方の意見をいただいたり、そういうものをもとに、市と委託先の間で随時見直しを行っておる。必要に応じてマニュアルの改定も行っておるところです。

その改定をされた場合は、やはり先ほど申しましたようなリーダー会議とか、そういう場で情報共有、対応を統一していくということを徹底するということで、その会議の場などで周知をして、各学童保育の場の指導員のほうへ行き渡らせている

というふうな、そういう状況でございます。そういうふうにやらしていただいておりますところでは。

それから、2点目、いろんな課題のある子供さんが入ってくる中で、学童、指導員の体制、どうかというような、そういうようなご質問であったかと思いますが、現在、学童保育は6つの小学校で、8つのグループといたしますか、クラスのほうでやらしていただいておりますところでは。

新年度の、30年度の申し込み状況につきましては372名、今、申し込みがあるという状況でございます。その指導員の体制はというところですが、今、平成30年の3月現在で、今、70名の指導員の方に対応していただいておりますという状況です。今後、また4月以降の体制につきましては、また担当課のほうと、それから委託先であるシルバー人材センターのほうとで協議いたしまして、適切な配置をしていきたいというふうに考えております。あるいはおっしゃっておりますように、やはり発達に課題のある子供さんとか、そういう子供さんも、やはり、これは学童保育の場だけではなくに、保育所とか、そういう場でも、やっぱり増えておるといふところでもありますので、その専門的な対応ができるような、先ほど申しました研修例もそうですし、アドバイザーの方に適宜助言いただいて、対応していきたいと、そのように考えております。

以上です。

○吉本議長 再々質問を許します。

(な し)

○吉本議長 これで、市来利恵議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問を願います。

市来利恵議員。

○市来議員 2点目、ごみ問題についてであります。

1997年4月に、旧厚生省が、灰溶融固化施設の設置を焼却施設整備に当たっての補助要件としたことで、溶融施設は全国の自治体に広がりました。国によるガス化溶融炉か、灰溶融炉かの二者択一の押しつけは、突如、年間数千億円規模の市場を生み出し、さらに、'02年のダイオキシン規制強化が溶融炉導入を促進させました。

しかし、全国的にも稼働して3カ月内で、炉内の耐火レンガが損傷する致命的な事故が起こった施設、また、メーカーが保証修理する保証期限が切れた施設では、維持補修費が高騰して、自治体財政を圧迫するなどの問題が起こっていました。

このため、環境省は、'08年によりやく実態把握に動き出し、そして、'10年3月

19日、焼却施設に附帯されている灰溶融固化設備の財産処分についての文書を出し、溶融施設を廃止しても、補助金返還を求めないと方針転換をしました。

日本環境衛生センターの常務理事は、基本的な課題をクリアしないまま実施に移した技術もあり、影響が出始めているとし、他の専門家からもそもそも未熟な技術だったとの指摘がなされています。現在では、近隣市町村などでも、老朽化に伴い、建設が必要となっている自治体、一組方式で建設を予定するなど、さまざまありますが、溶融炉方式を選択しないこれまでどおりの焼却方式を採用するところも多々出てきています。

岩出市クリーンセンターは、流動床式ガス化溶融炉方式を採用し、神鋼環境ソリューションによって建設され、'09年から本格稼働となっています。もちろん1,300度という高温で処理する技術的な面でも、高度な技能を要するため、専門家での運転が必要となり、運転委託料が発生しているわけです。

平成30年度のごみ処理運転委託料について、予算額6億5,321万2,000円が計上されました。過去10年間の当初予算額と比較しても最も高く、これまで一番高かった平成26年度の5億7,448万5,000円より、約8,000万円近く高くなってきています。平成28年度までの予算・決算の数字では、ほぼ予算額と決算額に違いがないものとなっているため、大きな額の変更はないように思います。このまま行けば、決算でもこうした6億もの数字が出てくるのではないかと。

平成30年度のごみの処理運転委託料について、まず詳細を求めたいと思います。

2つ目に、現在、ごみを減らす取り組みを行っています。ごみの分別やごみ袋の有料化、集団回収など、もちろんこれらは岩出市ごみ処理基本計画を主とし、ごみ減量やリサイクルを基調とした自然と共生できる循環型社会のシステムをつくり上げるため、ごみをつくらない、出さない社会づくり、安定したリサイクル社会づくり、資源循環のための施設づくりを目標に掲げ、ごみの減量、リサイクル、埋立処分場について、平成15年度を基準年度とした数値目標を設定し、その達成に向けて、各種施策を実施しています。

運転管理委託料との関係から見て、このごみを減らす取り組みをどのように考えているのか。例えば、ごみの量が減れば、委託料は減ると考えるのか、ごみ質、分別を徹底すれば委託料は減るのか。それとも、ごみを減量化しても、この委託料は減らないと考えているのか、市のお考えをお聞きいたします。

3点目は、今後、委託料の増加についてです。先ほども言いましたが、焼却灰溶融炉は、維持費、メンテナンス、燃料代などで、自治体財政が圧迫されていくおそ

れがあります。この指摘は、専門家を初め、灰溶融炉を導入した自治体自身が、炉を休止、また廃止をするところもあります。委託料の増加は、市民サービスに直結していく問題です。委託料の増加について、今後の見通し、また、今後増加すると考えているのか、お聞きをしたいと思います。

4つ目は、これまで、市はごみの減量化についての報告などでは、市民から出るごみの減量化は進んできている。一方、事業所の増加とともに、ごみの量も増加ってきているというふうな形で報告がされています。これまでの事業系ごみについての取り組みと課題は何か、これをお聞きいたします。

○吉本議長　ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○山本生活福祉部長　市来議員のご質問、2番目の1点目について、まずお答えをいたします。

平成30年度の岩出クリーンセンター運転管理等業務委託料の詳細につきましては、運転管理業務として1億1,280万円、点検補修費として3億2,597万6,000円、光熱水費として1億2,555万円、薬剤・油脂類の費用として3,599万9,200円、保険料として450万円、合計6億482万5,200円となり、消費税を加え6億5,321万1,216円となります。

次に2点目、ごみの減量化を進めているが、運転委託料との関係をどのように考えているのかについてですが、クリーンセンターの運転委託料は、5年間の包括契約となっておりますので、単年度においては、ごみの減量化が委託料に反映されることはありません。

しかしながら、平成29年度までと30年度以降を比較しますと、光熱水費におきましては約14%低い金額での契約となっており、ごみの減量化が進んでいることが要因の1つとなっております。このように長期的に見れば、ごみの減量化が運転委託料の軽減につながっているものと考えております。

3点目、今後、委託料の増加も考えられるのかにつきましては、平成30年度からの5年間の包括契約では、点検・補修費以外の費用につきましては、基本的に変動はございません。また、点検・修繕費につきましては、市が作成した要求水準表をもとにした5カ年の修繕計画で、点検・修繕を行っていくため、年度によって金額が上下いたしますが、修繕費が今後5年間、一貫して上昇していくというわけではございません。

次に、4点目の事業系ごみ減量化に向けた取り組みと課題についてですが、まず、

取り組みといたしましては、今年度、岩出クリーンセンターが直接収集を行っている家庭系可燃ごみの実態について、四半期ごとに調査を行っておるところです。調査途中の状況ではありますが、市が収集する家庭系可燃ごみに事業系と思われるごみが10%程度含まれていることがわかってきております。また、ごみ種としましては、事務系事業者では紙類などの資源ごみ、食品系事業者では食品残渣の排出がそれぞれ多いという傾向が出ております。

これを受けた取り組みとしまして、まず、食品ロスの削減に向けて、3010運動のチラシを作成し、啓発を実施しておるところです。

次に、課題であります、事業系ごみは、家庭系ごみと異なり、さまざまな業種の事業者が存在することから、排出されるごみ種も多種多様であり、画一的なものとならないことから、減量啓発を行うに当たっては、業種に応じた個別の啓発を展開していく、これが今後の課題であると考えております。

以上です。

○吉本議長 再質問を許します。

市来利恵議員。

○市来議員 30年度の運転委託料の詳細についてお聞きをしました。運転委託料の中には、当然、人件費ですね、そうしたものも含まれておりますが、大体、人員の関係で変わってくる数字だと思うんです。

ほかで言えば、やはり光熱水費、薬剤等々では、単価によって変わります。もちろんごみのカロリーが低ければ、温度を1,300度まで上がらないといけないということは、補助燃料という形が最も大きく使われると。この金額が結構高いというのは、どこの自治体でも言われております。

また、あとはいわゆるメンテナンスです、補修ですね。補修については、5カ年計画をもってやっているんで、計画に基づき補修をやっているんで、今後、特に運転費用について莫大な上がるという見通しは立ててないというふうにおっしゃっておりました。しかし、そもそもこの炉、専門的なものなんで、例えば、耐火レンガにしろ、何にしろ、この部分が悪くなりましたって、この部分について保守点検が必要になって、その部分を変えらなっても、ある意味、言い値なんですよね。言い値。妥当かどうかというのはわからない値段で、メーカー側から言われるという可能性があります。

例えば、そうしたところであれば、神鋼環境ソリューションさんがつくっている炉というのは、かなりあると思うんです。同じような形で、60トン炉でつくってい

る部分というのが青森県に1カ所。北海道の根室北部広域ごみ処理センターがあります。もう1つは、秋田に環境衛生センターの同じ60トン炉というのが、この3つあるんですが、そこと比べてどうなのかというのは、一概には言えませんが、そうしたところの情報も必要になるのではないかというふうに考えられるわけです。もちろん同じ60トン炉で、同じ神鋼環境ソリューションさんがつくられているといった意味では、そうした同じ炉をつくっているところとの比較というところも、私は必要ではないかと考えます。

そうしたところでは、そういった情報をやはりいただく、情報を取り入れるということも、この岩出市としては必要では、まずないでしょうか。

もう1つは、補助燃料など、光熱水費も少しでも抑えることができれば、経費が削減できるというふうに考えているんです。そこには、どうすればいいか。やはり先ほど言ったように、ごみが減れば、長いスパンから考えれば、ごみが減ったら、この委託料も軽減できるというふうな形で、市当局はおっしゃったと。

ということであれば、そうした補助燃料だったり、そういうことを使わないようにするために、今後、一体何ができるのか、何の対策が必要なのかという、新たな対策を考えなければならないのではないかというふうに思います。

ごみの委託料というのは、先ほども言ったように、市民サービスに直結していく問題であります。そうした意味では、ごみを減らすためにさまざまな取り組みをされておりますが、この委託料と関係して市民の皆さんとごみを減らす取り組みをどう進めていくのかという点でも、私は訴えることができるのではないかと。皆さんの協力があったからこそ、これだけ委託料が減ったという部分については言えるのではないかと。

ただ単に、市がいう5年契約、5年間での推移で見ているんで、なかなかその辺は難しいかもしれません。ただ、ごみを減らすという取り組みにおいては、ごみの有料化や集団回収だけではなく、そうした点からも委託料が減るという形から見ても、減らす努力ができるのかな、協力を求めることができるのかなと思うんで、その辺について、いっかいのお考えを聞かせていただきたいと思います。

事業系のごみについてでございます。事業系のごみについては、実際の状況を年度途中ではございますが、発表していただき、古紙が多い、また、食品の事業者では、食品残渣が大変多いということを言われました。この調査を行ったことで課題が見えてきているということは大変評価ができる点であります。これまではそうしたことは言っておきながら、調査はなかなかスムーズに行ってこなかったと。

今後は、その課題をどう取り組んでいくのかが重要なポイントとなります。食品廃棄物を排出している事業者に対しては、みずからの責任で、再生利用、再資源化の生ごみ、減量対策を早急にとらせる必要があるのではないかと。また、以外にも事業所のごみの中にも古紙類が多いといった結果も聞きました。であれば、分別を徹底することを求めることが必要です。

この3010運動、これを進めるという形で言われているんですが、やっぱり事業所は、みずから排出したごみ、出たごみをどうするかというところについては、事業所がしっかり考えていかないといけない問題、その点については、事業所に対する徹底した分別、これを求めるために、どのようにやっていくのか、この辺について、再度お聞きをいたします。

○吉本議長　ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○山本生活福祉部長　市来議員の再質問にお答えいたします。

3点あったかと思います。1点目が、現在、同じ業者に委託しているということで、言い値、保守点検も言いなりになって、高ついているのではないかと、そのような趣旨であったのかなと思いますが、現在、岩出クリーンセンターを建設するに当たっては、環境負荷軽減を第一の視点におきまして、流動床式ガス化溶融炉のごみ処理施設を建設いたしました。

現在、委託している事業者、これを維持していく上での運転技術について、我々が求めている水準を満たしており、保守点検、修繕に際しても、保有する特許等を活用して行うことができることから、最もふさわしい事業者として委託することとしております。

契約内容につきましても、我々としては、要求水準書に沿って厳しくチェックを行っており、積算についてもチェックを行い、適正であると考えておりますが、議員がおっしゃられるように、我々としても、やはり専門的な部分でありますから、いろんなところから情報を収集して勉強していく、これは大事であろうかと。事業者と交渉していく上では、やっぱりいろんな知識を身につけるということは大事ではないかと考えておりますので、その辺のノウハウの蓄積を我々もやっていきたいと考えております。

それから、2点目ですが、市民の協力のやり方というようにところでございます。先ほど申し上げましたように、クリーンセンターの運転管理費の中で燃料費が14%減少することができたと。この14%が全部ごみの減量化によってなされたというわ

けではないので、どれぐらい具体的に金額、これぐらい、ごみの減量化によってできましたというはっきりした具体的な金額を出すというのが難しいところではあるんですが、市民の皆さんがごみ減量化に協力していただいたおかげで、クリーンセンターの運営経費に関しても、ある程度、軽減できておりますというような、そういう啓発の仕方、どういうふうな伝え方がいいのかという啓発方法について、また市民の皆さんに、より協力しようかと、やっていこうかと思っていただけるような、そういう啓発をまた研究してまいりたいと考えます。

それから、3点目が、事業系ごみの取り組みについて、どのように考えているかというところではありますが、事業系ごみ、これは経済活動によって生じるものというところで、企業構造と密接なつながり、これがございます。

減量化、資源化を事業者働きかけていく場合に、企業の社会的責任に訴えるということ、これに加えて、ごみの発生抑制あるいは減量化、資源化への取り組みというのが、その企業の経営にとっても有効であると、そういうような面を織りまぜて、またそれぞれの業種に応じた啓発内容、啓発手法により、粘り強く働きかけてまいりたいと考えております。あるいは、商工会など関係団体の協力を得て、ごみの減量化を目指していきたいと、このように考えております。

以上です。

○吉本議長 再々質問を許します。

(な し)

○吉本議長 これで、市来利恵議員の2番目の質問を終わります。

引き続きまして、3番目の質問を願います。

市来利恵議員。

○市来議員 3点目は、就学援助の充実をです。

この問題については、昨年3月議会、6月議会と取り上げています。そして、今回3回目の質問であります。

就学援助の充実について、新年度予算での改善も見られず、非常に残念でなりません。まず、給付額の引き上げをということで、国基準と岩出市との比較についてお答えをしていただきたいと思います。

そして、他市の比較についてお聞きをします。

次、なぜ引き上げないのか。これまで他市との状況を見るといったことの答弁でお聞きをしました。研究をしていくなどということを繰り返し言っておりますが、引き上げない理由についてお聞かせください。

2つ目に、入学準備金の前倒し支給をです。

県内の実施状況はどうなっているのか、お聞きをいたします。

市でも前倒し支給について、市にとって前倒し支給は転居などの問題もあり、リスクがある、このように答弁を行っています。私は、他市の実施例を挙げ、例えば、福岡市の場合、あらかじめ転出予定者は対象から外している方法や、愛知県の知立市は全員を対象にして転出の場合は返還を求める方法など、また、小学校、中学校での実施は不可能であっても、中学校入学に対応し行っている自治体など、前倒し支給する自治体は増加をしてくれています。リスクがあるから実施しないのではなく、どうすれば市で実施に向かって進めていくのか、これを考えるべきではないでしょうか。市でも前倒し支給を求めたいと思います。

○吉本議長　ただいまの3番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○秦野教育部長　市来議員のご質問、就学援助の充実をについて、通告に従い、お答えをいたします。

まず、1点目の支給額の引き上げをということについてでございますが、その中の国基準と岩出市との比較ということですが、要保護家庭については国基準はございますが、準養護保護世帯への国基準というのはなく、援助の種類や単価は自治体の裁量に任せられています。

次に、他市との比較につきましては、新入学用品費を除いて、他市と大きな差はありませんが、本市は若干低くなってございます。今後の課題であると認識しております。

また、なぜ引き上げないのかということですが、今申し上げたとおり、課題として認識しておりますので、今後、その金額や時期等について検討してまいります。

次に、入学準備金の前倒し支給の状況につきましては、県内の状況ですが、平成29年6月時点の文部科学省調査によりますと、平成30年度から前倒し支給を検討している、または既に実施していると回答した自治体は、県内30市町村のうち、小学校で8自治体、中学校で16自治体、平成30年度からの実施を検討していない、またはその他と回答した自治体は、小学校で22、中学校で14となっております。

なお、前倒し支給をということですが、県内のこのような状況を見ますと、平成29年3月議会や6月議会でもお答えしたとおり、前倒しによるリスクにいかに対応するかという課題がありますので、先行実施している自治体の状況等、引

き続き研究していく必要があると考えてございます。

以上です。

○吉本議長 再質問を許します。

市來利恵議員。

○市來議員 国の就学援助国基準というのは、いわゆる部長がおっしゃるとおり、生活保護世帯が直接対象となります。国が定める単価は、自治体が独自での財源で、準要保護世帯に支給する就学援助の事実上の目安となっています。岩出市も、その目安を総じて、今、この準要保護に値する部分については国基準ではなく、岩出市独自の方向でやっておられると思うんですが、例えば、これについて、国では、小学校の学用品費、小学校1年生の部分では、国基準は1万1,420円が、岩出市は1万800円、学用品費、小学校2年から6年の場合、国基準が1万3,650円が、岩出市、1万2,960円、校外活動費の泊なしが、国が1,570円、岩出市は1,510円、修学旅行費は2万1,490円が、岩出市は2万600円等々、全て、全部、岩出市は国基準より低く抑えられているというのが実態です。

準要保護にかかわる支援、準要保護に対する就学援助については、三位一体改革によって、平成17年度より国の補助を廃止され、財源移譲、地方財政措置を行い、各市町村が単独で実施していることも踏まえています。

しかし、比較して、岩出市は国基準より低い設定となっているんです。他の市町村を見てみます。これと歌山県内です。他の市町村は、ほとんどの市町村が、国基準の、例えば、いわゆる学用品費でも1万1,420円が、大体の基準を国の基準に沿う形になってきているんですね。ところが、岩出市は、それよりもまだ低い状況です。この低い状況、何意味をするかということ、消費税引き上げ、5%から8%に伴う全ての支給品目を単価を国がアップしたんです、2014年に。ところが、岩出市は2013年度のまま、そのまま国基準を使ってやっているということです。国ですら消費税分の上乗せをしているのに、なぜ市はその消費税分も上乗せをしないのか。まず、この1点はすごく不思議に思います。就学援助を必要とする家庭は、どんな世帯で、どんな状況なのか、ここを大きく考えていただきたい。

そして、2017年度からは、新入学児童の生徒学用品費等が2014年度の額より2倍に引き上げられました。新入学児童生徒学用品は、文房具や辞書、制服やランドセル、通学用自転車など、入学前に学校生活に必要なものを買う費用として支給され、国の単価は、小学生が4万600円、中学生が4万7,400円です。

岩出市は、現在、新入児学用品費、これが1万9,900円、中学校でも2万2,900円、

2014年度の時点で、これがこの額まで引き上がっていますが、岩出市は、いまだに13年度のまま採用しているということになります。

国が引き上げられたのは、保護者の間では、制服など、入学前の実際の負担額に対し支給額が少ないという声が上がっていたことや、平成29年度の予算概要、要求説明資料の中で、文科省は新入学児童生徒学用品費等の引き上げについて、実勢価格等を踏まえた単価に改定と説明をしています。

文科省は、このように説明をしました。新入学児童生徒学用品費等の金額が低いという認識を持っているということです。新日本婦人の会のアンケート調査では、入学準備費用は、小学校で平均5万4,540円、中学校では平均7万8,492円という結果がございます。この金額と比較しても、岩出市の額、どうでしょうか。国も実態と乖離がある状況だと認め、2017年度に引き上げた。岩出市はそうした乖離、ないと考えているのか。岩出市の考えをお聞かせください。

前倒し支給について、先ほども申したように、入学準備費用は、小学校で平均5万4,540円、中学校で平均7万8,492円かかるといった資料もあるのですが、当然、子供を持つに際して、将来設計をしっかりと持つべきものであると考えますが、どんなに頑張っても努力しても、うまくいかないこともあります。一概に親の自己責任という言葉で片づけられないですし、子供と一緒に責任を抱える問題でもありません。

現在、全国の自治体の小学校の支給を早めるという動き、1,751自治体の中で711自治体が実施をしています、40.6%。中学校では、1,743自治体あるうちの856自治体、約49.1%、これ文科省の調べであります。支給を早めるといった動きがございます。

県内の状況も先ほどお聞きしました。どの自治体も、どのようにしたら実施できるのか、前進できるのか、考え支給時期を早めることができるのか見直しを改善させてきているところがどんどんとふえてきています。

先ほど自治体の中では、30自治体のうち、小学校では8、中学校においては16自治体、また検討も含めてですが、まだまだやってないところも多いというようなニュアンスでおっしゃいました。ただ早める時期に至っても、例えば、和歌山市などでは、これまで6月以降の入学準備金の支給時期を和歌山市でも5月、まあ言うたら、7月ではなく、中学継続のみ5月にしてきたというような動きがあるんです。できない、できない、やらないではなく、どうやったら一歩でも前に進めるかということ自治体は考えながらやってきています。

例えば、それ以外にも、平成18年度から入学前を導入していた、検討していたところも、去年は、これまで6月以降だったものを5月に変えたり、4月に変えたり、全てが全て3月にやれというわけではなく、少しでも早目ながら、どのようにサポートしていけるかというのを考えながらやっている自治体が大変多いということなんです。

岩出市は、そこから見れば、やりません、課題ではあったり、リスクが高いからというふうにおっしゃるんだけど、どうやったら低所得者である、また、そういう就学援助を受けなければならない家庭に寄り添うことができるのか、この点をしっかりと考えていただきたいと思うんです。一遍にできなくても、徐々にできるところからやれる方法があるはずではないでしょうか。

子供の貧困対策の推進に関する法律というのが施行され、この基本的施策の中には、地方公共団体は就学の援助、学資の援助、学習の支援、その他の貧困の状況にある子供の教育に関する支援のために必要な施策を講じること、そういうことがうたわれています。

学校教育法の第19条には、経済的理由によって就学困難と認められる学齢児童、または学齢生徒の保護者に対しては、市町村は必要な援助を与えなければならないと規定されています。

就学援助は教育の機会均等の精神に基づき、全ての児童生徒が義務教育を円滑に受けれることができるよう配慮し、実施すべきものであると踏まえ等々、こういうふうに書かれております。

こうした観点から、岩出市でも支給時期の見直し、また単価の引き上げについて、しっかりと取り組んでいく必要があるのではないかと考えます。もう一度、この件についてお聞きをしたいと思います。

○吉本議長　ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○秦野教育部長　市来議員の再質問にお答えをいたします。

3点あったかと思います。なぜ、アップしないのかということ、それから、入学準備金についての乖離の点、それから、入学準備金について、どうやったら前倒しでできるか考えていくべきだということだったと思います。

まず最初の1点目、2点目、一括してお答えをしたいと思います。

なぜアップしないのか、それから、乖離の状況ということなんですが、乖離の状況については、議員が今おっしゃったとおりでございます。それらも含めて、教育

委員会としましては、先ほども答弁しましたように、課題であると認識してございます。今後、社会経済状況等を考えながら、しかるべき時期に判断してまいりたいと考えてございます。

それから、どうやったら前倒しできるか考えて、徐々に改善していったほしいということについてでございますが、私どもも、いろいろと考えてございます。例えば、平成29年度からは、修学旅行費の前倒しについて実施してございます。このノウハウ、それから、ほかの自治体の状況等を踏まえ、今後、引き続き研究してまいりたいと考えてございます。

○吉本議長 再々質問を許します。

市来利恵議員。

○市来議員 修学旅行費、出していただいているということです。私は出してない自治体も和歌山県内にはたくさんあります。そうした中で、これは生活保護の部分になりますが、修学旅行費を出していただいているということは、大変評価できるものであります。

しかし、ここでも紀の川市や和歌山市、海南市などに比べて、2014年の改正が行われていないため、国基準以下となっていることは非常に残念です。国基準は、5万7,590円中学校、小学校では、修学旅行費が2万1,490円。ところが、岩出市は2万600円と5万5,700円、紀の川市、和歌山市、海南市と多々比べても、低くなっています。せっかくやっているのに、やっぱり他市と同じように引き上げるのは当然じゃないかと思うんです。そのことも踏まえて、修学旅行をやっているということは評価できますけど、実際には、ほかの市よりも低い、国基準より低くなっているということは申し上げなくてはなりません。

課題だということをおっしゃいました。早急にしっかり、やはり乖離があるということを私はお認めになっている。お認めになっているというか、その考えは同じだということだと思うんです。実際に買うものと支給しているお金が乖離があるということについては。であるならば、やはり課題をどうやったらクリアできるのかというのをしっかりと考えていただいて、早急に対応をできるようにしていただきたいと思います。

○吉本議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○秦野教育部長 再々質問にお答えをいたします。

早急に改善をとという主旨のご質問であったかと思います。就学援助の充実につき

ましては、子供の貧困対策として大変重要な柱の1つであることは、十分に認識してございます。しかし、最も重要なことは、就学援助のような経済的な支援のみならず、生活支援、保護者の支援等を含め、総合的に貧困対策を実施していくことだと考えてございます。

そういった意味で、教育委員会では、大綱に盛り込まれていますさまざまな諸施策を実施しているところでありまして、引き続き総合的に貧困対策に取り組んでまいりたいと考えてございます。

○吉本議長　これで、市来利恵議員の3番目の質問を終わります。

以上で、市来利恵議員の一般質問を終わります。

しばらく休憩いたします。

午後2時20分から再開いたします。

休憩 (14時07分)

再開 (14時20分)

○吉本議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

通告6番目、16番、尾和弘一議員、一問一答方式で質問願います。

尾和弘一議員。

○尾和議員　いつも私が最後になるんですが、おつき合いをお願いしたいと思います。

私は、水道行政について、それから犯罪被害者支援について、岩出市内のため池問題について、それから那賀病院の労働実態について、それから種子法について、教育環境の改善について、質問をさせていただきたいと思います。市当局の誠意ある答弁をまずもって求めたいと思います。

まず、第1点の水道行政についてであります。

政府は、昨年度から水道法の一部改正法案を閣議決定して、民営化の手法であるコンセッション方式を水道事業に導入をしやすくし、国や都道府県が主導して、広域化を進めるための水道法改正をしようとしておりました。

この方式とは、水道施設を自治体が所有したまま、経営権を民間企業に譲渡する方式である。しかし、そもそもこの方式は、憲法25条に定められた国民の生存権を具現化したと言われる水道法に基づき、公衆衛生の向上と生活環境の改善を目的とした水道事業が、利益優先の民間企業に担えるのか、甚だ疑問であります。

法律改正の理由として、水道事業体の約半数が、料金で給水原価を賄えておらず、赤字経営であることや、管路や施設の老朽化が進んでいること、人材不足等などの

諸課題解決に向けて、水道の基盤強化を図ることが上げられております。所要の措置として、民間企業の参入をもくろんでいるというのが実態であります。

また、今回の法改正の背景には、世界的な水ビジネスの流れがあります。2020年には、世界で100兆円規模に拡大すると言われていた日本の民間資本は、その市場に参入するため、世界最高水準と言われている日本の自治体の水供給の管理や運転技術のノウハウを求めて、水道事業の市場開放を迫っているのです。

このような経済優先の姿勢では、国民の暮らしを支えるインフラとしての水道事業の破綻は避けられないのが現状ではないかと考えております。

水道事業の民営化、広域化を推し進める水道法改正ではなく、政府に対して補助金等財政支援によって水道料金の地域格差を是正することを強く求めていくことが、岩出市にとっても重要であると考えております。

そこで、岩出市の基本的な考えをお聞きをしたいと思います。

まず第1点は、水道法の改正により、企業参入についてどう考えておられるのか、今後どのような方針をとられようとしているのか、まず、第1点お聞きをしたい。

2点目に、岩出市の水道について、民間企業の参入を考えているのか、この点についてお聞きをしたいと思います。

3点目は、現在の企業運営で経費削減をしているために、水道料金の基本となる検針に関して、省力化をする事業として、ネットにつながるIoTを活用して、通信機能つきスマートメーターから使用データを一括収集して、個別料金を算出する方法の導入を考えたらどうかというふうに考えておりますが、これについてご答弁をいただきたい。

最後に、岡田第一浄水場内の給水井戸について、現状についてどのような状況になっているのか。後処理は安全な対応をとられているのか、お聞きをしたいと思います。

○吉本議長　ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

上下水道局長。

○濱田上下水道局長　尾和議員のご質問の1番目、水道についての1点目、水道法改正、企業参入はどうか、2点目、岩出市の水道はどうかについて、あわせてお答えいたします。

水道法の一部改正につきましては、今国会で審議中ではありますが、改正案の中で、官民連携の推進とあり、地方公共団体が水道事業者としての位置づけを維持しつつ、厚生労働大臣の許可を受けて、水道施設に関する公共施設等運営権を民間事業者に

設定できる仕組みを導入するものです。

本市では、平成27年度に水道ビジョンを策定し、アセットマネジメント計画により、計画的な改築更新を図り、健全で安定的な事業運営の継続、安全な水道水の供給、災害対応力の維持向上に努めております。よって、現在のところ、水道施設の運営権を民間事業者に設定する考えはございません。

また、今後の水道事業の経営の見通しとしては、年々給水収益が減少している中、開発による加入分担金や施設分担金の収入が現状どおり続ければ、当面の間は安定した経営状況となる見通しですが、開発が減少しますと、経営が厳しくなり、水道料金の値上げや企業債の借り入れの検討も必要であると考えております。

次に3点目、経費節減、水道検針スマートメーターの導入はどうかについてお答えいたします。

水道検針スマートメーターにつきましては、現在、大都市において、民間企業と共同で実証実験を行っている段階であり、スマートメーターも高額であることから、現在のところ導入は考えておりませんが、今後の動向を注視し、情報収集に努めていきたいと考えております。

次に、4点目の岡田第一浄水場の給水井戸、現状と後処理は安全かのご質問にお答えいたします。

現在使用していない井戸は、第一浄水場の場内に1カ所あります。現状の井戸については、鉄筋コンクリート床板のふたで覆っており、安全に管理しております。

○吉本議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 今、市としての方針を聞かせていただきました。まず、第1点の民間に対して、この方式、PFI方式と言われるものについては、当面は考えていないというご答弁でありました。しかし、今、政府のほうでは、TPPによって、この問題が取り上げられて、民間企業の導入を促す。厚生労働省のほうで取り組みをして、厚生労働省の認可のもとに、この方式が着々と、一方では進められているという現状であります。

民間委託の現状としては、運転管理について、委託ありが47、割合として34%、それから、設計、装備点検、保守については107委託している。それから、割合としては、回答した中の77%、それから機械とか電気設備点検、保守については139のうち108が、もう既に委託をして、78%ということであります。

それから、導線とか送配水管、管路の業務委託については、割合として27%、そ

れから、計画的な漏水調査、修理については68%というような調査結果が出ております。いずれ、この問題については、岩出市でもそういう方向になるのではないかと私は危惧をしているのであります。

というのは、先ほども申し上げましたように、水というのは、人間が生きる上において、一番大切な問題であります。そういうものを民間の営利目的のそういう企業に渡すということになりますと、市民の水の料金にもはね返ってくるということも考えられます。そういう意味で、この問題については、毅然とした態度で、岩出市としても対応する必要性がさらに出てくるのではないかとということであります。

これは新聞報道で、全水道書記次長の辻谷さんという方が、この企業参入については、安全持続性を維持できるのかということで危惧をしていることでもあります。この全水道労働組合というのは、全国の水道関係の上部団体であるわけですが、そういう意味では、この問題について、岩出市としての考えを明確にして、そういう民間導入については考えないということを明確にしていきたいというように、再度お願いをしたいと思っております。

それから、スマートメーターの件なんですが、私は、これは非常に水道行政の中で経費節減、検針をしていく中で、今、料金が高いと言われましたが、これは大阪のメーカーで柏原計器工業というところが、既にマンション関係の検針に導入をして進めていこうということで、個別料金を手間なく算出できると。水道局の中に、パソコンでクリックすれば、全世帯の水道料金、水道量が瞬時につかむことができるということで、将来、これは普及をしていくということは、必ず言えるのではないだろうかということでもあります。

そこで、現在のところは高額であるので導入しないということではありますが、このメーターの問題については、法律で8年ごとの更新が義務づけられております。段階的に、このメーターについて、今から研究をして、大量に普及すれば値段も下がるということも考えられますので、更新時には切りかえるメーターについて導入を考えていく必要性はあるのではないかとというふうに思っております。

このメーターの波及効果として、もう1点考えられるのは、水道を使用しない世帯があつて、日々、水道量をチェックをできるということになりますと、独居老人とか、そういう方の、もしそこで水を使ってないとなれば、そこに異常が出るわけですから、そこに行って状況も把握できるという側面もあるわけですから、そういう意味では、早く決断をしていただきたい。

既にスマートメーターについては、電気とかガスが先行で導入をしております。

関西電力等についても、そういうことで、電力関係も導入をしているということですから、こういうことについても必要性を考えていただきたいというふうに思います。

それから、4番目の岡田の浄水場についてですが、私は、給水した後の掘った井戸、床板で安全ですよということではありますが、そこで働いている方は、年次別に交代をするということになりますので、必要でないのであれば、せっかく掘って、そこから給水しないのであれば、埋め戻して、状況をきちっとしておくということが求められるのではないかなというふうに思うんですが、それについて再度ご答弁をいただきたいと思います。

○吉本議長　ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

上下水道局長。

○濱田上下水道局長　将来、民間企業への参入を検討しないのかということですが、いますけれども、本市の水道事業は、年々給水収益が減少している中、給水戸数の削減に努め、独立採算による安定した健全経営を行っているため、現在のところ民間企業の参入は考えておりません。

そして、スマートメーターの導入についてですが、スマートメーター1個当たり約1万円します。その他、通信料やシステムの構築費用が必要となり、かなり高額なものと考えられます。計量法に基づく量水器の交換は8年以下で更新することとなっております。現行の口径13ミリの1件当たりの費用、量水器の費用ですが、平成29年度、購入実績では1,587円、検針費用が、8年間といたしますと3,360円で、4,947円の経費となって、現状では約2分の1の経費となっております。

それから、第一浄水場の井戸をなぜ埋めないかということですが、井戸の構造は鉄筋コンクリートづくりで、崩壊することはありませんので、多額の工事費をかけてまで埋め戻す必要はないと考えております。将来、第一浄水場を再構築する場合、あわせて撤去したいと考えております。

以上です。

○吉本議長　再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員　私は、水道行政について、民間参入を進めるべきではないという姿勢でありますので、民間参入については反対だということを明確にしておきたいと思っております。今後についても、市行政、地方自治体が独自にやるべきだということだと思っております。

ただ、この水道事業については、先ほども言いましたが、T P P の規制緩和の一環として、政府が推し進めているということでもありますので、その点については、我々は、この導入についてもやはり慎重に、その導入についてはやるべきでないということを申し上げておきたいと思います。

それから、スマートメーターの件なんですけど、今も2分の1で、現在できるんだということですけども、行く行くは、やはりこういうものも視野に入れて検討をしていくということが大切ではないかなと思っておりますので、検討もしないのか、それとも現時点では導入を考えていないのか、将来、検討していくということなのか、その点についてお聞きをしたいと思います。

それから、岡田の浄水場については、埋め戻しに金をかけてする必要ないということなんですけど、もともと、この給水井戸については、なぜ掘ったのかというのが問題なんですよね。使わないのに、なぜ金をかけて掘って、そのままにして放置をしていたのではないかと、そういう疑いを私は持っておるんですけど、なぜ掘って、そのままにしたのかと。必要性がなかったら掘る必要性はなかったんじゃないかと思うんですけども、そこら辺の市の今日までの経過についてご答弁をください。

○吉本議長　ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

上下水道局長。

○濱田上下水道局長　民間企業への参入による水道施設の運営権を民間企業に設定してしまうということについては、本市として危惧されること、いろいろあります。その中でも、技術の継承が途絶え、技術者が不足して、施設の運営に支障を来すおそれもあるということも1つあります。そういうところもありまして、現在のところ民間企業への設定というものは考えておりません。

それから、スマートメーターでございますけども、一番初めの回答で、今後動向を注視し、情報収集に努めていきたいと考えておりますということでお答えさせていただきましたとおり、マンションとかではうまく使えるかなとは思いますが、一般では高額になるということで、システムの構築、通信料、いろいろかさむところが多いので、今後とも情報収集に努めていきたいと考えております。

それから、岡田第一浄水場の井戸でございますけども、当時1万5,000トンぐらい取水できていたんですけども、だんだん水量も少なくなってまいりましたので、現在使っていない状況です。それは第一浄水場のほかの施設で賄っております。影響はありませんが、今後、第一浄水場の再構築するときに、第一浄水場の井戸については埋め戻すか取り壊す、そういうふうに考えております。

済みません。今の井戸で取水していたのが、過去では1日1,500トンです。1,500立米取水できていましたけども、360立米に減少したというところで運転を見直しました。

○吉本議長　これで、尾和弘一議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問をお願いします。

尾和弘一議員。

○尾和議員　次に2番目の質問をさせていただきます。

犯罪被害者支援についてであります。

人は余りに突然予測できない被害に遭うと、心も体もそれに対応できなくなります。思考と感情もとまり、どうしたらいいのかわからない状態に陥ってしまうのです。自分が自分ではないような気がする。冷や汗をかく。夢の中にいるような感じがする。周りに目が入らない。事件のことをよく思い出せない。それらは被害者の多くが経験する心の傷であり、人としてごく正常な反応です。犯罪被害に遭うのは大変つらく悲しいことです。突然のことに心も体も対応できません。

それでも、行政窓口や警察、裁判所で複雑な手続にかかわらなくてはいけなかったり、転居を余儀なくされたり、仕事をやめざるを得なくなったり、経済的負担も負ったり、さまざまな形で苦しめられます。多くの人々は、犯罪被害に遭遇することを考えたり、想定したりすることは日常的ではありません。

この3月議会で自殺防止への条例が可決されましたが、犯罪被害に直面すると、自死につながることもあると言われております。先の条例の表裏一体の問題であると考えべきであります。

地方自治体としての責務として、被害者への情報提供、被害者の方にパンフレット、被害者の手引による刑事手続の流れなど、一般的な事項について、また、被害者連絡制度により捜査の状況などについて情報提供しています。さらに、被害者の希望に応じて、地域警察官が被害者訪問、連絡活動を実施をしております。相談・カウンセリング体制の整備、被害者の方からのさまざまな相談に応じるために、各種被害相談窓口を設置し、また、心の傷の回復を支援するためにカウンセリングを行っております。

犯罪被害給付制度、犯罪により不慮の死を遂げた方の遺族や障害が残ることのあった方、重大な負傷や疾病を受けた方への経済的な支援を行っております。

捜査過程における被害の負担の軽減、捜査の過程において被害者の方に精神的負担等の二次的被害を与えないよう配慮されております。

被害者の安全の確保では、犯人から再び危害を加えられること等を防止するため、被害者の方の安全の確保に努められております。また、それ以外にも、レイプ、性犯罪被害者への対応、被害少年への対応、悪質商法の被害者への対応、暴力団被害にかかわる被害者への対応、交通事故被害者への対応、恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案への対応等々、被害の特性に応じて、さまざまな施策を推進していかなければなりません。私たちは、この国の誰もが安心して暮らせる生きる社会を願っているのです。

そこで、私は4点にわたって、岩出市の考え方をお聞きをしたいと思います。

まず第1点は、犯罪被害者等基本法における地方自治体の責務について、どのように考えておられるのか。

2番目に、岩出市内における被害者への対応と現状はどうされているのか。

3番目に、犯罪被害者の相談窓口は、岩出市においてはどこに置かれているのか。

4番目に、被害者支援条例の制定の考えについて、お考えをお聞きをしたいと思います。

○吉本議長　ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○藤平総務部長　通告に従い、被害者支援についてのご質問にお答えをいたします。

1点目の地方自治体の責務はありますが、犯罪被害者等基本法第5条において、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の実情に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有すると定められております。

次に、2点目の対応と状況はと3点目の相談窓口はについてありますが、岩出市では、総務課を総合的な相談窓口とし、警察からの派遣職員が担当しております。また、警察のほか被害者支援センターや法テラス、弁護士会などを初め多くの機関においても窓口が設置されているところであり、各種の相談や支援の対応がされております。

なお、これまで市の総務課において、犯罪被害を理由とする相談は、平成27年から平成29年はございません。

最後に、4点目の条例制定の考えはありますが、現在のところその考えはございませんが、他の自治体の動向を注視してまいります。

○吉本議長　再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 犯罪被害者支援について、和歌山県の条例の和歌山県安全・安心まちづくり条例の第28条に、犯罪被害者等に対する支援ということであつておられます。また、今、総務部長が答弁いただきましたが、犯罪被害者等基本法の中にもうたわれております。

私は、これらの条例、法律に基づいて、岩出市において早期にこの問題の構築をしていくと。今、総務部長は、27年以降、岩出市において相談を受けたことはない。何か胸を張っているような答弁をされますが、私は、岩出市において、こういう相談窓口がありますよと言って、啓発をしてきたのかという面があるわけですね。こういうもろもろの犯罪被害、ここに行けば相談をすることができますよということで、総務課に警察官の方が出向しているから、そこで承るんだということなんですけども、これらについても、市民の中には、こういう事態が起きたときに総務課へ行って相談するということは、ほとんど今のところないというのは、それは反面、岩出市がこれらの諸課題に対する取り組みの姿勢がゼロに近いと言わざるを得ないと、私はそのように感じております。

それから、条例に関してですが、今のところ考えがないということなんです、これはさきの3月の県議会においても、知事に対して、議員が犯罪被害に対する具体的な条例、県の条例をつくるべきだという主旨の発言をされておりました。

和歌山県下においては、全国的には、多くの市町村で条例がありますが、和歌山県が一番おくられているんですね。和歌山県であるのは、これは上富田町の条例しか和歌山県にはありません。現に、和歌山県下でこれが先行的な取り組みであります、上富田町の条例案をもとに、岩出市においても早期に条例化の方向を打ち出していきたい。

犯罪被害に遭いますと、誰しもうろたえて、その問題について直接対応できないというようなことがありますので、今、紀の国被害者支援センターというのが和歌山県の和歌山市にあります。そこにおいて相談を受けると。その団体は、和歌山県の警察のほうから情報を提供する団体になっておりますので、誰が被害に遭ったという情報はそこに集まってきます。それに対して支援を必要とする人に対して、対応していくという団体であるわけなんですけども、私は、そういう意味では、それらの団体について、助成金というのは、岩出市はゼロなんですね。和歌山県下でやってないのは、海南と岩出と紀の川市なんです。

この費用については、1人、紀の国被害者支援センターでは2円70銭の助成をいただきたいということで、毎年、岩出市についても要請があると思うんですが、和

歌山県下でやってないのは、先ほど言ったように、海南と岩出と紀の川市、それ以外のところは、その助成をしているというのが実態であります。

この問題については、岩出市も早期にそれらの助成をして、そこの連携を密にして、犯罪被害が発生した場合に、その家族や親族、それらの人の支援をしていく、バックアップをして、日常の生活に取り戻していくということが大切ではないかというふうに思います。

それから、条例制定について、今言いましたが、岩出市でも、これは今答弁いただきましたが、考えてないと、将来のことはわからないというふうなことでありますが、やはり早期にこれらについても条例を制定して、支援をしていく体制をしていただきたいと。

支援条例の中には、上富田で傷害に遭われた場合については、1人10万円、それから、遺族見舞金として30万円を支給するという制度もその中にうたわれております。

そういう意味では、それら等々も考えて、岩出市の早期の制定を含めて、再度ご答弁をいただきたいと思います。

○吉本議長　ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○藤平総務部長　尾和議員の再質問にお答えをいたします。

まず1点目、市において相談窓口があるということを啓発していないんじゃないかということでございますけれども、今ご質問いただきましたので、これからは積極的に窓口があるということを啓発、PRしてまいります。

それから、条例化の話ですけれども、先ほども話させていただきましたように、今現在のところはその考えはございませんけれども、他の自治体の動向を注視してまいるということでございます。

それと、被害者支援センターへの助成金の件ですけれども、これにつきましては、我々市といたしましては、事件であったり、事故等の被害者に対して、精神的支援の活動を行うための事業ということで補助するという趣旨は十分わかっておりました。それで発足当時、平成22年、23年、24年の3年間は、議員おっしゃられたように、人口掛ける1人当たり2.7円ということで、支払いはさせていただきました。ただ、発足当時の約束として、軌道に乗るまでの3年間は負担金をいただきたいという約束でありましたので、それ以降については、うちのほうからは支出をしていないという状況でございます。

ただ、紀の国被害者支援センターからの啓発等の依頼がございました場合には、積極的に協力をさせていただいておりますので、その点をご理解をいただきたいと思います。

○吉本議長 再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 この被害者支援センターの問題について、今の答弁では、軌道に乗るまでということであるんですけども、非常にセンター自体も財政が苦しくて、古本がある機関に送付して、その利益を得るとか、啓発物資とか、いろんな形で和歌山市もそういうことでやっておるんですけども、ほとんどが被害者支援センター自体の組織が、理事長は警察のOBで、署長クラスの方が常におられるんですけども、警察OBの方がほとんどの方が多いです。

そういう意味では、このセンターを窓口にして、そういう被害に遭われたときに対応していくということが求められますし、助成金にしても、そんなに高いものではありません。2円としても10万程度、5万としたら10万ですから、ぜひ、これについては早期に再検討していただいて、要請が来れば、それに応えていくというタイアップをぜひお願いをしたいと思いますが、それについてお聞きをしたいと思います。

○吉本議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○藤平総務部長 尾和議員の再々質問について、お答えをいたします。

被害者支援センターに対する負担金の考え方については、先ほど答弁をさせていただいたとおりですけれども、事件、事故等の被害に遭われた方、また、その家族、ご遺族に対して、この被害の軽減及び回復、こういうのは重要ということは十分認識してございますので、被害者支援センター等の啓発に関しては、今までと同様に協力してまいります。

以上でございます。

○尾和議員 助成金についてはどうなんですか。検討するんか、それともやらんのか、どっちなんですか、はっきりしてください。

○藤平総務部長 助成金の考え方につきましては、発足当時の3年間の約束ということで我々させていただいた経緯がございますので、今時点におきまして、前回のように引き続いて負担金を支出する考えはございません。

○吉本議長 これで、尾和弘一議員の2番目の質問を終わります。

引き続きまして、3 番目の質問をお願いします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 次に、市内のため池についてであります。

ため池堤防の雑木、草等の伐採に関して、岩出市の考えをお聞きをしたいと思います。

市内ため池の堤防の整備については、当該の水利組合なり所有権者が維持管理をされていると推察しているんですけども、市内ため池の管理者及び当該の組合、これは何件あるのか、現時点でつかんでおられるのであればお聞きをしたいと。それからまた、年間何回ぐらい清掃されているのか。

それから、最近、住持池、中左近池に隣接する市民の皆さんから、現在、私も現状を見てきたんですけども、草を刈った後、そのまま放置をしていると。強風、風が吹いて自宅の裏庭に飛んでくると。何とかしてほしいと。また、刈った後、枯れて、燃やされると、洗濯物ににおいが移る等々の苦情があったので、そのまま放置をしているのかなというふうな気がするんですけども、やっぱり必要なことは、処分について、どのようにされているのか。それから、市としてどのような指導をされているのか。これらについてお聞きをしたいと思います。

○吉本議長 ただいまの3 番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○船戸事業部長 市内ため池について、一括してお答えいたします。

まず、市内ため池の数ですが、44カ所ございます。

それと、草刈りは年に1 回実施しております。

あと、処分方法ですが、和歌山県が定めたため池点検マニュアルの管理の項目には、刈り取った草木の処分方法の定めはございませんが、市民から苦情があった場合には、ため池管理者に対して適正に管理を行うよう指導してまいります。

以上です。

○吉本議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 市民からの苦情ということなんですが、私が聞いたこれらの苦情について、住持池のことなんですが、これについてどうされるのか。現状は、刈った後、放置をしていると。私は、基本的には、あそこで燃やすんじゃなくして、一括してまとめてクリーンセンターに、やっぱり持ち込むべきだと、民家のある、隣接している住民のおられている住宅街についてはですね。そうでないところについては、

これは臨機応変にやってもいいのかなと。焼却も1つの考え方でありまして、そこから辺については、やはり市民のこの声にどう応えていくのか。事前に通告しているわけですから、その処置についてどうされるのか、答弁をいただきたいと思います。

○吉本議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○山本生活福祉部長 尾和議員の再質問に、環境部局のほうよりお答えをさせていただきます。

今回の事案についてどうかというところでございます。一般的には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、これに基づいて、管理者に対して適正に処理していただくように説明あるいは助言、それから指導などを行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○尾和議員 やったんかというのを聞いておる。

○山本生活福祉部長 今回の件に関しましては、我々も現状のほうは見させていただいておりますので、これから管理者のほうに対して説明と助言をさせていただきたいと考えております。

○吉本議長 再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 再度確認ですが、今、助言・指導するということですので、現状を見て、早期に対応を求めていると思います。

その結果については、またご連絡をいただきたいと思います。

○吉本議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○山本生活福祉部長 再々質問にお答えいたします。

先ほど申し上げましたように、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に沿って、管理者のほうと十分お話をさせていただきたいと思います。また、報告求められましたら、させていただきたいと思います。

以上です。

○吉本議長 これで、尾和弘一議員の3番目の質問を終わります。

引き続きまして、4番目の質問を願います。

尾和弘一議員。

○尾和議員 次に、4番目の質問をさせていただきます。

那賀病院の労働実態についてであります。昨年の12月議会において、那賀病院の超過勤務に関して、実態をお聞きをしました。その実態は、私の想像を超える長時間が明らかになっています。その後、和歌山日赤においても、労働基準監督署が指摘をして、改善するよう指導したと新聞報道されております。

医師も人間であり、また、労働者であります。その労働環境は整備されなければ、このような不幸を繰り返し起こすことは許されません。このような実態を早期に改善すべきであります。

まず第1点目、この労働実態というのは36協定違反の超過勤務についてであります。その後の経過についてお聞きをしたいと思います。

2番目に、違反状態を改善するために、どのようにしていくのか、ご答弁をいただきたいと思います。

○吉本議長　ただいまの4番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○山本生活福祉部長　尾和議員ご質問の4番目、那賀病院の労働実態について、お答えをいたします。

まず1点目につきましては、12月議会で尾和議員から労働実態についてのご質問があったことを那賀病院にお伝えをしております。

2点目につきましては、那賀病院から聞き取りした内容となっておりますが、根本的な原因は、医師が不足しているところにあり、病院において医師の増員に尽力しておられるところですが、医師不足は和歌山県のみならず、全国的な問題であり、解決は容易ではありません。

一方、病院の自助努力として、医師の事務的作業を補助する医師事務作業補助者を増員することで、少しでも医師の業務が軽減できるよう改善を進めているとのことです。

以上です。

○吉本議長　再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員　そうしますと、12月議会ではお伝えをするという返事をして伝えたと。伝えた上で、医師の事務作業を軽減するためということなのですが、基本認識として、那賀病院の36協定に違反をしているという認識は、共通認識として持っておられるのか、その点について再度お聞きをしたいと思います。

もう1点は、私たちは、岩出市に関すること、これらの問題についても、やはり

問題意識を持って改善をさせていくということが求められるというふうに思うんですが、その認識について、何か第三者みたいな立場で答弁をされているんですけども、私はそうではなくして、主体的に岩出市としてもかかわりがあるわけですから、これについて責任を持って、コンプライアンスのもとで、法律があるなら、これを改善していくと。今の部長の答弁では、医師不足が原因だというような形で、やっぱり逃げておられるとしか、私には理解ができません。医師が不足しておるから法律を違反してもいいんだというような認識であれば、私は問題だと思うんですけども、それについてご答弁をください。

○吉本議長　ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○山本生活福祉部長　尾和議員の再質問にお答えいたします。

1点、那賀病院の実態が36協定違反ではないかという認識を持っているのかというところ、それから、市として、第三者的ではなくて、問題解決を主体的にやっていかなあかんのではないかと、そういうところだったと思います。一括してお答えいたします。

医療機関としての公立那賀病院、地方自治体としての岩出市、それぞれの立ち位置、位置関係、それに沿って対応していくというところではありますが、その対応の内容につきましては、せんだっての12月議会、あるいは今回の当初の答弁で申し上げたとおりです。

以上です。

○吉本議長　再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員　何かね、私が質問して、それに対してまともに答弁してないんですよ。

36協定、違反しているんか、していないか、実態について答弁してないんですよ、部長は、那賀病院のね。違反しているんか、していないか、それについてご答弁ください。

そういう立場で、今回の問題はどうか解決していくのか。医師不足という形で答弁を逃げているとしか思えないんですけども、これについて再度ご答弁をください。

○吉本議長　ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○山本生活福祉部長　尾和議員の再々質問にお答えいたします。

36協定に違反しているのか、いないのか、はっきり答弁せよということでござ

います。先ほど申し上げましたように、我々地方自治体としての岩出市が、医療機関である公立那賀病院の労働実態に関して、36協定違反であるや、どうやというのを言及する立場にはないと考えております。

以上です。

○吉本議長　これで、尾和弘一議員の4番目の質問を終わります。

引き続きまして、5番目の質問を願います。

尾和弘一議員。

○尾和議員　次に、種子法についてお聞きをしたいと思います。

種子法の廃止が、ことし4月1日から廃止になります。食糧需給のための自治体など、その地域に合った作物の種、開発普及を義務づけているのが種子法でした。しかし、種子法の廃止が実現してしまいますと、外資系の種子会社が参入して、日本の種を独占することにもなりかねない。中でも、アメリカの農業大手モンサントの遺伝子組み換え作物は、健康被害の可能性がいまだ払拭されていない。

種子法廃止は、そうした作物の種を日本に広めるきっかけをつくりかねないのであります。種子法と言われてもぴんとこない人が多いかもしれません。一般には余り知られていないが、戦後の日本で、米や大豆、麦など、種子の安定供給を支えてきた法律であります。この法律が突如廃止されることになった。ことし2月に廃止されることが閣議決定され、4月に可決成立して、ことしの4月1日に廃止されるという状況にあります。

種子法については、私どもの食や農業は大丈夫なのかということで、米や麦の安定供給を縁の下で支えてきた種子法、専門的な法律なので、名前も聞いたことがない人が多いでしょう。種子法は、米や麦、大豆といった主要作物について、優良な種子の安定的な生産と普及を国が果たすべき役割と定めている法律です。

種子の生産自体は都道府県やJAや普及センターなどが担ってきましたが、地域に合った良質な種子が農家に行き渡るように、種子法のもと、農業試験場の運営などに必要な予算の手当などは、国が責任を持って今日まで担ってきました。

種子法が制定されたのは1952年5月、注目したいのは第二次世界大戦終結のためのサンフランシスコ講和条約が発効された翌月というタイミングです。戦中から戦後にかけて、食糧難の時代を経験した日本が、食糧を確保するために種子が大事と主権を取り戻すのとほぼ同時に取り組んだこの種子法の制定でした。

私は、そこに二度と国民を飢えさせない、国民に食糧を提供する責任を負うという国の明確な意思があったと考えております。

政府や農水省は、国が管理する仕組みが、民間の品種開発意欲を阻害していくからと説明しています。

種子の生産コストが国の財源で賄うなど、今の制度では都道府県と民間企業との競争条件が対等ではないということです。環太平洋パートナーシップ、いわゆるTPPなど、グローバル化を推し進める中で、企業の活動を阻害するような規制を緩和する措置の一環という見方もあります。

これまでも種子法は、民間の参入を禁じていたわけではありませんが、種子法なくしてハードルをさらに下げることで、民間企業、特に外国企業の参入を積極的に進めようという思惑があるのであります。私は、これらの種子法の廃止について、多くの課題や疑問が現在あります。

そこで、岩出市において、この法律の廃止による弊害について、どのように認識をされているのか。

2番目に、米、麦、大豆、白菜、キャベツ等における影響をどう認識されているのか。

3番目に、今後どのように岩出市として取り組んでいこうとしているのか、ご答弁をいただきたいと思います。

○吉本議長　ただいまの5番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○船戸事業部長　種子法についてお答えします。

1点目、廃止による弊害についての認識については、今回、主要農作物種子法が廃止されることにより、特に弊害が生じるものではないと認識しています。

次に2点目、米、麦、大豆、白菜、キャベツはどうなるのかについて、主要農作物種子法第2条に規定されている農作物は、稲、大麦、裸麦、小麦及び大豆であり、その中で、議員ご質問の米、麦、大豆については、1点目で回答したとおり、法律廃止により特に弊害が生じるものではないと認識しています。

次に3点目、今後どのように取り組むのかについて、主要農作物種子法は、戦後食糧増産が国家的課題であった昭和27年に制定されて以来、稲、麦類及び大豆について、国・都道府県が主導して、優良な種子の生産、普及を進めてきました。しかし、民間企業が開発した稲の品種で、主要農作物種子法に基づく奨励品種に指定されている品種がないという状況が続いているなどの問題も生じていたことから、今回、需要に応じた多様な種子の開発、供給体制を構築するため、都道府県による種子開発、供給体制を生かしつつ、民間企業との連携により進めることを目的として

廃止されるものでありますので、当市独自の取り組みは考えておりません。

なお、主要農作物種子法には、もともと遺伝子組み換え作物の防止や外資系企業の参入についての規定はございません。

以上です。

○吉本議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 今、部長のほうから答弁をいただきました。

種子法によって、我々の生活における不利益はないんだということでありました。私は、その見解については問題があるというふうに思っております。現に、この種子法があることによって、都道府県で改良して、最もよい種子を開発した、国の予算もついていたわけですが、それが撤廃になりますと、種子、種ですね、それ自体が自由化によって多くの影響を受けるということが言われております。

種子法があることで、日本の米、麦、大豆は守られてきたわけであります。この種子法廃止によって、今、コシヒカリの品種 1 キロ当たり 500 円ほどの安定供給が何倍にもはね上がると。4 倍から 10 倍にはね上がるんじゃないかということになってきますと、米作については、もうさらに農家にとっては死活問題になると言わざるを得ないのであります。

新潟県においては、この種子法廃止に伴って、これは大変だということで、新潟県独自で、この種子を守るために、従来の種子を守るために、県が予算案を組んで、国の政策に対して正面から取り組みをしているというのが現状であります。全く時代認識も甚だしいと言わざるを得ません。

今の部長の答弁は、種子法が廃止されても影響がないんだということは、そういうことではないということを申し上げておきたいと思います。

それから、遺伝子組み換えの問題について言われました。日本において、これ遺伝子組み換えの問題については、多くの問題点は指摘をされております。コシヒカリの、モンサントによれば、遺伝子組み換えによって、全てのことが、大豆とか麦とか、この影響を受けるということで、今、人間の男女の精子・卵子の問題について、口から入れる食によって、その減少が言われているという科学的なデータもあります。

日本人類の根幹を揺るがす種子法であると言わざるを得ないんですが、それらの問題について、遺伝子組み換えが行われれば、たちまち日本人類、日本における人、人類について影響が出てくるということでもありますから、今言われた部長の答弁で

は、私は理解できないし、納得できないし、その見解については間違っているんだということを申し上げておきたいと思います。

そこで、我々どうするのかということで、今、岩出市においては影響ないということですが、そういうことを言われる部長については、私は残念だなと思っておるんですが、これから種子を守っていくために、古来からある日本における種子、これをいかにして守っていくのかという基本的な姿勢を岩出市においても持っていて、県とか国に意見を上げていくという立場をとっていただきたいと思います。ですが、これについて市長の見解をお聞きをしたいと思います。

○吉本議長　ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○船戸事業部長　再質問にお答えします。

先ほども申し上げましたとおり、種子法廃止の目的は、時代に合っていないこと、それと民間の技術が反映されにくいシステムになっていること、それを解消するためのものです。種子そのものが守られるかどうかというのは、種子法だけでなく、種苗法、その他の法律がありますので、それで大丈夫だと認識しております。

それと、遺伝子組み換えについてですが、種子法は決して遺伝子組み換えを制限する法律ではないので、種子法があってもなくても同じことだと思います。

以上です。

○吉本議長　再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員　種子法についての基本的な考え方、部長の誤った認識については、これ以上議論しても前向きに進まないのので、これで終わりにしたいと思いますが、再度、この種子について勉強していただきたいということをお願いして、この質疑は終わりたいと思います。

○吉本議長　これで、尾和弘一議員の5番目の質問を終わります。

引き続きまして、6番目の質問を願います。

尾和弘一議員。

○尾和議員　最後になりますが、教育関係の改善についてお聞きをしたいと思います。

過去6月、9月、12議会において、教員の長時間労働の実態や負担軽減、削減対策を求めてまいりました。その後、実態についてどうなっているかということで、その際に、小学校では8時間以上が1.23%、それから45時間超えが33.3%、中学校では7.53%、45時間が23.6%であると答弁をされてきました。

その後、校長に対して、適切に負担軽減を図るよう指導していくというご答弁をいただきました。9月議会では、管理をしている、また、留守番電話を研究したいとか、その他の改革について、体制が整ったものから実施をしたいということでありました。12月議会で部長は、11月、12月にかけて勤務時間の実態調査を現在しており、集計・分析を行っている。また、どれだけ減ったかということについてはお答えできませんと答弁をされておりました。先般、岩出市のほうから2月度の超過勤務実態をいただきました。

そこで、質問なのですが、その後、岩出市の教職員の勤務時間の実態について、どのように推移をしているのか。

それから、超過勤務の改善方針を具体的にどうするのか。

それから、3番目に、地方教育審議会の答申、これについて方針をどのように実践をしていくのか、お聞きをしたいと思います。

○吉本議長　ただいまの6番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育長。

○塩崎教育長　ご質問の6番目、教育環境の改善について、通告に従いお答えします。

まず1点目、岩出市教職員の勤務時間の実態はどうかについて、平成30年2月の勤務時間については、小学校の超過勤務時間の平均は27.8時間、中学校では46.2時間です。

2点目、改善の方針はどうか、3点目、中央教育審議会の方針、どのように実施していくのかを一括してお答えします。

平成29年8月に出された中央教育審議会初等中等教育分科会の学校における働き方改革特別部会からの学校における働き方改革に係る緊急提言や平成29年12月に出された文部科学省からの学校における働き方改革に関する緊急対策につきましては、教育委員会といたしましても、課題意識を持っております。

平成29年9月議会や12月議会でもお答えしましたとおり、本市における教職員の業務改善につきましては、既に市費による適応指導教室の開設や特別支援教育にかかわる介助員、授業にかかわる学校図書館司書の配置を行っております。

また、県費を活用して問題行動等への対応として、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、不登校支援員、スクールサポーターなどを配置しています。中学校の部活動につきましては、1週間のうち1日を休養日としております。

また、体力テストの集計や岩出市学力調査の採点、分析の業務委託、そして各種調査の精選をすることで、教職員の業務軽減に努めています。

なお、本提言にあります給食費の公会計化や口座振替納付等、既に教員の業務ではなく、いち早く改善をしたところです。

以上のことから、中央教育審議会からの提言や対策にある多くの方策を既に実施しているところです。

以上です。

○吉本議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 今ご答弁いただきました。私は、この2月の調査をまとめてみました。

もとのデータというのはよくわからないんですが、まず、この退勤時間管理簿という形でいただきましたが、これは第三者が見て、なるほどなということなのか、自己申告で集計されたデータなのか、その点をまずお聞きをしておきたいと思います。

それから、その上で、今、小学校では27.8%、中学校では46.2%ということであります。なかんずく、ここの中で出ているのは最高が、これ中学校で113時間、これで試算しますと、1カ月だけですから、年間で試算すると、12を掛けたら1,200時間ぐらいになるんですね。これがずっと続いているとは想定してないんですけども、これは過労死時間を超える大幅な実態にあるということは認識をされているのかどうか。その2点をお聞きします。

それから、中教審の答申の中で出ているのは、時間管理について、勤務時間管理の徹底、適正な勤務時間の設定として、ガイドラインということで、これはさきの議会でも質問をしたんですが、自己申告方式ではなく、この管理権者である教育委員会等は、自己申告方式ではなく、ICTの活用やタイムカードなどにより、勤務時間を客観的に把握して集計するシステムを直ちに構築するよう促すという緊急政策が出されているんですね。そういう意味では、これを岩出市はやるのか、やらないのか、これについて再度お聞きをしたいと思います。

それから、時間外勤務の抑制の措置として、時間外労働の現状について、原則月45時間、年間360時間と示されており、これを参考に、教師が長時間勤務による健康を害さないために、勤務時間に関する数値を示した上限の目安を含むガイドラインを検討して提示をするということを言われております。

私は、いわゆる月45時間、年間360時間、これをいかに守るか。最低限守るかということが、今求められておると思うんですが、それについてご答弁をいただきたいと思います。

○吉本議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○秦野教育部長 尾和議員の再質問にお答えをいたします。

3点あったかと思います。提供させていただいたデータは、自己申告のものかどうか。それから、自己申告ではなく、タイムカード、ICTを活用してはどうか。それから、月45時間の目安、ガイドラインをいかに考えるかというご質問であったかと思います。

まず1点目、自己申告のデータかどうかということなのですが、これについては職員が退庁時に記録をとったものを学校で取りまとめたものでございます。

2点目、自己申告でなく、タイムカード、ICT活用という部分につきましては、平成30年度、教職員の勤務負担軽減の一環としまして、教職員にパソコンを100%配置する予定でございます。

そういったことから、ICTによる管理は検討する余地はあろうと思いますが、基本的に、こういうタイムカードにするか、出勤簿にするか、現在は出勤簿ということになってございます。これは任命権者である県が判断すべきことであると考えております。

それから、月45時間という話ですが、これは政府全体の働き方改革実行計画においても、時間外労働の限度について、月45時間と示されてございます。基本的には、教員についてもこの原則を尊重すべきであると考えます。

なお、学校長は、いわゆる超勤4項目以外は、勤務の振りかえができない場合は、時間外勤務を命ずることができないとなっておりますので、疲労回復の観点から、できるだけその週のうちに振りかえを行うよう、学校に対して指導してまいりたいと考えてございます。

失礼しました。100時間超えの話について抜けていたと思います。この調査月につきましては、2月という特殊な時期でございます。学校の業務の特殊性がございまして、この時期、中学校は、高校進学に向けての調査書の作成であるとか、保護者、子供からの相談業務など受けている時期でございまして、この時期は超過勤務が増してくるものと考えます。

さらに、この時期というか、この2月は、生徒指導上の問題にかかわりまして、保護者の都合に合わせて深夜まで対応したという特殊な事例も含まれてございます。年間を通じて考えますと、夏休みなどは小中学校とも超過勤務はほとんどございません。ですから、これが1年間続くものではございません。

つけ足します。100時間超えの件ですが、この2月につきましては、土日の宿泊

を伴う遠征を勤務時間に計上しているため、超勤が多くなった教員もいたというのが現実でございます。

○吉本議長 再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 これは解決するまで一般質問しますんでね。私は、この問題について、もっと具体的に、やはり対策を打つということが必要やと思います。

部長の答弁で、1点だけ気になるのは、いわゆる県の仕事やと、時間管理を把握するのは。県の判断で県がやるべきことで、岩出市ではないというふうなご答弁がありました。私はそう違うと思うんですね。タイムカードについて、それから、パソコン等については、岩出市の予算の中から支出しているんじゃないですか。タイムカードについて、設備的な問題が、設置をする場合は、岩出市の予算で支出するんじゃないんですか。

もう1点、この2月度いただきましたが、これから毎月調査をしていただいて、この超過勤務時間についての管理簿の提出を最後をお願いして、私の質問を終わります。ご答弁ください。

○吉本議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○秦野教育部長 再々質問についてお答えをいたします。

取り組みが進むまでというお話でございましたが、冒頭、教育長が答弁しましたように、文部科学省の提言の中にありますかなりの部分については、既に取り組んでいるところでございます。来年度に向けましては、教職員のパソコン100%、さらには提言の中にもありますコミュニティスクールの導入、そういったことも予定してございます。順次対応しているつもりでございます。

また、退勤時刻等の管理は県がすべきだと、私が答弁したということでございますが、パソコン100%に伴って、市のほうで管理することも可能であるという話は申し上げております。

引き続き、この働き方改革につきましては、教職員の負担軽減、それから教職員が子供に向き合う時間を確保するという、この2つの観点から非常に重要でありますので、引き続き取り組んでまいりたいと考えてございます。

○吉本議長 これで、尾和弘一議員の6番目の質問を終わります。

以上で、尾和弘一議員の一般質問を終わります。

以上で、今期定例会に付議されました事件は、全て議了いたしました。

お諮りいたします。

会議規則第7条の規定により、本日をもって今期定例会を閉会することにご異議
ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○吉本議長　ご異議なしと認めます。

よって、本日をもって今期定例会を閉会とすることに決しました。

これにて、平成30年第1回岩出市議会定例会を閉会いたします。

慎重審議、どうもご苦労さまでした。

~~~~~○~~~~~

閉会

(15時50分)

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定に基づき上記議会の次第を記録し、これを証  
するために署名する。

平成 3 0 年 3 月 2 2 日

岩出市議会議長

署名議員

署名議員